

平成 30 年度

水道水及び水道用薬品等に関する調査等一式業務

報 告 書

平成 31 年 3 月

株式会社 三菱ケミカルリサーチ

目次

1. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 業務内容	2
2. 水質基準等の水質検査結果の整理	3
2-1. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し	3
2-2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理	72
2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新	116
3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計	151
3-1. 水道水質の被害状況等調査	151
3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査	158
3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査	163
3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査	181
3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査	194
4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	195
4-1. 調査概要	195
4-2. 集計結果	196
5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理	208
5-1. 各国における薬品基準等の概要	208
5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格	213
6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他	217
6-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質	217
6-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理	242
6-3. 海外の浄水処理等の情報収集	255
7. 水質基準等に関する情報の更新	274
7-1. 水質基準等の見直しの動向	274
7-2. データベースの整理・情報更新	301
8. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ	303
8-1. 要検討項目への追加候補物質の検討	303
8-2. 追加すべき候補物質の検討	309

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査業務は、水道水及び水道原水における水質検査結果等の整理及び水道用の薬品基準に関する各国の動向等の収集・整理等を行うことにより、水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、「平成 29 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査等業務」において構築した水道水における有害物質のデータベースをもとに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報及び有害物質の健康影響等の最新の情報を収集・整理することにより、水質基準の逐次改正に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1) 水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書 2 の(1)）

(1) 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（平成 24 年度～平成 28 年度版、浄水）を、第 9 回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、基準値又は目標値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

(2) 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 28 年度及び 29 年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目等、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

(3) 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 28 年度統計）より収集した情報及び前記（2）により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

2) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書 2 の(3)）

平成 22 年度以降、厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

3) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理（仕様書 2 の(4)）

(1) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集・整理

米国（AWWA 及び NSF）、欧州、中国、韓国、WHO における薬品基準等の①概要（改正経緯含む）、②現行基準の内容と設定根拠を収集・整理した。

(2) 各国基準の比較表の作成

日本（JWWA、JIS）の規格と(1)に示す各国の基準項目及び基準値を整理した。

4) 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理（仕様書 2 の(5)）

(1) 日本の毒性情報

我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類（水質管理目標設定項目 15 の対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類）に係る内閣府食品安全委員会における検討結果（平成 30 年 3 月以降に評価結果が公表されたものに限る。）を収集・整理し、過年度の評価結果の一覧（H29 年度調査業務：表 6-3）を更新した。

(2) 海外の毒性情報

海外諸国・機関(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO)における基準値・目標値等(H29年度調査業務：表 6-5～表 6-10)を更新し、我が国の現行の水質基準等の中で基準値・目標値等の比較を行った。

(3) 毒性情報の知見整理

我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点のあった物質について、知見を整理し、我が国の現行の水質基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。

5) 水質基準等に関する情報の更新（仕様書 2 の(6)）

(1) 関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報(H29年度調査業務：表 6-12～表 6-18)を更新した。

(2) データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、H29年度調査業務において作成したデータベースを更新した。

6) 基礎情報収集対象物質のとりまとめ（仕様書 2 の(7)）

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」に示された基礎情報収集対象物質(過年度業務において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む)について、平成 27 年度の環境中での各物質の検出状況(環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査)から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。

7) 報告書作成

以上の調査結果をとりまとめ、会議資料及び報告書を作成した。

2. 水質基準等の水質検査結果の整理

2-1. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水

質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）の「資料4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1) 定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度に変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

(1) 定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質-----表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

(2) 定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去5年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解・除去等を行ったりする必要が有ると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素 [*] 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジオオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※ 平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3 基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4 基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しを検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名	
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤	ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル	ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※ 平成 22 年 2 月 17 日健水発 0217 第 1 号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※ 平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5 過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） 水道法第 4 条の例示項目 	<ul style="list-style-type: none"> 場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数% 	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※ 農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件 1 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

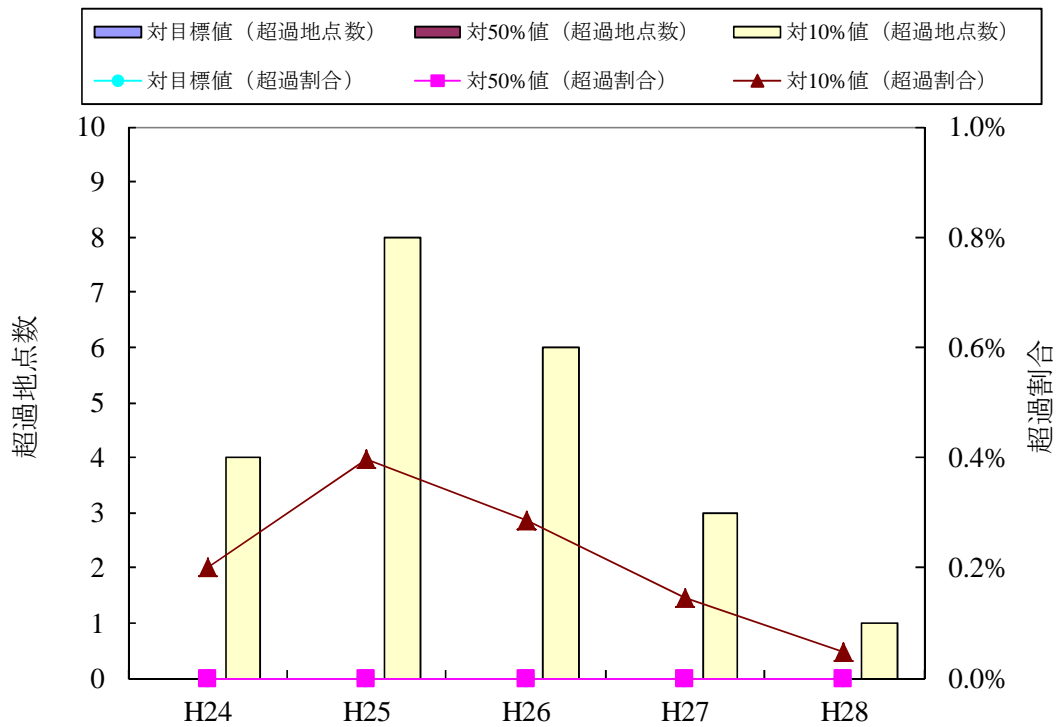
2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況

(1) データ整理

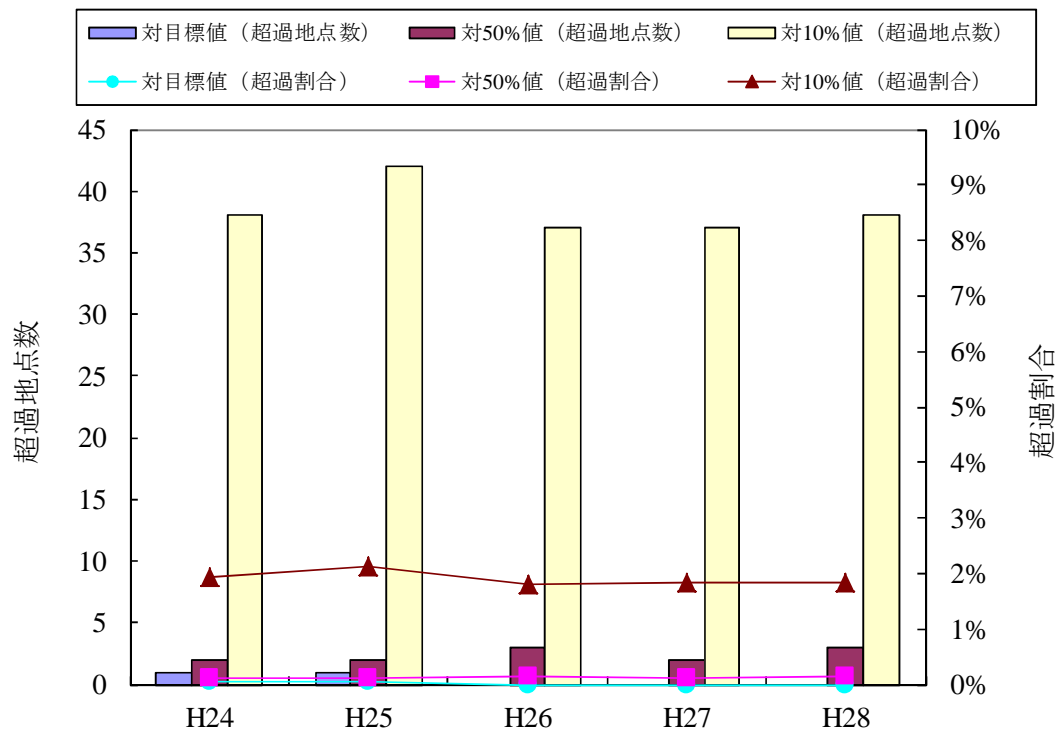
水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 24 年度版～平成 28 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を図 2-1～図 2-25 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状

目-1 アンチモン及びその化合物 【健康項目】



目-2 ウラン及びその化合物 【健康項目】



況を

図 2-26～図 2-37 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H24			H25			H26 ※2			H27 ※3			H28 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	5,981	1	0.0%	6,002	3	0.0%	6,074	5	0.1%	6,181	2	0.0%	6,636	3	0.0%
				対50%値	5,981	16	0.3%	6,002	21	0.3%	6,074	21	0.3%	6,181	16	0.3%	6,636	27	0.4%
				対10%値	5,981	124	2.1%	6,002	115	1.9%	6,074	107	1.8%	6,181	99	1.6%	6,636	121	1.8%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	5,981	0	0.0%	6,001	1	0.0%	6,074	0	0.0%	6,181	2	0.0%	6,636	1	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,709	0	0.0%	5,684	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,703	0	0.0%	6,252	0	0.0%
				対50%値	5,709	3	0.1%	5,684	2	0.0%	5,582	4	0.1%	5,703	1	0.0%	6,252	3	0.0%
				対10%値	5,709	14	0.2%	5,684	8	0.1%	5,582	9	0.2%	5,703	7	0.1%	6,252	9	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,409	0	0.0%	5,522	0	0.0%	5,467	0	0.0%	5,585	0	0.0%	6,133	0	0.0%
				対50%値	5,409	6	0.1%	5,522	3	0.1%	5,467	2	0.0%	5,585	3	0.1%	6,133	8	0.1%
				対10%値	5,409	7	0.1%	5,522	3	0.1%	5,467	4	0.1%	5,585	6	0.1%	6,133	10	0.2%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,499	0	0.0%	5,603	0	0.0%	5,548	0	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%
				対50%値	5,499	6	0.1%	5,603	1	0.0%	5,548	2	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%
				対10%値	5,499	13	0.2%	5,603	6	0.1%	5,548	12	0.2%	5,674	4	0.1%	6,224	3	0.0%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,644	0	0.0%	5,745	1	0.0%	5,713	1	0.0%	5,817	0	0.0%	6,377	0	0.0%
				対50%値	5,644	23	0.4%	5,745	20	0.3%	5,713	20	0.4%	5,817	15	0.3%	6,377	28	0.4%
				対10%値	5,644	291	5.2%	5,745	285	5.0%	5,713	235	4.1%	5,817	240	4.1%	6,377	308	4.8%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,550	1	0.0%	5,645	0	0.0%	5,604	0	0.0%	5,723	0	0.0%	6,258	0	0.0%
				対50%値	5,550	54	1.0%	5,645	54	1.0%	5,604	79	1.4%	5,723	74	1.3%	6,258	69	1.1%
				対10%値	5,550	516	9.3%	5,645	502	8.9%	5,604	544	9.7%	5,723	547	9.6%	6,258	602	9.6%
基-8	六価クロム化合物	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%
				対50%値	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%
				対10%値	5,596	1	0.0%	5,702	2	0.0%	5,658	1	0.0%	5,780	3	0.1%	6,329	2	0.0%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	2,048	1	0.0%	2,085	0	0.0%	5,906	0	0.0%	6,136	0	0.0%	6,592	0	0.0%
				対50%値	2,048	3	0.1%	2,085	2	0.1%	5,906	6	0.1%	6,136	4	0.1%	6,592	2	0.0%
				対10%値	2,048	42	2.1%	2,085	74	3.5%	5,906	150	2.5%	6,136	83	1.4%	6,592	73	1.1%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%
				対50%値	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%	6,063	3	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%
				対10%値	5,971	10	0.2%	5,987	13	0.2%	6,063	9	0.1%	6,173	20	0.3%	6,624	12	0.2%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,737	1	0.0%	5,812	1	0.0%	5,825	0	0.0%	5,921	0	0.0%	6,464	0	0.0%
				対50%値	5,737	134	2.3%	5,812	147	2.5%	5,825	137	2.4%	5,921	133	2.2%	6,464	147	2.3%
				対10%値	5,737	2,159	37.6%	5,812	2,153	37.0%	5,825	2,096	36.0%	5,921	2,041	34.5%	6,464	2,087	32.3%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,651	0	0.0%	5,747	1	0.0%	5,726	0	0.0%	5,835	0	0.0%	6,383	0	0.0%
				対50%値	5,651	58	1.0%	5,747	55	1.0%	5,726	64	1.1%	5,835	53	0.9%	6,383	55	0.9%
				対10%値	5,651	1,973	34.9%	5,747	2,004	34.9%	5,726	1,874	32.7%	5,835	1,802	30.9%	6,383	1,979	31.0%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,531	0	0.0%	5,631	1	0.0%	5,578	0	0.0%	5,709	0	0.0%	6,256	0	0.0%
				対50%値	5,531	21	0.4%	5,631	19	0.3%	5,578	14	0.3%	5,709	15	0.3%	6,256	17	0.3%
				対10%値	5,531	172	3.1%	5,631	172	3.1%	5,578	164	2.9%	5,709	162	2.8%	6,256	157	2.5%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,482	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,540	0	0.0%	5,656	0	0.0%	6,215	0	0.0%
				対50%値	5,482	1	0.0%	5,591	3	0.1%	5,540	5	0.1%	5,656	4	0.1%	6,215	3	0.0%
				対10%値	5,482	6	0.1%	5,591	7	0.1%	5,540	8	0.1%	5,656	5	0.1%	6,215	9	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,427	0	0.0%	5,557	0	0.0%	5,506	0	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	0	0.0%
				対50%値	5,427	0	0.0%	5,557	1	0.0%	5,506	2	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	1	0.0%
				対10%値	5,427	6	0.1%	5,557	4	0.1%	5,506	6	0.1%	5,633	2	0.0%	6,197	4	0.1%

表 2-7 水道水質基準項目の水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H24			H25			H26			H27 ※2			H28 ※3		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%	5,555	0	0.0%	5,677	0	0.0%	6,233	0	0.0%
				対10%値	5,582	1	0.0%	5,646	2	0.0%	5,555	5	0.1%	5,677	5	0.1%	6,233	1	0.0%
基-16	(シス=1,2-ジクロロエチレン)※	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-16	(トランス=1,2-ジクロロエチレン)※	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%
				対50%値	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%
				対10%値	5,484	1	0.0%	5,591	1	0.0%	5,541	2	0.0%	5,658	2	0.0%	6,214	1	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,485	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,543	0	0.0%	5,661	0	0.0%	6,214	0	0.0%
				対50%値	5,485	2	0.0%	5,591	3	0.1%	5,543	1	0.0%	5,661	1	0.0%	6,214	0	0.0%
				対10%値	5,485	10	0.2%	5,591	23	0.4%	5,543	14	0.3%	5,661	14	0.2%	6,214	9	0.1%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,529	0	0.0%	5,635	0	0.0%	5,562	0	0.0%	5,670	0	0.0%	6,217	0	0.0%
				対50%値	5,529	2	0.0%	5,635	4	0.1%	5,562	1	0.0%	5,670	1	0.0%	6,217	1	0.0%
				対10%値	5,529	35	0.6%	5,635	34	0.6%	5,562	28	0.5%	5,670	28	0.5%	6,217	25	0.4%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,485	0	0.0%	5,589	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%
				対50%値	5,485	0	0.0%	5,589	1	0.0%	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%
				対10%値	5,485	6	0.1%	5,589	7	0.1%	5,541	1	0.0%	5,659	1	0.0%	6,213	1	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,970	7	0.1%	5,991	6	0.1%	6,062	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%
				対50%値	5,970	236	4.0%	5,991	265	4.4%	6,062	177	2.9%	6,174	177	2.9%	6,627	194	2.9%
				対10%値	5,970	3,174	53.2%	5,991	3,148	52.5%	6,062	2,953	48.7%	6,174	2,953	47.8%	6,627	3,314	50.0%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	0	0.0%	5,989	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%
				対50%値	5,972	4	0.1%	5,989	3	0.1%	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%
				対10%値	5,972	32	0.5%	5,989	31	0.5%	6,063	53	0.9%	6,174	53	0.9%	6,627	31	0.5%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	0	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	1	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	2	0.0%
				対50%値	5,972	216	3.6%	5,991	255	4.3%	6,064	181	3.0%	6,174	181	2.9%	6,627	185	2.8%
				対10%値	5,972	2,291	38.4%	5,991	2,312	38.6%	6,064	2,254	37.2%	6,174	2,254	36.5%	6,627	2,403	36.3%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,970	7	0.1%	5,989	8	0.1%	6,064	4	0.1%	6,174	4	0.1%	6,627	2	0.0%
				対50%値	5,970	102	1.7%	5,989	121	2.0%	6,064	92	1.5%	6,174	92	1.5%	6,627	82	1.2%
				対10%値	5,970	1,714	28.7%	5,989	1,706	28.5%	6,064	1,701	28.1%	6,174	1,701	27.6%	6,627	1,692	25.5%
基-25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	1	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%
				対50%値	5,972	25	0.4%	5,991	18	0.3%	6,064	20	0.3%	6,174	20	0.3%	6,627	5	0.1%
				対10%値	5,972	273	4.6%	5,991	268	4.5%	6,064	234	3.9%	6,174	234	3.8%	6,627	182	2.7%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	1	0.0%	5,991	1	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	6	0.1%
				対50%値	5,972	25	0.4%	5,991	13	0.2%	6,063	15	0.2%	6,174	15	0.2%	6,627	15	0.2%
				対10%値	5,972	274	4.6%	5,991	260	4.3%	6,063	249	4.1%	6,174	249	4.0%	6,627	249	3.8%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	3	0.1%	5,991	3	0.1%	6,064	2	0.0%	6,174	2	0.0%	6,627	0	0.0%
				対50%値	5,972	209	3.5%	5,991	204	3.4%	6,064	153	2.5%	6,174	153	2.5%	6,627	182	2.7%
				対10%値	5,972	2,774	46.5%	5,991	2,834	47.3%	6,064	2,752	45.4%	6,174	2,752	44.6%	6,627	2,952	44.5%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	27	0.5%	5,989	29	0.5%	6,064	21	0.3%	6,174	21	0.3%	6,627	7	0.1%
				対50%値	5,972	312	5.2%	5,989	398	6.6%	6,064	388	6.4%	6,174	388	6.3%	6,627	325	4.9%
				対10%値	5,972	918	15.4%	5,989	999	16.7%	6,064	1,006	16.6%	6,174	1,006	16.3%	6,627	2,192	33.1%

※ 平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※ ¹ (mg/L)	区分	評価	H24			H25			H26 ※ ²			H27 ※ ³			H28 ※ ⁴		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	3	0.1%	5,991	4	0.1%	6,064	3	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	1	0.0%
				対50%値	5,972	178	3.0%	5,991	168	2.8%	6,064	109	1.8%	6,174	113	1.8%	6,627	135	2.0%
				対10%値	5,972	2,525	42.3%	5,991	2,564	42.8%	6,064	2,493	41.1%	6,174	2,534	41.0%	6,627	2,675	40.4%
基-30	プロモホルム	0.09mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,971	0	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%
				対50%値	5,971	4	0.1%	5,991	1	0.0%	6,064	6	0.1%	6,174	2	0.0%	6,627	1	0.0%
				対10%値	5,971	129	2.2%	5,991	130	2.2%	6,064	117	1.9%	6,174	154	2.5%	6,627	137	2.1%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,972	0	0.0%	5,988	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	1	0.0%
				対50%値	5,972	5	0.1%	5,988	0	0.0%	6,063	5	0.1%	6,174	0	0.0%	6,627	1	0.0%
				対10%値	5,972	76	1.3%	5,988	40	0.7%	6,063	54	0.9%	6,174	43	0.7%	6,627	36	0.5%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%	5,672	0	0.0%	5,784	0	0.0%	6,348	0	0.0%
				対50%値	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%	5,672	1	0.0%	5,784	1	0.0%	6,348	1	0.0%
				対10%値	5,606	13	0.2%	5,714	14	0.2%	5,672	14	0.2%	5,784	16	0.3%	6,348	20	0.3%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,683	10	0.2%	5,799	7	0.1%	5,768	8	0.1%	5,872	9	0.2%	6,452	8	0.1%
				対50%値	5,683	146	2.6%	5,799	157	2.7%	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%	6,452	118	1.8%
				対10%値	5,683	1,650	29.0%	5,799	1,542	26.6%	5,768	1,523	26.4%	5,872	1,511	25.7%	6,452	1,554	24.1%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,663	3	0.1%	5,804	2	0.0%	5,743	2	0.0%	5,848	1	0.0%	6,433	0	0.0%
				対50%値	5,663	24	0.4%	5,804	27	0.5%	5,743	17	0.3%	5,848	17	0.3%	6,433	27	0.4%
				対10%値	5,663	414	7.3%	5,804	385	6.6%	5,743	323	5.6%	5,848	344	5.9%	6,433	311	4.8%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,601	0	0.0%	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	0	0.0%
				対50%値	5,601	1	0.0%	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%	5,778	1	0.0%	6,344	2	0.0%
				対10%値	5,601	11	0.2%	5,711	12	0.2%	5,667	10	0.2%	5,778	9	0.2%	6,344	21	0.3%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,552	0	0.0%	5,660	0	0.0%	5,608	0	0.0%	5,726	0	0.0%	6,288	0	0.0%
				対50%値	5,552	1	0.0%	5,660	1	0.0%	5,608	2	0.0%	5,726	2	0.0%	6,288	3	0.0%
				対10%値	5,552	657	11.8%	5,660	625	11.0%	5,608	577	10.3%	5,726	566	9.9%	6,288	611	9.7%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,626	1	0.0%	5,742	0	0.0%	5,693	1	0.0%	5,810	1	0.0%	6,371	0	0.0%
				対50%値	5,626	6	0.1%	5,742	4	0.1%	5,693	7	0.1%	5,810	7	0.1%	6,371	15	0.2%
				対10%値	5,626	161	2.9%	5,742	144	2.5%	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.0%	6,371	128	2.0%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	5,981	0	0.0%	6,001	0	0.0%	6,074	0	0.0%	6,179	0	0.0%	6,636	0	0.0%
				対50%値	5,981	12	0.2%	6,001	13	0.2%	6,074	15	0.2%	6,179	13	0.2%	6,636	12	0.2%
				対10%値	5,981	1,106	18.5%	6,001	1,077	17.9%	6,074	1,009	16.6%	6,179	954	15.4%	6,636	1,013	15.3%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,715	0	0.0%	5,797	2	0.0%	5,795	0	0.0%	5,915	0	0.0%	6,424	0	0.0%
				対50%値	5,715	76	1.3%	5,797	79	1.4%	5,795	70	1.2%	5,915	68	1.1%	6,424	58	0.9%
				対10%値	5,715	4,281	74.9%	5,797	4,354	75.1%	5,795	4,273	73.7%	5,915	4,350	73.5%	6,424	4,628	72.0%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,721	0	0.0%	5,782	0	0.0%	5,806	0	0.0%	5,920	0	0.0%	6,390	3	0.0%
				対50%値	5,721	202	3.5%	5,782	190	3.3%	5,806	167	2.9%	5,920	172	2.9%	6,390	180	2.8%
				対10%値	5,721	5,319	93.0%	5,782	5,418	93.7%	5,806	5,422	93.4%	5,920	5,494	92.8%	6,390	5,923	92.7%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,386	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%
				対50%値	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%
				対10%値	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,481	7	0.1%	5,575	3	0.1%	5,635	6	0.1%	5,735	12	0.2%	6,229	2	0.0%
				対50%値	5,481	47	0.9%	5,575	68	1.2%	5,635	62	1.1%	5,735	62	1.1%	6,229	47	0.8%
				対10%値	5,481	712	13.0%	5,575	747	13.4%	5,635	721	12.8%	5,735	685	11.9%	6,229	706	11.3%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,481	7	0.1%	5,574	1	0.0%	5,635	1	0.0%	5,734	1	0.0%	6,230	0	0.0%
				対50%値	5,481	28	0.5%	5,574	36	0.6%	5,635	16	0.3%	5,734	8	0.1%	6,230	20	0.3%
				対10%値	5,481	356	6.5%	5,574	355	6.4%	5,635	311	5.5%	5,734	301	5.2%	6,230	329	5.3%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H24			H25			H26			H27 ※2			H28 ※3		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,512	0	0.0%	5,619	0	0.0%	5,599	0	0.0%	5,639	0	0.0%	6,185	0	0.0%
				対50%値	5,512	3	0.1%	5,619	4	0.1%	5,599	2	0.0%	5,639	2	0.0%	6,185	3	0.0%
				対10%値	5,512	178	3.2%	5,619	187	3.3%	5,599	190	3.4%	5,639	190	3.4%	6,185	304	4.9%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,372	0	0.0%	5,483	0	0.0%	5,431	0	0.0%	5,546	0	0.0%	6,103	0	0.0%
				対50%値	5,372	6	0.1%	5,483	2	0.0%	5,431	2	0.0%	5,546	2	0.0%	6,103	8	0.1%
				対10%値	5,372	10	0.2%	5,483	2	0.0%	5,431	3	0.1%	5,546	3	0.1%	6,103	9	0.1%
基-46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	5,980	0	0.0%	6,002	0	0.0%	6,073	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	0	0.0%
				対50%値	5,980	129	2.2%	6,002	136	2.3%	6,073	95	1.6%	6,181	95	1.5%	6,636	82	1.2%
				対10%値	5,980	3,531	59.0%	6,002	3,489	58.1%	6,073	3,451	56.8%	6,181	3,451	55.8%	6,636	3,658	55.1%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	5,981	4	0.1%	6,002	6	0.1%	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%
				アルカリ側超	5,981	1	0.0%	6,002	7	0.1%	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	5,981	3	-	5,997	3	0.1%	6,071	1	0.0%	6,178	1	0.0%	6,637	1	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	5,981	3	-	6,000	12	0.2%	6,074	9	0.1%	6,181	9	0.1%	6,636	12	0.2%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	5,981	6	0.1%	6,002	2	0.0%	6,002	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	15	0.2%
				対50%値	5,981	131	2.2%	6,002	112	1.9%	6,002	100	1.7%	6,181	100	1.6%	6,636	120	1.8%
				対10%値	5,981	1,526	25.5%	6,002	1,513	25.2%	6,002	1,427	23.8%	6,181	1,427	23.1%	6,636	1,584	23.9%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	5,981	1	0.0%	6,002	2	0.0%	6,074	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	9	0.1%
				対50%値	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%	6,181	27	0.4%	6,636	42	0.6%
				対10%値	5,981	343	5.7%	6,002	321	5.3%	6,074	290	4.8%	6,181	290	4.7%	6,636	363	5.5%

※1 平成29年4月1日時点の基準値で評価している。

※2 平成26年度の六価クロム化合物については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。

※3 平成27年度の六価クロム化合物については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過2地点が誤報告であることを確認)。

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H24			H25 ※2			H26			H27 ※3			H28 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-1	アンチモン及び その化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%
				対50%値	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%
				対10%値	1,992	4	0.2%	2,010	8	0.4%	2,088	6	0.3%	2,053	3	0.1%	2,085	1	0.0%
目-2	ウラン及びその 化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	1,952	1	0.1%	1,969	1	0.1%	2,057	0	0.0%	2,030	0	0.0%	2,057	0	0.0%
				対50%値	1,952	2	0.1%	1,969	2	0.1%	2,057	3	0.1%	2,030	2	0.1%	2,057	3	0.1%
				対10%値	1,952	38	1.9%	1,969	42	2.1%	2,057	37	1.8%	2,030	37	1.8%	2,057	38	1.8%
目-3	ニッケル及びその 化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,217	0	0.0%	2,223	1	0.0%	2,322	0	0.0%	2,281	1	0.0%	2,339	0	0.0%
				対50%値	2,217	1	0.0%	2,223	2	0.1%	2,322	1	0.0%	2,281	2	0.1%	2,339	0	0.0%
				対10%値	2,217	49	2.2%	2,223	31	1.4%	2,322	18	0.8%	2,281	21	0.9%	2,339	18	0.8%
目-5	1,2-ジクロロエ タン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	1,940	0	0.0%	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%
				対50%値	1,940	1	0.1%	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%
				対10%値	1,940	2	0.1%	1,963	1	0.1%	2,026	0	0.0%	2,009	1	0.0%	2,019	0	0.0%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%
				対50%値	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%
				対10%値	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ(2- エチルヘキシル)	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,759	0	0.0%	1,766	0	0.0%	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%
				対50%値	1,759	0	0.0%	1,766	1	0.1%	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%
				対10%値	1,759	18	1.0%	1,766	51	2.9%	1,817	35	1.9%	1,767	7	0.4%	1,806	10	0.6%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%
				対50%値	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%
				対10%値	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	2	0.2%	1,131	1	0.1%	1,144	0	0.0%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%
				対50%値	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%
				対10%値	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%
目-13	ジクロロアセ トリル	0.01mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,465	0	0.0%	2,462	0	0.0%	2,527	0	0.0%	2,506	0	0.0%	2,590	0	0.0%
				対50%値	2,465	6	0.2%	2,462	5	0.2%	2,527	15	0.6%	2,506	6	0.2%	2,590	2	0.1%
				対10%値	2,465	338	13.7%	2,462	395	16.0%	2,527	353	14.0%	2,506	339	13.5%	2,590	330	12.7%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,466	0	0.0%	2,463	0	0.0%	2,535	0	0.0%	2,508	0	0.0%	2,593	0	0.0%
				対50%値	2,466	39	1.6%	2,463	39	1.6%	2,535	27	1.1%	2,508	23	0.9%	2,593	34	1.3%
				対10%値	2,466	670	27.2%	2,463	725	29.4%	2,535	697	27.5%	2,508	687	27.4%	2,593	711	27.4%
目-15	農薬類	検出値と目標値 の比の和とし て、1以下	健康項目	対目標値	750	0	0.0%	736	0	0.0%	708	0	0.0%	696	0	0.0%	705	0	0.0%
				対50%値	750	2	0.3%	736	2	0.3%	708	0	0.0%	696	0	0.0%	705	3	0.4%
				対10%値	750	5	0.7%	736	8	1.1%	708	1	0.1%	696	1	0.1%	705	4	0.6%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	5,829	45	0.8%	5,864	58	1.0%	5,937	50	0.8%	6,060	50	0.8%	6,480	47	0.7%
				対50%値	5,829	1,706	29.3%	5,864	1,760	30.0%	5,937	1,727	29.1%	6,060	1,737	28.7%	6,480	1,769	27.3%
				対10%値	5,829	5,660	97.1%	5,864	5,712	97.4%	5,937	5,770	97.2%	6,060	5,916	97.6%	6,480	6,379	98.4%

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H24			H25			H26 ※2			H27			H28 ※3		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	5,715	80	1.4%	5,797	92	1.6%	5,795	94	1.6%	5,915	95	1.6%	6,424	46	0.7%
				>100	5,715	389	6.8%	5,797	416	7.2%	5,795	377	6.5%	5,915	375	6.3%	6,424	364	5.7%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,626	59	1.0%	5,742	50	0.9%	5,693	47	0.8%	5,810	47	0.8%	6,371	53	0.8%
				対50%値	5,626	161	2.9%	5,742	144	2.5%	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.0%	6,371	128	2.0%
				対10%値	5,626	435	7.7%	5,742	445	7.7%	5,693	408	7.2%	5,810	407	7.0%	6,371	462	7.3%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,237	96	4.3%	2,228	76	3.4%	2,272	72	3.2%	2,237	81	3.6%	2,297	93	4.0%
				対50%値	2,237	339	15.2%	2,228	337	15.1%	2,272	295	13.0%	2,237	319	14.3%	2,297	304	13.2%
				対10%値	2,237	1,704	76.2%	2,228	1,669	74.9%	2,272	1,702	74.9%	2,237	1,648	73.7%	2,297	1,708	74.4%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%
				対50%値	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%
				対10%値	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	2	0.1%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%
目-21	メチルターブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	0	0.0%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%
				対50%値	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	1	0.1%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%
				対10%値	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	2	0.1%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,657	28	1.7%	1,623	30	1.8%	1,594	34	2.1%	1,595	24	1.5%	1,644	27	1.6%
				対50%値	1,657	391	23.6%	1,623	370	22.8%	1,594	335	21.0%	1,595	338	21.2%	1,644	319	19.4%
				対10%値	1,657	1,390	83.9%	1,623	1,320	81.3%	1,594	1,316	82.6%	1,595	1,309	82.1%	1,644	1,297	78.9%
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	2,018	27	1.3%	2,012	28	1.4%	2,063	10	0.5%	2,049	15	0.7%	2,111	37	1.8%
				対50%値	2,018	119	5.9%	2,012	122	6.1%	2,063	116	5.6%	2,049	118	5.8%	2,111	140	6.6%
				対10%値	2,018	418	20.7%	2,012	448	22.3%	2,063	402	19.5%	2,049	423	20.6%	2,111	454	21.5%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,721	68	1.2%	5,782	54	0.9%	5,806	63	1.1%	5,920	74	1.3%	6,389	51	0.8%
				>200	5,721	619	10.8%	5,782	629	10.9%	5,806	537	9.2%	5,920	552	9.3%	6,389	564	8.8%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%	6,181	29	0.5%	6,636	42	0.6%
				対50%値	5,981	87	1.5%	6,002	88	1.5%	6,074	104	1.7%	6,181	83	1.3%	6,636	124	1.9%
				対10%値	5,981	681	11.4%	6,002	683	11.4%	6,074	590	9.7%	6,181	599	9.7%	6,636	771	11.6%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以上	5,981	4,282	71.6%	6,002	4,278	71.3%	6,074	4,312	71.0%	6,181	4,305	69.6%	6,636	4,568	68.8%
				7.7以上	5,981	2,162	36.1%	6,002	2,107	35.1%	6,074	2,058	33.9%	6,181	2,141	34.6%	6,636	2,286	34.4%
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,252	1,613	71.6%	2,252	1,637	72.7%	2,298	1,635	71.1%	2,263	1,619	71.5%	2,290	688	30.0%
				>0	2,252	70	3.1%	2,252	63	2.8%	2,298	57	2.5%	2,263	48	2.1%	2,290	9	0.4%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,463	2	0.1%	2,486	1	0.0%	2,545	3	0.1%	2,509	0	0.0%	2,559	1	0.0%
				対50%値	2,463	4	0.2%	2,486	6	0.2%	2,545	5	0.2%	2,509	5	0.2%	2,559	4	0.2%
				対10%値	2,463	42	1.7%	2,486	46	1.9%	2,545	49	1.9%	2,509	40	1.6%	2,559	46	1.8%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%
				対50%値	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%
				対10%値	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	2	0.1%	2,123	0	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,683	146	2.6%	5,799	157	2.7%	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%	6,452	118	1.8%
				対50%値	5,683	602	10.6%	5,799	607	10.5%	5,768	515	8.9%	5,872	489	8.3%	6,452	515	8.0%
				対10%値	5,683	2,239	39.4%	5,799	2,173	37.5%	5,768	2,210	38.3%	5,872	2,203	37.5%	6,452	2,335	36.2%

※1 平成30年4月1日時点の目標値で評価している。

※2 平成25年度のメチルターブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。

※3 平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している()内の地点が誤報告であることを確認)。

アンチモン及びその化合物(対50%値超過1地点)、ウラン及びその化合物(対50%値超過1地点)、ニッケル及びその化合物(対50%値超過2地点)、1,2-ジクロロエタン(対50%値超過1地点)、トルエン(対50%値超過1地点)、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(対50%値超過1地点)、二酸化塩素(対50%値超過1地点)、ジクロロアセトニトリル(対50%値超過1地点)、抱水クロラール(対目標値超過1地点、対50%値超過1地点)、農薬類(対50%値超過1地点)、残留塩素(対50%値超過1地点)、1,1,1-トリクロロエタン(対50%値超過1地点)、メチルターブチルエーテル(MTBE)(対50%値超過1地点)、従属栄養細菌(対50%値超過1地点)、1,1-ジクロロエチレン(対50%値超過1地点)

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（1/13）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H24			H25 ^{※2}			H26 ^{※3}			H27 ^{※4}			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	対目標値超	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%
				対50%値超	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%
				対10%値超	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%
				対1%値超	624	0	0.0%	629	1	0.2%	621	0	0.0%	615	1	0.2%	572	0	0.0%
対	2	ダラボン	0.08	対目標値超	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%
				対50%値超	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%
				対10%値超	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%
				対1%値超	500	0	0.0%	508	10	2.0%	431	1	0.2%	430	10	2.3%	411	0	0.0%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ 酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%
				対50%値超	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%
				対10%値超	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%
				対1%値超	629	0	0.0%	620	2	0.3%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%
				対50%値超	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%
				対10%値超	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%
				対1%値超	614	4	0.7%	629	10	1.6%	632	6	0.9%	610	16	2.6%	565	0	0.0%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%
				対50%値超	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%
				対10%値超	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%
				対1%値超	14	0	0.0%	115	2	1.7%	380	1	0.3%	404	11	2.7%	423	0	0.0%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%
				対50%値超	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%
				対10%値超	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%
				対1%値超	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	615	0	0.0%	592	0	0.0%	606	0	0.0%	578	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	592	0	0.0%	606	0	0.0%	578	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	615	5	0.8%	592	5	0.8%	606	3	0.5%	578	16	2.8%	547	1	0.2%
				対1%値超	615	5	0.8%	592	12	2.0%	606	3	0.5%	578	17	2.9%	547	1	0.2%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%
				対50%値超	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%
				対10%値超	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%
				対1%値超	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%
				対50%値超	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%
				対10%値超	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%
				対1%値超	531	0	0.0%	568	7	1.2%	508	1	0.2%	506	11	2.2%	477	3	0.6%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	0	0	-	117	0	-	345	0	0.0%	359	0	0.0%	358	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	117	0	-	345	0	0.0%	359	0	0.0%	358	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	117	0	-	345	0	0.0%	359	0	0.0%	358	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	117	2	-	345	1	0.3%	359	10	2.8%	358	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（2/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%
				対1%値超	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%
				対50%値超	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%
				対10%値超	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%
				対1%値超	714	1	0.1%	712	3	0.4%	674	0	0.0%	630	1	0.2%	582	0	0.0%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%
				対1%値超	567	0	0.0%	585	7	1.2%	557	2	0.4%	537	13	2.4%	508	3	0.6%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%
				対1%値超	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値超	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値超	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%
				対1%値超	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%
				対50%値超	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%
				対10%値超	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%
				対1%値超	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	448	0	0.0%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	0	0.0%
				対50%値超	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	3	0.8%
				対10%値超	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	3	0.8%
				対1%値超	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	1	0.2%	381	3	0.8%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	0	0	-	117	0	-	408	0	0.0%	485	0	0.0%	487	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	117	0	-	408	0	0.0%	485	0	0.0%	487	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	117	0	-	408	0	0.0%	485	0	0.0%	487	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	117	2	-	408	1	0.2%	485	1	0.2%	487	0	0.0%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%
				対50%値超	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%
				対10%値超	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%
				対1%値超	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%
対	20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006	対目標値超	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%
				対50%値超	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%
				対10%値超	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%
				対1%値超	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（3/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	21	エトフェンプロックス	0.08	対目標値超	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%
				対1%値超	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%
				対50%値超	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%
				対10%値超	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%
				対1%値超	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%
対	23	エンドスルファン(ベンゾエピン、エンドスルフェート)	0.01	対目標値超	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%
				対50%値超	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%
				対10%値超	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%
				対1%値超	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%
対	24	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超				126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%
				対50%値超				126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%
				対10%値超				126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%
				対1%値超				126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%	463	0	0.0%
対	25	オキシ銅	0.03	対目標値超	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%
				対50%値超	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%
				対10%値超	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%
				対1%値超	589	4	0.7%	564	12	2.1%	545	2	0.4%	513	1	0.2%	484	3	0.6%
対	26	オリサストロビン	0.1	対目標値超				122	0	0.0%	351	0	0.0%	400	0	0.0%	395	0	0.0%
				対50%値超				122	0	0.0%	351	0	0.0%	400	0	0.0%	395	0	0.0%
				対10%値超				122	0	0.0%	351	0	0.0%	400	0	0.0%	395	0	0.0%
				対1%値超				122	0	0.0%	351	1	0.3%	400	0	0.0%	395	0	0.0%
対	27	カズサホス	0.0006	対目標値超				110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	0	0.0%	420	0	0.0%
				対50%値超				110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	0	0.0%	420	0	0.0%
				対10%値超				110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	0	0.0%	420	0	0.0%
				対1%値超				110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	2	0.5%	420	1	0.2%
対	28	カフェンストール	0.008	対目標値超	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%
				対1%値超	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	1	0.2%
対	29	カルタップ	0.3	対目標値超	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%
対	30	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%
				対50%値超	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%
				対10%値超	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%
				対1%値超	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（4/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	31	カルプロパミド	0.04	対目標値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%
				対1%値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%
対	32	カルボフラン(カルボス ルファン代謝物)	0.005	対目標値超	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%
				対50%値超	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%
				対10%値超	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%
				対1%値超	559	0	0.0%	552	2	0.4%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%
対	33	キノクラミン(ACN)	0.005	対目標値超	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%
				対50%値超	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%
				対10%値超	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%
				対1%値超	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%
対	34	キャプタン	0.3	対目標値超	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%
				対50%値超	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%
				対10%値超	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%
				対1%値超	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%
対	35	クミルロン	0.03	対目標値超	0	0	-	108	0	0.0%	393	0	0.0%	474	0	0.0%	475	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	108	0	0.0%	393	0	0.0%	474	0	0.0%	475	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	108	0	0.0%	393	0	0.0%	474	0	0.0%	475	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	108	0	0.0%	393	1	0.3%	474	0	0.0%	475	0	0.0%
対	36	グリホサート	2	対目標値超	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%
				対50%値超	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%
				対10%値超	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%
				対1%値超	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%
対	37	グルホシネート	0.02	対目標値超	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	0	0.0%	228	0	0.0%	281	0	0.0%
				対50%値超	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	0	0.0%	228	0	0.0%	281	0	0.0%
				対10%値超	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	1	0.6%	228	0	0.0%	281	0	0.0%
				対1%値超	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	3	1.8%	228	0	0.0%	281	0	0.0%
対	38	クロメプロップ	0.02	対目標値超	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%
				対50%値超	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%
				対10%値超	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%
				対1%値超	5	0	0.0%	116	2	1.7%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%
対	39	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	対目標値超	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	0	0.0%	493	0	0.0%	454	0	0.0%
				対50%値超	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	3	0.7%
				対10%値超	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	3	0.7%
				対1%値超	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	7	1.5%
対	40	クロルピリホス	0.003	対目標値超	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%
				対1%値超	615	4	0.7%	622	8	1.3%	640	1	0.2%	609	12	2.0%	566	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（5/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%
対	42	シアナジン	0.004	対目標値超	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%
				対50%値超	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%
				対10%値超	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%
				対1%値超	20	0	0.0%	114	2	1.8%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%
対	43	シアノホス(CYAP)	0.003	対目標値超	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%
対	44	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%
				対50%値超	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%
				対10%値超	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%
				対1%値超	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%
対	45	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%
				対50%値超	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%
				対10%値超	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%
				対1%値超	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%
対	46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%
				対50%値超	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%
				対10%値超	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%
				対1%値超	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%
対	47	ジクワット	0.005	対目標値超	536	0	0.0%	535	0	0.0%	451	0	0.0%	436	0	0.0%	432	0	0.0%
				対50%値超	536	0	0.0%	535	0	0.0%	451	0	0.0%	436	0	0.0%	432	0	0.0%
				対10%値超	536	1	0.2%	535	12	2.2%	451	8	1.8%	436	22	5.0%	432	3	0.7%
				対1%値超	536	1	0.2%	535	13	2.4%	451	8	1.8%	436	23	5.3%	432	3	0.7%
対	48	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%
				対50%値超	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%
				対10%値超	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%
				対1%値超	702	3	0.4%	682	0	0.0%	580	1	0.2%	578	0	0.0%	533	0	0.0%
対	49	ジチアノン	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	0	0.0%	175	0	0.0%	173	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	0	0.0%	175	0	0.0%	173	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	1	0.5%	175	1	0.6%	173	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	2	1.0%	175	1	0.6%	173	4	2.3%
対	50	ジチオカルバメート系 農薬	0.005	対目標値超				45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	0	0.0%	243	0	0.0%
				対50%値超				45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	0	0.0%	243	0	0.0%
				対10%値超				45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	0	0.0%	243	0	0.0%
				対1%値超				45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	1	0.6%	243	3	1.2%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	51	ジチオピル	0.009	対目標値超	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%
				対1%値超	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%
対	52	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%
				対1%値超	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%
対	53	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%
				対50%値超	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%
				対10%値超	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%
				対1%値超	636	0	0.0%	647	3	0.5%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%
対	54	ジメタメトリン	0.02	対目標値超	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%
				対50%値超	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%
				対10%値超	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%
				対1%値超	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	1	0.2%	549	0	0.0%
対	55	ジメエート	0.05	対目標値超	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%
				対1%値超	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%
対	56	シメトリン	0.03	対目標値超	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%
				対50%値超	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%
				対10%値超	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%
				対1%値超	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%
対	57	ジメピペレート	0.003	対目標値超	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%
				対50%値超	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%
				対10%値超	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%
				対1%値超	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%
対	58	ダイアジノン	0.003	対目標値超	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%	708	0	0.0%	665	0	0.0%
				対50%値超	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%	708	0	0.0%	665	0	0.0%
				対10%値超	759	0	0.0%	751	1	0.1%	731	1	0.1%	708	1	0.1%	665	0	0.0%
				対1%値超	759	6	0.8%	751	15	2.0%	731	10	1.4%	708	27	3.8%	665	7	1.1%
対	59	ダイムロン	0.8	対目標値超	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%
				対1%値超	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%
対	60(～H27)	ダゾメット※	0.006	対目標値超	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	0	0.0%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	3	2.0%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
対	60	ダゾメット、メタム(カーパム)及びメチルイソチオシアネート※	0.01(メチルイソチオシアネートとして)	対目標値超				55	0	0.0%	153	0	0.0%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
				対50%値超				55	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
				対10%値超				55	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%	272	0	0.0%
				対1%値超				55	0	0.0%	153	3	2.0%	202	0	0.0%	272	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

※ダゾメット、メタム(カーパム)及びメチルイソチオシアネート(MITC)についてはH25～27年度のデータより、原体(ダゾメット、メタム)の検出結果から分子量(ダゾメット:162、メタム:129、MITC:73)を基に換算。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（7/13）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H24			H25 ^{※2}			H26 ^{※3}			H27 ^{※4}			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	61	チアジニル	0.1	対目標値超				110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%
				対50%値超				110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%
				対10%値超				110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%
				対1%値超				110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%	453	0	0.0%
対	62	チウラム	0.02	対目標値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%
				対50%値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%
				対10%値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%
				対1%値超	606	0	0.0%	610	2	0.3%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%
対	63	チオジカルブ	0.08	対目標値超	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%
				対50%値超	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%
				対10%値超	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%
				対1%値超	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%
対	64	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
				対50%値超	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
				対10%値超	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
				対1%値超	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
対	65	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%
対	66	テフリルトリオン	0.002	対目標値超															
				対50%値超															
				対10%値超															
				対1%値超	0	0	-	24	0	-	21	0	0.0%	24	0	0.0%			
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%
				対50%値超	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%
				対10%値超	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%
				対1%値超	540	0	0.0%	567	7	1.2%	515	2	0.4%	513	1	0.2%	479	0	0.0%
対	68	トリクロピル	0.006	対目標値超	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%
				対10%値超	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%
				対1%値超	613	0	0.0%	607	2	0.3%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%
対	69	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	632	1	0.2%	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	1	0.2%
				対1%値超	615	4	0.7%	632	11	1.7%	566	2	0.4%	541	5	0.9%	497	6	1.2%
対	70	トリシクラゾール	0.1	対目標値超	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%
				対50%値超	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%
				対10%値超	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%
				対1%値超	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（8/13）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H24			H25 ^{※2}			H26 ^{※3}			H27 ^{※4}			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	71	トリフルラリン	0.06	対目標値超	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%
				対1%値超	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%
対	72	ナプロバミド	0.03	対目標値超	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%
				対50%値超	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%
				対10%値超	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%
				対1%値超	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%
対	73	パラコート	0.005	対目標値超	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	0	0.0%	269	0	0.0%	328	0	0.0%
				対50%値超	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	0	0.0%	269	0	0.0%	328	0	0.0%
				対10%値超	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	1	0.5%	269	0	0.0%	328	0	0.0%
				対1%値超	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	3	1.4%	269	1	0.4%	328	0	0.0%
対	74	ピペロホス	0.0009	対目標値超	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%
				対50%値超	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%
				対10%値超	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%
				対1%値超	521	0	0.0%	547	7	1.3%	507	8	1.6%	504	11	2.2%	481	7	1.5%
対	75	ピラクロニル	0.01	対目標値超				61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	0	0.0%	317	0	0.0%
				対50%値超				61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	0	0.0%	317	0	0.0%
				対10%値超				61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	0	0.0%	317	0	0.0%
				対1%値超				61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	4	2.0%	317	1	0.3%
対	76	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	1	0.3%	393	4	1.0%
対	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	対目標値超	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%
				対50%値超	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%
				対10%値超	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%
				対1%値超	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%
対	78	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%
				対1%値超	567	1	0.2%	574	6	1.0%	553	1	0.2%	534	11	2.1%	495	7	1.4%
対	79	ピリプチカルブ	0.02	対目標値超	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%
				対50%値超	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%
				対10%値超	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%
				対1%値超	593	0	0.0%	626	3	0.5%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%
対	80	ピロキロン	0.05	対目標値超	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%
				対50%値超	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%
				対10%値超	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%
				対1%値超	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	1	0.2%	587	1	0.2%	554	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（9/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	81	フィプロニル	0.0005	対目標値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	632	2	0.3%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%
				対1%値超	615	0	0.0%	632	2	0.3%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%
対	82	フェントロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%
				対50%値超	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%
				対10%値超	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%
				対1%値超	769	0	0.0%	762	1	0.1%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%
対	83	フェノプロカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	1	0.2%	586	0	0.0%
対	84	フェリムゾン	0.05	対目標値超	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%
				対50%値超	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%
				対10%値超	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%
				対1%値超	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%
対	85	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	0	0.0%	613	0	0.0%	550	0	0.0%
				対50%値超	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	0	0.0%	613	0	0.0%	550	0	0.0%
				対10%値超	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	1	0.2%	613	1	0.2%	550	0	0.0%
				対1%値超	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	1	0.2%	613	1	0.2%	550	0	0.0%
対	86	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%
				対50%値超	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%
				対10%値超	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%
				対1%値超	637	0	0.0%	652	1	0.2%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%
対	87	フェントラザミド	0.01	対目標値超				111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%
				対50%値超				111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%
				対10%値超				111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%
				対1%値超				111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%
対	88	フサライド	0.1	対目標値超	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%
				対50%値超	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%
				対10%値超	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%
				対1%値超	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%
対	89	ブタクロール	0.03	対目標値超	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%
				対50%値超	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%
				対10%値超	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%
				対1%値超	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	3	0.7%	438	1	0.2%
対	90	ブタミホス	0.02	対目標値超	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%
				対50%値超	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%
				対10%値超	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%
				対1%値超	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	91	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%
				対50%値超	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%
				対10%値超	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%
				対1%値超	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%
対	92	フルアジナム	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%
対	93	プレチラクロール	0.05	対目標値超	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	619	1	0.2%	669	0	0.0%	655	2	0.3%	631	1	0.2%	615	1	0.2%
対	94	プロシモドン	0.09	対目標値超	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%
				対50%値超	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%
				対10%値超	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%
				対1%値超	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%
対	95	プロチオホス	0.004	対目標値超	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%
				対50%値超	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%
				対10%値超	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%
				対1%値超	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%
対	96	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%
				対50%値超	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%
				対10%値超	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%
				対1%値超	547	3	0.5%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%
対	97	プロピザミド	0.05	対目標値超	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%
				対50%値超	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%
				対10%値超	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%
				対1%値超	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%
対	98	プロベナゾール	0.05	対目標値超	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%
				対1%値超	600	0	0.0%	600	2	0.3%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%
対	99	プロモブチド	0.1	対目標値超	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%
				対10%値超	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%
				対1%値超	613	0	0.0%	656	3	0.5%	605	3	0.5%	602	2	0.3%	592	1	0.2%
対	100	ベノミル	0.02	対目標値超	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%
				対1%値超	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（11/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	101	ペンシクロン	0.1	対目標値超	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%
				対50%値超	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%
				対10%値超	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%
				対1%値超	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%
対	102	ベンゾビシクロン	0.09	対目標値超			113	0		384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	
				対50%値超			113	0		384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	
				対10%値超			113	0		384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	
				対1%値超			113	2		384	1	0.3%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	
対	103	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%
				対50%値超	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%
				対10%値超	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%
				対1%値超	15	0	0.0%	107	2	1.9%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%
対	104	ベンタゾン	0.2	対目標値超	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%
				対50%値超	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%
				対10%値超	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%
				対1%値超	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%
対	105	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
				対50%値超	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
				対10%値超	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
				対1%値超	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
対	106	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%
				対50%値超	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%
				対10%値超	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%
				対1%値超	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%
対	107	ベンフルラリン(ベスロジ ン)	0.01	対目標値超	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%
				対50%値超	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%
				対10%値超	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%
				対1%値超	560	4	0.7%	597	4	0.7%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%
対	108	ベンフレセート	0.07	対目標値超	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%
				対50%値超	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%
				対10%値超	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%
				対1%値超	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	1	0.3%	378	0	0.0%
対	109	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	4	0.9%
対	110	マラソン(マラチオン)	0.7	対目標値超	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%
				対50%値超	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%
				対10%値超	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%
				対1%値超	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/13）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H24			H25 ^{※2}			H26 ^{※3}			H27 ^{※4}			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	111	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%
				対1%値超	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%
対	112	メソミル	0.03	対目標値超	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%
				対50%値超	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%
				対10%値超	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%
				対1%値超	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%
対	112(～H27)	メタム(カーバム)	0.01	対目標値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	0	0.0%	180	0	0.0%	248	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	0	0.0%	180	0	0.0%	248	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	2	1.5%	180	0	0.0%	248	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	3	2.3%	180	0	0.0%	248	0	0.0%
対	113	メタラキシル	0.06	対目標値超	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%
対	114	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%
				対50%値超	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%
				対10%値超	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%
				対1%値超	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%
対	115	メチルダイムロン	0.03	対目標値超	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%
				対50%値超	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%
				対10%値超	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%
				対1%値超	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%
対	116	メトミノストロピン	0.04	対目標値超	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%
対	117	メトリブジン	0.03	対目標値超	0	0	-	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	111	2	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%
対	118	メフェナセット	0.02	対目標値超	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%
				対50%値超	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%
				対10%値超	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%
				対1%値超	693	1	0.1%	698	6	0.9%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	1	0.2%
対	119	メプロニル	0.1	対目標値超	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%
				対50%値超	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%
				対10%値超	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%
				対1%値超	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（13/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4			H28		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	120	モリネート	0.005	対目標値超	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
				対50%値超	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
				対10%値超	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%
				対1%値超	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%

※1 平成29年4月1日時点の目標値で評価している。タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（MITC）については平成25～27年度のデータより、原体（タゾメット、メタム）の検出結果から分子量（タゾメット：162、メタム：129、MITC：73）を基に換算。

※2 平成25年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（）内の地点が誤報告であることを確認。

イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、グルホシネート（対50%値超過2地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過5地点）、ジチオカルバメート系農薬（対目標値超過2地点）

※3 平成26年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（）内の地点が誤報告であることを確認。

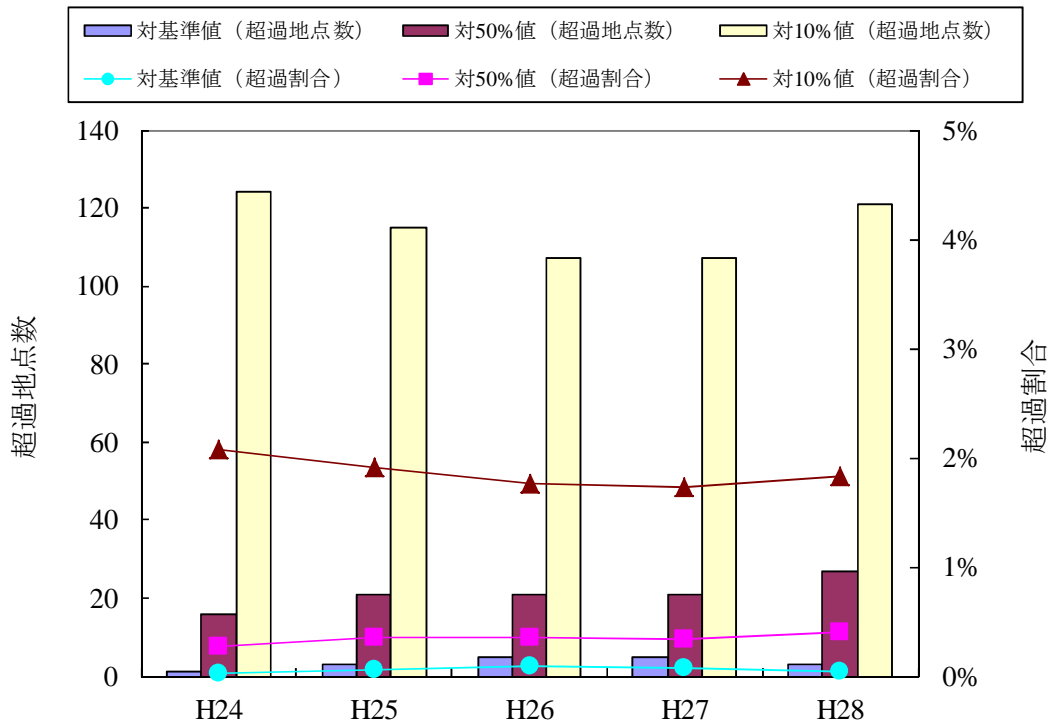
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、ジチオカルバメート系農薬（対10%値超過1地点、対1%値超過1地点）

※4 平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（）内の地点が誤報告であることを確認。

アセフェート（対目標値超か1地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過20地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過11地点）、ジチオカルバメート系農薬（対50%値超過1地点）

基-1 一般細菌

【健康項目】



基-3 カドミウム及びその化合物

【健康項目】

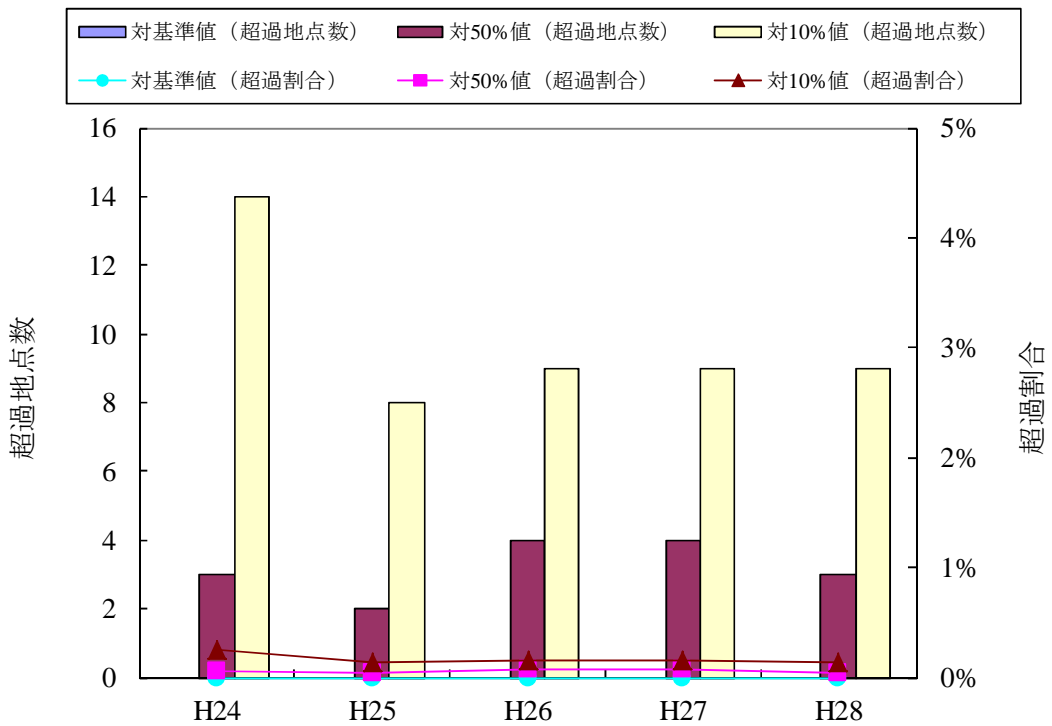
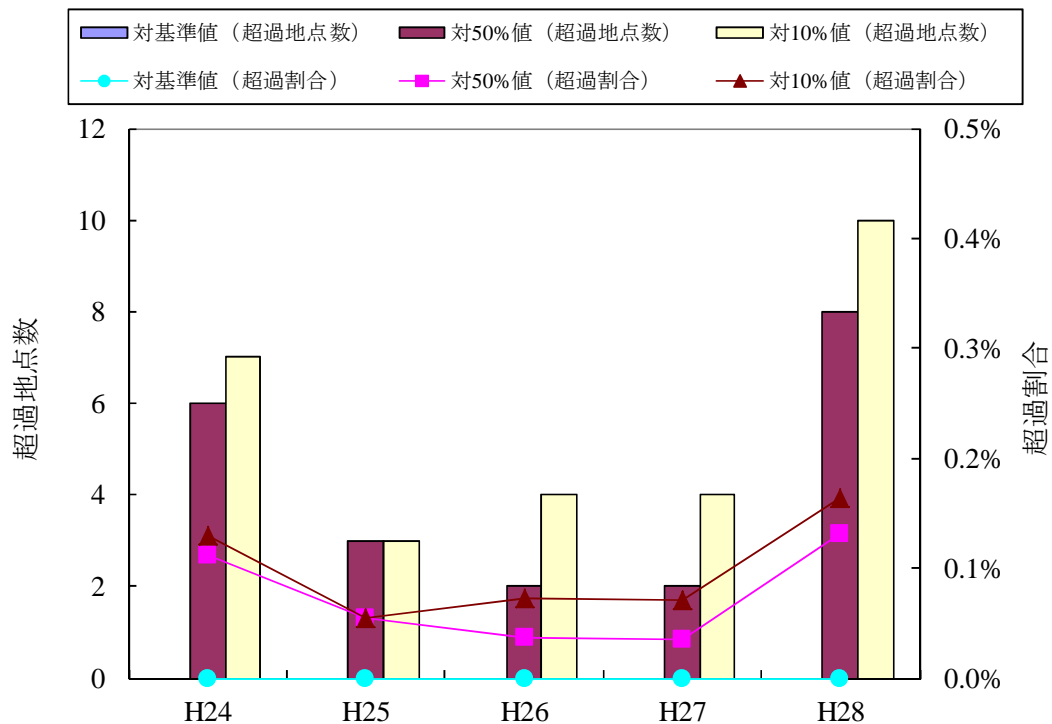


図 2-1 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(1)

基-4 水銀及びその化合物 【健康項目】



基-5 セレン及びその化合物 【健康項目】

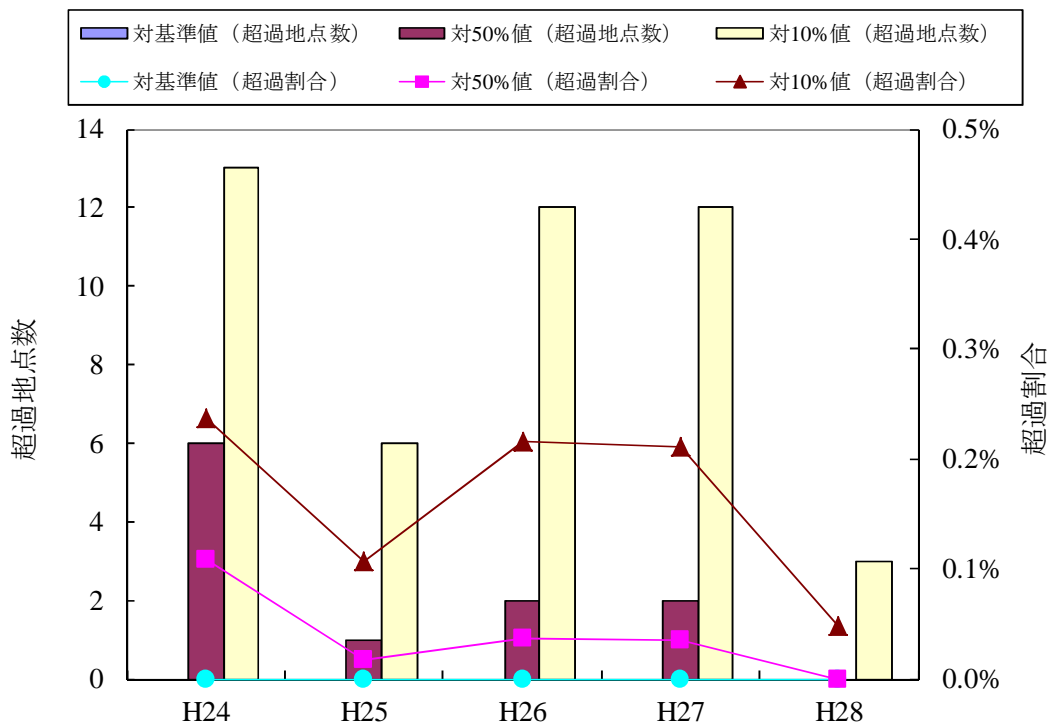
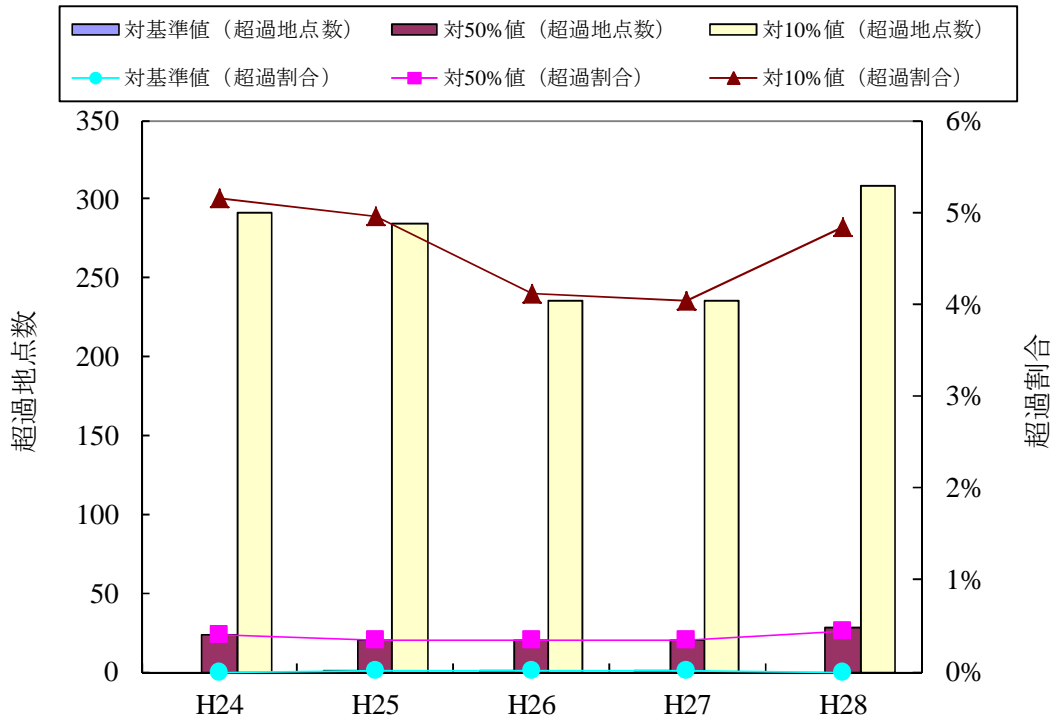


図 2-2 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(2)

基-6 鉛及びその化合物

【健康項目】



基-7 ヒ素及びその化合物

【健康項目】

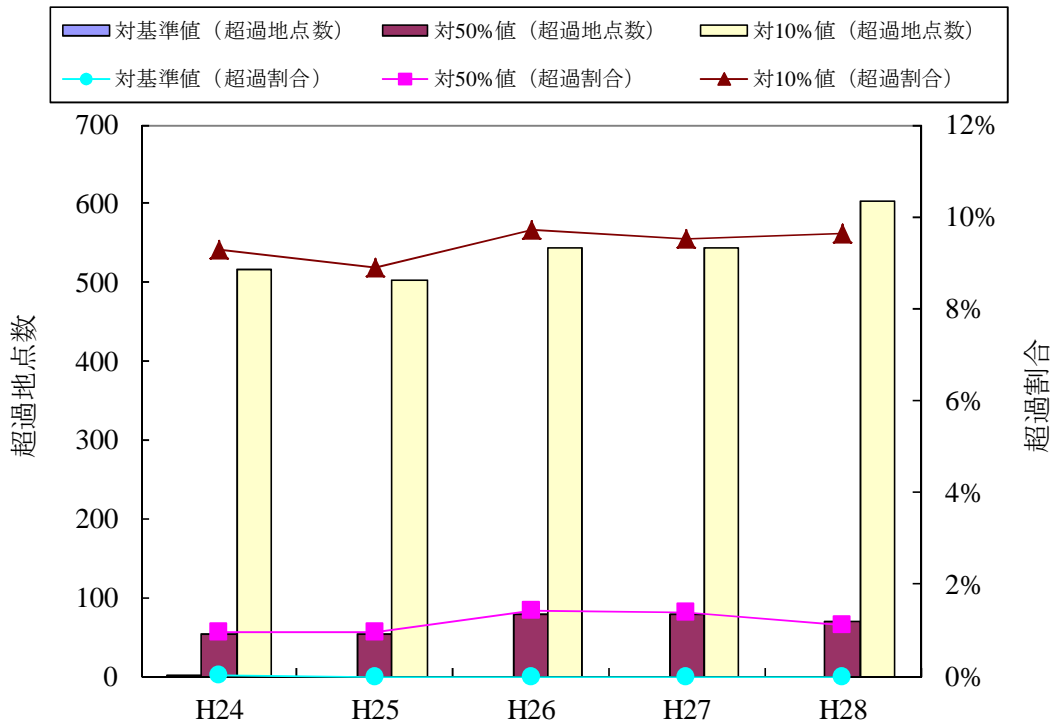
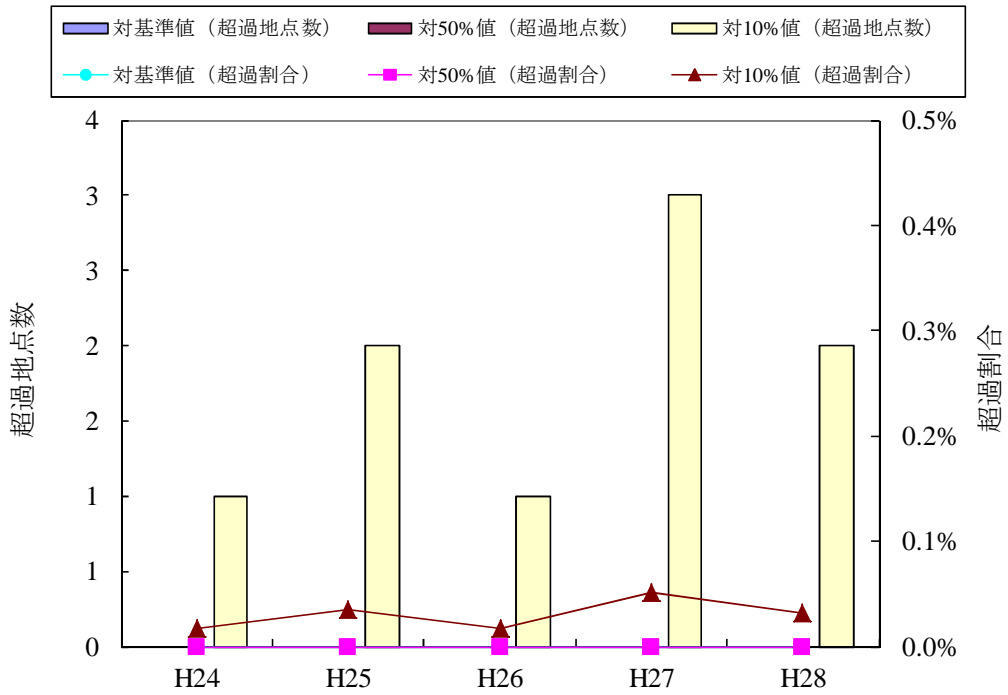


図 2-3 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(3)

基-8 六価クロム化合物

【健康項目】



基-9 亜硝酸態窒素

【健康項目】

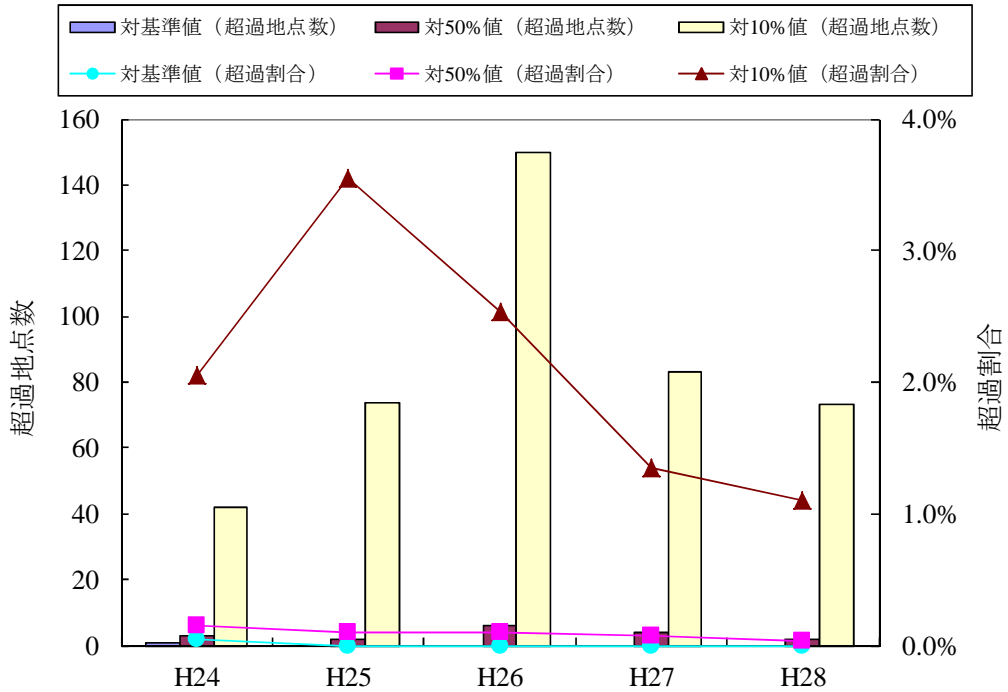
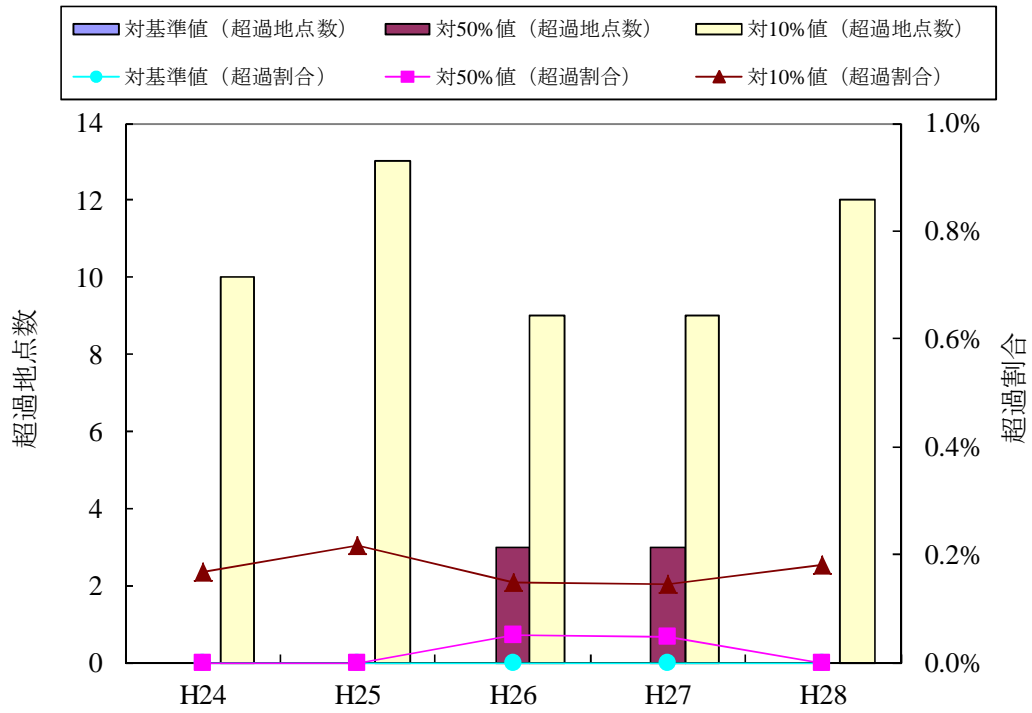


図 2-4 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(4)

基-10 シアン化物及び塩化シアン 【健康項目】



基-11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素【健康項目】

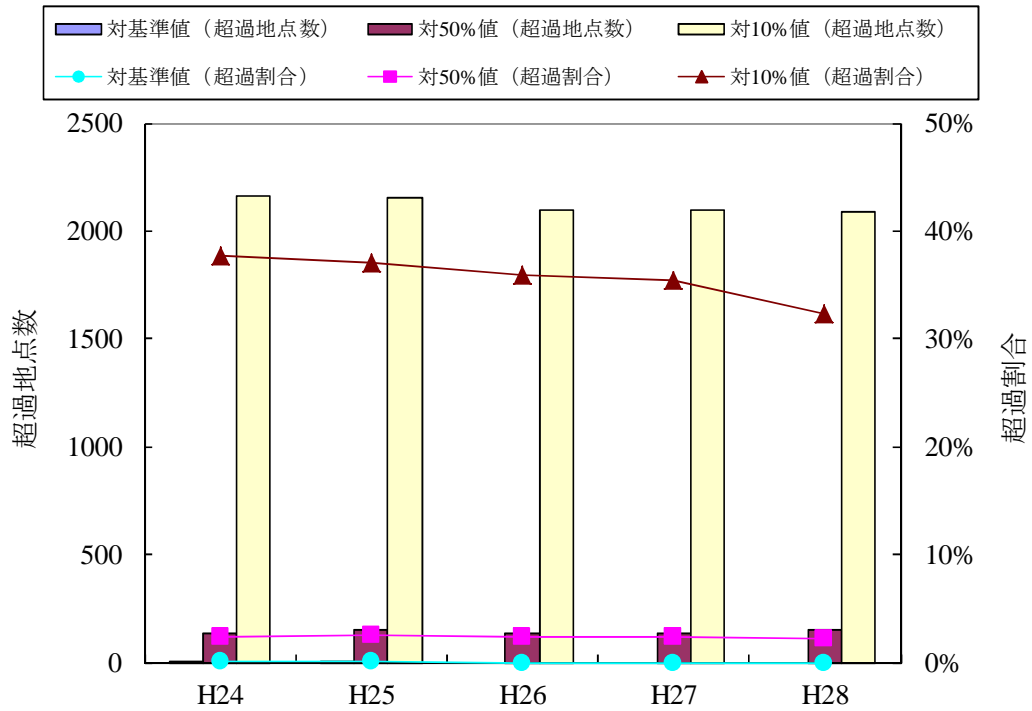
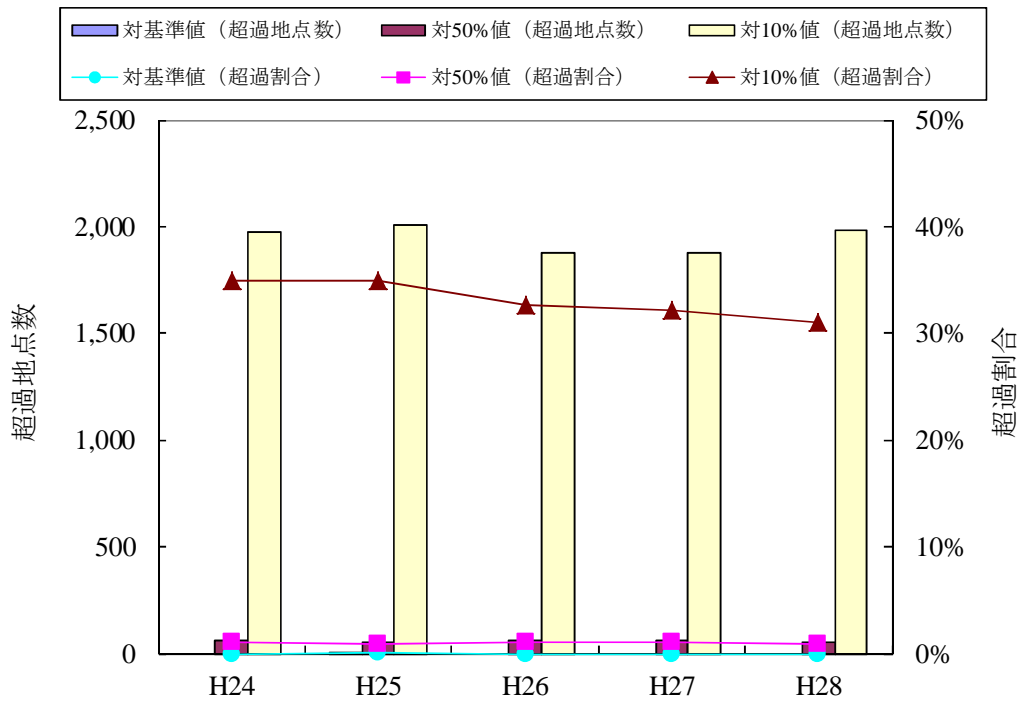


図 2-5 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(5)

基-12 フッ素及びその化合物 【健康項目】



基-13 ホウ素及びその化合物 【健康項目】

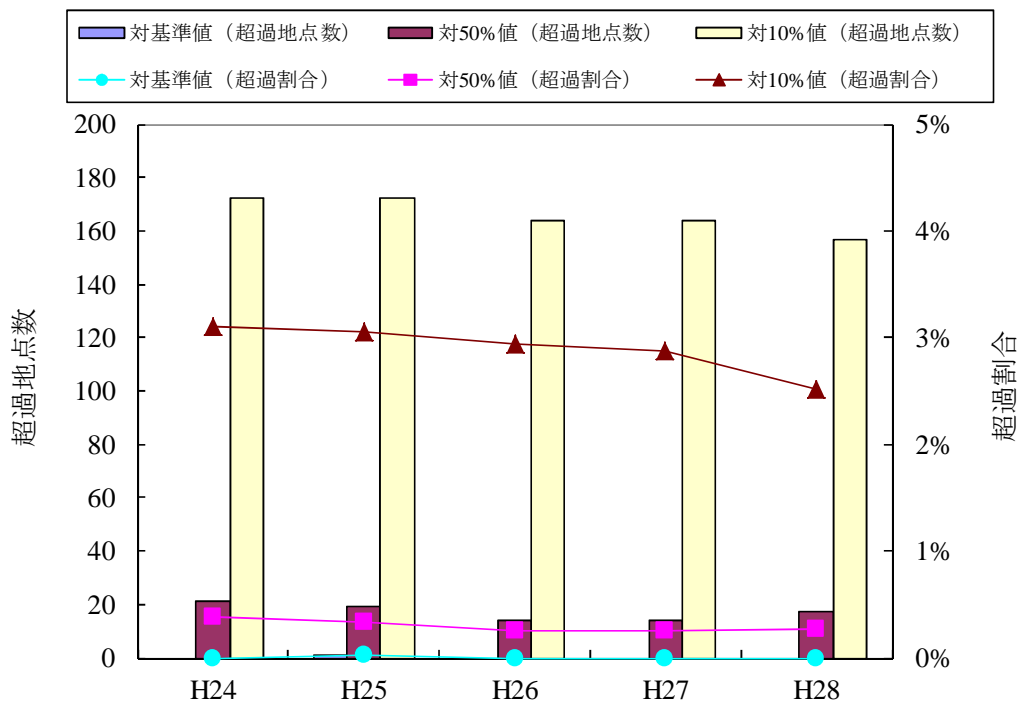
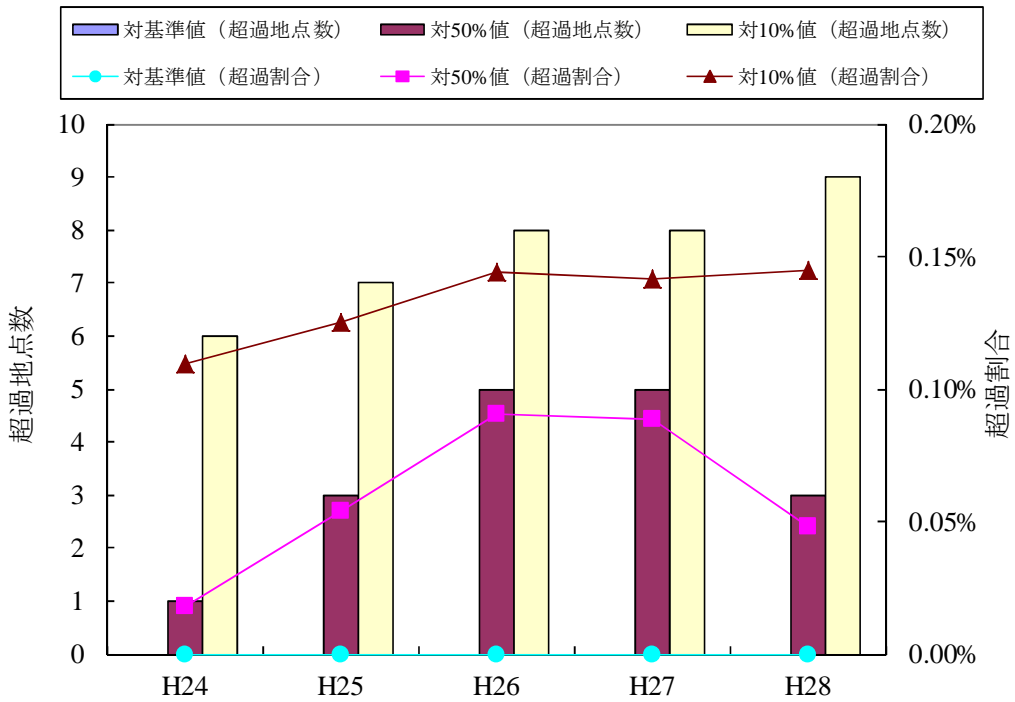


図 2-6 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(6)

基-14 四塩化炭素

【健康項目】



基-15 1,4-ジオキサン

【健康項目】

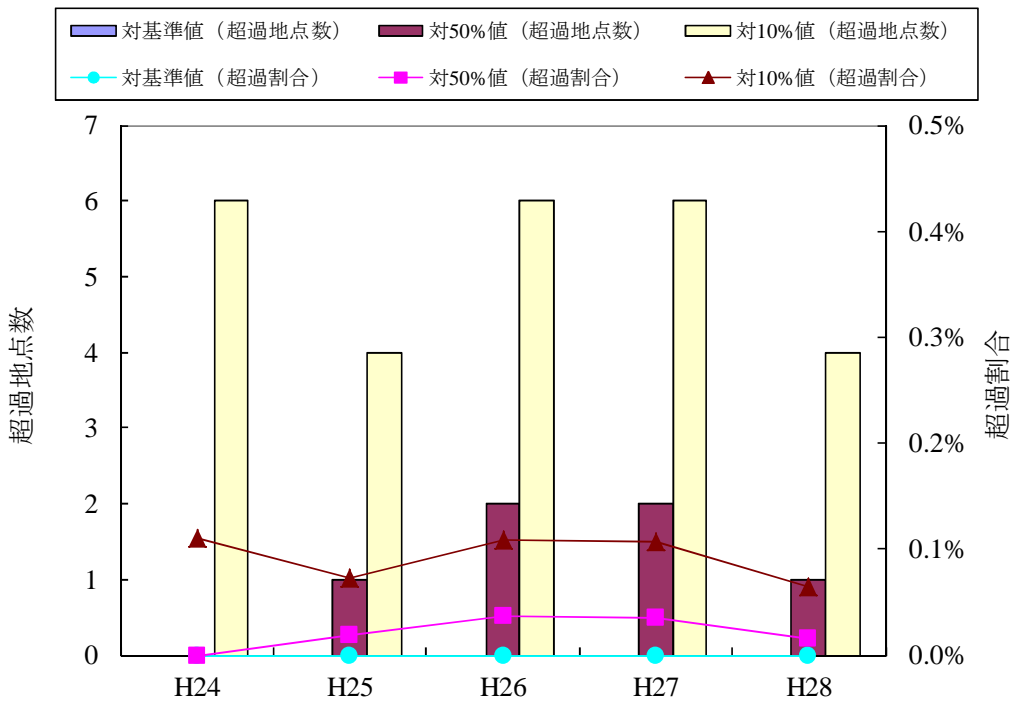
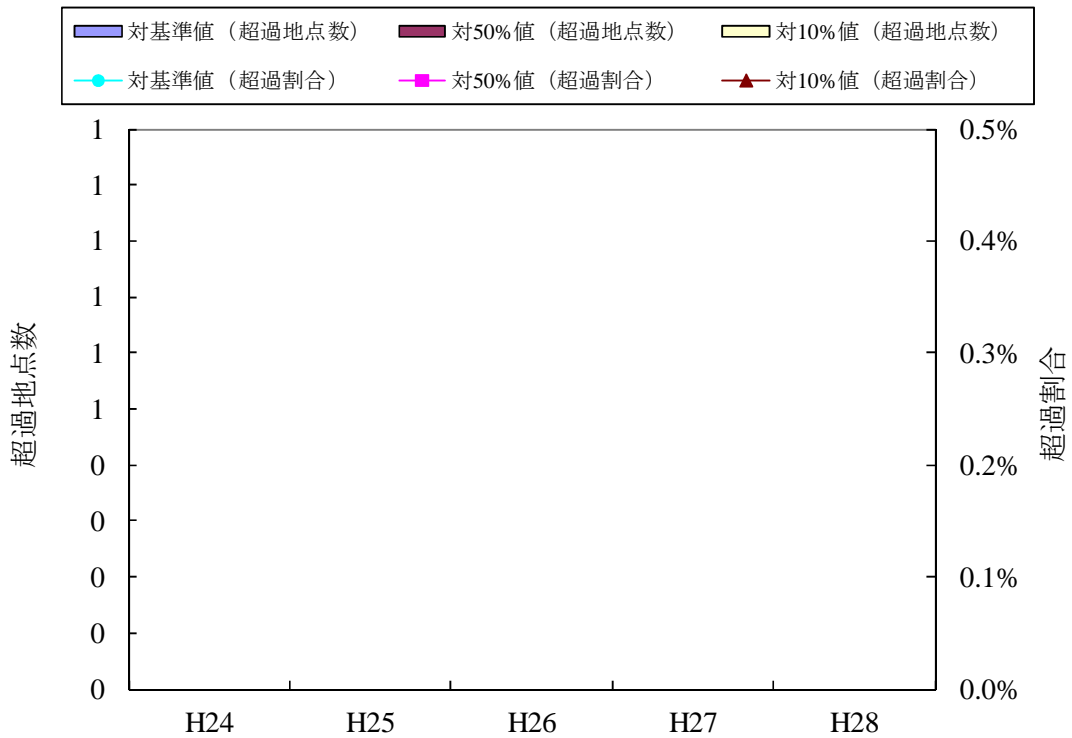


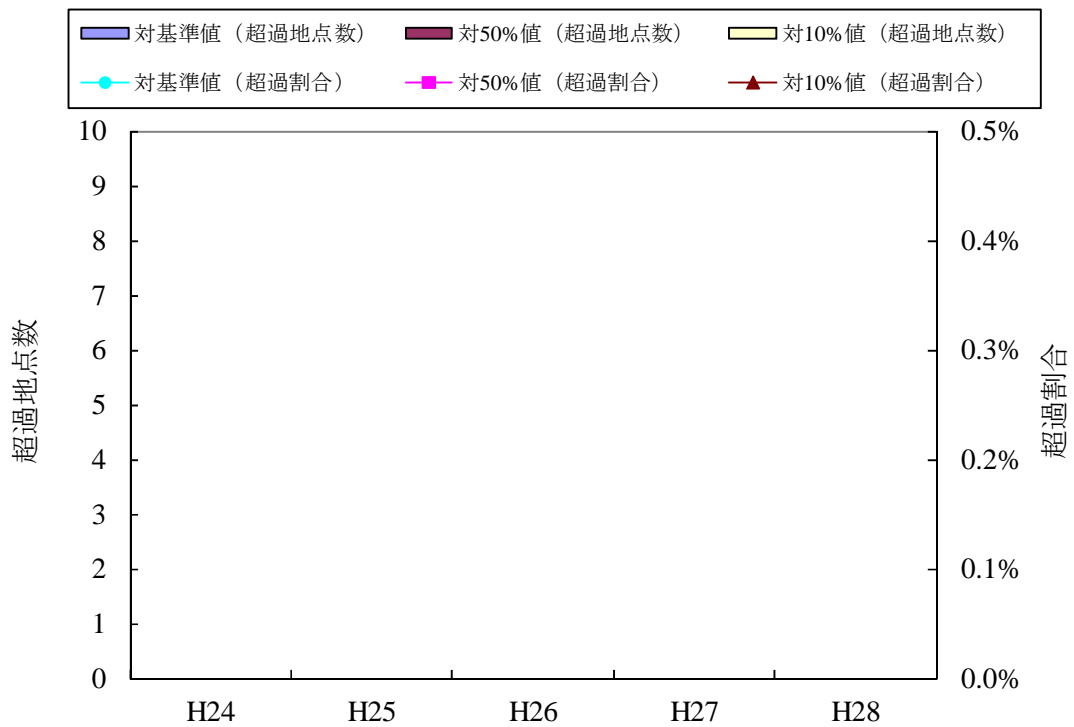
図 2-7 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(7)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

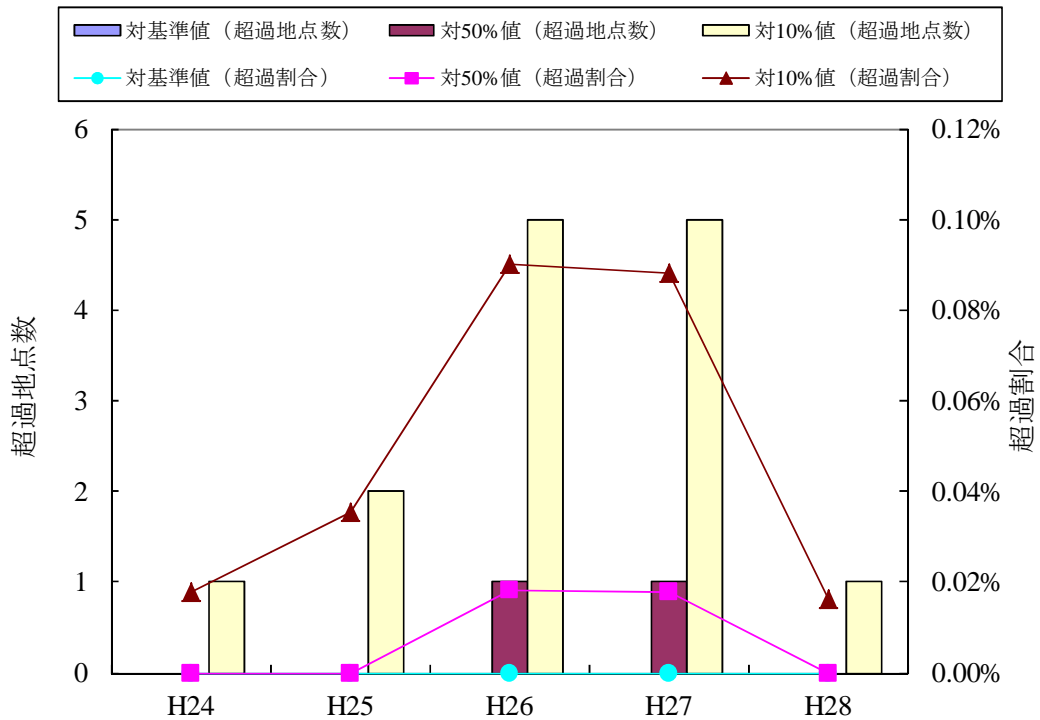
基-16 トランス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

図 2-8 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(8)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

基-17 ジクロロメタン【健康項目】

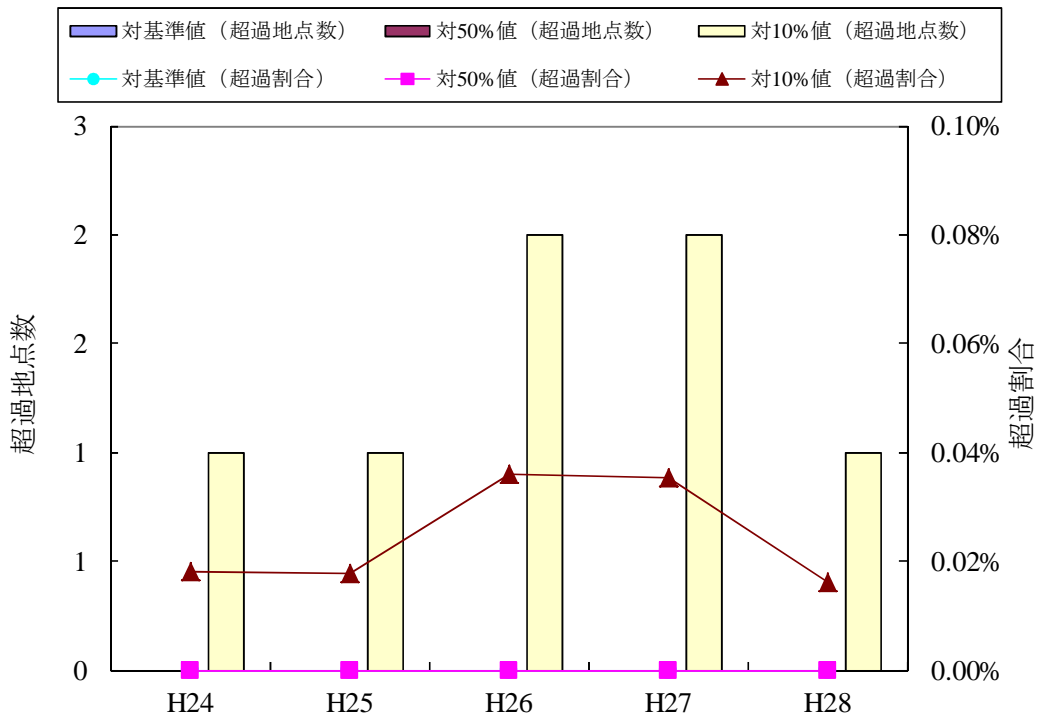
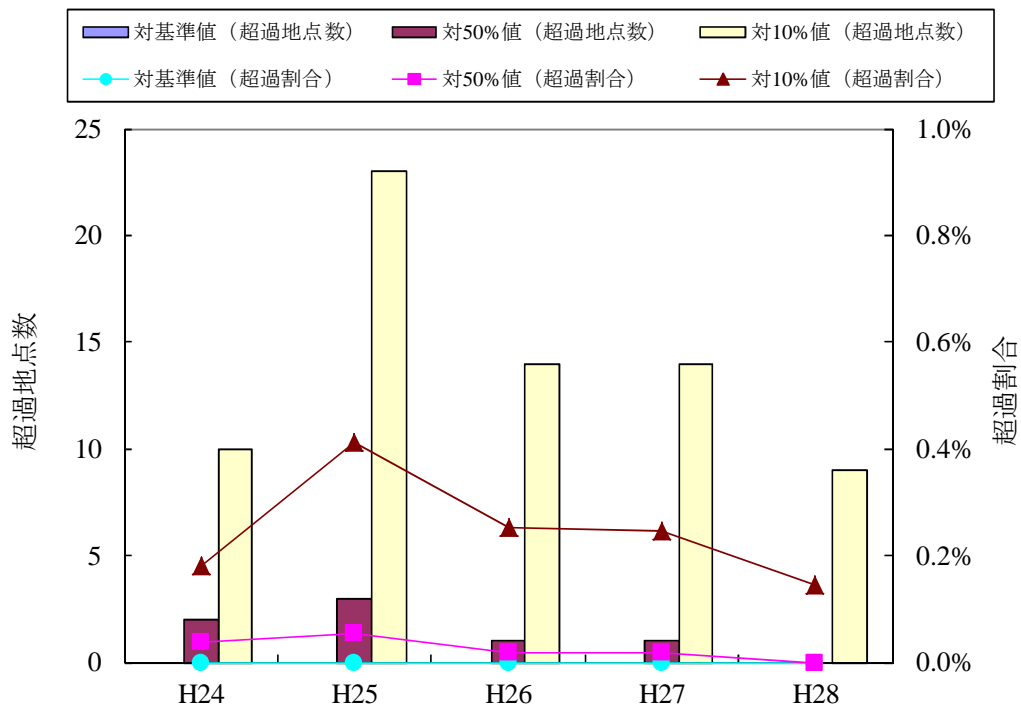


図 2-9 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(9)

基-18 テトラクロロエチレン 【健康項目】



基-19 トリクロロエチレン 【健康項目】

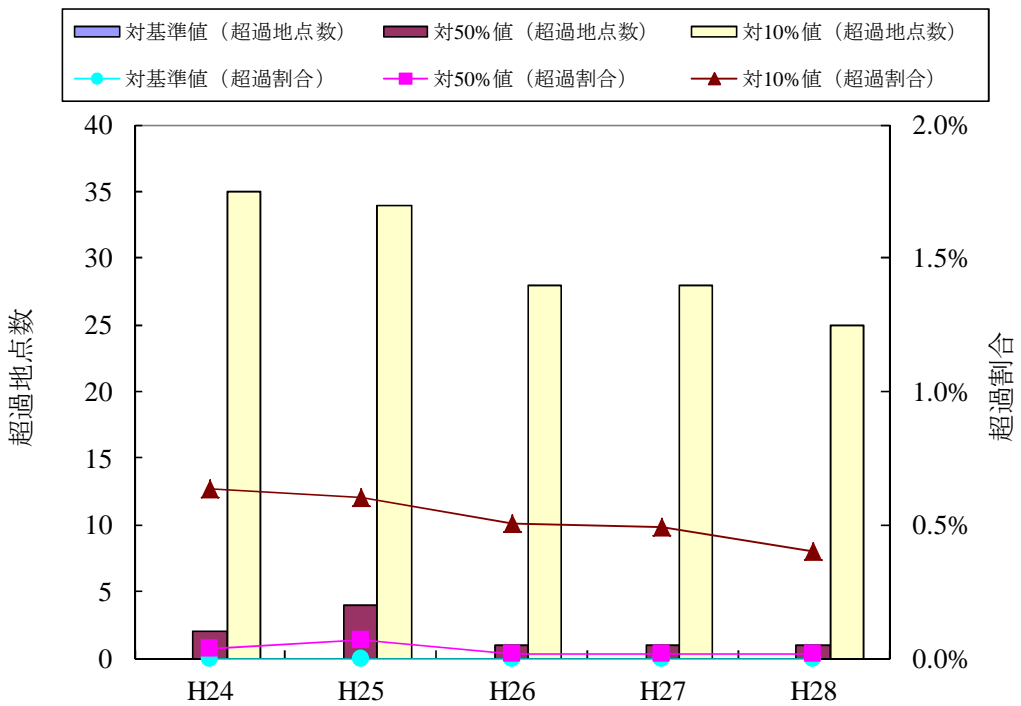
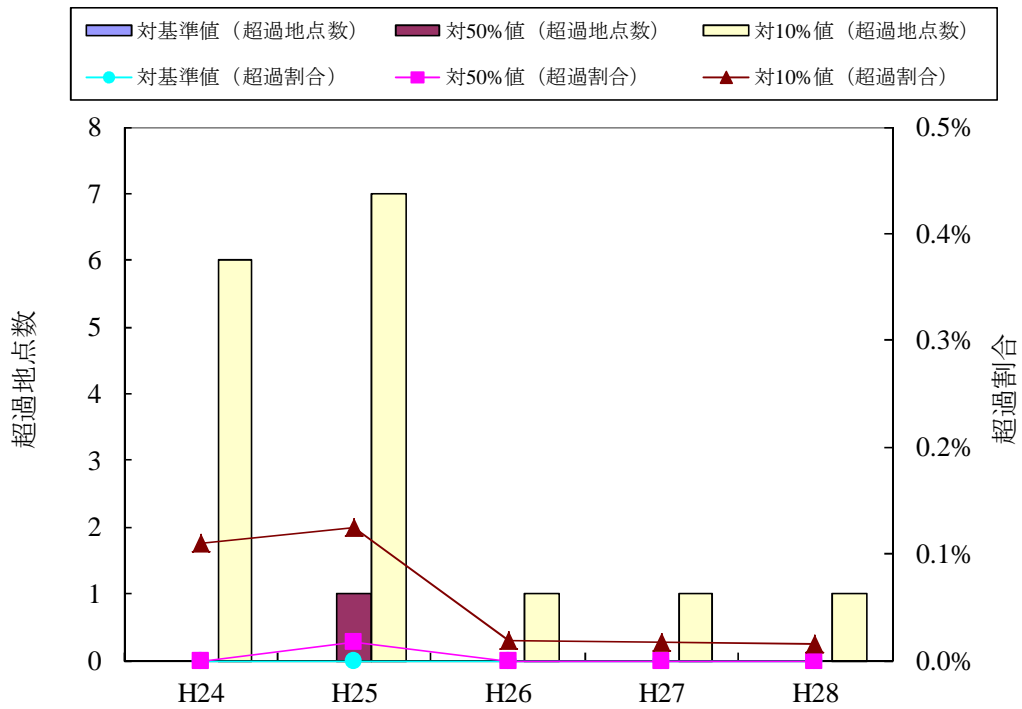


図 2-10 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(10)

基-20 ベンゼン

【健康項目】



基-21 塩素酸

【健康項目(消)】

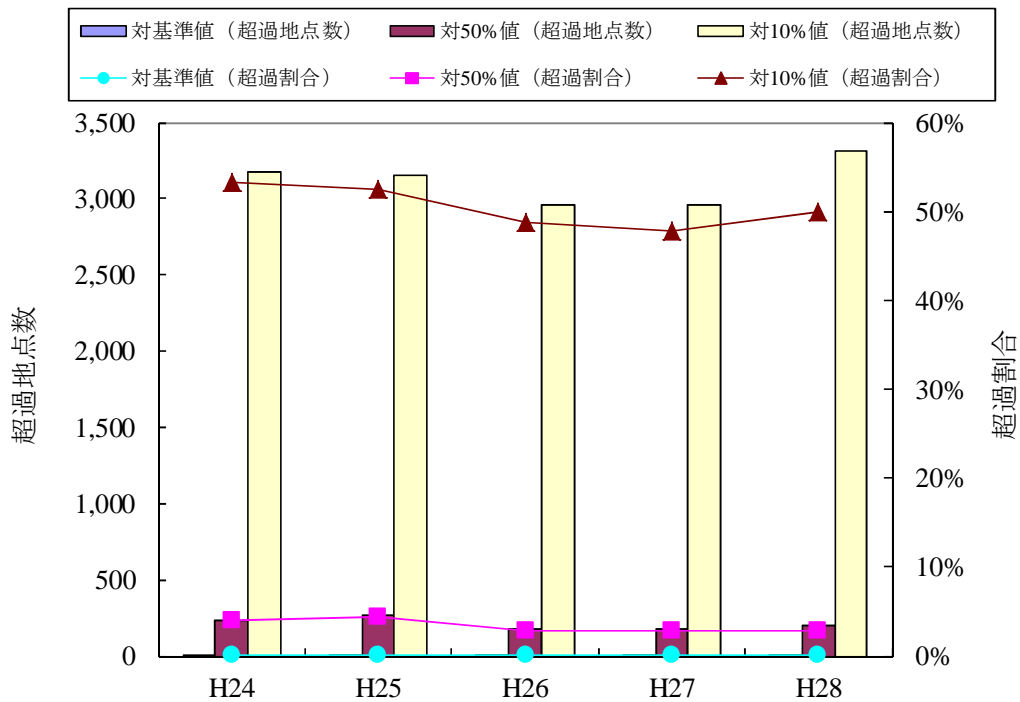
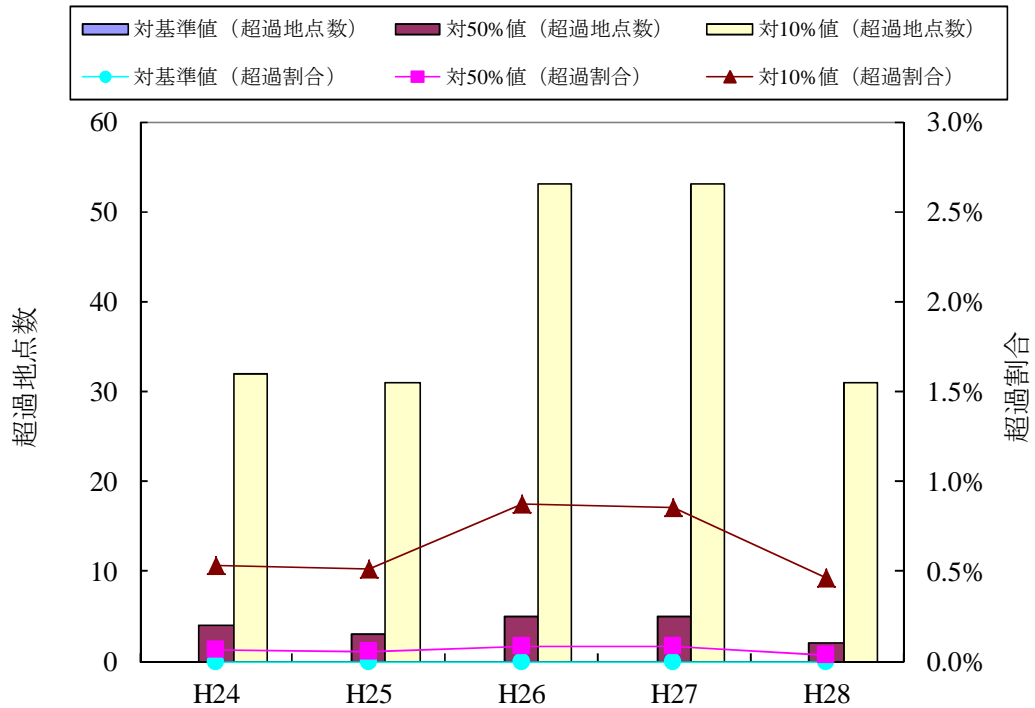


図 2-11 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(11)

基-22 クロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-23 クロロホルム

【健康項目(消)】

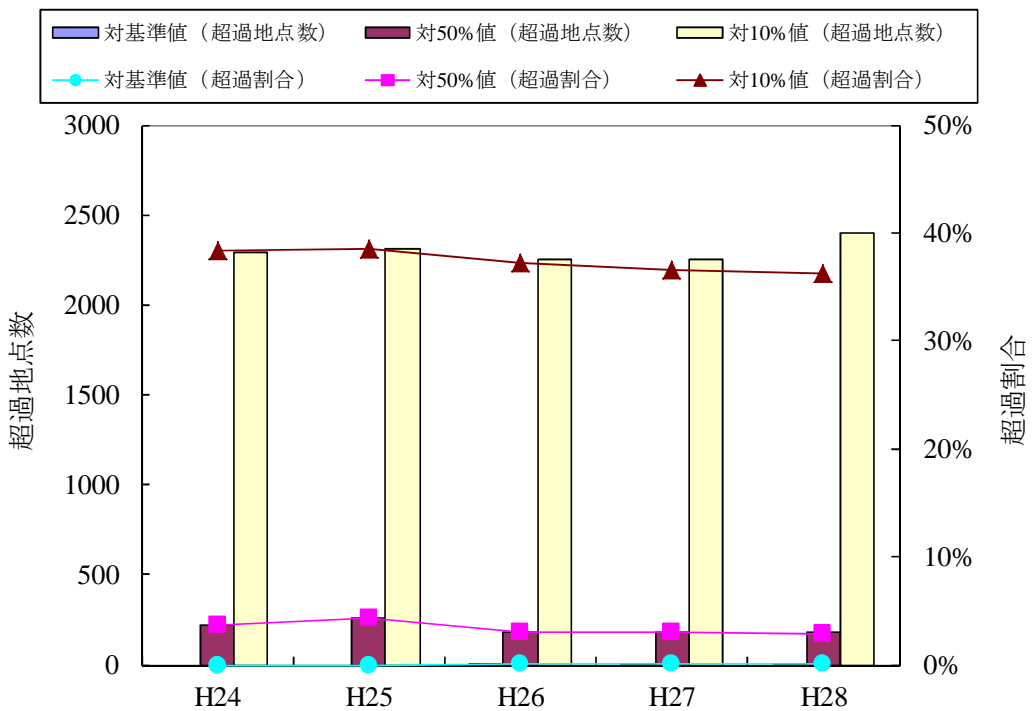
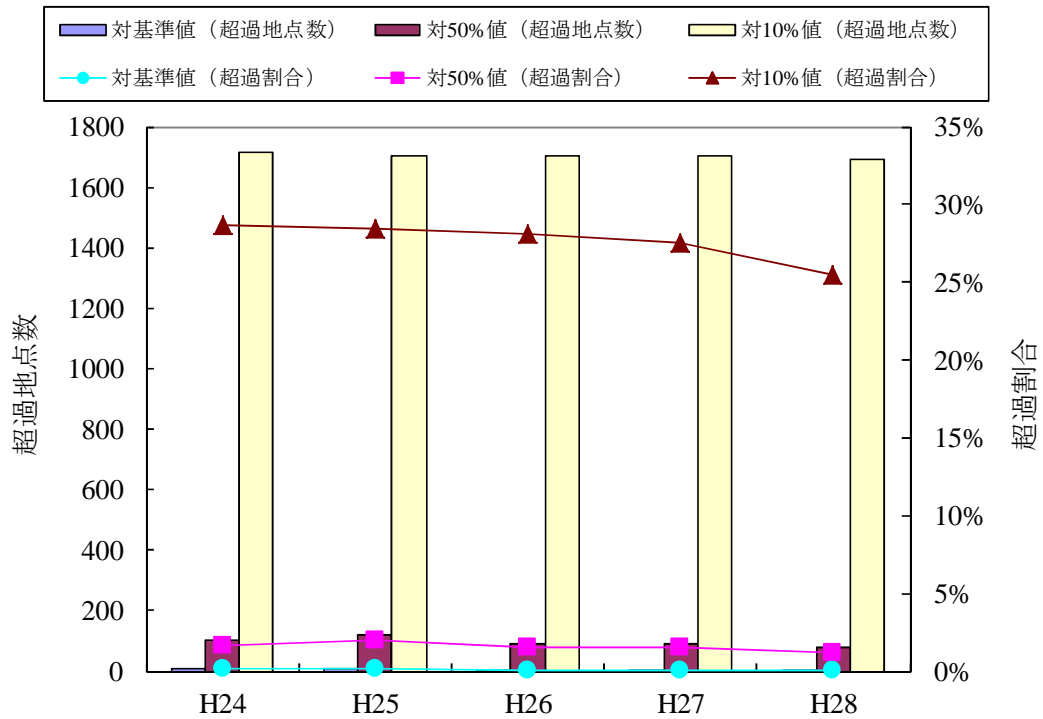


図 2-12 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(12)

基-24 ジクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-25 ジブromokロロメタン

【健康項目(消)】

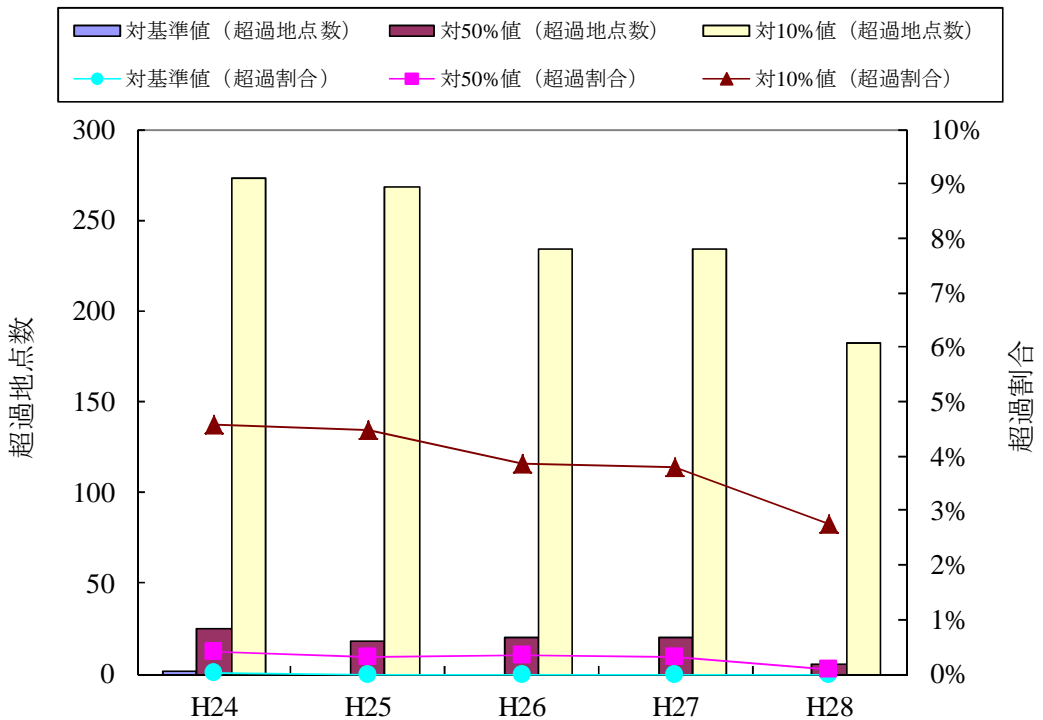
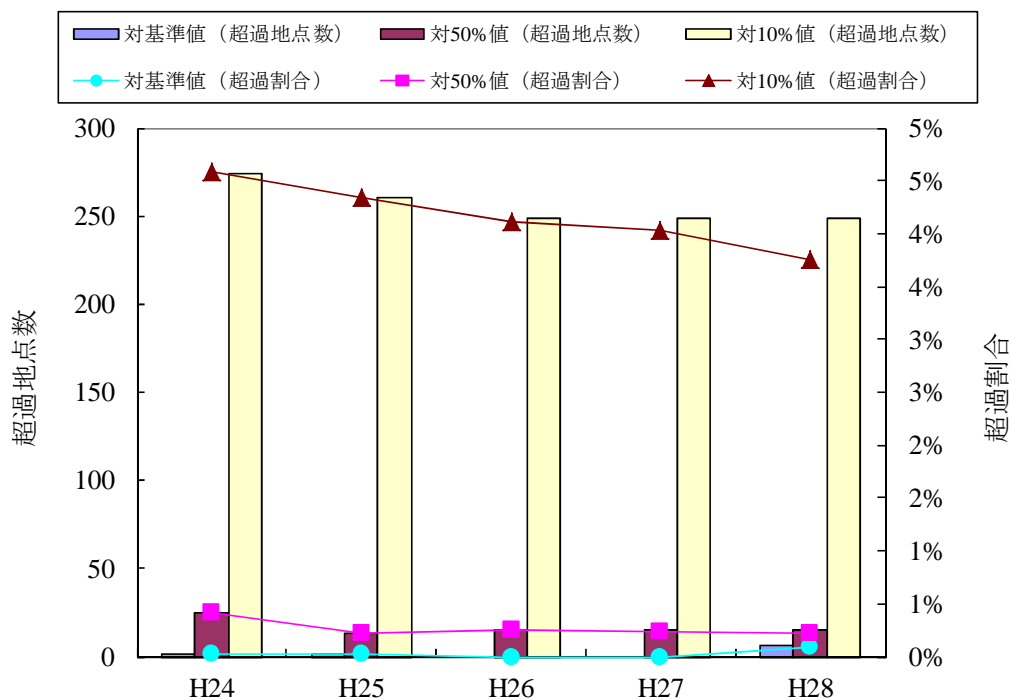


図 2-13 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(13)

基-26 臭素酸

【健康項目(消)】



基-27 総トリハロメタン

【健康項目(消)】

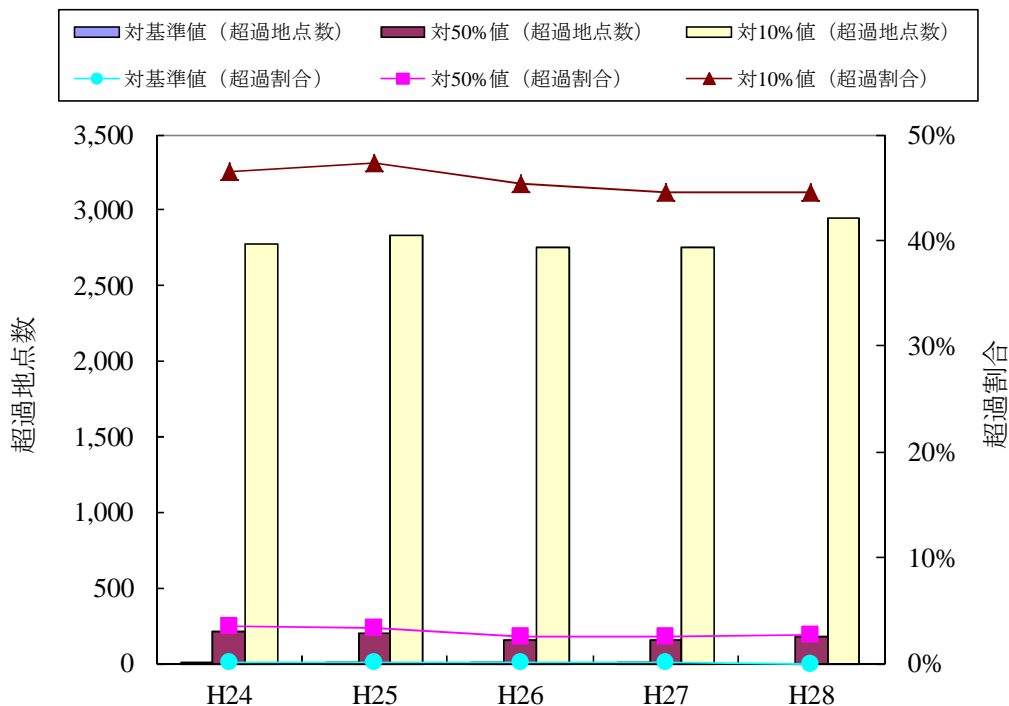
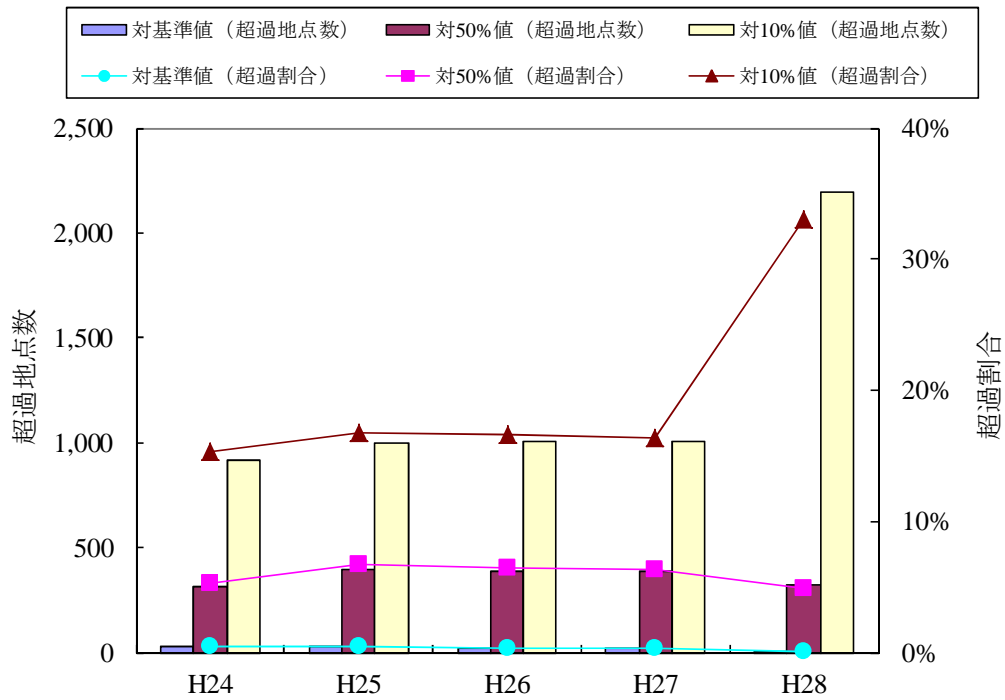


図 2-14 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(14)

基-28 トリクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-29 ブロモジクロロメタン

【健康項目(消)】

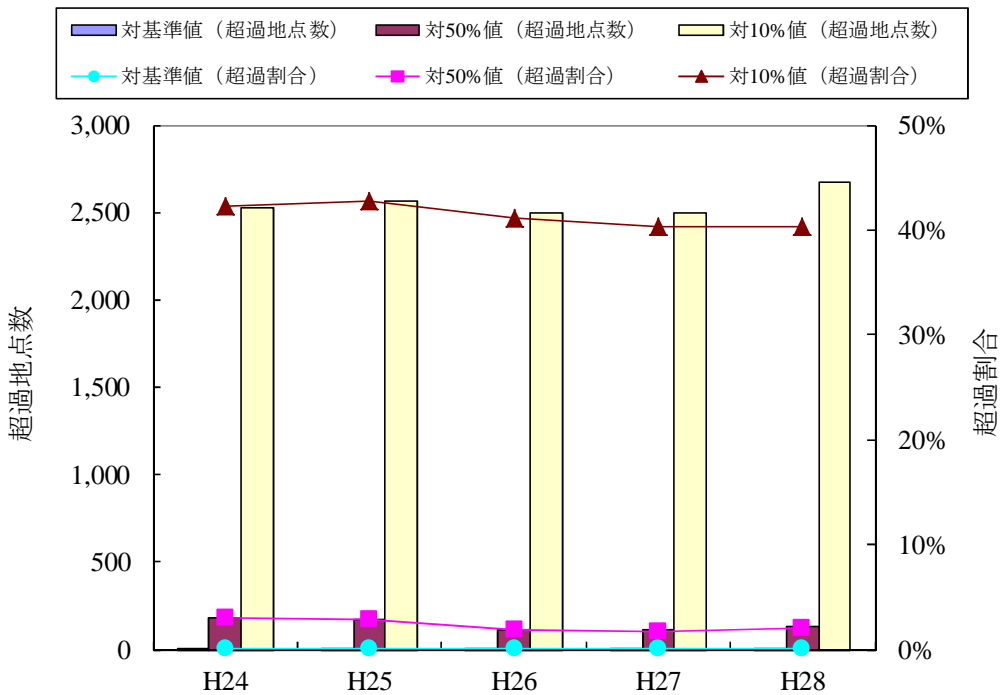
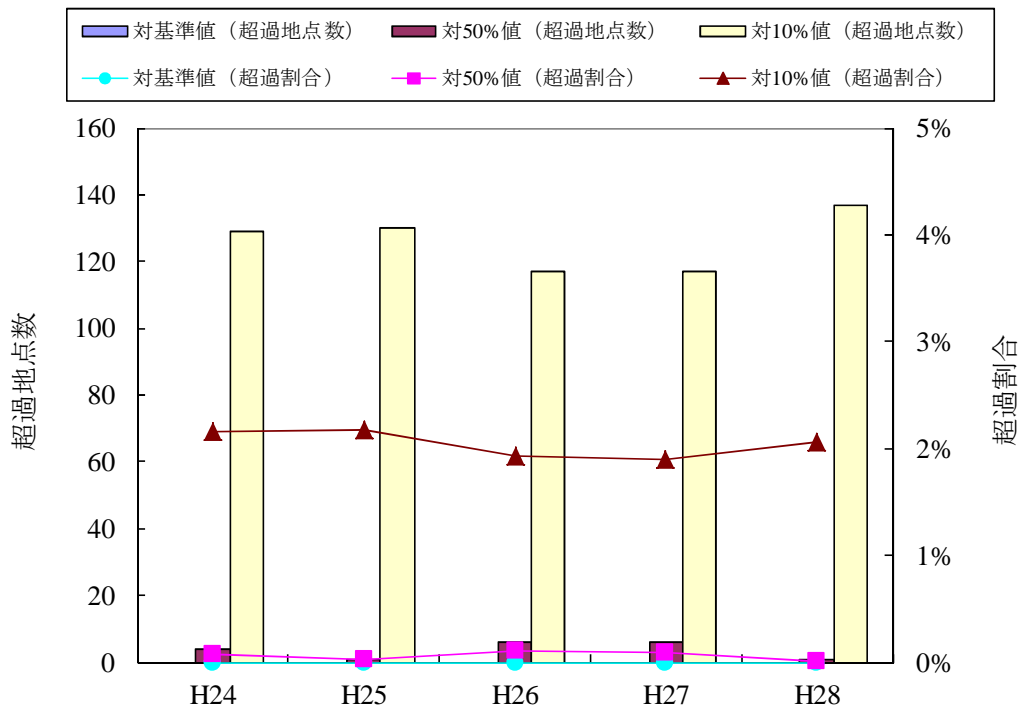


図 2-15 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(15)

基-30 プロモホルム

【健康項目(消)】



基-31 ホルムアルデヒド

【健康項目(消)】

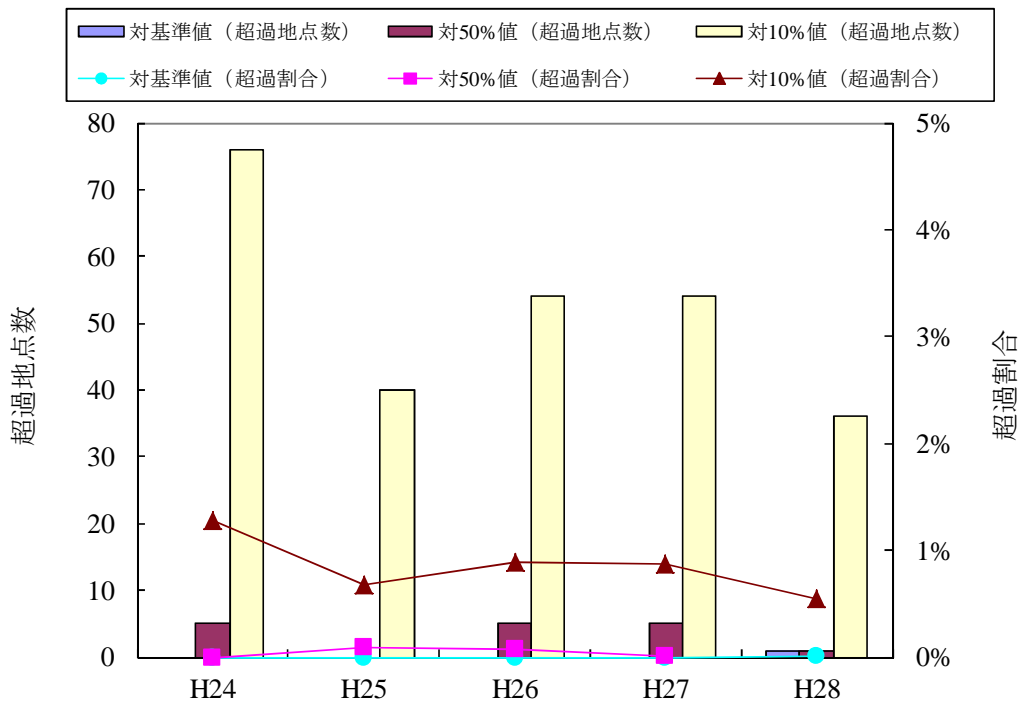
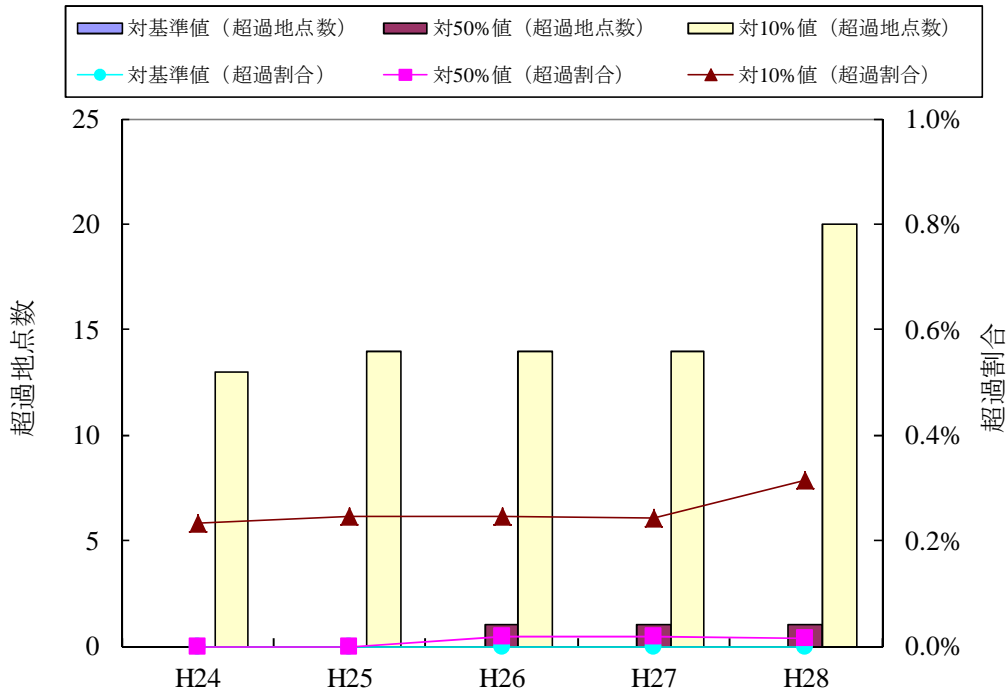


図 2-16 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(16)

基-32 亜鉛及びその化合物 【性状項目】



基-33 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

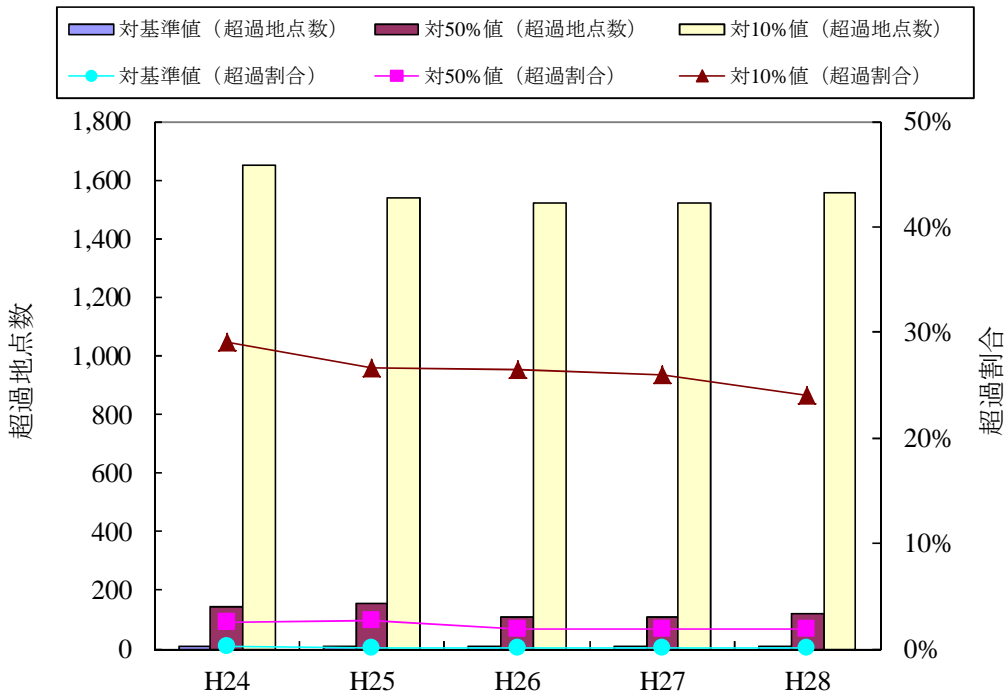
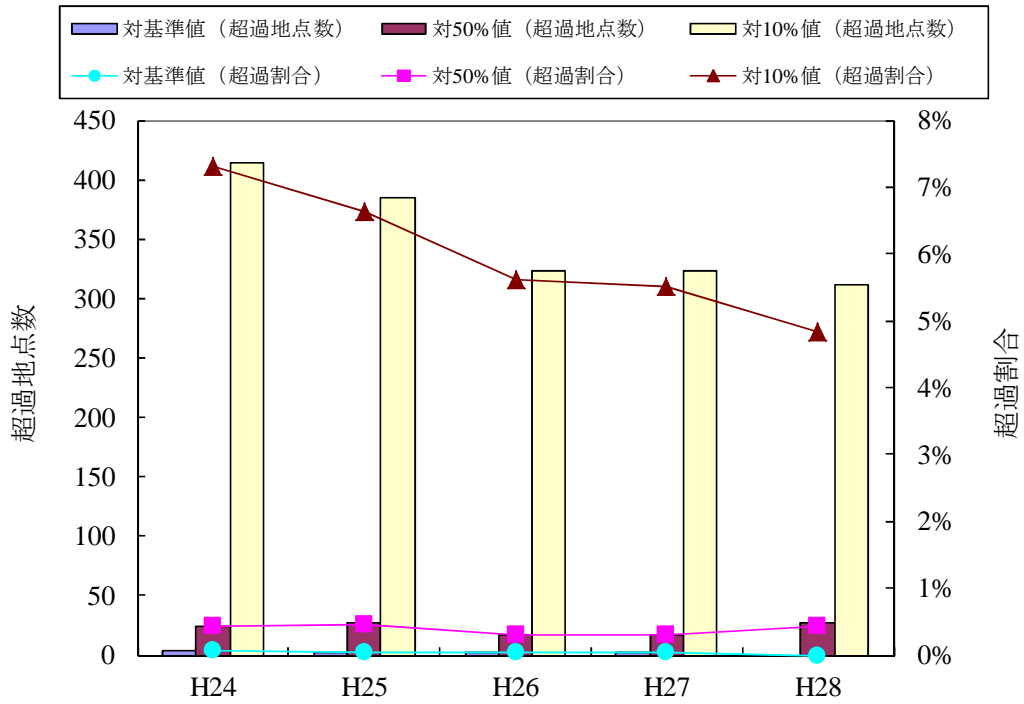


図 2-17 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(17)

基-34 鉄及びその化合物

【性状項目】



基-35 銅及びその化合物

【性状項目】

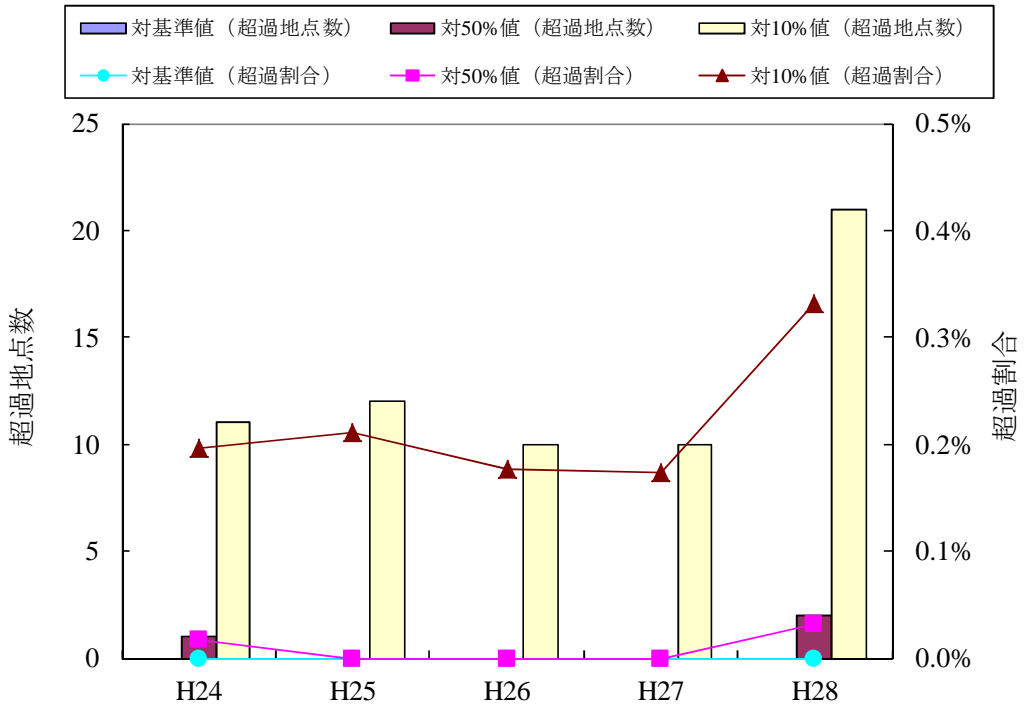
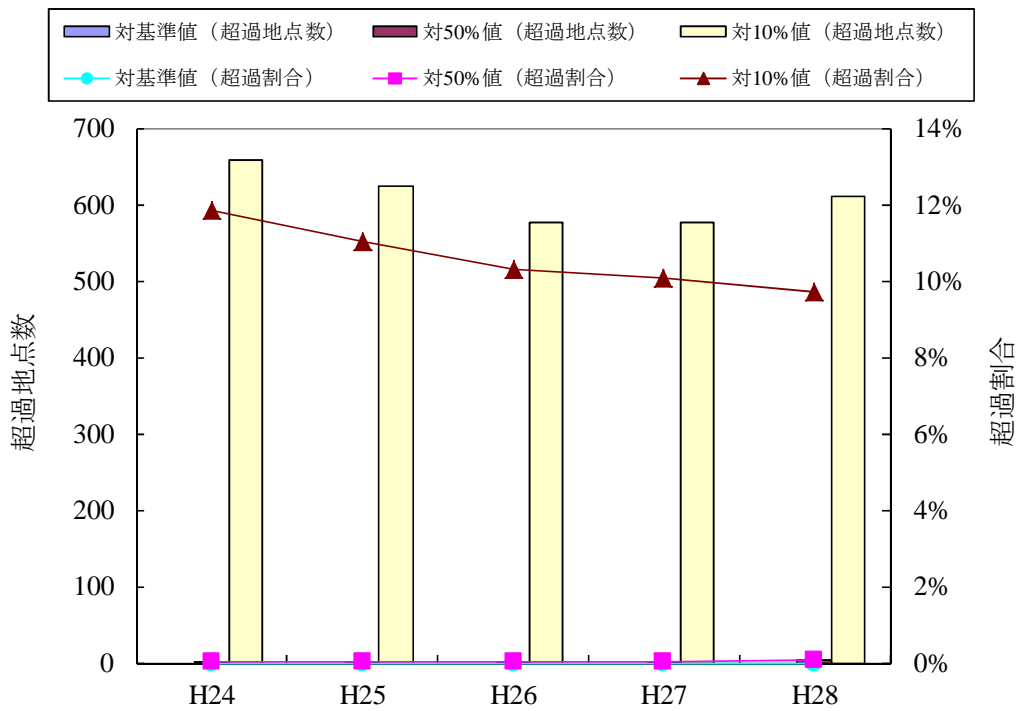


図 2-18 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(18)

基-36 ナトリウム及びその化合物 【性状項目】



基-37 マンガン及びその化合物 【性状項目】

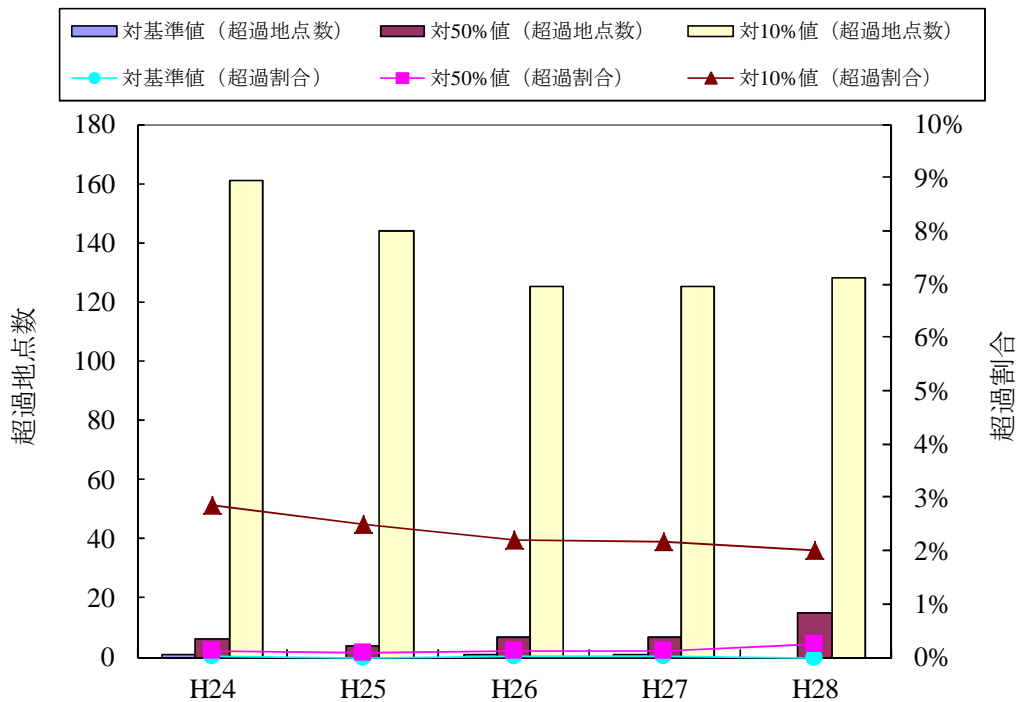
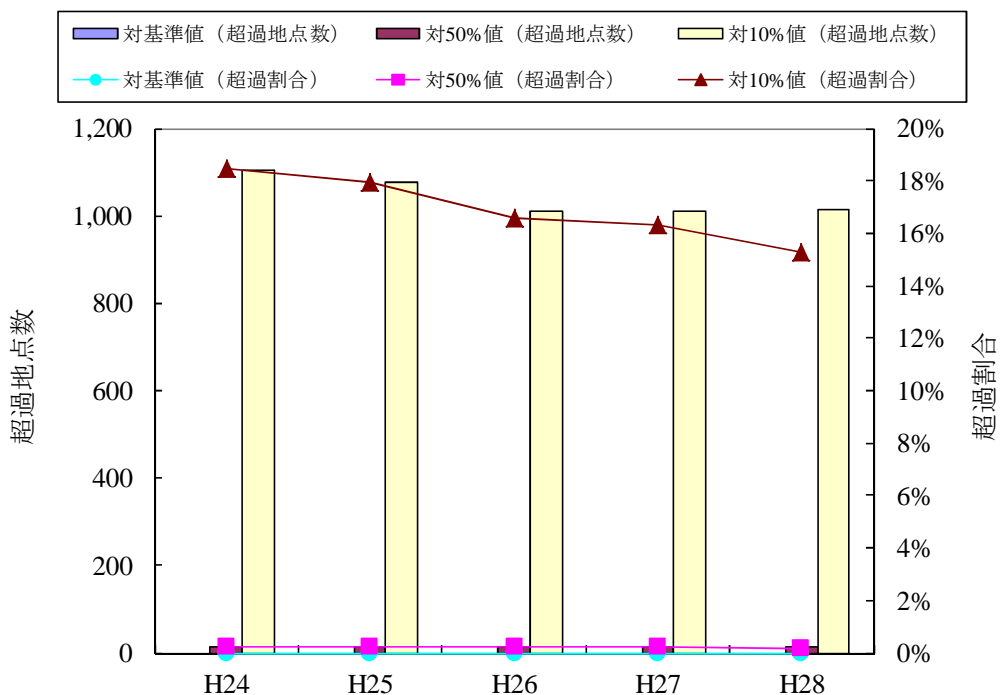


図 2-19 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(19)

基-38 塩化物イオン

【性状項目】



基-39 カルシウム、マグネシウム(硬度)

【性状項目】

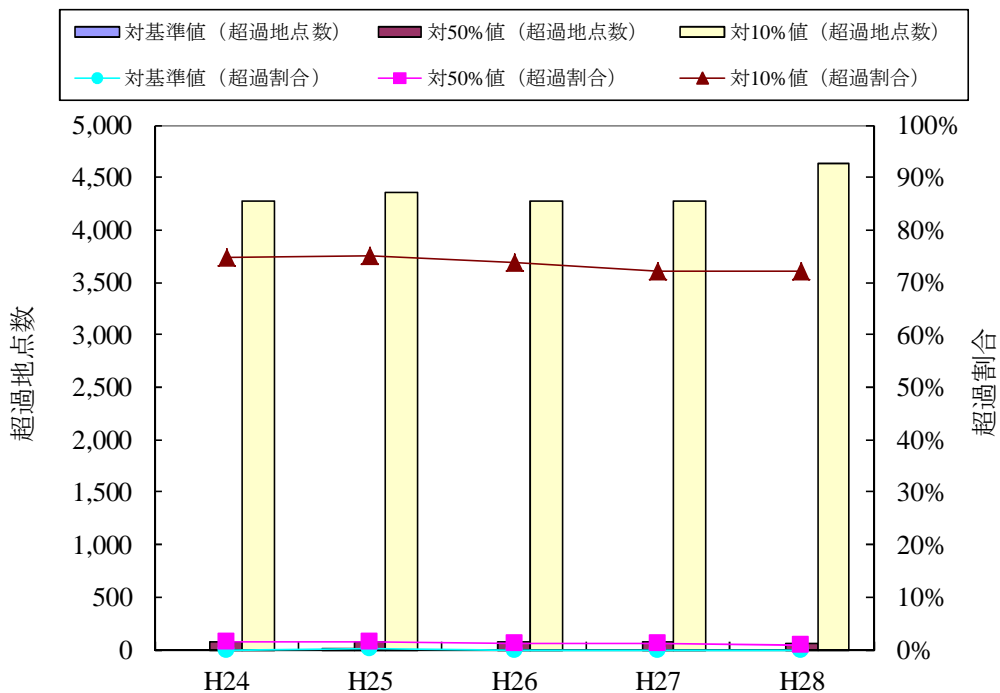
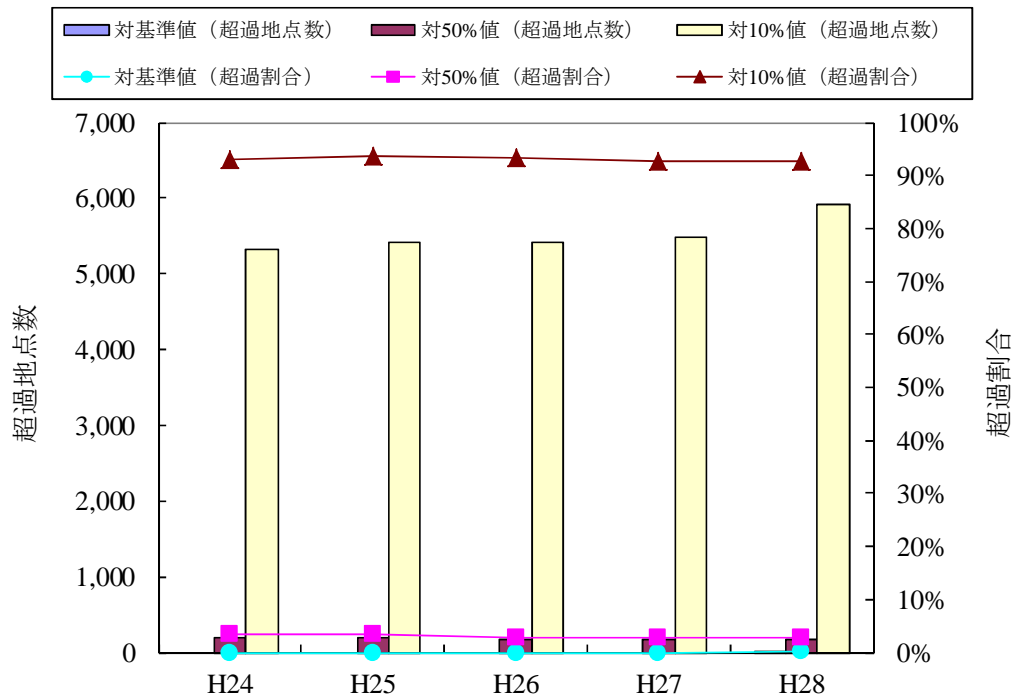


図 2-20 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(20)

基-40 蒸発残留物

【性状項目】



基-41 陰イオン界面活性剤

【性状項目】

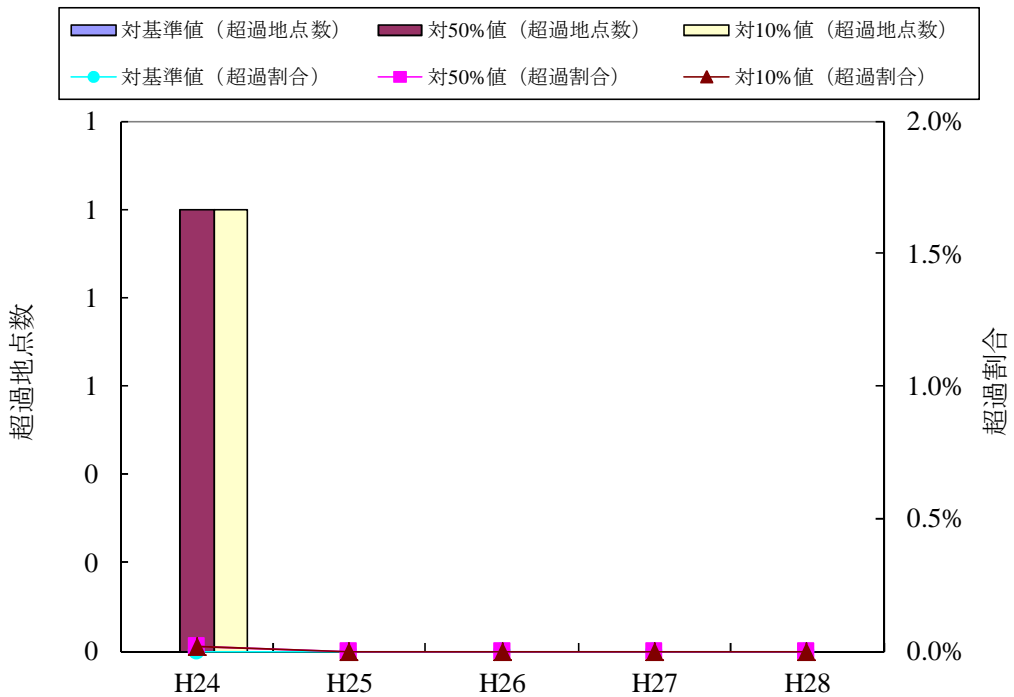
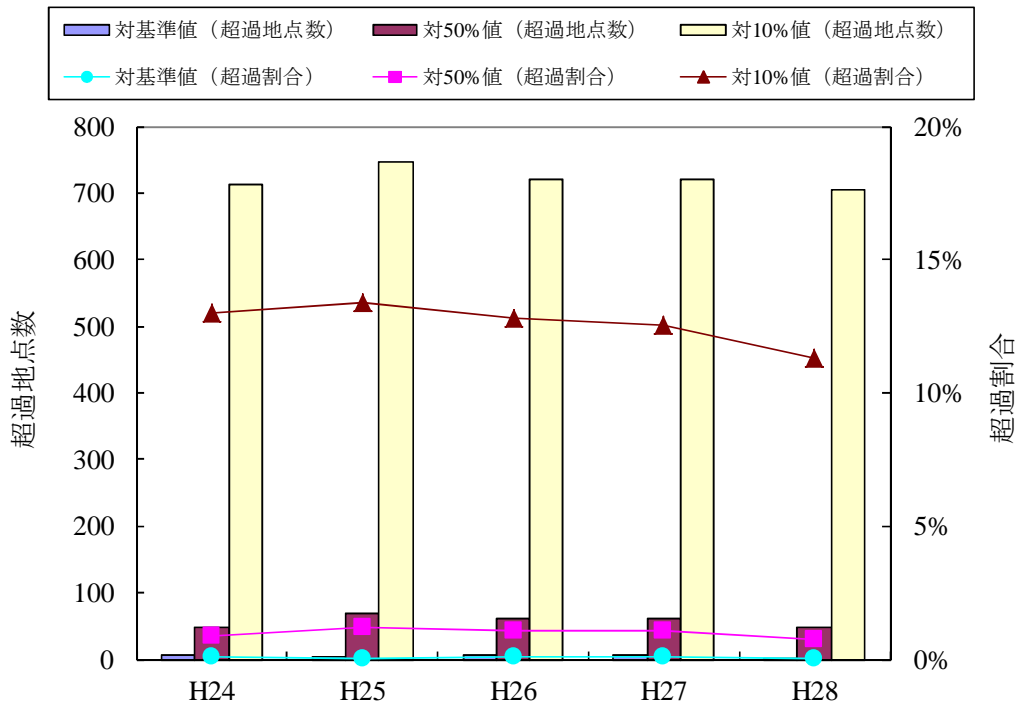


図 2-21 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(21)

基-42 ジェオスミン

【性状項目】



基-43 2-メチルイソボルネオール

【性状項目】

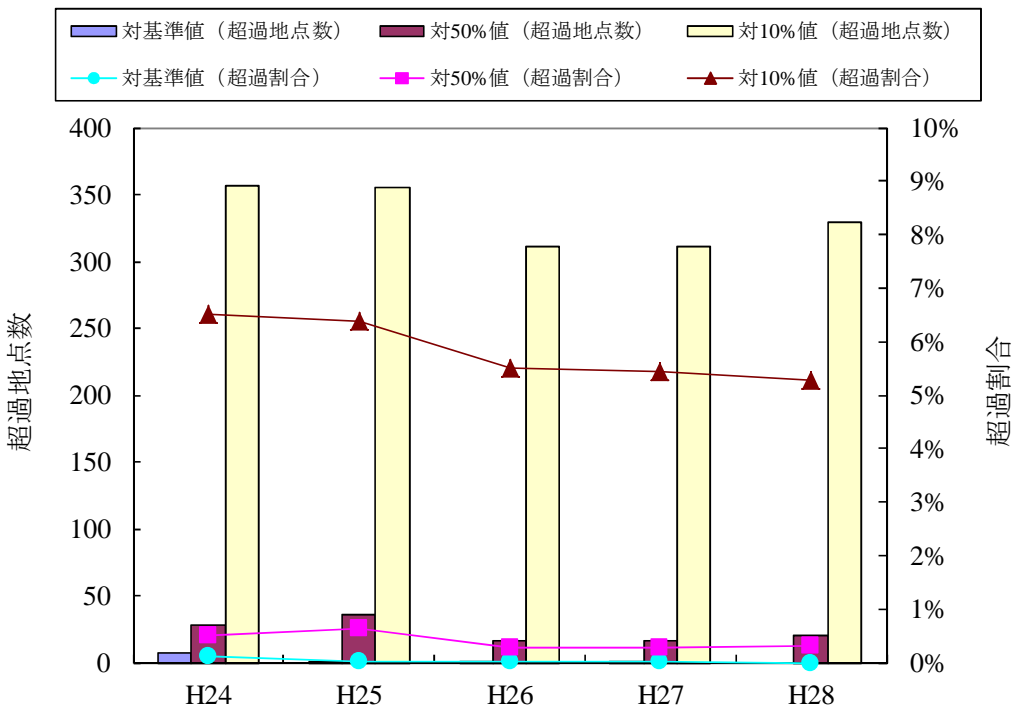
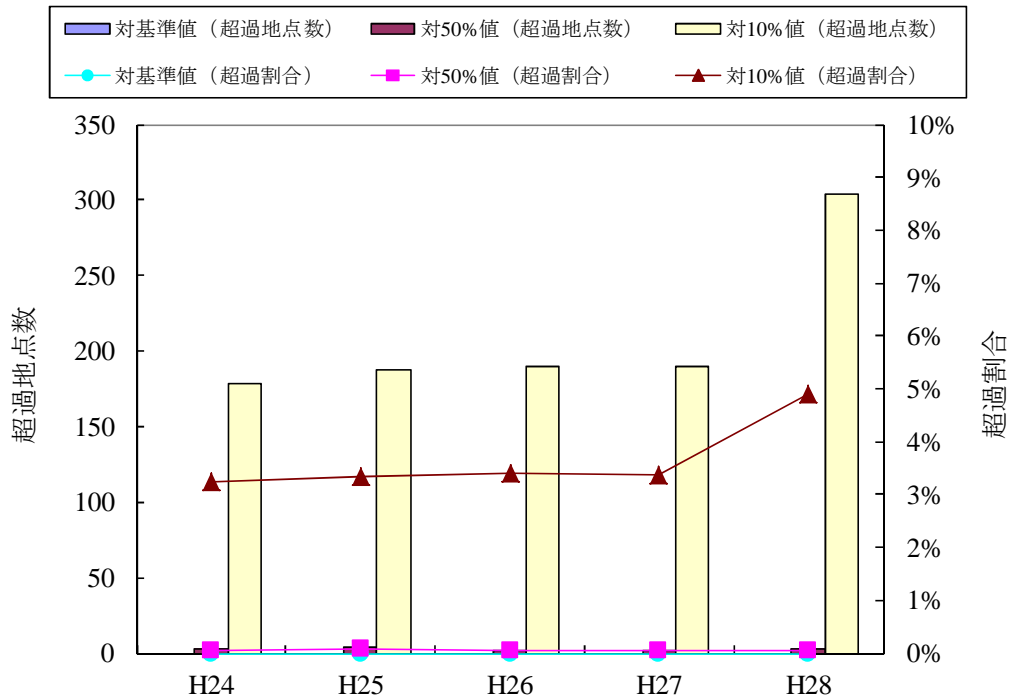


図 2-22 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(22)

基-44 非イオン界面活性剤 【性状項目】



基-45 フェノール類 【性状項目】

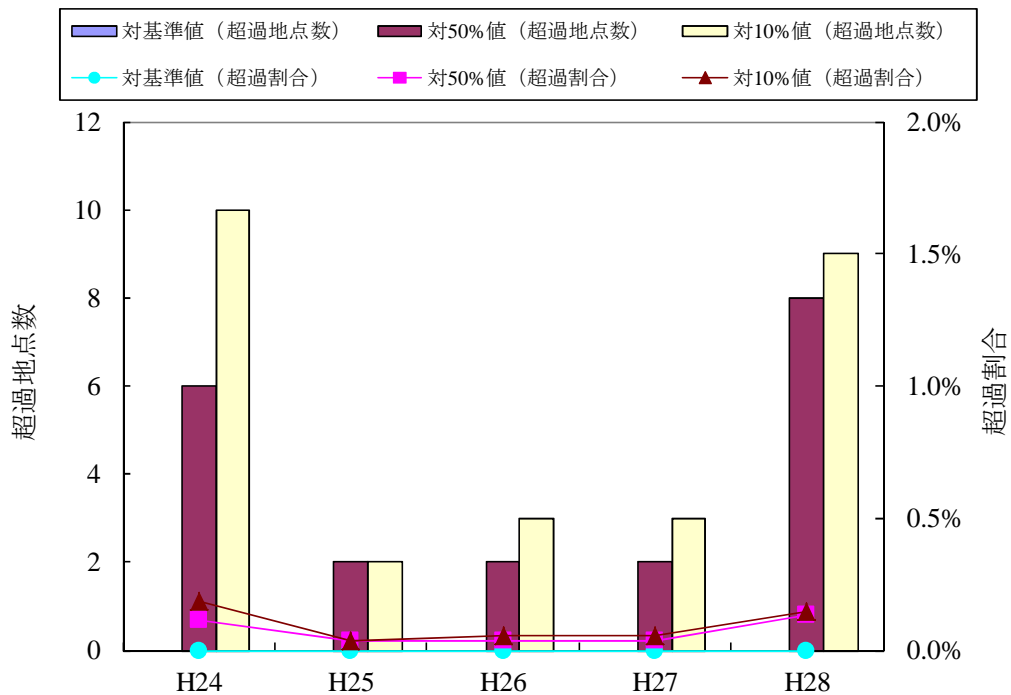
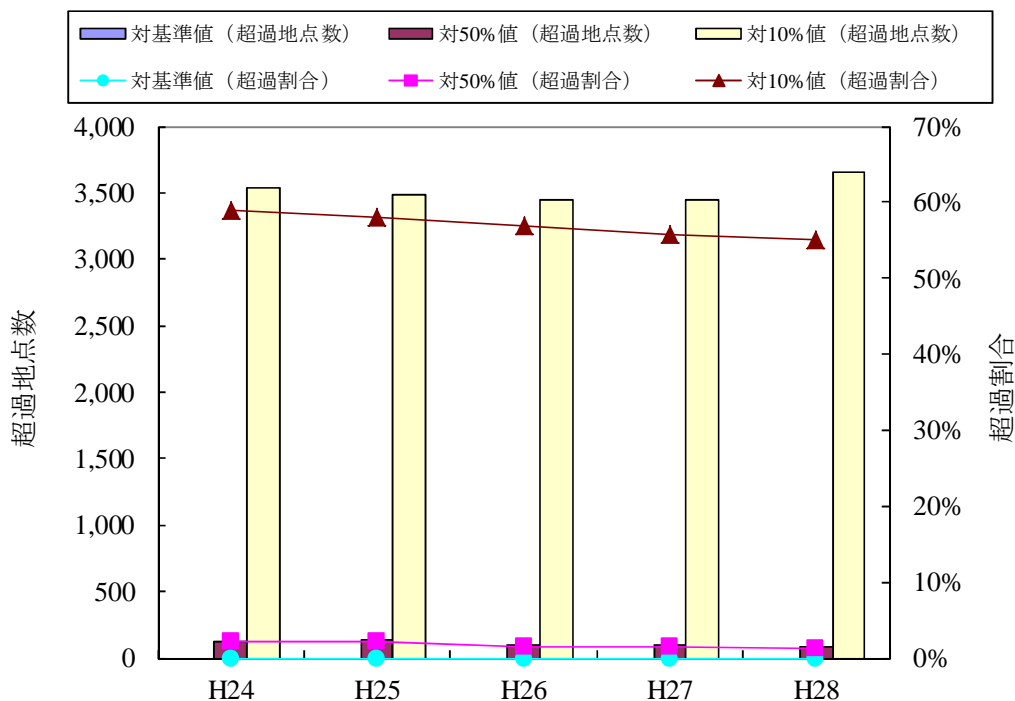


図 2-23 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(23)

基-46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)

【性状項目】



基-50 色度

【性状項目】

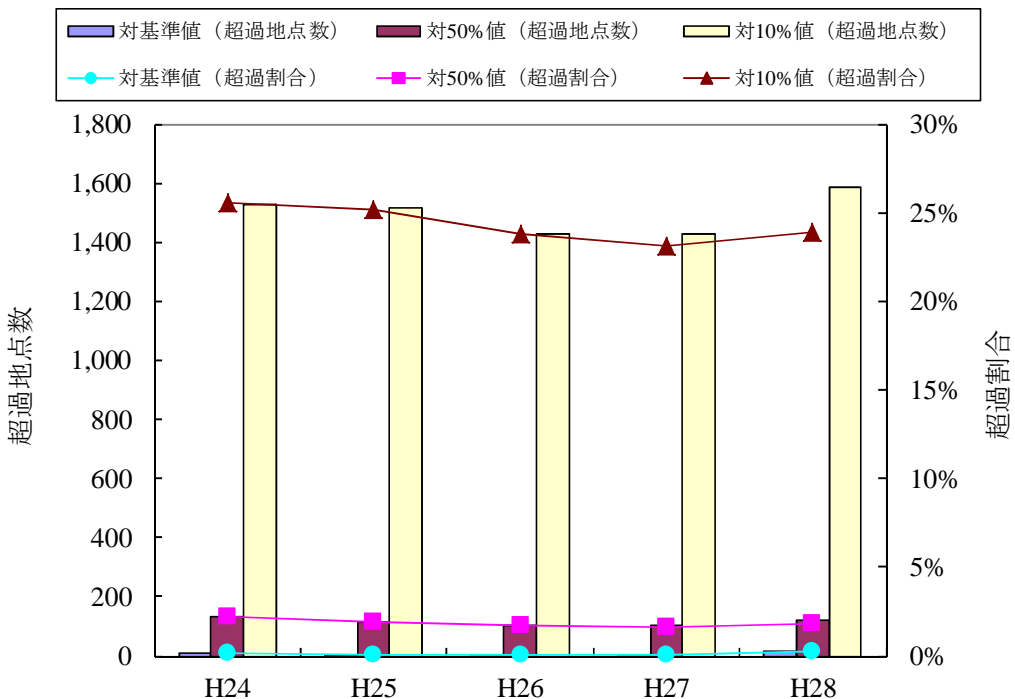


図 2-24 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(24)

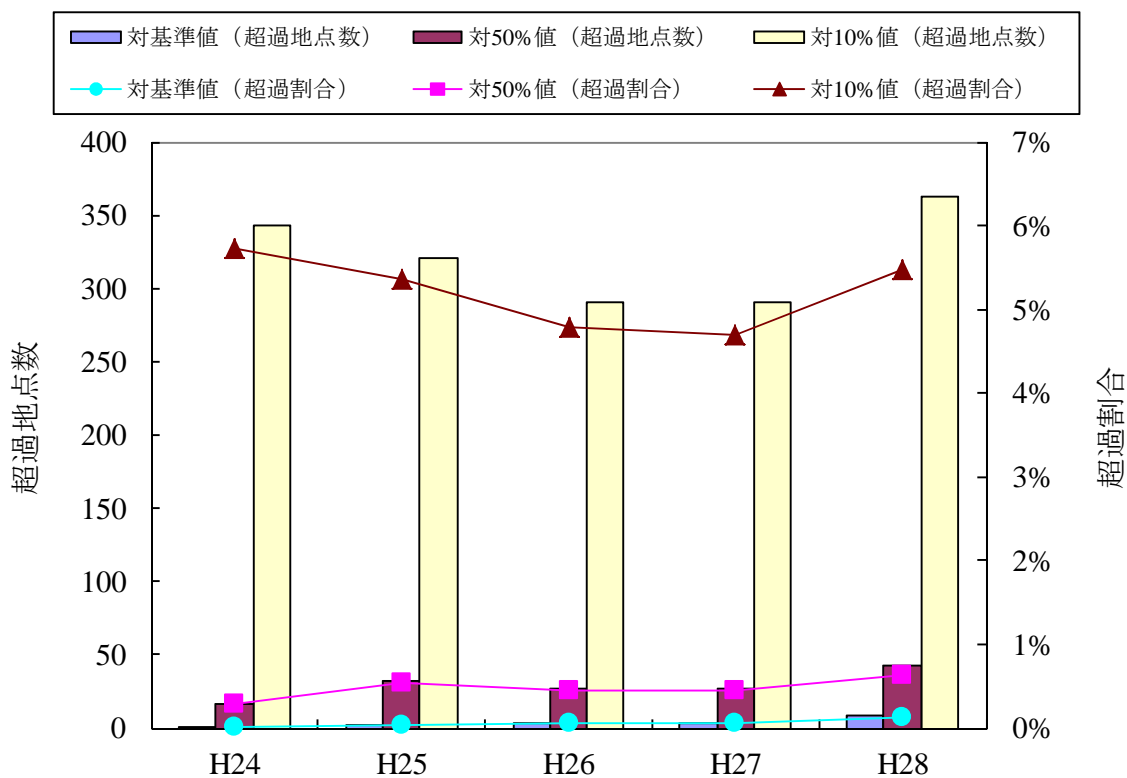
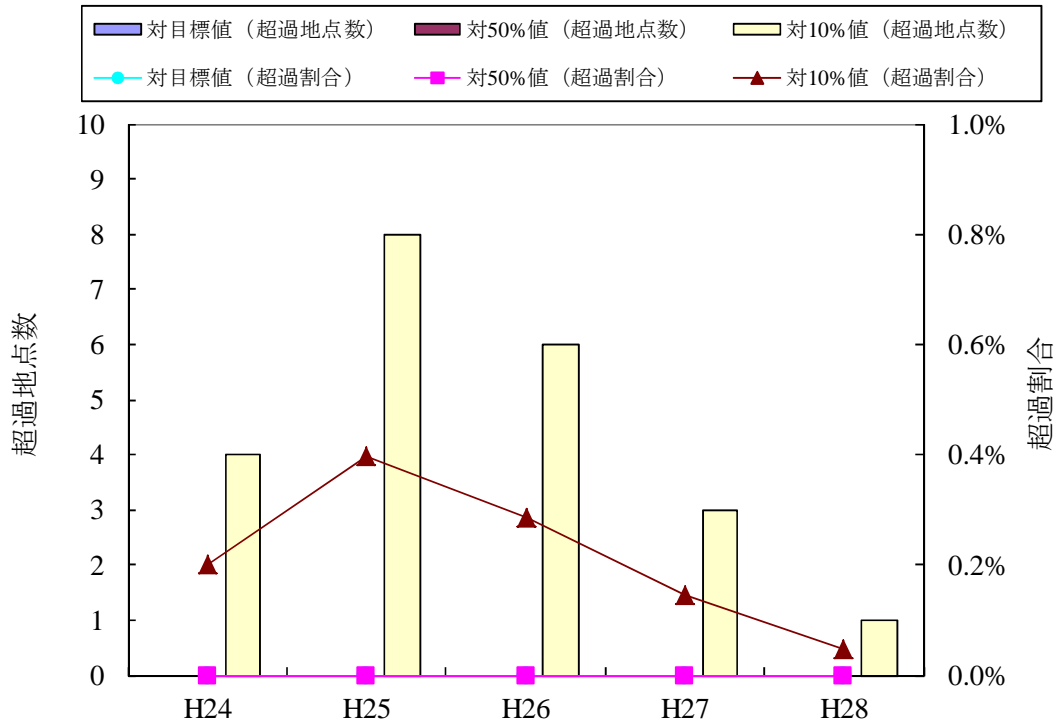


図 2-25 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(25)

目-1 アンチモン及びその化合物 【健康項目】



目-2 ウラン及びその化合物 【健康項目】

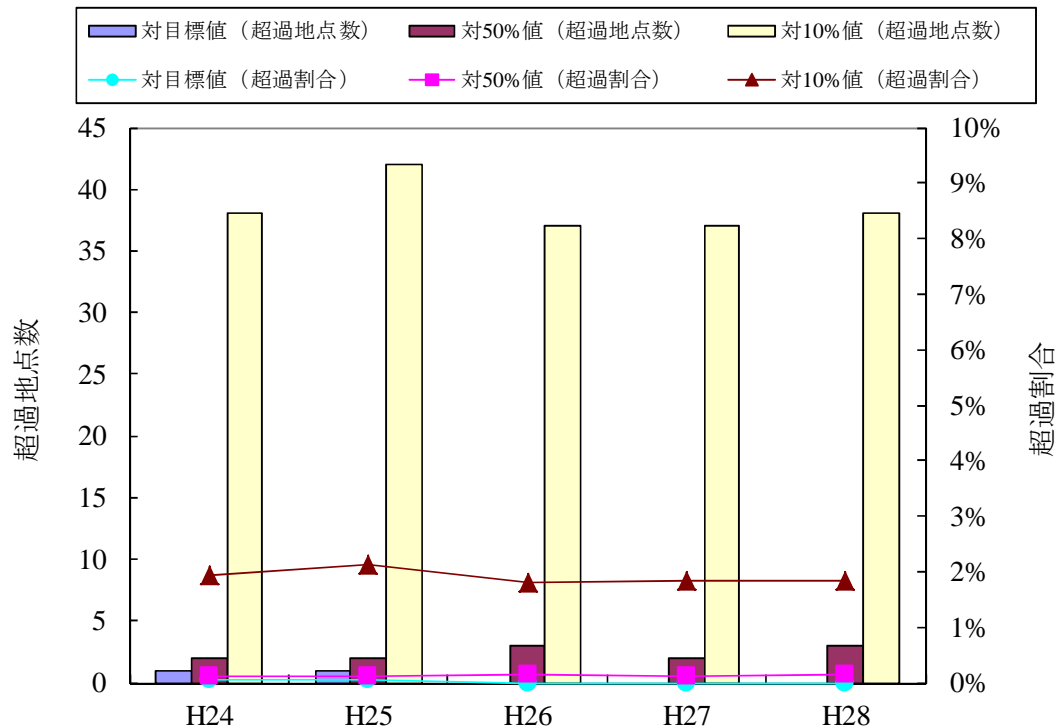
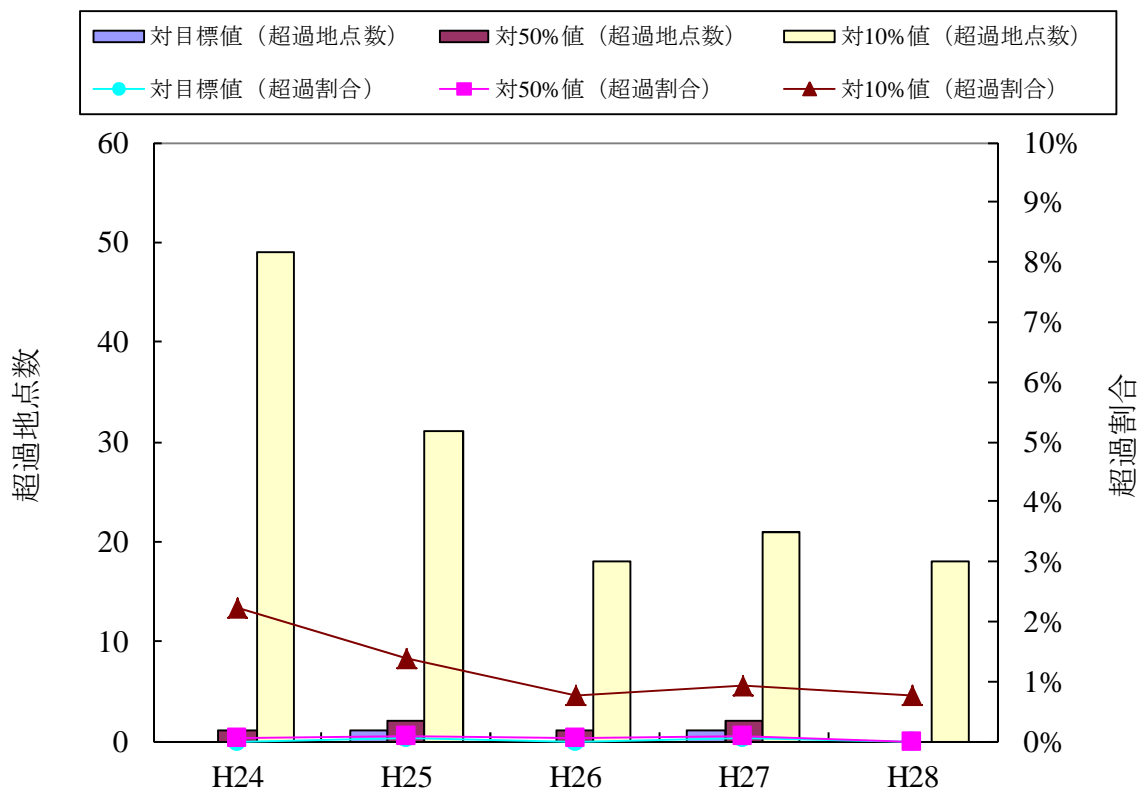


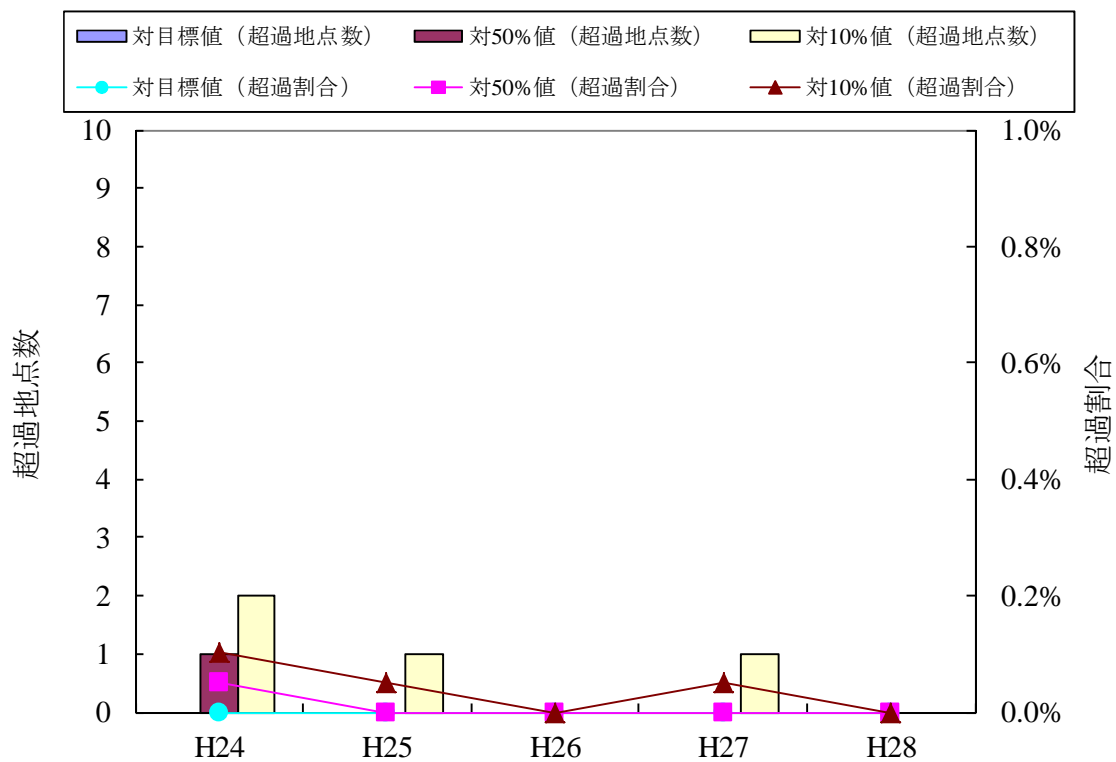
図 2-26 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(1)

目-3 ニッケル及びその化合物 【健康項目】



目-4 欠番

図 2-27 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(2)

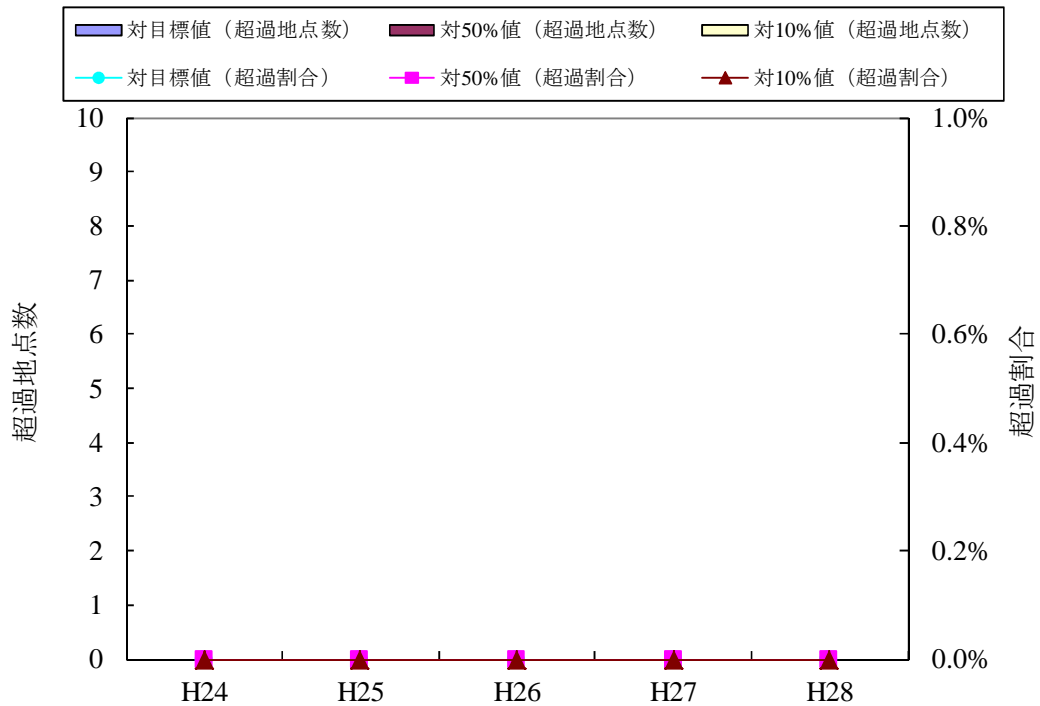


目-6 欠番
目-7 欠番

図 2-28 水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(3)

目-8 トルエン

【健康項目】



目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)【健康項目】

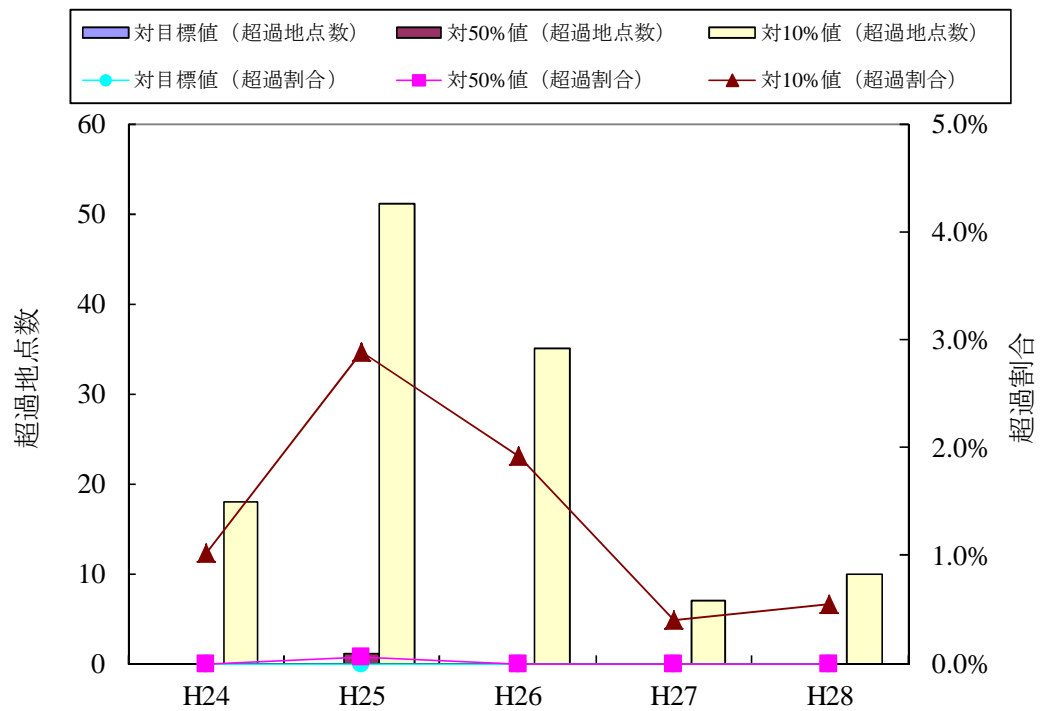
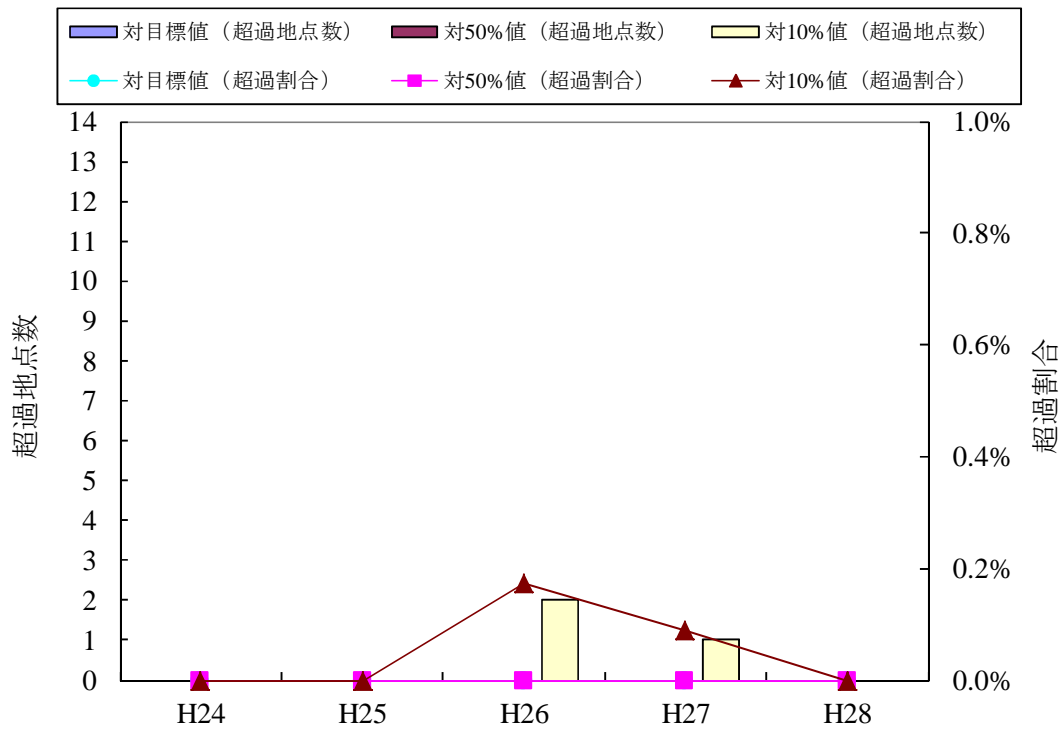


図 2-29 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(4)

目-10 亜塩素酸

【健康項目(消)】



目-11 欠番

目-12 二酸化塩素

【健康項目(消)】

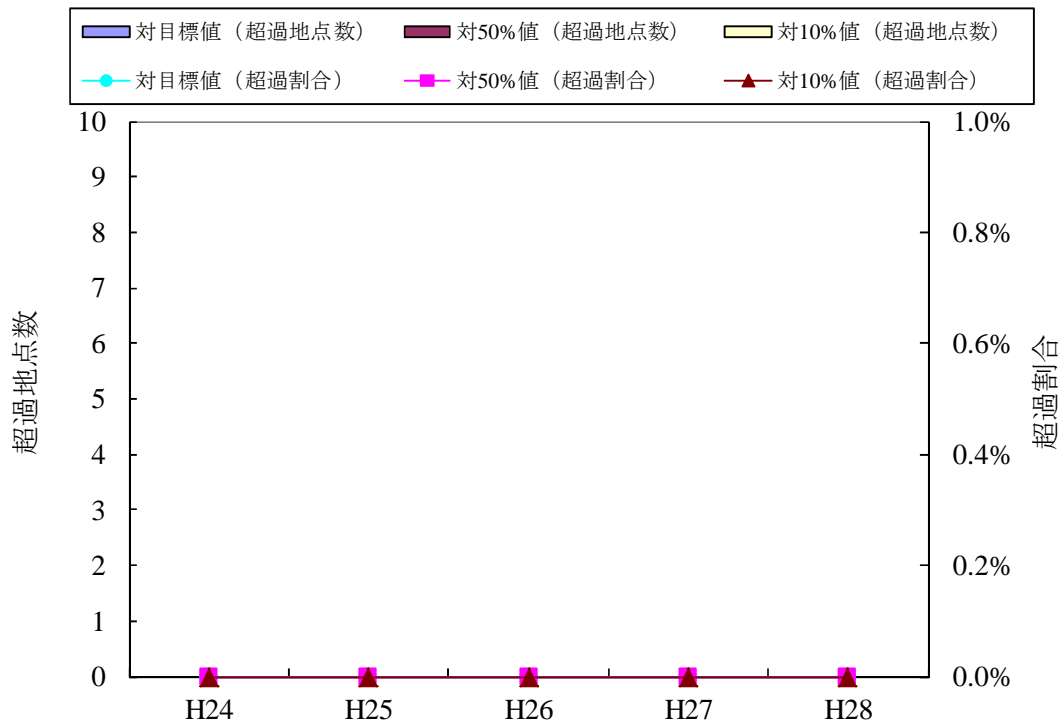
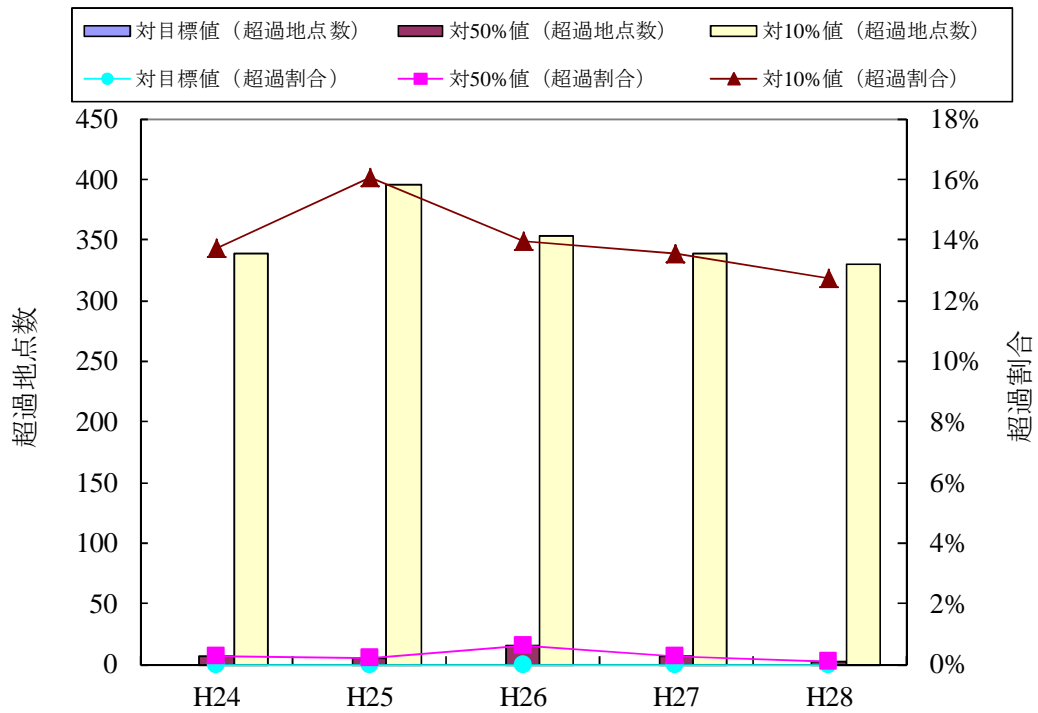


図 2-30 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(5)

目-13 ジクロロアセトニトリル 【健康項目(消)】



目-14 抱水クロラール 【健康項目(消)】

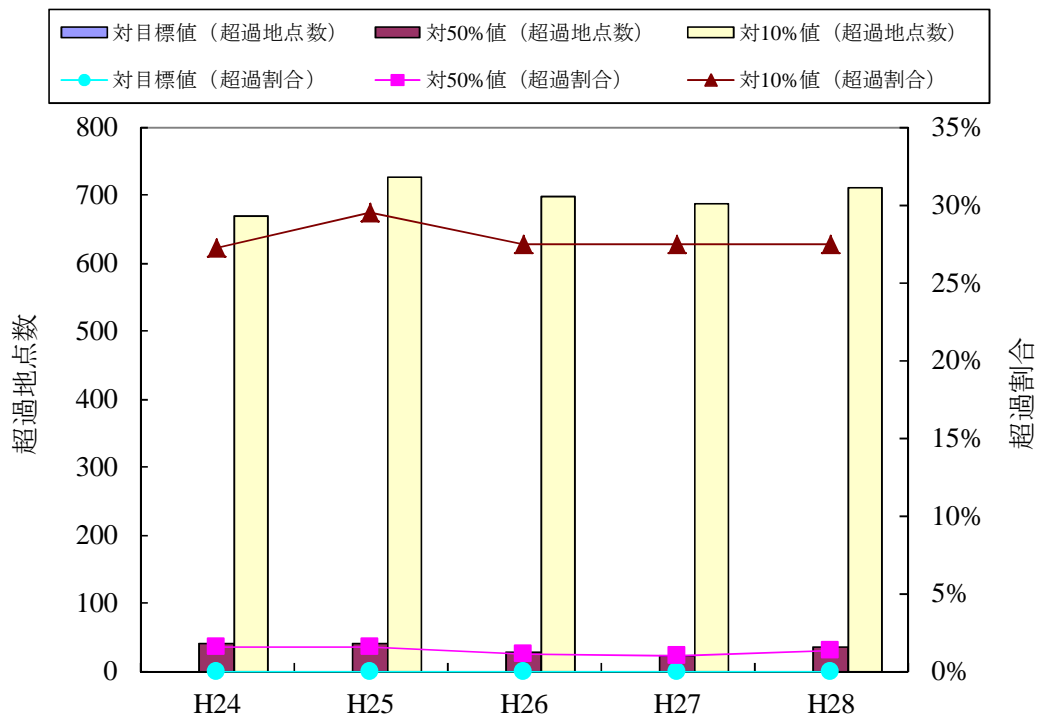
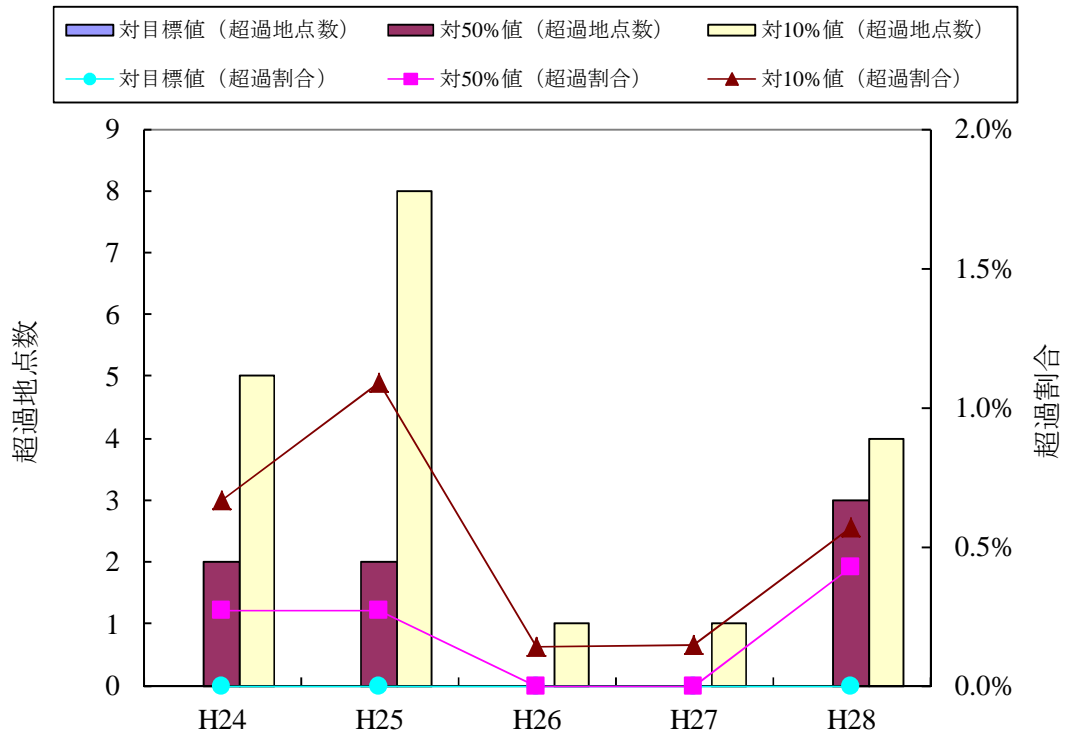


図 2-31 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(6)

目-15 農薬類



目-16 残留塩素 【性状項目】

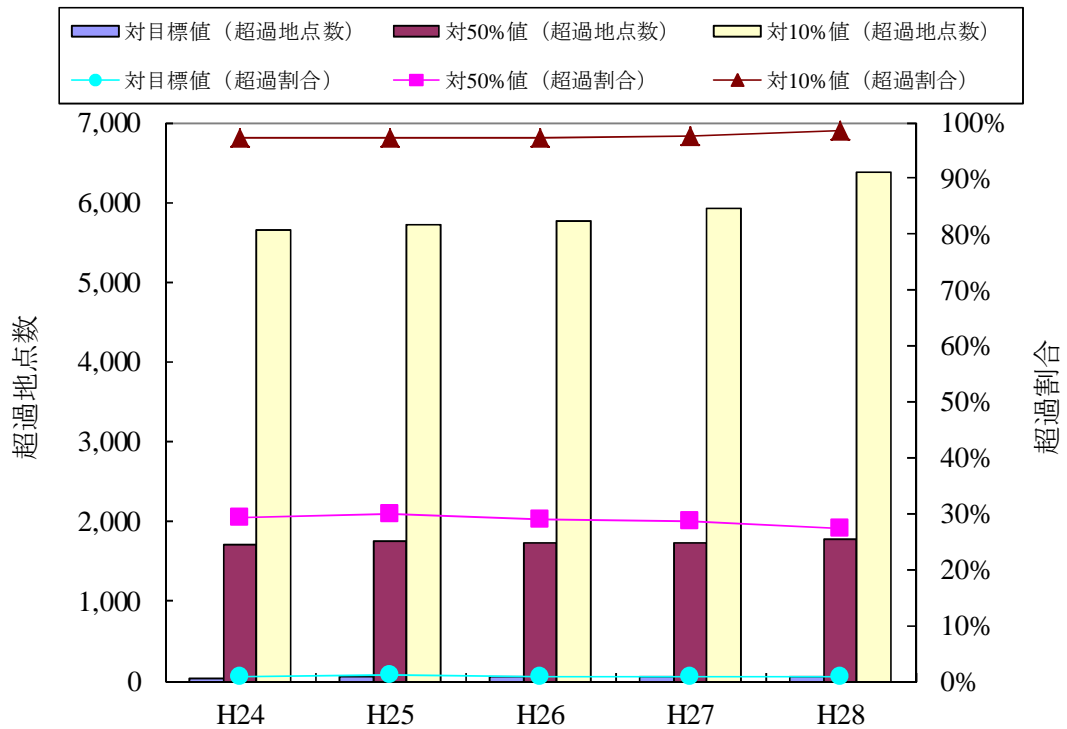
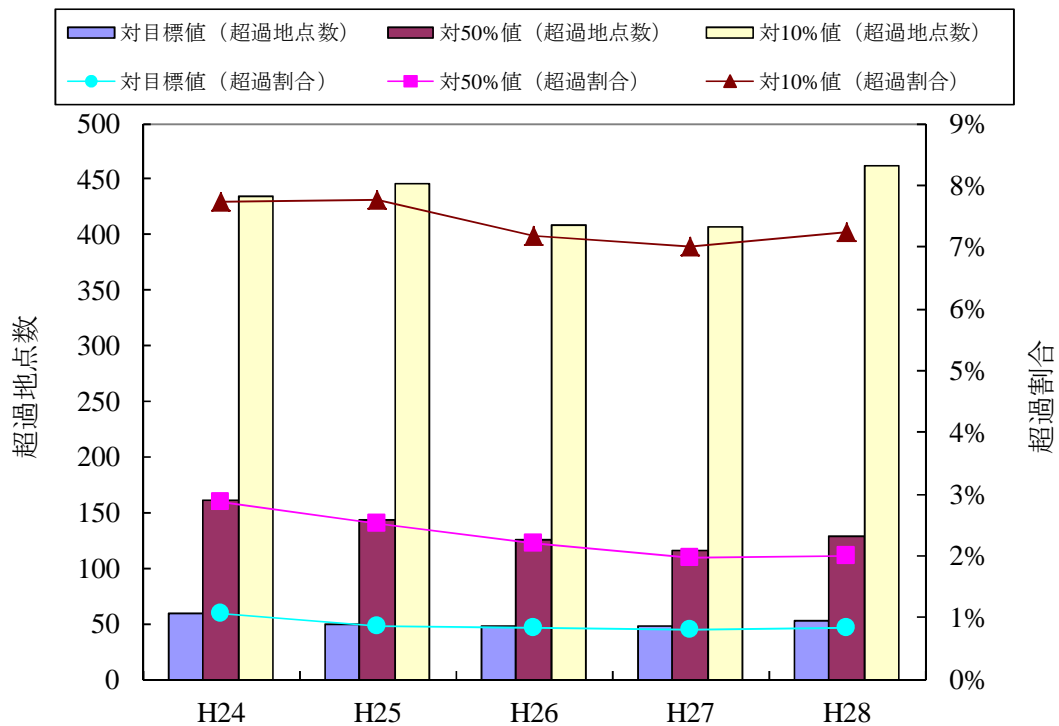
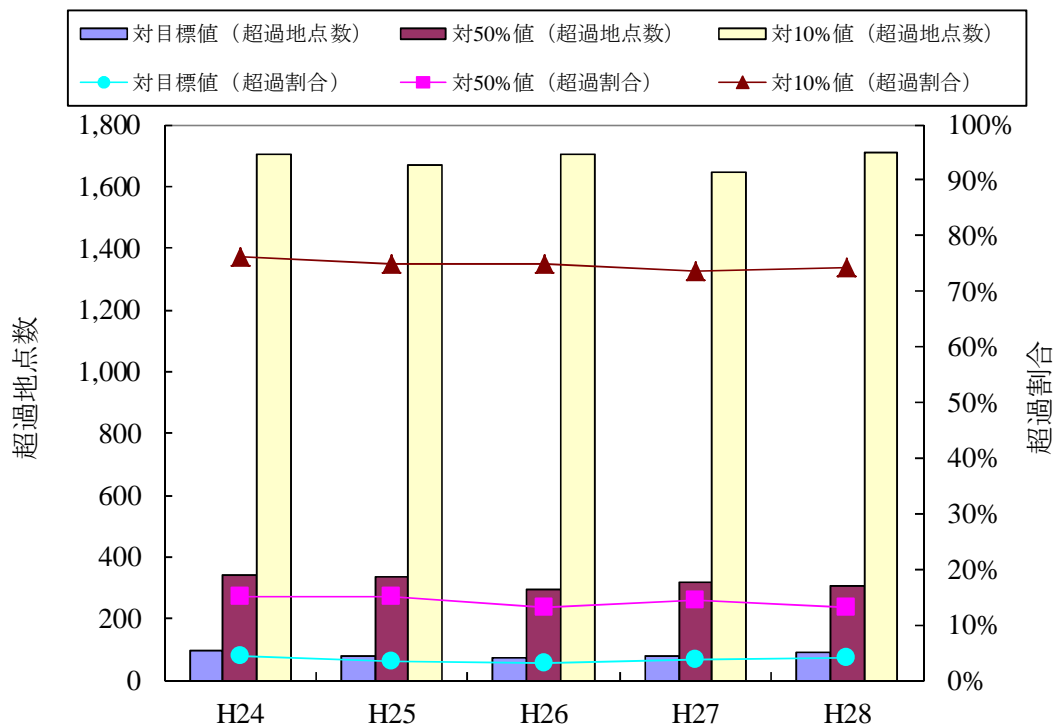


図 2-32 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(7)

目-18 マンガン及びその化合物 【性状項目】



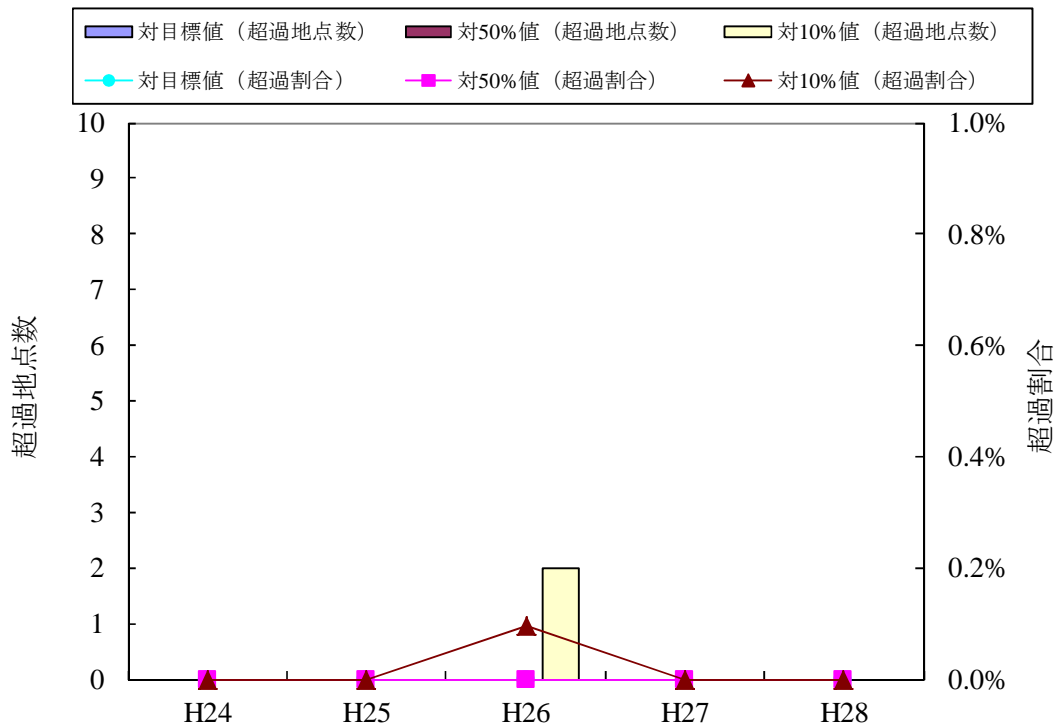
目-19 遊離炭酸 【性状項目】



(目-17は基-39で前掲)

図 2-33 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(8)

目-20 1,1,1-トリクロロエタン 【性状項目】



目-21 メチル-t-ブチルエーテル(MTBE) 【性状項目】

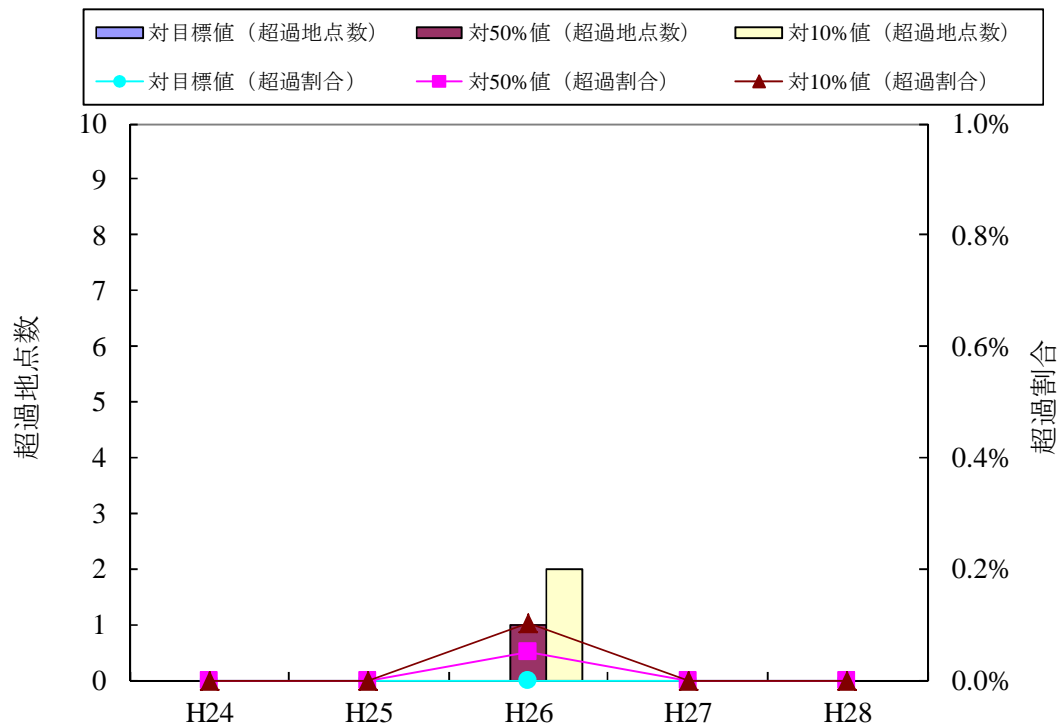
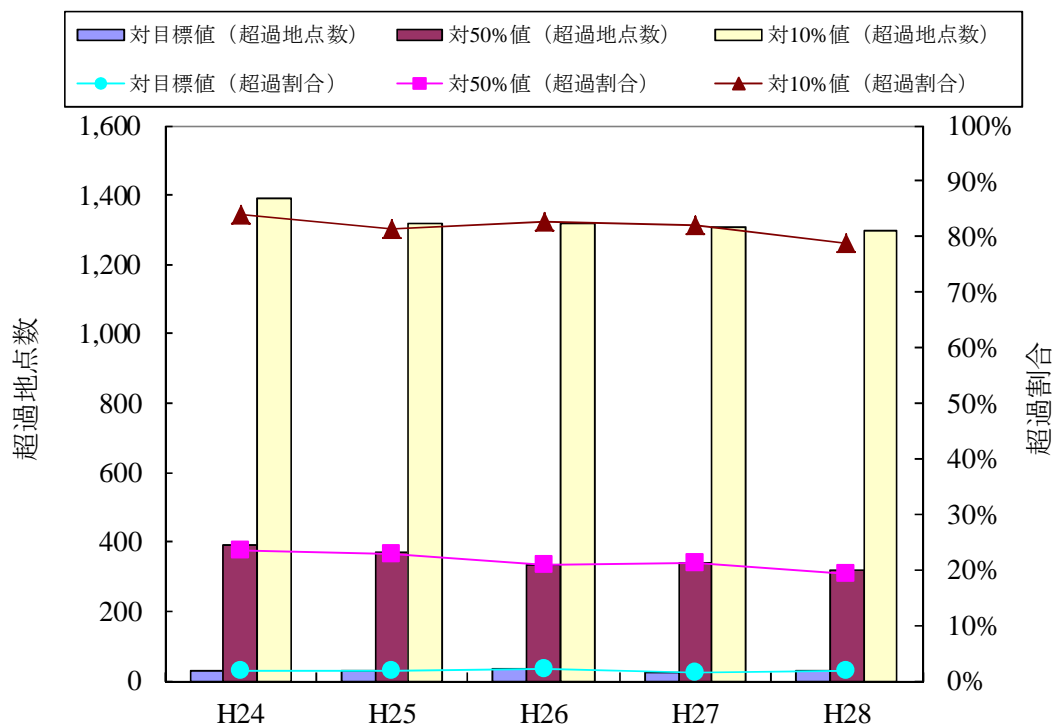


図 2-34 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(9)

目-22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)【性状項目】



目-23 臭気強度(TON)【性状項目】

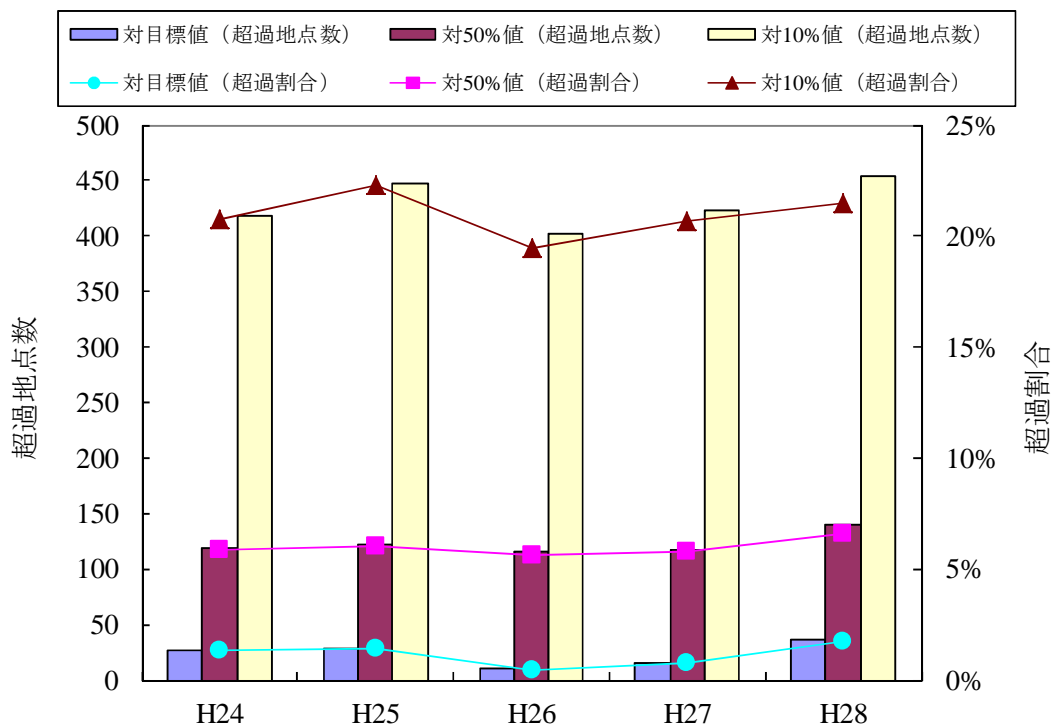
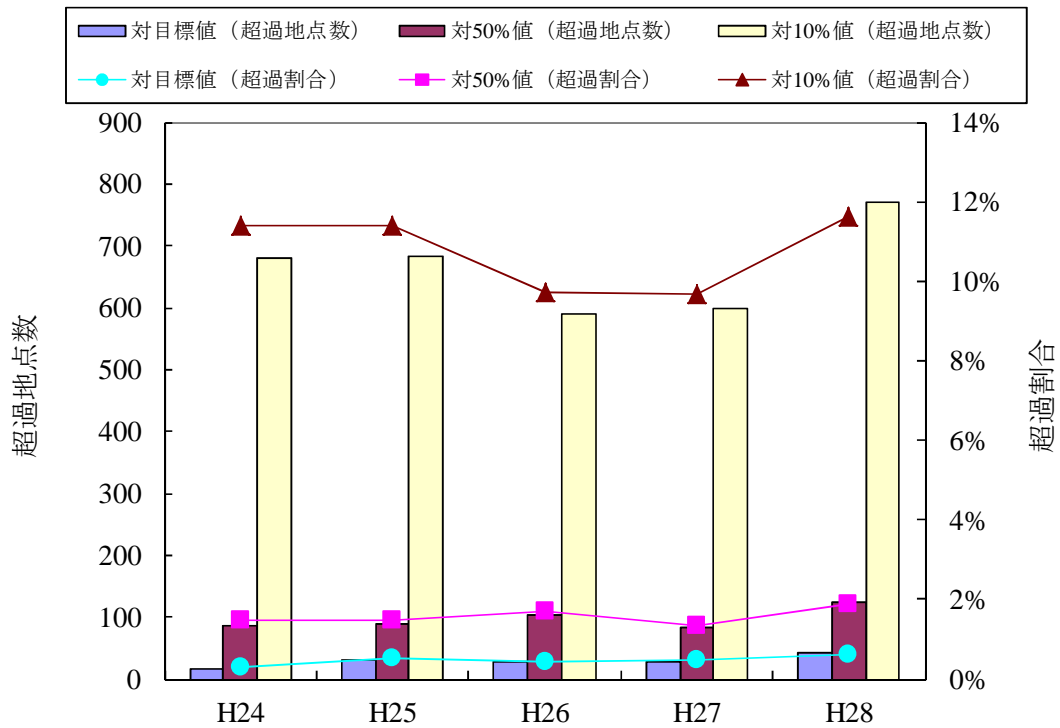


図 2-35 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(10)

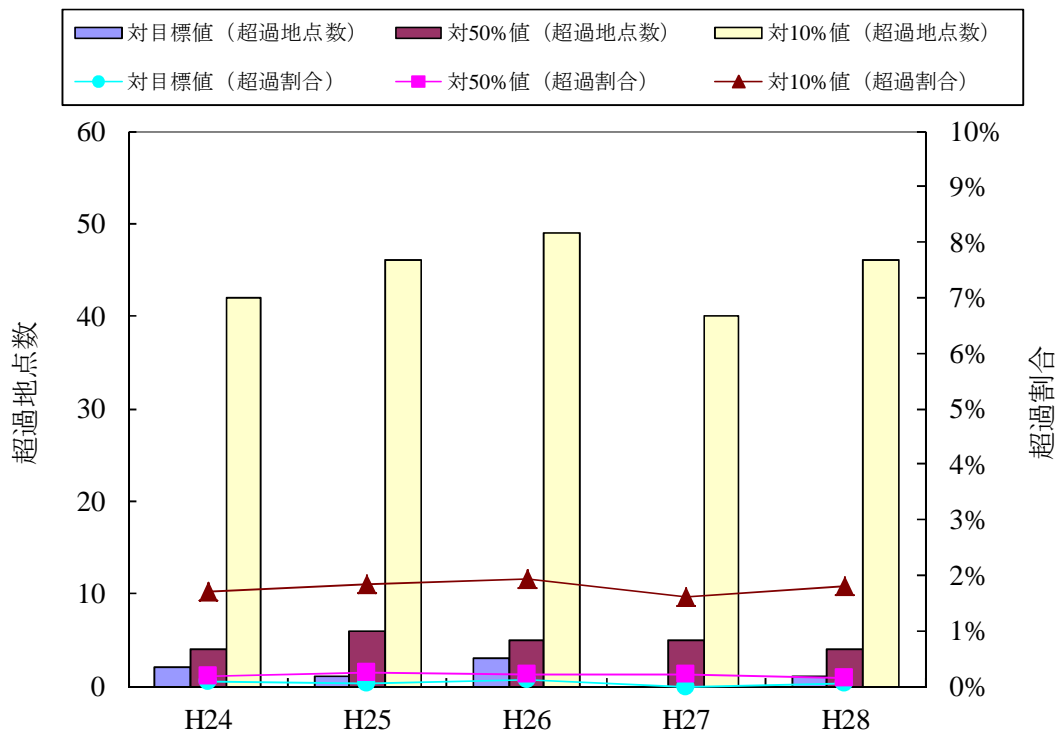
目-25 濁度

【性状項目】



目-28 従属栄養細菌

【性状項目】

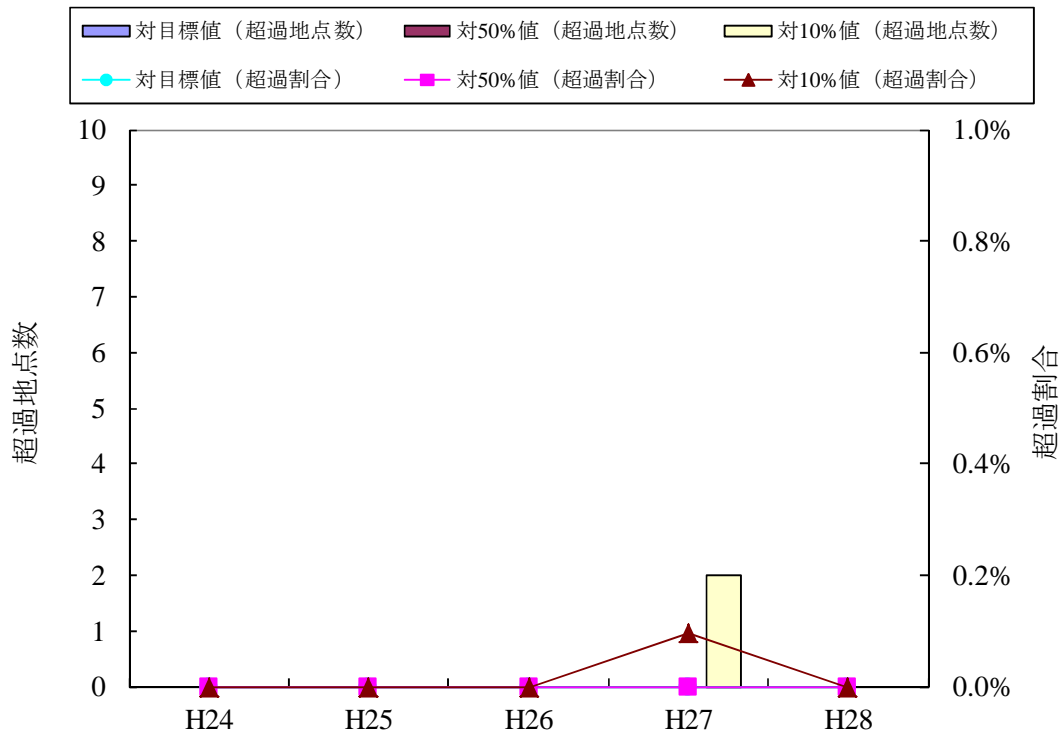


(目-24は基-40で前掲)

図 2-36 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(11)

目-29 1,1-ジクロロエチレン

【健康項目】



目-30 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

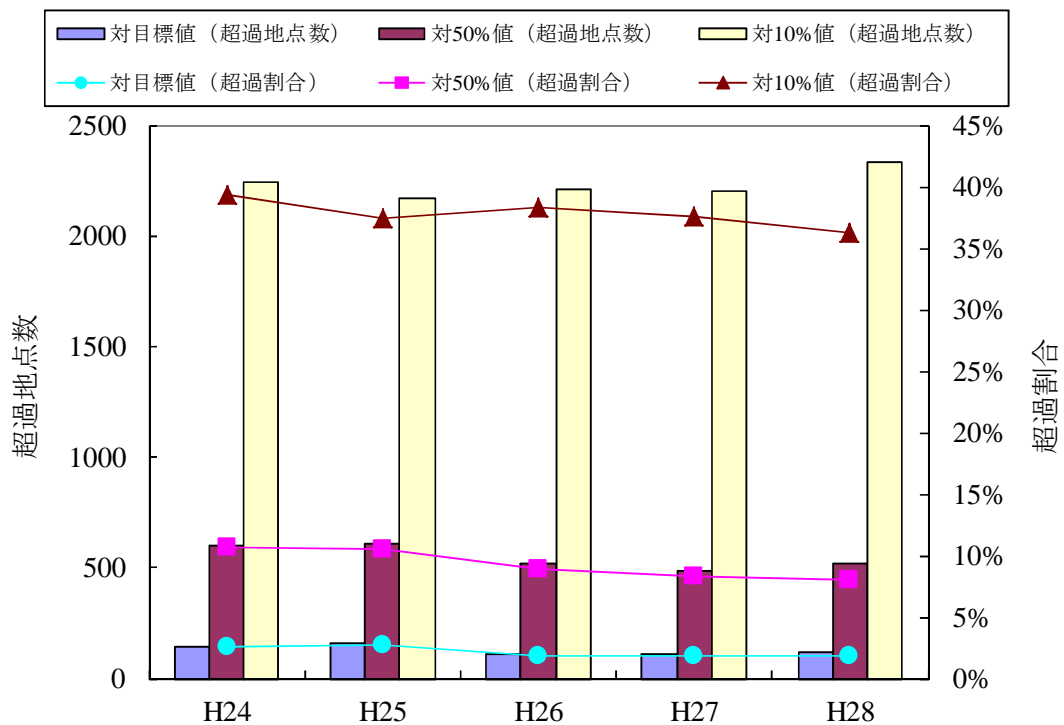


図 2-37 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(12)

(2) 水質基準等の超過状況

前項で整理した過去 5 年間（平成 24～28 年度）の水道水質データを対象として、以下に掲げる 2 つの観点から 100% 値（基準値又は目標値）、50% 値、10% 値それぞれの超過傾向を整理した結果を表 2-10、表 2-11 に示す。

① 5 ヶ年経年での超過状況

- ：直近 3 ヶ年以上継続で超過地点数が 1 地点以上
- △：直近 3 ヶ年で、継続ではないが、3 ヶ年のいずれかで超過地点数が 1 地点以上
- ※：直近 3 ヶ年では超過地点数はないが、4～5 年前に超過地点数が 1 地点以上
- －：5 ヶ年継続で超過地点数が 0 地点

② 直近 1 年の超過割合

- 0% ……………0%（超過地点数が 1 地点もない）
- 0-0.1% ……0%超、0.1%以下
- 0.1-1% ……0.1%超、1%以下
- 1-10% ……1%超、10%以下
- 10-100% ……10%超、100%以下

表 2-10 水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の 見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	プロモジクロロメタン クロロホルム	ジェオスミン 塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		アルミニウム及びその化合物 残留塩素 遊離炭酸 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 臭気強度(TON) 濁度
2				1-10%			一般細菌 濁度		マンガン
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%		総トリハロメタン	蒸発残留物		
5				1-10%		臭素酸	マンガン及びその化合物 2-メチルイソボルネオール 鉛及びその化合物 鉄及びその化合物		従属栄養細菌
6				0.1-1%	ホルムアルデヒド			ニッケル及びその化合物	
7	※	○	○	10-100%			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 カルシウム、マグネシウム(硬度)		
8				1-10%	ホウ素及びその化合物	ジブロモクロロメタン	ヒ素及びその化合物 亜硝酸態窒素		ウラン及びその化合物
9				0.1-1%					
10				10-100%			塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) ナトリウム及びその化合物		ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール
11				1-10%	非イオン界面活性剤	プロモホルム			
12	-	○	○	0.1-1%	クロロ酢酸 四塩化炭素 亜鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物 トリクロロエチレン フェノール類		
13				0-0.1%	1,4-ジオキサン				
14	△	△	○	1-10%					
15	※	※	○	0.1-1%					
16				1-10%					
17	-	△	○	0.1-1%			テトラクロロエチレン シアニ化物及び塩化シアニ 類及びその化合物		
18				0-0.1%	セレン及びその化合物 cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス -1,2-ジクロロエチレン	六価クロム化合物			
19	-	※	○	0.1-1%				フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
20				0-0.1%	ベンゼン				
21	-	-	○	1-10%					
22				0.1-1%	ジクロロメタン			アンチモン及びその化合物	
23				0.1-1%					
24	-	△	△	0-0.1%	陰イオン界面活性剤				
25				0%				メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE) 1,2-ジクロロエタン	
26	-	※	△	0%					
27	-	※	※	0%					
28				0-0.1%					
29	-	-	△	0%				亜塩素酸 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン	
30	-	-	※	0%					
31	-	-	-	0%				二酸化塩素 トルエン	

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上
 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3か年のいずれかで超過地点数が1地点以上
 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点
 ※1:大腸菌(基準値:不検出)、pH値(基準値:5.8～8.6)、味(基準値:異常でないこと)、臭気(基準値:異常でないこと)を除く。
 ※2:農薬類を除く。
 ※3:カルシウム、マグネシウム等(硬度)(目標値:10～100)、蒸発残留物(目標値:30～200)、pH値(目標値:7.5程度)、腐食性(ランゲリア指数)(目標値:-1～0)を除く。
 ※4:平成30年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11 農薬類の超過状況

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況 ^{※1}			対10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目					
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目					
1				10-100%						
2	○	○	○	1-10%						
3				0.1-1%						
4				10-100%						
5	△	○	○	1-10%						
6				0.1-1%						
7	※	○	○	1-10%						
8				10-100%						
9	-	○	○	1-10%						
10				0.1-1%						
11				1-10%						
12	△	△	○	0.1-1%						
13	※	△	○	1-10%						
14	-	△	○	0.1-1%						
15				0-0.1%						
16	-	※	○	1-10%						
17				1-10%						
18	-	-	○	0.1-1%	ジクワット	アセフェート				
19				0%						
20				1-10%						
21	-	△	△	0.1-1%	イミノクタジン酢酸塩	クロルニトロフェン(CNP)				
22				0%	ダゾメット	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
23	-	※	※	0%						
24				1-10%						
25				0.1-1%	トリクロロホン(DEP)					
26	-	-	△	0-0.1%						
27				0%	グルホシネート メタム(カーバム)	ジチアノン	ダイアジノン	パラコート	フェンチオン(MPP)	
28	-	-	※	0%	フィプロニル	1,3-ジクロロプロペン(D-D) ダラボン 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D) EPN MCPA アシュラム アトラジン アミノホス アミトラス アラクロール イソキサチオン イソフェンホス イソプロカルブ(MIPC) イソプロチオラン(IPT) イプロベンホス(IBP) インダノファン エスプロカルブ エチフェンホス(エシフェンホス, EDDP) エトフェンブロックス エトリジアゾール(エクロメゾール) エンドスルファア(ベンゾエピノ、エンドスルフェート) オキサジクロメホン オキシジン銅 オリサストロピン	カズサホス カフェンストール カルタップ カルバリル(NAC) カルプロバミド カルボフラン(カルボスルファン代謝物) キノクラミン(ACN) キャプタン クミルロン グリホサート クロメプロップ クロルピリホス クロタロニル(TPN) シアナジン シアノホス(CYAP) ジウロン(DCMU) ジクロベニル(DBN) ジクロルホス(DDVP) エチルチオメトン ジチオカルバメート系農薬 ジチオビル シハロホップブチル シマジン(CAT) ジメタメトリン	ジメエート シメトリン ジメビベレート ダイムロン チアジニル チウラム チオジカルブ チオファネートメチル チオベンカルブ テフリルトリオン テルブカルブ(MBPMC) トリクロピル トリシクラゾール トリフルラリン ナプロバミド ピベロホス ピラクロニル ピラゾキシフェン ピラゾリネート(ピラゾレート) ピリダフェンチオン ピリプチカルブ ピロキロン フェニトロチオン(MEP) フェノプロカルブ(BPMC)	フェリムゾン フェントエート(PAP) フェントラザミド フサライド ブタクロール ブタミホス ブプロフェジン フルアジナム ブレチラクロール プロシミドン プロチオホス プロピコナゾール プロピザミド プロベナゾール プロモブチド ベノミル ベンシクロン ベンゾキシフェン ベンゾフェナップ ベンタジン ベンディメタリン ベンフルカルブ ベンフルラリン(ベスロジン) ベンフレセート	ホスチアゼート マラソン(マラチオン) メコプロップ(MCPP) メソミル メタラキシル メチダチオン(DMTP) メチルダイムロン メトミノストロピン メトリブジン メフェナセット メプロニル モリネート

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上
 ※1:平成30年4月1日時点の目標値で評価している。
 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。(表 2-13～表 2-14)

表 2-12 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸 ホウ素及びその化合物 クロロ酢酸 四塩化炭素 カドミウム及びその化合物 クロロホルム ジブromokクロロメタン 総トリハロメタン ブromोजクロロメタン ブromオホルム 臭素酸 ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物 1,4-ジオキサン 非イオン界面活性剤	セレン及びその化合物 cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン 六価クロム化合物 ベンゼン	陰イオン界面活性剤
	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	ニッケル及びその化合物	アンチモン及びその化合物 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	亜塩素酸 1,1-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,2-ジクロロエタン 二酸化塩素 トルエン メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)

表 2-14 対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在				
	YES		NO		
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在				
	YES	NO			
水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目			
見直し時点で水質管理目標設定項目	該当なし	アセフェート	1, 3-ジクロロプロベン (D-D)	シアナジン	フェリムゾン
		ジクワット	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D)	シアノホス (CYAP)	フェンチオン(MPP)
			EPN	ジウロン(DCMU)	フェントエート(PAP)
			MCPA	ジクロベニル (DBN)	フェントラザミド
			アシュラム	ジクロロボス (DDVP)	フサライド
			アトラジン	ジチアノン	ブタクロール
			アニロホス	ジチオカルバメート系農薬	ブタミホス
			アミトラズ	ジチオピル	ブプロフェジン
			アラクロール	シハロホップブチル	フルアジナム
			イソキサチオン	シマジン (CAT)	プレチラクロール
			イソフェンホス	ジメタメトリン	プロシミドン
			イソプロカルブ (MIPC)	ジメトエート	プロチオホス
			イソプロチオラン (IPT)	シメトリン	プロビコナゾール
			イプロベンホス (IBP)	ジメピベレート	プロピザミド
			イミノクタジン酢酸塩	ダイムロン	プロベナゾール
			インダノファン	タゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソトシアネート	プロモブチド
			エスプロカルブ	ダラボン	ベノミル
			エチルチオメトン	チアジニル	ペンシクロン
			エディフェンホス (エシフェンホス, EDDP)	チウラム	ベンゾピシクロン
			エトフェンブロックス	チオジカルブ	ベンゾフェナップ
			エトリジアゾール (エクロメゾール)	チオファネートメチル	ベンタゾン
			エトスルファン (エソジエビソ, エトスルフェート)	チオベンカルブ	ベンディメタリン
			オキサジクロメホン	テフリルトリオン	ベンフラカルブ
			オキシシン銅	テルブカルブ (MBPMC)	ベンフルラリン (ベスロジン)
			オリサストロビン	トリクロピル	ベンフレセート
			カズサホス	トリクロロホン (DEP)	ホスチアゼート
			カフェンストロール	トリシクラゾール	マラソン (マラチオン)
			カルタップ	トリフルラリン	メコプロップ(MCPP)
			カルバリル (NAC)	ナプロバミド	メソミル
			カルプロバミド	バラコート	メタラキシル
			カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	ビベロホス	メチダチオン(DMTP)
			キノクラミン (ACN)	ビラクロニル	メチルダイムロン
			キャプタン	ピラゾキシフェン	メミノストロビン
			クミルロン	ピラゾリネート (ピラゾレート)	メトリブジン
			グリホサート	ピリダフェンチオン	メフェナセット
			グルホシネート	ピリブチカルブ	メプロニル
	クロメプロップ	ピロキロン	モリネート		
	クローニトロフェン (CNP)	フィプロニル	ダイアジン		
	クローピリホス	フェントロチオン (MEP)			
	クロタロニル (TPN)	フェノブカルブ (BPMC)			

2-2. 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 24 年度～29 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

1) 調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 24 年度～29 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

2) 調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 146 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- ・ 要検討項目 48 項目（うち 1 項目削除）
- ・ 農薬類 98 項目（要検討：14 項目、その他：84 項目）

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-01	銀	—
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	—
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	—
要検討項目	検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	—
要検討項目	検-13	2,4-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-14	2,6-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-15	N,N-ジメチルアニリン	—
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
要検討項目	検-18	トリエチレントラミン	—
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールA	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	—
要検討項目	検-22	1,2-ブタジエン	—
要検討項目	検-23	1,3-ブタジエン	—
要検討項目	検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	マイクロキシチン-LR	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すず化合物	0.0006P (TBTO)
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	—
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	—
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	—
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	—
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	—
要検討項目	検-38	MX	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
要検討項目	検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	—
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	—
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート；メチルイソチオシアネート	-

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	—
その他農薬類	他-002	2, 4-DB	—
その他農薬類	他-003	DBEDC	—
その他農薬類	他-004	MCPB	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールP	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	—
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキソリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	—
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルフアムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフエン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	—
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロボトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	—
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル (DCPA)	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット (BPFS)	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロボキスル (PHC)	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ (チアジアジン)	—
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の 2 ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《a》 最大値が目標値の 10% 値（農薬においては 1% 値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10% 値以下（農薬においては 1% 値以下）で検出された地点

（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (1/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
検-01	銀	-	H28	97	135	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	112	137	0	0	0.0%	0.0%	12	16	10.7%	11.7%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-02	バリウム	0.7	H28	123	168	3	0	2.4%	0.0%	65	83	52.8%	49.4%	0.09	12.9%	0.05	7.1%
			H29	137	170	3	0	2.2%	0.0%	71	44	51.8%	25.9%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス	-	H28	91	129	1	0	1.1%	0.0%	1	0	1.1%	0.0%	0.01	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	98	118	1	0	1.0%	0.0%	13	16	13.3%	13.6%	0.01	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-04	モリブデン	0.07	H28	333	412	3	0	0.9%	0.0%	31	25	9.3%	6.1%	0.017	24.3%	0.007	10.0%
			H29	351	443	2	0	0.6%	0.0%	29	16	8.3%	3.6%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	H28	43	55	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	3.6%	ND	0%	0.00005	10.0%
			H29	50	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.00006	1.2%
検-06	アクリル酸	-	H28	19	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	26	37	0	0	0.0%	0.0%	12	12	46.2%	32.4%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-07	17-β-エストロジオール (E2)	0.00008 (P)	H28	35	48	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.9%	0.0%	0.000002	2.5%	ND	0%
			H29	37	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-08	エチル-エストロジオール (EE2)	0.00002 (P)	H28	33	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	33	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	H28	58	39	0	0	0.0%	0.0%	15	14	25.9%	35.9%	0.017	3.4%	0.01	2.0%
			H29	55	39	0	0	0.0%	0.0%	16	1	29.1%	2.6%	0.019	3.8%	0.013	2.6%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004 (P)	H28	54	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	50	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	H28	65	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	65	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-12	酢酸ビニル	-	H28	42	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	39	26	0	0	0.0%	0.0%	12	16	30.8%	61.5%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-13	2,4-トルエンジアミン	-	H28	18	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	18	26	0	0	0.0%	0.0%	12	12	66.7%	46.2%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-14	2,6-トルエンジアミン	-	H28	18	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	18	26	0	0	0.0%	0.0%	12	12	66.7%	46.2%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-15	N,N-ジメチルアニリン	-	H28	46	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	50	40	0	0	0.0%	0.0%	12	16	24.0%	40.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-16	スチレン	0.02	H28	68	58	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.7%	ND	0%	0.00001	0.1%
			H29	68	58	1	0	1.5%	0.0%	0	1	0.0%	1.7%	0.079	395.0%	0.0014	7.0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)	H28	315	270	48	1	15.2%	0.4%	249	233	79.0%	86.3%	25	2500.0%	0.18	18.0%
			H29	330	285	48	0	14.5%	0.0%	177	73	53.6%	25.6%	1.9	190.0%	0.055	5.5%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。

着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (2/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《c》 最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合
検-18	トリエチレンテトラミン	-	H28	12	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	12	15	0	0	0.0%	0.0%	12	12	100.0%	80.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	H28	92	89	1	0	1.1%	0.0%	1	1	1.1%	1.1%	0.1	33.3%	0.0001	0.0%
			H29	107	105	0	0	0.0%	0.0%	1	1	0.9%	1.0%	0.03	10.0%	0.03	10.0%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	H28	93	91	0	0	0.0%	0.0%	13	5	14.0%	5.5%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
			H29	109	108	0	0	0.0%	0.0%	14	2	12.8%	1.9%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
検-21	ヒドラジン	-	H28	33	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	33	15	0	0	0.0%	0.0%	12	17	36.4%	113.3%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-22	1, 2-ブタジエン	-	H28	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	14	17	0	0	0.0%	0.0%	12	12	85.7%	70.6%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-23	1, 3-ブタジエン	-	H28	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	14	17	0	0	0.0%	0.0%	12	12	85.7%	70.6%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(P) 0.01	H28	114	160	2	2	1.8%	1.3%	4	0	3.5%	0.0%	0.003	30.0%	0.005	50.0%
			H29	121	148	0	0	0.0%	0.0%	3	0	2.5%	0.0%	0.001	10.0%	0.0002	2.0%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(P) 0.5	H28	113	160	0	0	0.0%	0.0%	1	1	0.9%	0.6%	0.002	0.4%	0.005	1.0%
			H29	112	140	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008(P)	H28	38	50	6	1	15.8%	2.0%	4	0	10.5%	0.0%	0.000447	55.9%	0.0008	100.0%
			H29	48	57	8	0	16.7%	0.0%	6	0	12.5%	0.0%	0.0012	150.0%	ND	0%
検-27	有機すず化合物 (TBTO)	0.0006(P)	H28	21	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	21	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-28	ブロモクロロ酢酸	-	H28	16	128	0	29	0.0%	22.7%	0	23	0.0%	18.0%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			H29	15	119	0	28	0.0%	23.5%	16	30	106.7%	25.2%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
検-29	ブロモジクロロ酢酸	-	H28	10	81	0	13	0.0%	16.0%	0	7	0.0%	8.6%	ND	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			H29	9	74	0	6	0.0%	8.1%	16	13	177.8%	17.6%	ND	目標値ナ	0.004	目標値ナ
検-30	ジブロモクロロ酢酸	-	H28	10	81	0	1	0.0%	1.2%	0	1	0.0%	1.2%	ND	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			H29	9	75	0	0	0.0%	0.0%	16	14	177.8%	18.7%	ND	目標値ナ	0.001	目標値ナ
検-31	ブロモ酢酸	-	H28	24	175	0	1	0.0%	0.6%	0	1	0.0%	0.6%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			H29	29	147	0	7	0.0%	4.8%	16	13	55.2%	8.8%	ND	目標値ナ	0.003	目標値ナ
検-32	ジブロモ酢酸	-	H28	16	128	0	15	0.0%	11.7%	0	8	0.0%	6.3%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			H29	15	107	0	18	0.0%	16.8%	16	17	106.7%	15.9%	ND	目標値ナ	0.004	目標値ナ
検-33	トリブロモ酢酸	-	H28	10	81	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.2%	ND	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			H29	9	74	0	0	0.0%	0.0%	16	14	177.8%	18.9%	ND	目標値ナ	0.002	目標値ナ
検-34	トリクロロアセトニトリル	-	H28	20	183	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	0.001	目標値ナ
			H29	18	154	0	0	0.0%	0.0%	16	12	88.9%	7.8%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (3/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
						原	浄	原	浄	原	浄	原	浄				
検-35	ブロモクロアセトニトリル	-	H28	18	148	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	1.4%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			H29	16	123	0	0	0.0%	0.0%	16	15	100.0%	12.2%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-36	ジブromoアセトニトリル	0.06	H28	31	186	0	0	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	2.2%	ND	0%	0.002	3.3%
			H29	29	167	0	0	0.0%	0.0%	0	8	0.0%	4.8%	ND	0%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	-	H28	18	141	1	5	5.6%	3.5%	1	17	5.6%	12.1%	0.002	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
			H29	19	124	0	6	0.0%	4.8%	16	28	84.2%	22.6%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
検-38	MX	0.001	H28	6	21	0	0	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	19.0%	ND	0%	0.0001	10.0%
			H29	6	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-40	キシレン	0.4	H28	308	373	0	0	0.0%	0.0%	0	12	0.0%	3.2%	ND	0%	0.001	0.3%
			H29	312	387	0	0	0.0%	0.0%	4	5	1.3%	1.3%	0.002	0.5%	0.002	0.5%
検-41	過塩素酸	0.025	H28	42	54	1	0	2.4%	0.0%	11	14	26.2%	25.9%	0.0032	12.8%	0.0023	9.2%
			H29	42	53	6	3	14.3%	5.7%	7	5	16.7%	9.4%	0.0041	16.4%	0.0036	14.4%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFO S)	-	H28	91	112	4	0	4.4%	0.0%	5	5	5.5%	4.5%	0.007	目標値ナシ	0.000026	目標値ナシ
			H29	95	122	2	1	2.1%	0.8%	18	14	18.9%	11.5%	0.9	目標値ナシ	0.000058	目標値ナシ
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-	H28	91	112	4	0	4.4%	0.0%	2	1	2.2%	0.9%	0.016	目標値ナシ	0.000024	目標値ナシ
			H29	95	122	1	0	1.1%	0.0%	17	19	17.9%	15.6%	3.9	目標値ナシ	0.000031	目標値ナシ
検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	H28	37	60	1	0	2.7%	0.0%	7	7	18.9%	11.7%	0.000011	11.0%	0.000005	5.0%
			H29	37	64	1	0	2.7%	0.0%	6	2	16.2%	3.1%	0.000011	11.0%	0.000002	2.0%
検-45	アニリン	0.02	H28	38	50	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	2.0%	ND	0%	0.002	10.0%
			H29	38	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	H28	34	41	1	0	2.9%	0.0%	0	1	0.0%	2.4%	0.00003	30.0%	0.00001	10.0%
			H29	34	42	1	0	2.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	20.0%	ND	0%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	H28	39	56	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.8%	ND	0%	0.00003	0.2%
			H29	38	55	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	H28	34	39	0	0	0.0%	0.0%	4	1	11.8%	2.6%	0.0008	0.4%	0.02	10.0%
			H29	34	39	0	0	0.0%	0.0%	5	0	14.7%	0.0%	0.001	0.5%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率（4/9）

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
要-001	アセタミプリド	0.2	H28	48	48	0	0	0.0%	0.0%	2	3	4.2%	6.3%	0.000037	0.0%	0.000058	0.0%
			H29	46	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	H28	57	57	0	0	0.0%	0.0%	6	2	10.5%	3.5%	0.00003	0.0%	0.00004	0.0%
			H29	58	55	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.7%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
要-003	エチプロール	0.01	H28	12	7	0	0	0.0%	0.0%	1	0	8.3%	0.0%	0.00003	0.3%	ND	0%
			H29	14	9	0	0	0.0%	0.0%	2	0	14.3%	0.0%	0.00002	0.2%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	-	H28	7	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	7	5	2	0	28.6%	0.0%	14	12	200.0%	240.0%	0.001	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-005	テブコナゾール	0.07	H28	46	44	0	0	0.0%	0.0%	4	2	8.7%	4.5%	0.000018	0.0%	0.000009	0.0%
			H29	42	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-006	パラチオンメチル	0.04	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1	H28	7	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	7	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ピラクロホス	-	H28	34	34	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	34	36	0	0	0.0%	0.0%	12	12	35.3%	33.3%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-009	フルスルファミド	-	H28	42	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	37	39	0	0	0.0%	0.0%	12	12	32.4%	30.8%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-010	ブロマシル	0.05	H28	43	43	0	0	0.0%	0.0%	3	0	7.0%	0.0%	0.00012	0.2%	ND	0%
			H29	58	79	0	0	0.0%	0.0%	5	0	8.6%	0.0%	0.00012	0.2%	ND	0%
要-011	ペントキサゾン	0.6	H28	40	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	38	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-012	ホサロン	0.005	H28	36	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	36	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	H28	8	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-	-
			H29	9	0	5	0	55.6%	-	0	0	0.0%	-	0.004	6.7%	ND	0%
要-014	メトラクロール	0.2	H28	40	40	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.5%	0.0%	0.000015	0.0%	ND	0%
			H29	37	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.0005	0.3%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (5/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び最大値の目標値に対する割合					
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水			
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合		
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCP M)	-	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	12	12	-	-	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-002	2, 4-DB	-	H28	-	1	-	1	-	100.0%	-	1	-	100.0%	-	-	目標値ナシ	0.0003	目標値ナシ	
			H29	2	1	0	0	0.0%	0.0%	11	11	550.0%	1100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
他-003	DBEDC	-	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値ナシ	-	目標値ナシ	
			H29	0	0	0	0	-	-	12	12	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
他-004	MCPB	0.08	H28	6	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	11	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-005	アシベンズラルSメチル	0.1	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-006	アジムスルフロン	0.2	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%		
他-007	アミトロール	0.003	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%		
他-008	アメトリン	0.2	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-009	イナベンフィド	0.3	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-010	イマズスルフロン	0.2	H28	24	16	0	0	0.0%	0.0%	1	0	4.2%	0.0%	0.00013	0.1%	ND	0%		
			H29	26	23	0	0	0.0%	0.0%	3	0	11.5%	0.0%	0.00035	0.2%	ND	0%		
他-011	ウニコナゾールP	0.04	H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-012	エトキシスルフロン	0.1	H28	30	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	28	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-013	エトベンザニド	0.1	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-014	エンドタール	-	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			H29	0	0	0	0	-	-	12	12	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
他-015	オキサジアルギル	0.02	H28	27	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	27	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-016	オキサミル	0.05	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-017	オキシリニック酸	0.05	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%		

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (6/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
他-018	キザロホップエテル	0.02	H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	H28	59	42	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.7%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
			H29	51	46	0	0	0.0%	0.0%	2	0	3.9%	0.0%	0.00004	0.0%	ND	0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロールタルジメテル (TCTP)	-	H28	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	12	12	50.0%	46.2%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-022	クロールピリホスメテル	0.03	H28	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファミロン	0.08	H28	1	-	-	-	-	-	0	-	-	-	ND	-	ND	-
			H29	1	0	0	0	0.0%	-	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	H28	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-026	ジクロメジン	0.05	H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルブロッブ	0.06	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-029	シノスルフォン	0.2	H28	31	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	H28	54	50	0	0	0.0%	0.0%	2	2	3.7%	4.0%	0.00017	0.0%	0.0002	0.0%
			H29	62	50	0	0	0.0%	0.0%	9	6	14.5%	12.0%	0.006	1.0%	0.00012	0.0%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	H28	27	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	32	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-033	ジフルベンズロン	0.03	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (7/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-035	シブロジニル	0.07	H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	31	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シペルメトリン	0.1	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-037	シメコナゾール	0.02	H28	32	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	32	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-038	ジメチルビンホス	0.01	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	H28	37	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	43	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-040	シンメチリン	0.1	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	スピノサド	0.06	H28	6	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	8	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	セトキシジム	0.4	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-043	チアクロプリド	-	H28	38	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H29	33	34	0	0	0.0%	0.0%	12	12	36.4%	35.3%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-044	チアメトキサム	0.05	H28	38	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	36	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-045	チオシクラム	0.03	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-046	チフルザミド	0.04	H28	35	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	37	34	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.7%	0.0%	0.00002	0.1%	ND	0%
他-047	テクロフタラム	0.1	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テトラコナゾール	-	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-050	テブフェノジド	0.04	H28	36	25	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.8%	0.0%	0.0001	0.3%	ND	0%
			H29	37	32	1	0	2.7%	0.0%	2	0	5.4%	0.0%	0.002	5.0%	ND	0%
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	H28	28	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (8/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-052	トリフルミゾール	0.04	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-053	トルフェンピラド	0.01	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H29	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-054	ナプロアニリド	0.02	H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-055	ニテンピラム	1.3	H28	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	30	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-056	パクロブトラゾール	0.05	H28	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-057	バリダマイシン	-	H28	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	目標値ナ	-	-
				H29	1	0	0	0	0.0%	-	12	12	1200.0%	-	ND	目標値ナ	ND
他-058	ビスピリバック	0.03	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H29	0	0	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND
他-059	ピメトロジン	0.03	H28	34	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	39	32	0	0	0.0%	0.0%	4	0	10.3%	0.0%	0.0003	1.0%	ND
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	H28	36	31	0	0	0.0%	0.0%	1	1	2.8%	3.2%	0.0002	0.7%	0.00005	0.2%
				H29	33	33	2	0	6.1%	0.0%	1	0	3.0%	0.0%	0.0023	7.7%	ND
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	H28	38	35	0	0	0.0%	0.0%	4	4	10.5%	11.4%	0.000032	0.1%	0.000026	0.1%
				H29	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-062	ピリミホスメチル	0.06	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-063	ピレトリン	0.1	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H29	0	0	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND
他-064	フェノキサニル	0.02	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H29	0	0	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND
他-065	フェンバレレート	0.05	H28	0	5	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	ND	0%
				H29	0	1	0	0	-	0.0%	-	0	0	-	0.0%	ND	0%
他-066	フラチオカルブ	0.008	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H29	0	0	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND
他-067	フラメトピル	0.02	H28	38	29	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.3%	0.0%	0.00002	0.1%	ND	0%
				H29	35	36	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.7%	0.0%	0.00003	0.2%	ND
他-068	フルアジホップ	0.03	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H29	27	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (9/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-069	プロパニル (DCPA)	0.04	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロパホス	0.001	H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロバルギット (BPPS)	0.02	H28	15	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	15	15	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND	0%
他-073	プロボキスル (PHC)	0.2	H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.06	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ペルメトリン	0.1	H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-076	ベンスルタップ	0.09	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	ND	0%	ND	0%
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	H28	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	33	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-080	ミルネブ (チアジアジン)	-	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	12	12	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-081	メタミドホス	0.002	H28	21	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	17	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-083	モノクロトホス	0.002	H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-084	リニューロン	0.02	H28	27	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H29	29	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-2-3. 調査結果

1) 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の10%値（農薬においては1%値）を超過した項目の一覧を表2-17に示す。

表 2-17 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した項目（H28・H29の2年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	■7%
検-04	モリブデン	0.07	■26%	■10%
検-16	スチレン	0.02	■395%	■7%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■2500%	■18%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	■33%	■10%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(P)	■30%	■50%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.01	■150%	■100%
検-41	過塩素酸	0.025	■16%	■14%
検-44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	■11%	■5%
検-46	キノリン	0.0001	■30%	■10%
要-013	メタアルデヒド	0.06	■7%	(ND)
他-050	テブフェノジド	0.04	■5%	(ND)
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	■8%	■0%
注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す				

2) 目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていない項目を除く）。

表 2-18 目標値のない項目の最大値（H28・H29 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値(mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-03	ビスマス	H28	0.01	ND
		H29	0.01	ND
検-06	アクリル酸	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-12	酢酸ビニル	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-13	2,4-トルエンジアミン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-14	2,6-トルエンジアミン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-15	N,N-ジメチルアニリン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-18	トリエチレンテトラミン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-21	ヒドラジン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-22	1,2-ブタジエン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-23	1,3-ブタジエン	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	H28	ND	0.005
		H29	ND	0.005
検-29	ブロモジクロロ酢酸	H28	ND	0.03
		H29	ND	0.004
検-30	ジブロモクロロ酢酸	H28	ND	0.03
		H29	ND	0.001
検-31	ブロモ酢酸	H28	ND	0.005
		H29	ND	0.003
検-32	ジブロモ酢酸	H28	ND	0.005
		H29	ND	0.004
検-33	トリブロモ酢酸	H28	ND	0.03
		H29	ND	0.002
検-34	トリクロロアセトニトリル	H28	ND	0.001
		H29	ND	ND
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	H28	ND	0.001
		H29	ND	0.001
検-37	アセトアルデヒド	H28	0.002	0.005
		H29	ND	0.002
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	H28	0.007	0.00026
		H29	0.9	0.00058
検-43	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	H28	0.016	0.00024
		H29	3.9	0.00031
要-004	クロロピクリン	H28	ND	ND
		H29	0.001	ND
要-008	ピラクロホス	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
要-009	フルスルファミド	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
他-002	2,4-DB	H28	-	0.0003
		H29	ND	ND
他-021	クロルタールジメチル(TCTP)	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
他-043	チアクロブリド	H28	ND	ND
		H29	ND	ND
他-057	バリダマイシン	H28	ND	-
		H29	ND	ND

3) 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬においては1%値）以下であった項目の一覧を表 2-19 に示す。

表 2-19 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目
(H28・H29の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	■7%
検-04	モリブデン	0.07	(>10%)	■10%
検-05	アクリルアミド	0.0005	(ND)	■10%
検-07	17-β-エストラジオール(E2)	0.00008(P)	■3%	(ND)
検-09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	■4%	■3%
検-16	スチレン	0.02	(>10%)	■7%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	(>10%)	(>10%)
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	(>10%)	■10%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■10%	■10%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(P)	(>10%)	(>10%)
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(P)	■0%	■1%
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	(ND)	■3%
検-38	MX	0.001	(ND)	■10%
検-40	キシレン	0.4	■1%	■1%
検-41	過塩素酸	0.025	(>10%)	(>10%)
検-44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	(>10%)	■5%
検-45	アニリン	0.02	(ND)	■10%
検-46	キノリン	0.0001	(>10%)	■10%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	(ND)	■0%
検-48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	■0%	■10%
要-001	アセタミプリド	0.2	■0%	■0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	■0%	■0%
要-003	エチプロール	0.01	■0%	(ND)
要-005	テブコナゾール	0.07	■0%	■0%
要-010	プロマシル	0.05	■0%	(ND)
要-014	メトラクロール	0.2	■0%	■0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■0%	(ND)
他-019	クロチアニジン	0.2	■0%	(ND)
他-030	ジノテフラン	0.6	■1%	■0%
他-046	チフルザミド	0.04	■0%	(ND)
他-050	テブフェノジド	0.04	■5%	(ND)
他-059	ピメロジン	0.03	■1%	(ND)
他-060	ピラズスルフロンエチル	0.1	■7%	■0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■0%	■0%
他-067	フラメピル	0.02	■0%	(ND)

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

4) 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H28・H29の2年分)(1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-08	エチニル-エストラジオール(EE2)	0.00002(P)	■	■
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■	■
検-11	塩化ビニル	0.002	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
要-007	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	■	■
要-011	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-012	ホサロン	—	■	■
他-004	MCPB	0.08	■	■
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.1	■	■
他-008	アメトリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロ	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-029	シノスルフロ	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.03	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-035	シプロジニル	0.07	■	■
他-037	シメコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-039	シラフルオフェン	0.3	■	■
他-040	シンメチリン	0.1	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-044	チアメキサム	0.05	■	■
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	—	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■
他-052	トリフルミゾール	—	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■	■
他-068	フルアジホップ	0.03	■	■
他-069	プロパニル(DCPA)	0.04	■	■

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表 (H28・H29 の 2 年分) (2/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット(BPPS)	0.02	■	■
他-073	プロポキスル(PHC)	0.2	■	■
他-074	プロメリン	0.06	■	■
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-079	ボスカリド	0.1	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニューロン	0.02	■	■

5) 測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21 測定されていなかった項目 (H28・H29 の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
要-006	パラチオンメチル	0.04
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	—
他-003	DBEDC	—
他-006	アジムスルフロ	0.2
他-007	アミトロール	0.003
他-014	エンドタール	—
他-017	オキシリニック酸	0.05
他-025	シクロプロトリン	0.008
他-028	ジコホル(ケルセン)	0.06
他-032	シフルトリン	0.05
他-036	シペルメトリン	0.1
他-042	セトキシジム	0.4
他-045	チオシクラム	0.03
他-047	テクロフタラム	0.1
他-053	トルフェンピラド	0.01
他-058	ビスピリバック	0.03
他-063	ピレトリン	0.1
他-064	フェノキサニル	0.02
他-066	フラチオカルブ	0.008
他-072	プロヘキサジオン	0.5
他-075	ペルメトリン	0.1
他-076	ベンスルタップ	0.09
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	—
他-082	メチルイソシアネート	0.006

2-2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を表 2-22～表 2-41 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

- ・ 要検討項目----- 表 2-22～表 2-28
- ・ 要検討農薬類----- 表 2-29～表 2-30
- ・ その他農薬類-----

表 2-31~表 2-42

表 2-22 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その1）

検-01 銀及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H28	原水	97	97													
	浄水	135	135													
H29	原水	112	112													
	浄水	137	137													

ND: 定量下限値未満

検-02 バリウム及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.07	0.07	≤0.14	≤0.21	≤0.28	≤0.35	≤0.42	≤0.49	≤0.56	≤0.63	≤0.7	>0.7
H28	原水	123	120		3									
	浄水	168	168											
H29	原水	137	134		3									
	浄水	170	170											

検-03 ビスマス及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H28	原水	91	90											1
	浄水	129	129											
H29	原水	98	97											1
	浄水	118	118											

ND: 定量下限値未満

検-04 モリブデン及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.028	≤0.035	≤0.042	≤0.049	≤0.056	≤0.063	≤0.07	>0.07
H28	原水	333	330		2	1								
	浄水	412	411	1										
H29	原水	351	349		1	1								
	浄水	443	443											

検-05 アクリルアミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
H28	原水	43	43											
	浄水	55	54	1										
H29	原水	50	50											
	浄水	61	61											

検-06 アクリル酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H28	原水	19	19											
	浄水	29	29											
H29	原水	26	26											
	浄水	37	37											

ND: 定量下限値未満

検-07 17-β-エストラジオール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.00008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000008	0.000008	≤0.000016	≤0.000024	≤0.000032	≤0.00004	≤0.000048	≤0.000056	≤0.000064	≤0.000072	≤0.00008	>0.00008
H28	原水	35	35											
	浄水	48	48											
H29	原水	37	37											
	浄水	47	47											

表 2-23 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その2）

検-08 エチニルーエストラジオール

		0.0002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000002	0.000002	≤0.000004	≤0.000006	≤0.000008	≤0.00001	≤0.000012	≤0.000014	≤0.000016	≤0.000018	≤0.00002	>0.00002
H28	原水	33	33											
	浄水	47	47											
H29	原水	33	33											
	浄水	46	46											

検-09 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)

		0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
H28	原水	58	58											
	浄水	39	39											
H29	原水	55	55											
	浄水	39	39											

検-10 エピクロロヒドリン

		0.0004mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00004	0.00004	≤0.00008	≤0.00012	≤0.00016	≤0.0002	≤0.00024	≤0.00028	≤0.00032	≤0.00036	≤0.0004	>0.0004
H28	原水	54	54											
	浄水	44	44											
H29	原水	50	50											
	浄水	43	43											

検-11 塩化ビニル

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H28	原水	65	65											
	浄水	47	47											
H29	原水	65	65											
	浄水	48	48											

検-12 酢酸ビニル

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
			H28	原水	42	42								
浄水	28	28												
H29	原水	39	39											
	浄水	26	26											

ND: 定量下限値未満

検-13 2,4-トルエンジアミン

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H28	原水	18	18								
浄水	28	28												
H29	原水	18	18											
	浄水	26	26											

ND: 定量下限値未満

検-14 2,6-トルエンジアミン

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H28	原水	18	18								
浄水	28	28												
H29	原水	18	18											
	浄水	26	26											

ND: 定量下限値未満

表 2-24 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その3）

検-15 N,N-ジメチルアニリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001			
H28	原水	46	46														
	浄水	32	32														
H29	原水	50	50														
	浄水	40	40														

ND: 定量下限値未満

検-16 スチレン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H28	原水	68	68											
	浄水	58	58											
H29	原水	68	67											1
	浄水	58	58											

検-17 ダイオキシン類

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1pg-TEQ/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:pg-TEQ/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.1	0.1	≤0.2	≤0.3	≤0.4	≤0.5	≤0.6	≤0.7	≤0.8	≤0.9	≤1	>1
H28	原水	315	261	6	22	16	6	2						2
	浄水	270	269		1									
H29	原水	330	277	5	23	10	6	5	1	2				1
	浄水	285	285											

検-18 トリエチレンテトラミン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H28	原水	12	12											
	浄水	14	14											
H29	原水	12	12											
	浄水	15	15											

ND: 定量下限値未満

検-19 ノニルフェノール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.03	0.03	≤0.06	≤0.09	≤0.12	≤0.15	≤0.18	≤0.21	≤0.24	≤0.27	≤0.3	>0.3
H28	原水	92	91					1						
	浄水	89	89											
H29	原水	107	106	1										
	浄水	105	104	1										

検-20 ビスフェノールA

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.01	0.01	≤0.02	≤0.03	≤0.04	≤0.05	≤0.06	≤0.07	≤0.08	≤0.09	≤0.1	>0.1
H28	原水	93	92	1										
	浄水	91	90	1										
H29	原水	109	108	1										
	浄水	108	107	1										

検-21 ヒドラジン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)											
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005
H28	原水	33	33											
	浄水	13	13											
H29	原水	33	33											
	浄水	15	15											

ND: 定量下限値未満

表 2-25 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その4）

検-22 1,2-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H28	原水	14	14														
	浄水	16	16														
H29	原水	14	14														
	浄水	17	17														

ND: 定量下限値未滿

検-23 1,3-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H28	原水	14	14														
	浄水	16	16														
H29	原水	14	14														
	浄水	17	17														

ND: 定量下限値未滿

検-24 フタル酸ジ(n-ブチル)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
H28	原水	114	112			2											
	浄水	160	158				1	1									
H29	原水	121	120	1													
	浄水	148	148														

検-25 フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5			
H28	原水	113	113														
	浄水	160	160														
H29	原水	112	112														
	浄水	140	140														

検-26 ミクロキステン-LR

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.00032	≤0.0004	≤0.00048	≤0.00056	≤0.00064	≤0.00072	≤0.0008	>0.0008			
H28	原水	38	32		3	1	1			1							
	浄水	50	49													1	
H29	原水	48	40		2	1		1			2	1					1
	浄水	57	57														

検-27 有機ず化合物

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.00024	≤0.0003	≤0.00036	≤0.00042	≤0.00048	≤0.00054	≤0.0006	>0.0006			
H28	原水	21	21														
	浄水	31	31														
H29	原水	21	21														
	浄水	31	31														

検-28 ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
H28	原水	16	16														
	浄水	128	78	21	9	12	5	3									
H29	原水	15	15														
	浄水	119	73	18	10	10	5	3									

ND: 定量下限値未滿

表 2-26 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その5）

検-29 プロモジクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01	
H28	原水	10	10												
	浄水	81	67	1	9	2	1	1							
H29	原水	9	9												
	浄水	74	67	1	4	1	1								

ND: 定量下限値未満

検-30 ジプロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.012	≤0.015	≤0.018	≤0.021	≤0.024	≤0.027	≤0.03	>0.03	
H28	原水	10	10												
	浄水	81	79	1			1								
H29	原水	9	9												
	浄水	75	73	2											

ND: 定量下限値未満

検-31 プロモ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005	
H28	原水	24	24												
	浄水	175	174		1										
H29	原水	29	29												
	浄水	147	140		1				6						

ND: 定量下限値未満

検-32 ジプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01	
H28	原水	16	16												
	浄水	128	106	7	10	4	1								
H29	原水	15	15												
	浄水	107	81	8	11	6	1								

ND: 定量下限値未満

検-33 トリプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.02	≤0.025	≤0.03	≤0.035	≤0.04	≤0.045	≤0.05	>0.05	
H28	原水	10	10												
	浄水	81	80	1											
H29	原水	9	9												
	浄水	74	71	3											

ND: 定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01	
H28	原水	20	20												
	浄水	183	183												
H29	原水	18	18												
	浄水	154	154												

ND: 定量下限値未満

検-35 プロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01	
H28	原水	18	18												
	浄水	148	146	2											
H29	原水	16	16												
	浄水	123	120	3											

ND: 定量下限値未満

表 2-27 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その6）

検-36 シプロモアセトニトリル

		0.06mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.024	≤0.03	≤0.036	≤0.042	≤0.048	≤0.054	≤0.06	>0.06
H28	原水	31	31											
	浄水	186	186											
H29	原水	29	29											
	浄水	167	167											

検-37 アセトアルデヒド

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
			H28	原水	18	17		1						
浄水	141	119		17	4			1						
H29	原水	19	19											
	浄水	124	104	14	6									

ND: 定量下限値未満

検-38 MX

		0.001mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001
H28	原水	6	6											
	浄水	21	20	1										
H29	原水	6	6											
	浄水	21	21											

検-39

		00に対する度数分布表(上段: % 下段: 0)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			ND	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	>0
H28	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
H29	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

検-40 キシレン

		0.4mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.04	0.04	≤0.08	≤0.12	≤0.16	≤0.2	≤0.24	≤0.28	≤0.32	≤0.36	≤0.4	>0.4
H28	原水	308	308											
	浄水	373	373											
H29	原水	312	312											
	浄水	387	387											

検-41 過塩素酸

		0.025mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0025	0.0025	≤0.005	≤0.0075	≤0.01	≤0.0125	≤0.015	≤0.0175	≤0.02	≤0.0225	≤0.025	>0.025
H28	原水	42	41		1									
	浄水	54	54											
H29	原水	42	36		6									
	浄水	53	49	1	3									

検-42 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00012	≤0.00015	≤0.00018	≤0.00021	≤0.00024	≤0.00027	≤0.0003	>0.0003
			H28	原水	91	68	19	1						
浄水	112	91		21										
H29	原水	95	74	19		1								1
	浄水	122	98	23	1									

ND: 定量下限値未満

表 2-28 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その7）

検-43 パーフルオロオクタン酸(PFOA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01	
H28	原水	91	54	33					2				1		1
	浄水	112	81	31											
H29	原水	95	61	33											1
	浄水	122	81	41											

ND: 定量下限値未満

検-44 N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
H28	原水	37	35	1	1									
	浄水	60	60											
H29	原水	37	34	2	1									
	浄水	64	64											

検-45 アニリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H28	原水	38	38											
	浄水	50	49	1										
H29	原水	38	38											
	浄水	49	49											

検-46 キノリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
H28	原水	34	33			1								
	浄水	41	40	1										
H29	原水	34	33		1									
	浄水	42	42											

検-47 1, 2, 3-トリクロロベンゼン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H28	原水	39	39											
	浄水	56	56											
H29	原水	38	38											
	浄水	55	55											

検-48 ニトリロ三酢酸(NTA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.02	0.02	≤0.04	≤0.06	≤0.08	≤0.1	≤0.12	≤0.14	≤0.16	≤0.18	≤0.2	>0.2
H28	原水	34	34											
	浄水	39	38	1										
H29	原水	34	34											
	浄水	39	39											

表 2-29 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その1）

要-001 アセタミプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H28	原水	48	48												
	浄水	48	48												
H29	原水	46	46												
	浄水	49	49												

要-002 イマダクロプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H28	原水	57	57												
	浄水	57	57												
H29	原水	58	58												
	浄水	55	55												

要-003 エチプロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
H28	原水	12	12												
	浄水	7	7												
H29	原水	14	14												
	浄水	9	9												

要-004 クロロピクリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001	
H28	原水	7	7												
	浄水	7	7												
H29	原水	7	5												2
	浄水	5	5												

ND: 定量下限値未満

要-005 テブコナゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07	
H28	原水	46	46												
	浄水	44	44												
H29	原水	42	42												
	浄水	46	46												

要-006 パラチオンメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04	
H28	原水	7	7												
	浄水	6	6												
H29	原水	0													
	浄水	0													

要-007 ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H28	原水	34	34												
	浄水	34	34												
H29	原水	7	7												
	浄水	6	6												

表 2-30 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その2）

要-008 ピラクロホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)															
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001				
H28	原水	42	42															
	浄水	41	41															
H29	原水	34	34															
	浄水	36	36															

ND: 定量下限値未滿

要-009 フルスルファミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)															
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001				
H28	原水	43	43															
	浄水	43	43															
H29	原水	37	37															
	浄水	39	39															

ND: 定量下限値未滿

要-010 プロマシル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H28	原水	40	40											
	浄水	40	40											
H29	原水	58	58											
	浄水	79	79											

要-011 ベントキサゾン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
H28	原水	36	36											
	浄水	36	36											
H29	原水	38	38											
	浄水	39	39											

要-012 ホサロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.00025	≤0.00035	≤0.0005	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	>0.005
H28	原水	8	8											
	浄水	0												
H29	原水	36	36											
	浄水	38	38											

要-013 メタアルデヒド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H28	原水	40	40											
	浄水	40	40											
H29	原水	9	4		2			2	1					
	浄水	0												

要-014 メトラクロール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H28	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
H29	原水	#N/A	#N/A											
	浄水	#N/A	#N/A											

表 2-31 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その1）

他-001 2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H28	原水	0														
	浄水	0														
H29	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

他-002 2,4-DB

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H28	原水	0														
	浄水	1														1
H29	原水	2	2													
	浄水	1	1													

ND: 定量下限値未満

他-003 DBEDC

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H28	原水	0	水質測定結果なし													
	浄水	0														
H29	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

他-004 MCPB

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08		
H28	原水	6	6													
	浄水	1	1													
H29	原水	11	11													
	浄水	3	3													

他-005 アシベンゾラールSメチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H28	原水	26	26													
	浄水	26	26													
H29	原水	24	24													
	浄水	26	26													

他-006 アジメスルフロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H28	原水	0	水質測定結果なし													
	浄水	0														
H29	原水	0														
	浄水	0														

他-007 アミトロール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.003mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03		
H28	原水	0	水質測定結果なし													
	浄水	0														
H29	原水	0														
	浄水	0														

表 2-32 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その2）

他-008 アメトリン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-009 イナベンフィド

		0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-010 イマズスルフロン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H28	原水	24	24											
	浄水	16	16											
H29	原水	26	26											
	浄水	23	23											

他-011 ウニコナゾールP

		0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H28	原水	30	30											
	浄水	30	30											
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-012 エトキシスルフロン

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H28	原水	30	30											
	浄水	26	26											
H29	原水	28	28											
	浄水	29	29											

他-013 エトベンザニド

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											

他-014 エンドタール

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
			H28	原水	0									
浄水	0													
H29	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

表 2-33 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その3）

他-015 オキサジアルギル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H28	原水	27	27											
	浄水	24	24											
H29	原水	27	27											
	浄水	29	29											

他-016 オキサミル

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-017 オキサリニック酸

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H28	原水	0												
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-018 キザロホップエチル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-019 クロチアニジン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H28	原水	59	59											
	浄水	42	42											
H29	原水	51	51											
	浄水	46	46											

他-020 クロマフェンジド

		0.7mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	≤0.21	≤0.35	≤0.49	≤0.7	>0.7
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-021 クロルタルジメチル(TCTP)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
			H28	原水	28	28								
浄水	28	28												
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

ND: 定量下限値未満

表 2-34 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その4）

他-022 クロルピリホスメチル

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H28	原水	33	33											
	浄水	30												
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											

他-023 シクロスルファミロン

			0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
H28	原水	1	1											
	浄水	0												
H29	原水	1	1											
	浄水	0												

他-024 ジクロフェンチオン(EGP)

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H28	原水	28	28											
	浄水	28	28											
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-025 シクロプロトリン

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
H28	原水	0												
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-026 ジクロメジン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-027 ジクロプロップ

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-028 ジコホル(ケルゼン)

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H28	原水	0												
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

表 2-35 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その5）

他-029 シノスルフロ

			0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H28	原水	31	31											
	浄水	26	26											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-030 ジノテフラン

			0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
H28	原水	54	54											
	浄水	50	50											
H29	原水	62	61	1										
	浄水	50	50											

他-031 ジフェノコナゾール

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H28	原水	27	27											
	浄水	24	24											
H29	原水	32	32											
	浄水	31	31											

他-032 シフルトリン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H28	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-033 ジフルベンズロン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-034 シプロコナゾール

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											

他-035 シプロジニル

			0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07
H28	原水	30	30											
	浄水	30	30											
H29	原水	31	31											
	浄水	32	32											

表 2-36 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その6）

他-036 シベルメリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H28	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-037 シメコナゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02		
H28	原水	32														
	浄水	26	26													
H29	原水	32	32													
	浄水	31	31													

他-038 ジメチルピホス

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01		
H28	原水	26	26													
	浄水	26	26													
H29	原水	26	26													
	浄水	28	28													

他-039 シラフルオフェン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3		
H28	原水	37	37													
	浄水	25	25													
H29	原水	43	43													
	浄水	32	32													

他-040 シンメチリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H28	原水	26	26													
	浄水	26	26													
H29	原水	26	26													
	浄水	28	28													

他-041 スピノサド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06		
H28	原水	6	6													
	浄水	1	1													
H29	原水	8	8													
	浄水	3	3													

他-042 セトキシジム

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.004	0.004	≤0.008	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	≤0.12	≤0.2	≤0.28	≤0.4	>0.4		
H28	原水	0														
	浄水	0														
H29	原水	0														
	浄水	0														

表 2-37 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その7）

他-043 チアクロプリド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H28	原水	38	38														
	浄水	35															
H29	原水	33	33														
	浄水	34	34														

ND: 定量下限値未満

他-044 チアトキサム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	38	<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
	浄水	36												
H29	原水	36												
	浄水	41												

他-045 チオシクロラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	0	<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
	浄水	0	水質測定結果なし											
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

他-046 チフルザミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	35	<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
	浄水	27												
H29	原水	37												
	浄水	34												

他-047 テクロフタラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	0	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0	水質測定結果なし											
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0	水質測定結果なし											

他-048 テトラクロルピホス(CVMP)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	26	<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
	浄水	26												
H29	原水	24												
	浄水	26												

他-049 テトラコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	29	<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
	浄水	26												
H29	原水	29												
	浄水	31												

表 2-38 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その8）

他-050 テブフェンゾド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04	
H28	原水	36	36												
	浄水	25	25												
H29	原水	37	36					1							
	浄水	32	32												

他-051 トリネキサバックエチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
H28	原水	28	28												
	浄水	22	22												
H29	原水	26	26												
	浄水	25	25												

他-052 トリフルミゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04	
H28	原水	29	29												
	浄水	26	26												
H29	原水	29	29												
	浄水	31	31												

他-053 トルフェンピラド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H28	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-054 ナプロアニリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H28	原水	24	24												
	浄水	24	24												
H29	原水	24	24												
	浄水	26	26												

他-055 ニテンピラム

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.013	0.013	≤0.026	≤0.039	≤0.065	≤0.091	≤0.13	≤0.39	≤0.65	≤0.91	≤1.3	>1.3	
H28	原水	35	35												
	浄水	35	35												
H29	原水	30	30												
	浄水	35	35												

他-056 バクトロラゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05	
H28	原水	33	33												
	浄水	30	30												
H29	原水	29	29												
	浄水	31	31												

表 2-39 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その9）

他-057 パリダマジン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H28	原水	1	1														
	浄水	0															
H29	原水	1	1														
	浄水	0															

ND:定量下限値未満

他-058 ビスピリバック

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	0	<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-059 ピメロジン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	34	34											
	浄水	27	27											
H29	原水	39	36	3										
	浄水	32	32											

他-060 ビラゾスルフロエンチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H29	原水	33	31		1					1				
	浄水	33	33											

他-061 ピリミノバックメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	38	38											
	浄水	35	35											
H29	原水	35	35											
	浄水	35	35											

他-062 ピリミホスメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											

他-063 ビレトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H28	原水	0	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

表 2-40 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その10）

他-064 フェノキサニル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H28	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-065 フェンバレート

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04	
H28	原水	0													
	浄水	5	5												
H29	原水	0													
	浄水	1	1												

他-066 フラチオカルブ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008	
H28	原水	0													
	浄水	0													
H29	原水	0													
	浄水	0													

他-067 フラトピル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H28	原水	38	38												
	浄水	29	29												
H29	原水	35	35												
	浄水	36	36												

他-068 フルアジホップ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
H28	原水	29	29												
	浄水	26	26												
H29	原水	27	27												
	浄水	29	29												

他-069 プロパニル(DCPA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04	
H28	原水	26	26												
	浄水	26	26												
H29	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-070 プロパホス

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001	
H28	原水	30	30												
	浄水	30	30												
H29	原水	24	24												
	浄水	26	26												

表 2-41 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その11）

他-071 プロパルギット(BPPS)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H28	原水	15	15												
	浄水	13													
H29	原水	15	15												
	浄水	15	15												

他-072 プロヘキサジオン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.005	0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	≤0.15	≤0.25	≤0.35	≤0.5	>0.5	
H28	原水	0													
	浄水	0													
H29	原水	0	水質測定結												
	浄水	0	水質測定結												

他-073 プロボキスル(PHC)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H28	原水	30	30												
	浄水	30	30												
H29	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-074 プロメトリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08	
H28	原水	26	26												
	浄水	26	26												
H29	原水	26	26												
	浄水	28	28												

他-075 ペルメトリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H28	原水	0													
	浄水	0													
H29	原水	0													
	浄水	0													

他-076 ベンスタップ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09	
H28	原水	0													
	浄水	0													
H29	原水	0													
	浄水	0													

他-077 ベンダイオカルブ

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.009mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.00009	0.00009	≤0.00018	≤0.00027	≤0.00045	≤0.00063	≤0.0009	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	>0.009	
H28	原水	26	26												
	浄水	26	26												
H29	原水	24	24												
	浄水	26	26												

表 2-42 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その12）

他-078 ホキシム

			0.003mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-079 ポスカリド

			0.1mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H28	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H29	原水	33	33											
	浄水	32	32											

他-080 ミルネブ(チアジアジン)

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H28	原水	0												
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-081 メタミドホス

			0.002mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H28	原水	21	21											
	浄水	22	22											
H29	原水	17	17											
	浄水	18	18											

他-082 メチルイソシアネート

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H28	原水	0												
	浄水	0												
H29	原水	0												
	浄水	0												

他-083 モノクロトホス

			0.002mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											

他-084 リニユロン

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H28	原水	27	27											
	浄水	30	30											
H29	原水	29	29											
	浄水	33	33											

2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 28 年度版）及び章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～

表 2-47 に示す。

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）（1/6）

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)		浄水超過状況※3 (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注	
		値(mg/L)※3				厚労審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値				
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直*						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	対基準値 2 / 6,181 対50%値 16 / 6,181 対10%値 99 / 6,181	対基準値 3 / 6,636 対50%値 27 / 6,636 対10%値 121 / 6,636			・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)		
基-2	2	大腸菌	不検出	直*						・糞便汚染の指標として適当	陽性 2 / 6,181	陽性 1 / 6,636					
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行	0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003→0.01	H20.9.25 答申済み			・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持(寄与率10%で2.5μg/L) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7μg/kg/週(JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ。)	対基準値 0 / 5,703 対50%値 1 / 5,703 対10%値 7 / 5,703	対基準値 0 / 6,252 対50%値 3 / 6,252 対10%値 9 / 6,252			・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。	
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直*	0.7	H20.12.16 H15からの変更無し(メチル水銀) H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイリスクグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0μg/kg/週(メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	対基準値 0 / 5,585 対50%値 3 / 5,585 対10%値 6 / 5,585	対基準値 0 / 6,133 対50%値 8 / 6,133 対10%値 10 / 6,133				
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日前後(成人、上限量400mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 5,674 対50%値 0 / 5,674 対10%値 4 / 5,674	対基準値 0 / 6,224 対50%値 0 / 6,224 対10%値 3 / 6,224				
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T	H24.3.22 審議中(専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P→0.01		・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的減低を図るとした	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 0 / 5,817 対50%値 15 / 5,817 対10%値 240 / 5,817	対基準値 0 / 6,377 対50%値 28 / 6,377 対10%値 308 / 6,377				
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01		0.01 A,T		H25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T→P		・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 5,723 対50%値 74 / 5,723 対10%値 547 / 5,723	対基準値 0 / 6,258 対50%値 69 / 6,258 対10%値 602 / 6,258				
基-8	8	六価クロム化合物	0.05		0.05 P(全Cr)		H21.8.17 審議中(清涼飲料水部会)	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40mg/日、成人)	対基準値 0 / 5,780 対50%値 0 / 5,780 対10%値 3 / 5,780	対基準値 0 / 6,329 対50%値 0 / 6,329 対10%値 2 / 6,329			・分析法上は全Crを測定	
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	0.9 (Nitriteとして3)	H26.1.14 水質基準として追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず→0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H24.10.29) 一硝酸態窒素: TDI=1500 一亜硝酸態窒素: TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 6,136 対50%値 4 / 6,136 対10%値 83 / 6,136	対基準値 0 / 6,592 対50%値 2 / 6,592 対10%値 73 / 6,592			・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・トヘモグロビン血症LOAELは0.4mg-NO ₂ /kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当	
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直*	4.5	設定せず(第4版) →0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、2007)	H24.3.5 H15からの変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値: 短期暴露シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	・水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	対基準値 0 / 6,173 対50%値 0 / 6,173 対10%値 20 / 6,173	対基準値 0 / 6,624 対50%値 0 / 6,624 対10%値 12 / 6,624			・消毒副生成物であるClCNを含む	

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「一」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク: 10地点以上で基準超過、ページ: 基準値超過有、薄黄: 10地点以上で50%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)		浄水超過状況※3 (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		50(NO3として) 3(NO2として)	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが 毒性評価の観点から暫定値とされていること から水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 5.921 対50%値 137 / 5.921 対10%値 2,096 / 5.921	対基準値 0 / 6.464 対50%値 147 / 6.464 対10%値 2,087 / 6.464	・急性発症濃度(36mg/L〜)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向			
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8		1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 0 / 5.835 対50%値 64 / 5.835 対10%値 1,874 / 5.835	対基準値 0 / 6.383 対50%値 55 / 6.383 対10%値 1,979 / 6.383	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0		2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバス ケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地 質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合 意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 0 / 5.709 対50%値 14 / 5.709 対10%値 164 / 5.709	対基準値 0 / 6.256 対50%値 17 / 6.256 対10%値 157 / 6.256				
基-14	13	四塩化炭素	0.002		0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	対基準値 0 / 5.656 対50%値 5 / 5.656 対10%値 8 / 5.656	対基準値 0 / 6.215 対50%値 3 / 6.215 対10%値 9 / 6.215				
基-15	14	1,4-ジオキサン	0.05		10←5Risk 0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	対基準値 0 / 5.633 対50%値 2 / 5.633 対10%値 6 / 5.633	対基準値 0 / 6.197 対50%値 1 / 6.197 対10%値 4 / 6.197				
基-16	15	トリージクロロエチレン	削除		9 設定せず (2005) ←0.14	H21.4.1 水質管理 目標設定 項目に変更 (旧基- 15 (0.02mg/ L))	H19.3.15 答申済み	H19.10.26 水質基準から 水質管理項目 に変更 評価値変更 0.1←0.02	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-16	16	シス-1,2-ジクロ ロエチレン及びトラン ス-1,2-ジクロロエチ レン	0.04		H21.4.1 追加(旧 基-15・旧 目-6)	H19.10.26 シス及びトラン ス-1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロエチレンの 基準を廃止	H19.3.15(シ ス体) H20.5.29(ト ランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 5.677 対50%値 1 / 5.677 対10%値 5 / 5.677	対基準値 0 / 6.233 対50%値 0 / 6.233 対10%値 1 / 6.233	・シス体の超過状況(トランス体については対10%値超過地 点はない)			
基-16	6	シス-1,2-ジクロ ロエチレン	削除		17 旧基-16 H21.4.1 シス-1,2-ジク ロエチレン及 びトランス- 1,2-ジクロロエ チレンに変更	H19.10.26 シス及びトラン ス-1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、シ ス-1,2-ジクロ エチレンの基準を 廃止			・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-17	17	ジクロロメタン	0.02		6 0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1 地点で60%を超えており継続性の観点から 水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6	対基準値 0 / 5.658 対50%値 0 / 5.658 対10%値 2 / 5.658	対基準値 0 / 6.214 対50%値 0 / 6.214 対10%値 1 / 6.214	H16は基準超過件数が多かった(7件)			

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)		浄水超過状況※3 (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14	対基準値 0 / 5.661 対50%値 1 / 5.661 対10%値 14 / 5.661	対基準値 0 / 6.214 対50%値 0 / 6.214 対10%値 9 / 6.214			
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 (0.03→ 0.01)	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 5.670 対50%値 1 / 5.670 対10%値 28 / 5.670	対基準値 0 / 6.217 対50%値 1 / 6.217 対10%値 25 / 6.217			
基-20	20	ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基 準値を超えていた例もあり、継続性の観点 から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 5.659 対50%値 0 / 5.659 対10%値 1 / 5.659	対基準値 0 / 6.213 対50%値 0 / 6.213 対10%値 1 / 6.213			
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1 施行 (水質管理 目標設定 項目(旧目 -11)から 変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・ヒト曝露が想定されるのは基本的にClO2が 水道水の浄水処理に使用される場合であ り、水質管理目標設定項目としClO2が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30	対基準値 5 / 6.174 対50%値 177 / 6.174 対10%値 2,953 / 6.174	対基準値 2 / 6.627 対50%値 194 / 6.627 対10%値 3,314 / 6.627	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入 等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を 維持	H26.10.7 答申済み		LOAEL=3.5 TDI=3.5 ・評価値=0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →TDI=3.5 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=3.5	対基準値 0 / 6.174 対50%値 5 / 6.174 対10%値 53 / 6.174	対基準値 0 / 6.627 対50%値 2 / 6.627 対10%値 31 / 6.627		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-23	23	クロロホルム	0.06		12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)	対基準値 1 / 6.174 対50%値 181 / 6.174 対10%値 2,254 / 6.174	対基準値 2 / 6.627 対50%値 185 / 6.627 対10%値 2,403 / 6.627		・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	(変更)	1.3 (10-5Risk)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD=1.43 評価値=0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.8 SF=7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在)	対基準値 4 / 6.174 対50%値 92 / 6.174 対10%値 1,701 / 6.174	対基準値 2 / 6.627 対50%値 82 / 6.627 対10%値 1,692 / 6.627		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-25	25	ジブロモクロロメタン	0.1		21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)	対基準値 0 / 6.174 対50%値 20 / 6.174 対10%値 234 / 6.174	対基準値 0 / 6.627 対50%値 5 / 6.627 対10%値 182 / 6.627		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-26	26	臭素酸	0.01	(新規)	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 6.174 対50%値 15 / 6.174 対10%値 249 / 6.174	対基準値 6 / 6.627 対50%値 15 / 6.627 対10%値 249 / 6.627	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選 定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡 (H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要		

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期曝露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ペーヅ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）（4/6）

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)		浄水超過状況※3 (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム+ジブロモクロロメタン+プロモジクロロメタン+プロモホルム	設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 2 / 6,174 対50%値 153 / 6,174 対10%値 2,752 / 6,174	対基準値 0 / 6,627 対50%値 182 / 6,627 対10%値 2,952 / 6,627	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	(変更)	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		NOAEL=32.5 TDI=32.5 評価値=0.2 ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=6	対基準値 21 / 6,174 対50%値 388 / 6,174 対10%値 1,006 / 6,174	対基準値 7 / 6,627 対50%値 325 / 6,627 対10%値 2,192 / 6,627	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-29	29	プロモジクロロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)	対基準値 3 / 6,174 対50%値 109 / 6,174 対10%値 2,493 / 6,174	対基準値 1 / 6,627 対50%値 135 / 6,627 対10%値 2,675 / 6,627	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-30	30	プロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 6,174 対50%値 6 / 6,174 対10%値 117 / 6,174	対基準値 0 / 6,627 対50%値 1 / 6,627 対10%値 137 / 6,627	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮 ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15	対基準値 0 / 6,174 対50%値 5 / 6,174 対10%値 54 / 6,174	対基準値 1 / 6,627 対50%値 1 / 6,627 対10%値 36 / 6,627	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み		・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 5,784 対50%値 1 / 5,784 対10%値 14 / 5,784	対基準値 0 / 6,348 対50%値 1 / 6,348 対10%値 20 / 6,348				
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標 設定項目 追加			H19.10.26 水質管理目標 を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有 H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 8 / 5,872 対50%値 107 / 5,872 対10%値 1,523 / 5,872	対基準値 8 / 6,452 対50%値 118 / 6,452 対10%値 1,554 / 6,452	・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等で対応			
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色	設定せず			H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持 ・推奨摂取量=10mg/日(成人、上限量40~50mg/日)の必須元素	対基準値 2 / 5,848 対50%値 17 / 5,848 対10%値 323 / 5,848	対基準値 0 / 6,433 対50%値 27 / 6,433 対10%値 311 / 6,433				
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色	2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16 基準改正の必要性について検討を行う		H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持 ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。	対基準値 0 / 5,778 対50%値 0 / 5,778 対10%値 10 / 5,778	対基準値 0 / 6,344 対50%値 2 / 6,344 対10%値 21 / 6,344	・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)			
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚							対基準値 0 / 5,726 対50%値 2 / 5,726 対10%値 577 / 5,726	対基準値 0 / 6,288 対50%値 3 / 6,288 対10%値 611 / 6,288	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定値、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)		浄水超過状況※3 (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→0.4C	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 1 / 5,810 対50%値 7 / 5,810 対10%値 115 / 5,810	対基準値 0 / 6,371 対50%値 15 / 6,371 対10%値 128 / 6,371	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)			
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚							対基準値 0 / 6,179 対50%値 13 / 6,179 対10%値 954 / 6,179	対基準値 0 / 6,636 対50%値 12 / 6,636 対10%値 1,013 / 6,636	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日(成人)の必須元素	対基準値 0 / 5,915 対50%値 68 / 5,915 対10%値 4,350 / 5,915	対基準値 0 / 6,424 対50%値 58 / 6,424 対10%値 4,628 / 6,424	・おいしい水の観点から管理目標設定(10~100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-40	40	蒸発残留物	500								対基準値 0 / 5,920 対50%値 172 / 5,920 対10%値 5,494 / 5,920	対基準値 3 / 6,390 対50%値 180 / 6,390 対10%値 5,923 / 6,390	・おいしい水の観点から管理目標設定(30~200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	対基準値 0 / 5,564 対50%値 0 / 5,564 対10%値 0 / 5,564	対基準値 0 / 6,123 対50%値 0 / 6,123 対10%値 0 / 6,123				
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	対基準値 12 / 5,735 対50%値 62 / 5,735 対10%値 685 / 5,735	対基準値 2 / 6,229 対50%値 47 / 6,229 対10%値 706 / 6,229				
基-43	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	対基準値 1 / 5,734 対50%値 8 / 5,734 対10%値 301 / 5,734	対基準値 0 / 6,230 対50%値 20 / 6,230 対10%値 329 / 6,230				
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	対基準値 0 / 5,639 対50%値 0 / 5,639 対10%値 173 / 5,639	対基準値 0 / 6,185 対50%値 3 / 6,185 対10%値 304 / 6,185	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L			
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気						・水質基準として維持	対基準値 0 / 5,546 対50%値 0 / 5,546 対10%値 2 / 5,546	対基準値 0 / 6,103 対50%値 8 / 6,103 対10%値 9 / 6,103				

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ペーヅ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）（6/6）

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)		浄水超過状況※3 (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物				H19.10.26 基準値を3に 強化		・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 0 / 6.181 対50%値 95 / 6.181 対10%値 3,451 / 6.181	対基準値 0 / 6.636 対50%値 82 / 6.636 対10%値 3,658 / 6.636			
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 5 / 6.181 アルカリ側超 5 / 6.181	酸側超 2 / 6.636 アルカリ側超 2 / 6.636		・より高いレベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)	
基-48	48	味	異常でない	基本指標								陽性 1 / 6.178	陽性 1 / 6.637			
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		陽性 9 / 6.181	陽性 12 / 6.636			
基-50	50	色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値 3 / 6.181 対50%値 100 / 6.181 対10%値 1,427 / 6.181	対基準値 15 / 6.636 対50%値 120 / 6.636 対10%値 1,584 / 6.636			
基-51	51	濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値 3 / 6.181 対50%値 27 / 6.181 対10%値 290 / 6.181	対基準値 9 / 6.636 対50%値 42 / 6.636 対10%値 363 / 6.636		・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（1/4）

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	(変更)	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価 ・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 0 / 2,053 対50%値 0 / 2,053 対10%値 3 / 2,053	対目標値 0 / 2,085 対50%値 0 / 2,085 対10%値 1 / 2,085	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている				
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L ・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:300)	対目標値 0 / 2,030 対50%値 2 / 2,030 対10%値 37 / 2,030	対目標値 0 / 2,057 対50%値 3 / 2,057 対10%値 38 / 2,057	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている				
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを 取りやめ	4	0.07 (AF=20%) (2007提案)	H25.3.19 暫定値扱いを 取りやめ、評 価値を0.02と する	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対目標値 1 / 2,281 対50%値 2 / 2,281 対10%値 21 / 2,281	対目標値 0 / 2,339 対50%値 0 / 2,339 対10%値 18 / 2,339	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている				
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持 ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,009 対50%値 0 / 2,009 対10%値 1 / 2,009	対目標値 0 / 2,019 対50%値 0 / 2,019 対10%値 0 / 2,019	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている				
目-6	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジク ロロエチレン及 びトランス- 1,2-ジクロロエ チレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトラン ス-1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロロエチレンの 基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察 ・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている				
目-7	7	1,1,2-トリクロロエタン	削除	H22.4.1水質 管理目標設定 項目から削除 (旧目-7)	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている				
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7 (C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み		・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149	対目標値 0 / 2,033 対50%値 0 / 2,033 対10%値 0 / 2,033	対目標値 0 / 2,069 対50%値 0 / 2,069 対10%値 0 / 2,069					
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	(変更)	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL=3.7 TDI=40 評価値=0.1 ・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0 / 1,767 対50%値 0 / 1,767 対10%値 7 / 1,767	対目標値 0 / 1,806 対50%値 0 / 1,806 対10%値 10 / 1,806	基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定				

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連した後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※2 (H26水道統計)		浄水超過状況※2 (H27水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2 が水道水の浄水処理に使用される場合であ り、水質管理目標設定項目としてClO2が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程で の使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)	対目標値 0 / 1,131 対50%値 0 / 1,131 対10%値 1 / 1,131	対目標値 0 / 1,144 対50%値 0 / 1,144 対10%値 0 / 1,144	・施設基準省令に基づく薬品基準は 0.6mg/L			
目-11		塩素酸	削除	H20.4.1施行 (水質管理目 標設定項目 (旧目-11)か ら変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼 飲料水) →TDI=30							
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値 0 / 567 対50%値 0 / 567 対10%値 0 / 567	対目標値 0 / 568 対50%値 0 / 568 対10%値 0 / 568	・施設基準省令に基づく薬品基準は 0.6mg/L				
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定)← 0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7	対目標値 0 / 2,506 対50%値 6 / 2,506 対10%値 339 / 2,506	対目標値 0 / 2,590 対50%値 2 / 2,590 対10%値 330 / 2,590	・超過事例は近接地点で一時的に発生				
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定)← 0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5	対目標値 0 / 2,508 対50%値 23 / 2,508 対10%値 687 / 2,508	対目標値 0 / 2,593 対50%値 34 / 2,593 対10%値 711 / 2,593	・超過事例はいずれも一時的なもの				
目-15	14	農薬類	検出値/目標 値の総和が1 以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される 事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)・・・現に水道原水から検出又 は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群・・・国内推定出荷量50t以上であるが 水道水に適した測定方法が未確立。早急に 確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群・・・国内推定出荷量が50t未満で測定 しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)			・現行目標値が小さいのはCNPの 0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検 出されているもの、生産・輸入量が多く測定 法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメベレートは削除案が提 出されたが、平成17年度調査において、浄 水及び原水から、目標値の1%前後の検出が 認められたことから、農薬類の対象農薬リス トからの削除を見送り。			
目-16	15	残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも 水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136	対目標値 50 / 6,060 対50%値 1,737 / 6,060 対10%値 5,916 / 6,060	対目標値 47 / 6,480 対50%値 1,769 / 6,480 対10%値 6,379 / 6,480	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で 未対策の超過地点も多い			
目-17	16	カルシウム、マグネシウ ム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日(成人、上 限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日(成 人)の必須元素	10未満 95 / 5,915 100超過 375 / 5,915	10未満 46 / 6,424 100超過 364 / 6,424	・水質基準 300				
目-18	17	マンガン及びその化合 物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→ 0.4C	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日(成人、 上限量10mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 47 / 5,810 対50%値 115 / 5,810 対10%値 407 / 5,810	対目標値 53 / 6,371 対50%値 128 / 6,371 対10%値 462 / 6,371	・水質基準 0.05				
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも 水質管理目標設定項目とする		対目標値 81 / 2,237 対50%値 319 / 2,237 対10%値 1,648 / 2,237	対目標値 93 / 2,297 対50%値 304 / 2,297 対10%値 1,708 / 2,297	・目標超過件数はH16増加			

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（3/4）

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-20	19	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5 mg/L だが 臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800	対目標値 0 / 2,063 対50%値 0 / 2,063 対10%値 0 / 2,063	対目標値 0 / 2,096 対50%値 0 / 2,096 対10%値 0 / 2,096				
目-21	20	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されると の情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015 mg/L としている	対目標値 0 / 1,934 対50%値 0 / 1,934 対10%値 0 / 1,934	対目標値 0 / 1,965 対50%値 0 / 1,965 対10%値 0 / 1,965				
目-22	21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持		対目標値 24 / 1,595 対50%値 338 / 1,595 対10%値 1,309 / 1,595	対目標値 27 / 1,644 対50%値 319 / 1,644 対10%値 1,297 / 1,644	・旧水質基準 10 mg/L			
目-23	22	臭気強度(TON)	3TON							・おいしい水の観点から維持		対目標値 15 / 2,049 対50%値 118 / 2,049 対10%値 423 / 2,049	対目標値 37 / 2,111 対50%値 140 / 2,111 対10%値 454 / 2,111				
目-24	23	蒸発残留物	30-200									30未満 74 / 5,920 200超過 552 / 5,920	30未満 51 / 6,389 200超過 564 / 6,389	・水質基準 500			
目-25	24	濁度	1度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対目標値 29 / 6,181 対50%値 83 / 6,181 対10%値 599 / 6,181	対目標値 42 / 6,636 対50%値 124 / 6,636 対10%値 771 / 6,636	・水質基準 2度			
目-26	25	pH値	7.5程度	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 4,305 / 6,181 7.7以上 2,141 / 6,181	7.3以下 4,568 / 6,636 7.7以上 2,286 / 6,636	・水質基準 5.8~8.6			
目-27	26	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける							・水道施設の維持管理や CaCO_3 析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,619 / 2,263 0超過 48 / 2,263	-1未満 688 / 2,290 0超過 9 / 2,290				
目-28	27	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 0 / 2,509 対50%値 5 / 2,509 対10%値 40 / 2,509	対目標値 1 / 2,559 対50%値 4 / 2,559 対10%値 46 / 2,559				

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（4/4）

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※2 (H26水道統計)		浄水超過状況※2 (H27水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-29		1,1-ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基準-15 (0.02 mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対目標値 0 / 2,097 対50%値 0 / 2,097 対10%値 2 / 2,097	対目標値 0 / 2,123 対50%値 0 / 2,123 対10%値 0 / 2,123				
目-30		アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1 mg/L を達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 108 / 5,872 対50%値 489 / 5,872 対10%値 2,203 / 5,872	対目標値 118 / 6,452 対50%値 515 / 6,452 対10%値 2,335 / 6,452				

【答申言及】

対策指針		耐塩素性病原生物	-			USEPA処理基準 ・クリプトスピリウム 99%除去 ・シアルジア99.9%除去又は不活化				・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスピリウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定						
101		ウイルスその他の病原微生物	-			USEPA処理基準 ・消化器系感染ウイルス99.99%除去又は不活化				・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進							・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)
102		不快生物(線虫等)	-							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした						

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 2-45 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（1/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考 (80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (H28年水質測定結果)		浄水超過状況 (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	対10%値	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	対10%値		
検01	銀	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/135	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/137	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01 mg/L	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21($\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$))、UF 10)	対目標値 対10%値	0/168 0/168	対目標値 対10%値	0/170 0/170	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/129	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/118		
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず 0.07			対目標値 対10%値	0/412 0/412	対目標値 対10%値	0/443 0/443		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用						対目標値 対10%値	0/55 0/55	対目標値 対10%値	0/61 0/61	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	-											対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/29	対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/37		
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03									対目標値 対10%値	0/48 0/48	対目標値 対10%値	0/47 0/47		
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006									対目標値 対10%値	0/47 0/47	対目標値 対10%値	0/46 0/46		
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値 対10%値	0/39 0/39	対目標値 対10%値	0/39 0/39		
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値 対10%値	0/44 0/44	対目標値 対10%値	0/43 0/43		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用						対目標値 対10%値	0/47 0/47	対目標値 対10%値	0/48 0/48		
検12	酢酸ビニル	-											対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/28	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/26		
検13	2,4-トルエンジアミン	-											対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/28	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/26		
検14	2,6-トルエンジアミン	-											対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/28	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/26		
検15	N,N-ジメチルアニリン	-											対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/32	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/40		
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7							対目標値 対10%値	0/58 0/58	対目標値 対10%値	0/58 0/58		
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$									対目標値 対10%値	0/270 1/270	対目標値 対10%値	0/285 0/285		
検18	トリエチレンテトラミン	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/14	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/15		
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100									対目標値 対10%値	0/89 0/89	対目標値 対10%値	0/105 0/105		
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50									対目標値 対10%値	0/91 0/91	対目標値 対10%値	0/108 0/108		
検21	ヒドラジン	-											対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/13	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/15		
検22	1,2-ブタジエン	-											対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/16	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/17		
検23	1,3-ブタジエン	-											対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/16	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/17		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み				対目標値 対10%値	0/160 2/160	対目標値 対10%値	0/148 0/148		
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み				対目標値 対10%値	0/160 0/160	対目標値 対10%値	0/140 0/140		
検26	ミクロキスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値 対10%値	0/50 1/50	対目標値 対10%値	0/57 0/57		
検27	有機ず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値 対10%値	0/31 0/31	対目標値 対10%値	0/31 0/31		

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 2-45 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（2/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (H28年水質測定結果)		浄水超過状況 (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注	
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対10%値	対10%値	対10%値	対10%値			
検28	プロモクロロ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	29/128	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	46/119			
検29	プロモジクロロ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	14/81	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	7/74			
検30	ジプロモクロロ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/81	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/75			
検31	プロモ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/175	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	7/147			
検32	ジプロモ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	16/128	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	26/107			
検33	トリプロモ酢酸	-										予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/81	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	3/74			
検34	トリクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/183	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/154			
検35	プロモクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/148	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	3/123			
検36	ジプロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値 対10%値	0/186 0/186	対目標値 対10%値	0/167 0/167			
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16		H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) 一食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	6/141	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	20/124		
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデルを適用						対目標値 対10%値	0/21 0/21	対目標値 対10%値	0/21 0/21			
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179							対目標値 対10%値	0/373 0/373	対目標値 対10%値	/387 0/387			
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 $\mu\text{g}/\text{l}$ を定めている(RFD:0.7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI:暫定最大一日耐容摂取量	対目標値 対10%値	0/54 0/54	対目標値 対10%値	0/53 3/53	・利根川流域の関係企業で排出削減対策を実施中		
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-										・英国COTがTDI:3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/112	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/122	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている		
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-										・英国COTがTDI:0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	0/112	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	0/122	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている		
検44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 $\mu\text{g}/\text{l}$)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	/60	対1 $\mu\text{g}/\text{L}^{\text{※2}}$	/64			
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI=7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/50 0/50	対目標値 対10%値	0/49 0/49			
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5							対目標値 対10%値	0/42 0/42			
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5							対目標値 対10%値	0/55 0/55			
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5							対目標値 対10%値	0/39 0/39			

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（1/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌熏蒸	-	-	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申(H25.2.18, H27.10.20) → ADI = 20 ・評価申請(H29.3.15)	10%値超 0 / 615 1%値超 1 / 615	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572			・地下水からの検出事例が多い	
対	2	ダラボン	除草剤	-	-	0.08		30			H29.3.28 答申済み		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 430 1%値超 10 / 430	10%値超 0 / 411 1%値超 0 / 411				
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	-	-	0.03		10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中(H25.7.10) ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超 0 / 553 1%値超 0 / 553	10%値超 0 / 535 1%値超 0 / 535				
対	4	EPN	殺虫剤	-	-	0.004	H21.4.1より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4	10%値超 0 / 610 1%値超 16 / 610	10%値超 0 / 565 1%値超 0 / 565			・【H17】浄水からの検出レベルは 最高11%(表流水)	
対	5	MCPA	除草剤	-	-	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更	・食安委答申(H26.7.29) → ADI=1.9	10%値超 0 / 404 1%値超 11 / 404	10%値超 0 / 423 1%値超 0 / 423				
対	6	アシュラム	除草剤	-	-	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI=360	10%値超 0 / 538 1%値超 0 / 538	10%値超 0 / 494 1%値超 0 / 494				
対	7	アセフェート	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4	10%値超 16 / 578 1%値超 17 / 578	10%値超 1 / 547 1%値超 1 / 547				
対	8	アトラジン	除草剤	-	-	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請(H23.10.11)	10%値超 0 / 571 1%値超 0 / 571	10%値超 0 / 541 1%値超 0 / 541				
対	9	アニロホス	除草剤	-	-	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 506 1%値超 11 / 506	10%値超 0 / 477 1%値超 3 / 477				
対	10	アミトラス	殺虫剤	-	-	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申(H19.5.17) → ADI = 2.5 (0.006 mg/L)	10%値超 0 / 359 1%値超 10 / 359	10%値超 0 / 358 1%値超 0 / 358				
対	11	アラクロール	除草剤	-	-	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み		・食安委答申(H25.3.18) → ADI=10	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577	10%値超 0 / 541 1%値超 0 / 541				
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	-	-	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 2	10%値超 0 / 630 1%値超 1 / 630	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582				
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	-	-	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 537 1%値超 13 / 537	10%値超 0 / 508 1%値超 3 / 508				
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	-	-	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（2/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) → ADI=100(0.3 mg/L)	10%値超 0 / 635 1%値超 0 / 635	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.3mg/Lとなる方向		
対	16	イプロベンホス(IPP)	殺菌剤	-	-	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申(H21.4.23) → ADI = 35	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600	10%値超 0 / 562 1%値超 0 / 562				
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	-	-	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)	10%値超 0 / 403 1%値超 1 / 403	10%値超 3 / 381 1%値超 3 / 381		・定量下限 \leq 0.005mg/L		
対	18	インダノファン	除草剤	-	-	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	10%値超 0 / 485 1%値超 1 / 485	10%値超 0 / 487 1%値超 0 / 487				
対	19	エスプロカルブ	除草剤	-	-	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 10	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573	10%値超 0 / 539 1%値超 0 / 539		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.03mg/Lとなる方向		
対	20	エディフェンホス(エシフェンホ ス, EDDP)	殺菌剤	-	-	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 528 1%値超 0 / 528	10%値超 0 / 505 1%値超 0 / 505				
対	21	エトフェンブロックス	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25) → ADI = 31	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626				
対	22	エトリジアゾール(エクロメ ゾール)	殺菌剤	-	-	0.004		1.6						10%値超 0 / 527 1%値超 0 / 527	10%値超 0 / 491 1%値超 0 / 491				
対	23	エンドスルファン(ベンゾエド スルフェート)	殺虫剤	-	-	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 457 1%値超 0 / 457	10%値超 0 / 442 1%値超 0 / 442		・定量下限 \leq 0.01mg/L		
対	24	オキサジクロメホン	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 444 1%値超 0 / 444	10%値超 0 / 463 1%値超 0 / 463				
対	25	オキシシン銅	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10	10%値超 0 / 513 1%値超 1 / 513	10%値超 0 / 484 1%値超 3 / 484				
対	26	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌 剤	-	-	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申(H20.3.27) → ADI = 52	10%値超 0 / 400 1%値超 0 / 400	10%値超 0 / 395 1%値超 0 / 395				
対	27	カズサホス	殺虫剤	-	-	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25	10%値超 0 / 413 1%値超 2 / 413	10%値超 0 / 420 1%値超 1 / 420				
対	28	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	-	-	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3 (0.008mg/L)	10%値超 0 / 640 1%値超 0 / 640	10%値超 0 / 607 1%値超 1 / 607				
対	29	カルタップ	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	100						10%値超 0 / 248 1%値超 0 / 248	10%値超 0 / 347 1%値超 0 / 347				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（3/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	-	-	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)	10%値超 0 / 518 1%値超 0 / 518	10%値超 0 / 479 1%値超 0 / 479				
対	31	カルプロバミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14 (0.04 mg/L)	10%値超 0 / 466 1%値超 0 / 466	10%値超 0 / 439 1%値超 0 / 439				
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	-	-	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事H:23.12.26部会)	10%値超 0 / 504 1%値超 0 / 504	10%値超 0 / 462 1%値超 0 / 462				
対	33	キノクラミン(ACN)	除草剤	-	-	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 401 1%値超 0 / 401	10%値超 0 / 408 1%値超 0 / 408				
対	34	キャプタン	殺菌剤	-	-	0.3		125			H29.3.7 答申済み		・食安委答申(H29.3.7) → ADI = 100	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567	10%値超 0 / 524 1%値超 0 / 524				
対	35	クミルロン	除草剤	-	-	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10 (0.03 mg/L)	10%値超 0 / 474 1%値超 0 / 474	10%値超 0 / 475 1%値超 0 / 475				
対	36	グリホサート	除草剤	-	-	2		1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申(H28.7.12) → ADI = 1000	10%値超 0 / 466 1%値超 0 / 466	10%値超 0 / 458 1%値超 0 / 458				
対	37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	-	-	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 228 1%値超 0 / 228	10%値超 0 / 281 1%値超 0 / 281				
対	38	クロメプロップ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2	10%値超 0 / 428 1%値超 0 / 428	10%値超 0 / 442 1%値超 0 / 442				
対	39	クロロニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	-	0.0001		設定せず						10%値超 0 / 493 1%値超 0 / 493	10%値超 3 / 454 1%値超 7 / 454	・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$			
対	40	クロルピリホス	殺虫剤	-	-	0.003	H21.4.1より0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2) → ADI = 1 ・評価要請(H29.7.21) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$)	10%値超 0 / 609 1%値超 12 / 609	10%値超 0 / 566 1%値超 0 / 566				
対	41	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	-	-	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水, H15～) ・評価要請(H29.7.21)	10%値超 0 / 669 1%値超 0 / 669	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615				
対	42	シアナジン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版追加	・食安委答申(H29.2.28) → ADI = 0.53	10%値超 0 / 485 1%値超 0 / 485	10%値超 0 / 484 1%値超 0 / 484				
対	43	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H29.10.17) → ADI = 1	10%値超 0 / 417 1%値超 0 / 417	10%値超 0 / 421 1%値超 0 / 421				
対	44	ジウロン(DCMU)	除草剤	-	-	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水, H15～)	10%値超 0 / 534 1%値超 0 / 534	10%値超 0 / 511 1%値超 0 / 511				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（4/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	-	-	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588	10%値超 0 / 540 1%値超 0 / 540					
対	46	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	-	-	0.008		3.3	0.02 (2007)				10%値超 0 / 556 1%値超 0 / 556	10%値超 0 / 511 1%値超 0 / 511					
対	47	ジクワット	除草剤	-	-	0.005		1.9					10%値超 22 / 436 1%値超 23 / 436	10%値超 3 / 432 1%値超 3 / 432			・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$		
対	48	エチルチオメトン	殺虫剤	-	-	0.004		1.4					10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578	10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533					
対	49	ジチアノン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		10%値超 1 / 175 1%値超 1 / 175	10%値超 0 / 173 1%値超 4 / 173					
対	50	ジチオカルバメート系農薬	-	-	-	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			10%値超 0 / 179 1%値超 1 / 179	10%値超 0 / 243 1%値超 3 / 243					
対	51	ジチオピル	除草剤	-	-	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533	10%値超 0 / 507 1%値超 0 / 507			・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.009mg/Lとなる方向		
対	52	シハロホップブチル	除草剤	-	-	0.006	H15年答申	2.4					10%値超 0 / 446 1%値超 0 / 446	10%値超 0 / 451 1%値超 0 / 451					
対	53	シマジン(CAT)	除草剤	-	-	0.003		1.3	0.002				10%値超 0 / 638 1%値超 0 / 638	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604					
対	54	ジメタメリン	除草剤	-	-	0.02	H15年から の変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		10%値超 0 / 579 1%値超 1 / 579	10%値超 0 / 549 1%値超 0 / 549					
対	55	ジメトエート	殺虫剤	-	-	0.05		20	0.006				10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544					
対	56	シメトリン	除草剤	-	-	0.03		11					10%値超 0 / 608 1%値超 0 / 608	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581					
対	57	ジメピベレート	除草剤	2004.6失効	-	0.003		1		H18.8.4			10%値超 0 / 520 1%値超 0 / 520	10%値超 0 / 497 1%値超 0 / 497					
対	58	ダイアジノン	殺虫剤	-	-	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		10%値超 1 / 708 1%値超 27 / 708	10%値超 0 / 665 1%値超 7 / 665					
対	59	ダイムロン	除草剤	-	-	0.8	H15年から の変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532	10%値超 0 / 504 1%値超 0 / 504					

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（5/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	60	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	-	-	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4	10%値超 0 / 202 1%値超 0 / 202	10%値超 0 / 272 1%値超 0 / 272				
対	61	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	-	-	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40	10%値超 0 / 433 1%値超 0 / 433	10%値超 0 / 453 1%値超 0 / 453				
対	62	チウラム	殺菌剤	-	-	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604	10%値超 0 / 576 1%値超 0 / 576				
対	63	チオジカルブ	殺虫剤	-	-	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 513 1%値超 0 / 513	10%値超 0 / 482 1%値超 0 / 482				
対	64	チオファネートメチル	殺菌剤	-	-	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 534 1%値超 0 / 534	10%値超 0 / 523 1%値超 0 / 523				
対	65	チオベンカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 mg/L)	10%値超 0 / 608 1%値超 0 / 608	10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578				
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	-	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)	10%値超 0 / 513 1%値超 1 / 513	10%値超 0 / 479 1%値超 0 / 479				
対	68	トリクロピル	除草剤	-	-	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554	10%値超 0 / 529 1%値超 0 / 529			トリクロピルトキシエチルを厚労科研H15検出	
対	69	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	-	-	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 541 1%値超 5 / 541	10%値超 1 / 497 1%値超 6 / 497				
対	70	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=50	10%値超 0 / 527 1%値超 0 / 527	10%値超 0 / 513 1%値超 0 / 513				
対	71	トリフルラリン	除草剤	-	-	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) → ADI=24	10%値超 0 / 628 1%値超 0 / 628	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602				
対	72	ナプロバミド	除草剤	-	-	0.03		12.5						10%値超 0 / 524 1%値超 0 / 524	10%値超 0 / 501 1%値超 0 / 501				
対	73	パラコート	除草剤	-	-	0.005	H15年答申	2						10%値超 0 / 269 1%値超 1 / 269	10%値超 0 / 328 1%値超 0 / 328				
対	74	ピペロホス	除草剤	-	-	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 504 1%値超 11 / 504	10%値超 0 / 481 1%値超 7 / 481			定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$	
対	75	ピラクロニル	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 203 1%値超 4 / 203	10%値超 0 / 317 1%値超 1 / 317				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（6/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	76	ピラゾキシフェン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26 (0.07 mg/L)	10%値超 0 / 398 1%値超 1 / 398	10%値超 0 / 393 1%値超 4 / 393				
対	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 407 1%値超 0 / 407	10%値超 0 / 423 1%値超 0 / 423				
対	78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	-	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 534 1%値超 11 / 534	10%値超 0 / 495 1%値超 7 / 495				
対	79	ピリブチカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 597 1%値超 0 / 597	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561				
対	80	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 587 1%値超 1 / 587	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554				
対	81	フィプロニル	殺虫剤	-	-	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H28.4.5 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H28.4.5) → ADI=0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告 することとなった。(最近の議事: 28.1.14幹事 会)	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602	10%値超 0 / 580 1%値超 0 / 580			・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90~100%。	
対	82	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H29.8.22 答申済み		・食安委答申(H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9	10%値超 0 / 706 1%値超 0 / 706	10%値超 0 / 675 1%値超 0 / 675			・【H17】浄水からの検出レベルは 最高20%(表流水)、原水で100%超 が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度	
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申(H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 637 1%値超 1 / 637	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586				
対	84	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 19	10%値超 0 / 256 1%値超 0 / 256	10%値超 0 / 355 1%値超 0 / 355				
対	85	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) → ADI=2.3	10%値超 1 / 613 1%値超 1 / 613	10%値超 0 / 550 1%値超 0 / 550				
対	86	フェントエート(PAP)	殺虫剤	-	-	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H25.1.21) → ADI=2.9	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573			フェントエートと あったが間違い	
対	87	フェントラザミド	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申(H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 405 1%値超 0 / 405	10%値超 0 / 432 1%値超 0 / 432				
対	88	フサライド	殺菌剤	-	-	0.1		40						10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598				
対	89	ブタクロール	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) → ADI=10	10%値超 0 / 431 1%値超 3 / 431	10%値超 0 / 438 1%値超 1 / 438				
対	90	ブタミホス	除草剤	-	-	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 583 1%値超 0 / 583	10%値超 0 / 546 1%値超 0 / 546				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（7/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	91	プロフェジン	殺虫剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13) → ADI = 9	10%値超 0 / 585 1%値超 0 / 585	10%値超 0 / 550 1%値超 0 / 550				
対	92	フルアジナム	殺菌剤	-	-	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 10	10%値超 0 / 424 1%値超 0 / 424	10%値超 0 / 446 1%値超 0 / 446				
対	93	プレチラクロール	除草剤	-	-	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18 (0.05 mg/L)	10%値超 0 / 631 1%値超 1 / 631	10%値超 0 / 615 1%値超 1 / 615				
対	94	プロシミドン	殺菌剤	-	-	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H29.5.30) → ADI = 35	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	10%値超 0 / 511 1%値超 0 / 511				
対	95	プロチオホス	殺虫剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5						10%値超 0 / 240 1%値超 0 / 240	10%値超 0 / 285 1%値超 0 / 285				
対	96	プロピコナゾール	殺菌剤	-	-	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4) → ADI = 19	10%値超 0 / 548 1%値超 0 / 548	10%値超 0 / 514 1%値超 0 / 514				
対	97	プロピザミド	除草剤	-	-	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 19	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554				
対	98	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H23.9.28評価第三部会)	10%値超 0 / 558 1%値超 0 / 558	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532				
対	99	プロモブチド	除草剤	-	-	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 40 (0.1 mg/L)	10%値超 0 / 602 1%値超 2 / 602	10%値超 0 / 592 1%値超 1 / 592		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.1 mg/L となる方向		
対	100	ベノミル	殺菌剤	-	-	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 546 1%値超 0 / 546	10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533				
対	101	ベンシクロン	殺菌剤	-	-	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53 (0.1 mg/L)	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596	10%値超 0 / 557 1%値超 0 / 557				
対	102	ベンゾピシクロン	除草剤	-	-	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI=34	10%値超 0 / 432 1%値超 0 / 432	10%値超 0 / 449 1%値超 0 / 449				
対	103	ベンゾフェナップ	除草剤	-	-	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI=2	10%値超 0 / 417 1%値超 0 / 417	10%値超 0 / 420 1%値超 0 / 420				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（8/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H27水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H28水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	104	ペンタゾン	除草剤	-	-	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 566 1%値超 0 / 566	10%値超 0 / 536 1%値超 0 / 536				
対	105	ペンディメタリン	除草剤	-	-	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) →ADI=120	10%値超 0 / 640 1%値超 0 / 640	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617				
対	106	ベンフラカルブ	殺虫剤	-	-	0.04		15						10%値超 0 / 500 1%値超 0 / 500	10%値超 0 / 503 1%値超 0 / 503				
対	107	ペンフルラリン(ベスロジ ン)	除草剤	-	-	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) →ADI=5	10%値超 0 / 547 1%値超 0 / 547	10%値超 0 / 521 1%値超 0 / 521				
対	108	ペンフレゼート	除草剤	-	-	0.07	H15から変 更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) →ADI=23	10%値超 0 / 379 1%値超 1 / 379	10%値超 0 / 378 1%値超 0 / 378				
対	109	ホスチアゼート	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査 会幹事会に報告することとなった。ただし、確 認事項に対する回答について評価部会で確 認することとなった。(最近の議事:H24.9.12評 価第三部会)	10%値超 0 / 430 1%値超 0 / 430	10%値超 0 / 436 1%値超 4 / 436				
対	110	マラソン(マラチオン)	殺虫剤	-	-	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) →ADI=290 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582				
対	111	メコプロップ(MCPP)	除草剤	-	-	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 576 1%値超 0 / 576	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544				
対	112	メソミル	殺虫剤	-	-	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 570 1%値超 0 / 570	10%値超 0 / 546 1%値超 0 / 546				
		メタム(カーバム)	-	-	-	0.01	H29.4.1より 新規設定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) →ADI=7.5	10%値超 0 / 180 1%値超 0 / 180	10%値超 0 / 248 1%値超 0 / 248				
対	113	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5、H23.7.7、H26.1.20、 H29.10.17) →ADI=80 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586				
対	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	-	-	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 634 1%値超 0 / 634	10%値超 0 / 619 1%値超 0 / 619				
対	115	メチルダイムロン	除草剤	2005.7失効	-	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討	10%値超 0 / 518 1%値超 0 / 518	10%値超 0 / 501 1%値超 0 / 501				
対	116	メミノストロピン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) →ADI=16	10%値超 0 / 456 1%値超 0 / 456	10%値超 0 / 473 1%値超 0 / 473				
対	117	メトリブジン	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	12.5						10%値超 0 / 480 1%値超 0 / 480	10%値超 0 / 484 1%値超 0 / 484				
対	118	メフェナセット	除草剤	-	-	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) →ADI=7(0.02 mg/L)	10%値超 0 / 625 1%値超 0 / 625	10%値超 0 / 601 1%値超 1 / 601	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.02 mg/L となる方向			
対	119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.1	H15から変 更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) →ADI=0.05	10%値超 0 / 601 1%値超 0 / 601	10%値超 0 / 560 1%値超 0 / 560				
対	120	モリネート	除草剤	-	-	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) →ADI=2.1	10%値超 0 / 640 1%値超 0 / 640	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617	・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$			

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWG※1 (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況※2 (H28年水質測定結果)		検出状況※2 (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み	・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 46			
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	-	-	0.1	H20.12.16 変更0.1← 0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み	・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57	1%値超 0 / 57	1%値超 0 / 57	1%値超 0 / 55	1%値超 0 / 58	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向		
要	3	エチプロール	-	-	-	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み	・食安委答申(H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 14			
要	4	クロロピクリン	-	-	-	-	未設定					・評価要請(H29.6.15)	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 5	1%値超 2 / 7			
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	-	-	0.07	H24年度 末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み	・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 42			
		テフリルトリオン	-	-	-	0.002					H25.3.19 評価値を0.002に 設定	・内閣府食品安全委員会(H 2102.19) → ADI=0.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 7			
要	6	バラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答 申	15				・食安委検討中 ・評価要請(H21.3.24)	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 7	1%値超 ### / 36	1%値超 ### / ###	・販売・使用禁止農薬(使用事故 多発)		
要	7	ヒメキサゾール(ヒドロキ シイソキサゾール)	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答 申	50				・評価要請(H25.8.20)	1%値超 0 / 41	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / ###	1%値超 0 / 34			
要	8	ピラクロホス	-	-	-	-	-	-					1%値超 0 / 41	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 37			
要	9	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-	-	-				・評価要請(H24.8.21)	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 79	1%値超 0 / 58			
要	10	プロマシル	除草剤	-	-	0.05	H29.4.1 より新規 設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み	・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 19	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 38			
要	11	ベントキサゾン	除草剤	-	-	0.6	H22.2.2 変更0.6← 0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に 緩和	H21.10.22 答申済み	・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 36			
要	12	ホサロン	殺虫剤	-	-	0.005	H27.4.1よ り新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み	・食安委答申(H26.3.10) → ADI = 2	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 0	1%値超 5 / 9			
要	13	メタアルデヒド	-	-	-	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み	・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 37			

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (H28年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
		メチルイソチオシアネート	殺虫剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 2		
要	14	メトラクロール	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申(H21.7.30) → ADI = 97	1%値超 1 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 ### / ###	1%値超 ### / ###		
他	1	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	除草剤	-	-	-	-	-			H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 9.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	2	2,4-DB	除草剤	未登録	-	-	-	-	0.09		審議中		・食安委検討中	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 11		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長 調整剤	-	-	0.08	H15年答申	33						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	-	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 77	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	6	アジメスルフロ	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.4.9 答申済み		・食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	7	アミトロール	除草剤	-	-	0.003	H24.3.5変 更0.003→ 0.06	12		H24.3.5 評価値強化 0.003→0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	8	アメリリン	除草剤	-	-	0.2	H20.12.16 変更0.2→ 0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2→0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72 (0.2 mg/L)	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 26	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.2 mg/L となる方向	
他	9	イナベンフィド	植物成長 調整剤	2007.1失効	-	0.3	H15年答申	130						1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	10	イマゾスルフロ	殺虫剤 除草剤	-	-	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 28		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長 調整剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.5.31 答申済み		・食安委答申(H19.5.31) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29		
他	12	エトキシスルフロ	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強 化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		・残留農薬安全性評価委員会(ADI =38)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (H28年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 44	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27		
他	14	エンドタール	除草剤	-	-	-	-	-			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	-	-	0.02	H24年度 末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02 に設定	H.19.10.11 答申済み		・食安委答申(H.19.10.11) → ADI = 8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	16	オキサミル	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	17	オキシリニック酸	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に 強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会(H 23.6.30) ADI=21	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 59	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 51		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	-	-	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18) ・食安委答申(H24.5.24) → ADI = 270	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29		
他	21	クロルタルジメチル(TC TP)	除草剤	2005.9失効	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	23	シクロスルフアムロン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	30						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	24	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに 関する意見書提出	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	-	-	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85 ・評価要請(H22.1.25)	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の 議事:H19.10.12部会)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）（4/7）

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (H28年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	27	ジクロロプロップ	植物成長調整剤	-	-	0.06	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	28	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	-	#N/A	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず← 0.006		1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 54	1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 62		
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	-	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに 関する意見書提出	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32		
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.6	H24年度末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	-	-		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申(H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28) → ADI = 9.6	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	32	シフルトリン	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29		
他	33	ジフルベンズロン	殺虫剤	-	-	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31		
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	9.9						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	35	シプロジニル	殺菌剤	-	-	0.07	-	-		H25.3.19 評価値を0.07 に設定	H.24.9.24 答申済み		・食安委答申(H.24.9.24) → ADI = 27	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32		
他	36	シペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	50					評価要請 H29.1.25	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	H24年度末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23) → ADI = 8.5	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 43		
他	38	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	-	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を 維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答 申予定	・食安委答申(H20.1.17) → ADI=110(0.3 mg/L) ・食安委 審議(H24.2.9) → AD=110	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 8			
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	-	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (H28年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	41	スピノサド	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 33		
他	42	セトキシジム	除草剤	-	-	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事:H26.2.27評価第一部会)	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 41	1%値超 0 / 36		
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.05	H24年度末部会	18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 37		
他	45	チオンシラム	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	12						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	46	チフルザミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.10.1, H28.1.26) → ADI = 14	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	58						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29		
他	48	テトラクロルピノス(CVMP)	殺虫剤	-	-	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 32	1%値超 1 / 37		
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 4	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 26		
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	-	-	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.04 mg/L となる方向	
他	51	トリネキサバクエチル	植物成長調整剤	-	-	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) ・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01 mg/L)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H28.5.17) → ADI = 15	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	-	-	0.01	H24年度末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申(H.17.6.30) ・食安委答申(H.19.5.31) ・食安委答申(H.23.2.10) → ADI = 5.6	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 30		
他	54	ナブロアニリド	除草剤	2003.11失効	-	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (H28年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	-	-	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 530	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1		
他	56	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	-	-	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申(H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 39		
他	58	ビスピリバック	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	11						1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 33	1%値超 2 / 33		
他	59	ピメロジン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=13	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35		
他	60	ピラソスルフロンエチル	除草剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申(H26.5.20) → ADI = 10	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	-	-	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) → ADI=20	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	62	ピリモホスメチル	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	63	ピレトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	40					・評価要請(H29.4.19)	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0		
他	64	フェノキサニル	-	-	-	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申(H20.11.27) → ADI = 7	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	-	-	0.04	H26.4.1より 0.05→ 0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 17	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 35		
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	-	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27		
他	67	フラメピル	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申(H23.11.17) → ADI=7	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	68	フルアジホップ	除草剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.03→ 0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申(H27.7.7) → ADI = 4.4	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	69	プロパニル(DCPA)	除草剤	-	-	0.04	H15年答申	17						1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 15		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項目名	用途			目標値 値(mg/L)	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (H28年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H29年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
									厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	70	プロバホス	殺虫剤	2007.2失効	-	0.001	H15年答申	0.4		H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	71	プロバルギット(BPPS)	殺虫剤	-	-	0.02	H15年答申	8.3	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 21	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	-	-	0.5	H15年答申	180					1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26		
他	73	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	2006.4失効	-	0.2	H15年答申	63					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	74	プロメトリン	除草剤	-	-	0.06	H15年答申	22	H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 30	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	75	ペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	48	設定せず		WHO第4版 変更 設定せず← 0.3		1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	76	ペンスルタップ	殺虫剤	-	-	0.09	H15年答申	34					1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24		
他	77	ペンダイオカルブ	殺虫剤	-	-	0.009	H15年答申	4	H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化 (H25.3.19)	H21.8.27 答申済み		・食安委答申(H21.8.27) → ADI = 3.5	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 33		
他	78	ホキシム	防蟻剤	-	-	0.003	H15年答申	1.2				・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	-	-	0.1	H24年度末部会	44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み	・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 17		
他	80	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-					1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	-	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み	・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申(H28.12.13) → ADI = 0.56	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.002 mg/Lとなる方向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5					1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 29		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	-	-	0.002	H15年答申	0.6					1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24		
他	84	リニュロン	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	7.7					1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 11	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 27	・【H17】検出レベルは1~10%(湖沼水)	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

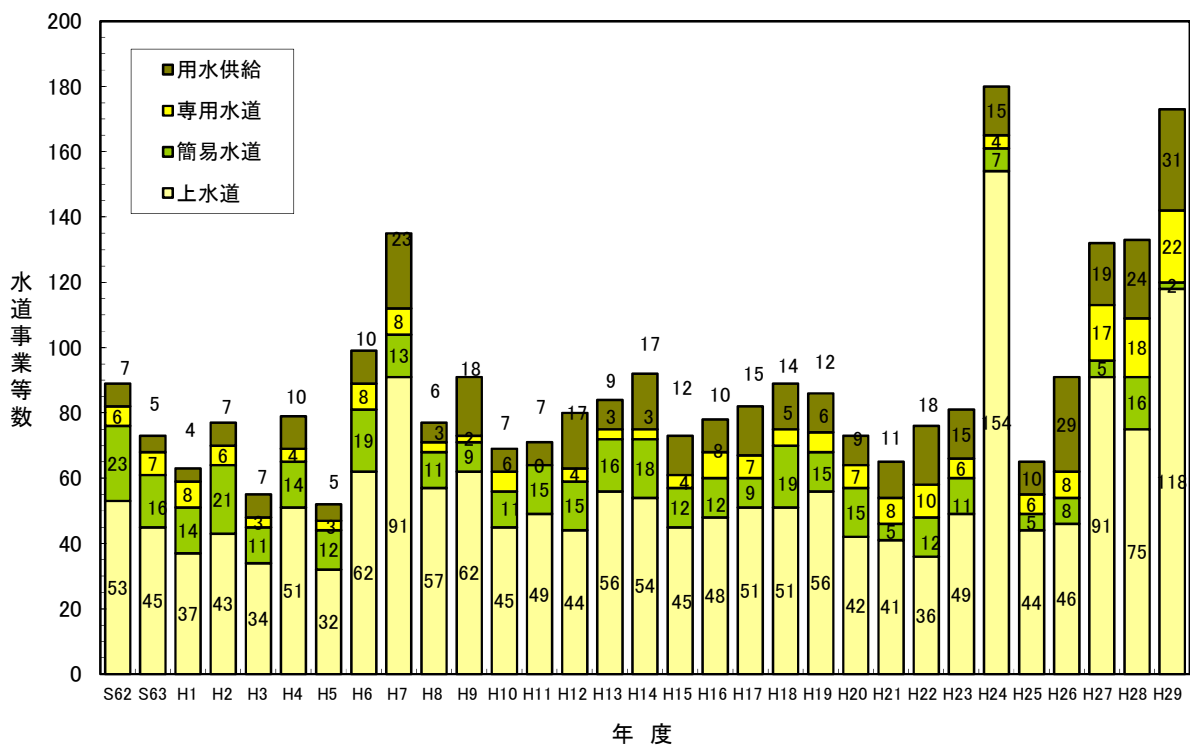
3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

3-1. 水道水質の被害状況等調査

3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～

表 3-3、



3-1～図 3-4 に示す。

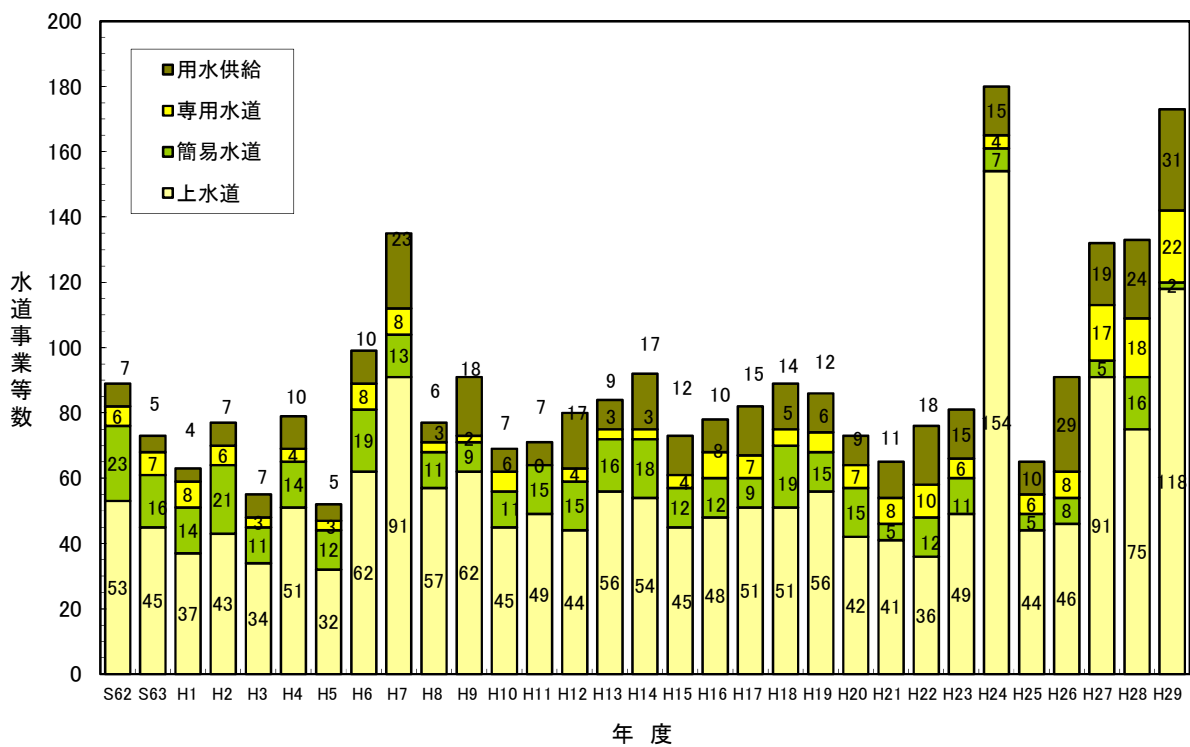
表 3-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成25		平成26		平成27		平成28		平成29		平均	
上水道	44	(0)	46	(0)	91	(1)	75	(1)	118	(6)	75	(2)
簡易水道	5	(2)	8	(1)	5	(2)	16	(6)	2	(0)	7	(2)
専用水道	6	(0)	8	(3)	17	(1)	18	(2)	22	(4)	14	(2)
水道用水供給	10	(4)	29	(1)	19	(1)	24	(5)	31	(1)	23	(2)
合計	65	(6)	91	(5)	132	(5)	133	(14)	173	(11)	119	(8)

表 3-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 28 年度）

区 分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合 計				
	表 流 水	伏 流 水	地 下 水	他	表 流 水	伏 流 水	地 下 水	他	表 流 水	伏 流 水	地 下 水	他	表 流 水	伏 流 水	地 下 水	他	表 流 水	伏 流 水	地 下 水	他	計
北海道	4									4							4		4		8
東北	4											1					5				5
関東	9		3				1		1	1		1	6				16	1	4	1	22
中部	5			1							1		3				8		1	1	10
近畿	5	1	1								1		3				8	1	2		11
中国	1		2								2		1				2		4		6
四国																					
九州	6		1	1		1			1								7	1	1	1	10
沖縄											1		1				1		1		2
小 計	34	1	7	2		1	1		2	1	9	1	15				51	3	17	3	74
合 計	44(118)				2(2)				13(22)				15(31)				74(173)				

合計欄の()内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。



3-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

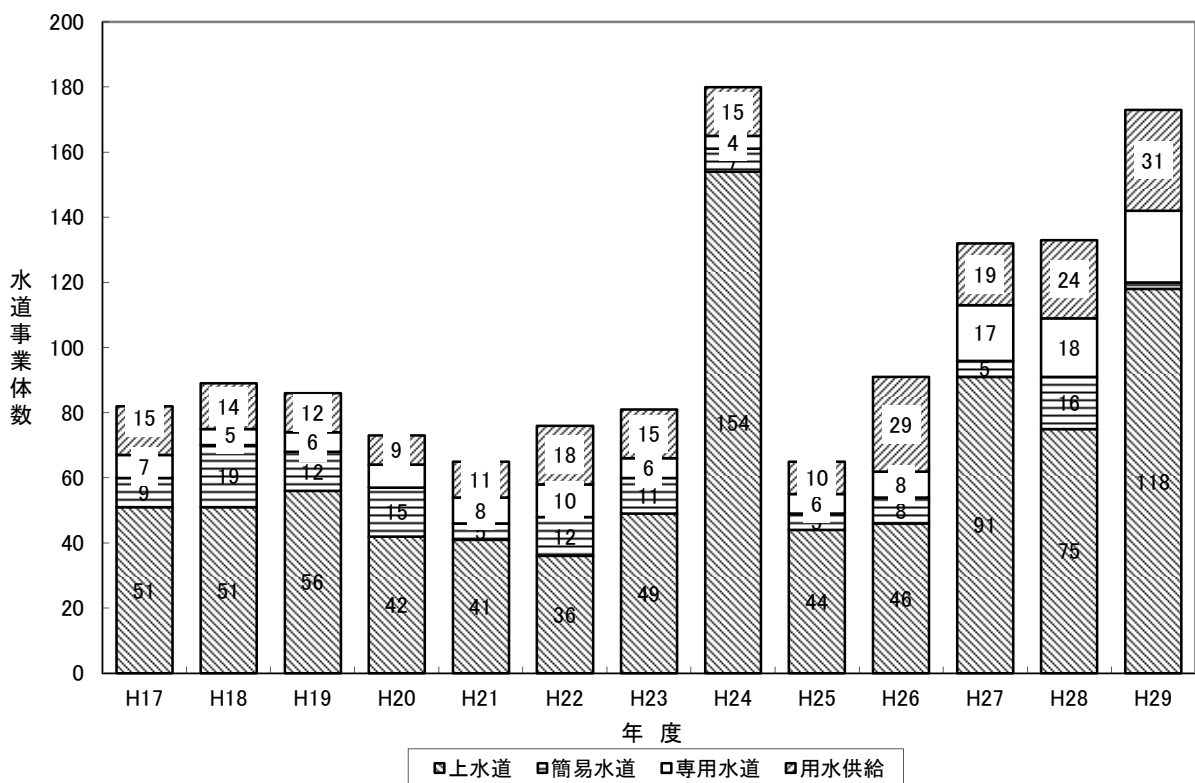


図 3-2 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化 (近年)

表 3-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
油類	102	64.2%	96	67.1%	40	44.0%	76	57.6%	61	45.9%	106	61.3%
有機物	7	4.4%	4	2.8%	4	4.4%	5	3.8%	2	1.5%	5	2.9%
濁度	4	2.5%	5	3.5%	8	8.8%	10	7.6%	22	16.5%	19	11.0%
臭気	4	2.5%	2	1.4%	3	3.3%	6	4.5%	4	3.0%	1	0.6%
pH	1	0.6%	0	0.0%	1	1.1%	2	1.5%	1	0.8%	0	0.0%
農薬	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	2	1.5%	5	3.8%	1	0.6%
無機物	2	1.3%	5	3.5%	3	3.3%	1	0.8%	1	0.8%	2	1.2%
界面活性剤	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.8%	6	3.5%
色度	0	0.0%	3	2.1%	2	2.2%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%
硝酸態窒素	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	2	1.5%	3	1.7%
アンモニア態窒素	22	13.8%	18	12.6%	20	22.0%	19	14.4%	13	9.8%	11	6.4%
塩素イオン	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	2	1.5%	2	1.2%
その他	13	8.2%	6	4.2%	9	9.9%	9	6.8%	17	12.8%	17	9.8%
合計	159		143		91		132		133		173	

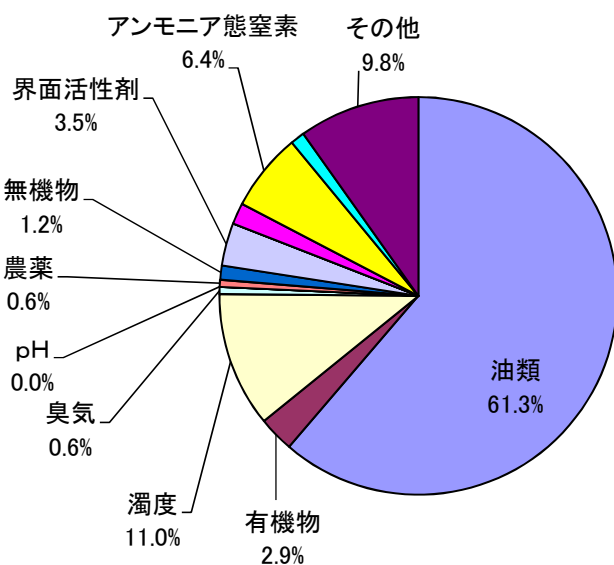


図 3-3 水質汚染事故における水質汚染項目 (平成 29 年度、延べ 173 事業者)

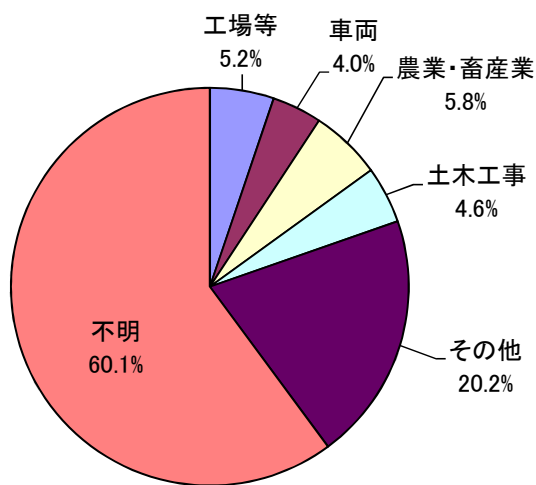


図 3-4 水質汚染事故の汚染原因 (平成 28 年度、全 133 事故)

3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-5～図 3-6 に示す。

表 3-4 水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}
北海道	3	3	0	0	4	184	5	0	4	0
東 北	8	53	5	127	5 (1)	0	7 (1)	7	5	7
関 東	50 (13)	190	26 (3)	846	49 (19)	26	60 (21)	297	39 (11)	792
中 部	2	701	3	0	11 (2)	459	10 (4)	49	6 (3)	118
近 畿	22 (3)	502	18 (2)	572	12	76	19 (2)	118	30 (4)	381
中 国	19 (3)	51	14 (3)	539	16 (2)	340	17 (2)	341	18 (2)	413
四 国	6	260	3	320	7 (1)	56	6	10	3	204
九 州	24 (1)	660	13	432	10	214	11	36	13	66
計	134 (20)	2,420	82 (8)	2,836	114 (25)	1,355	135 (30)	858	118 (20)	1,981

- 注)※1. 被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の()内の数字は、水道用水供給事業者の数を内数で表したものである。
- ※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

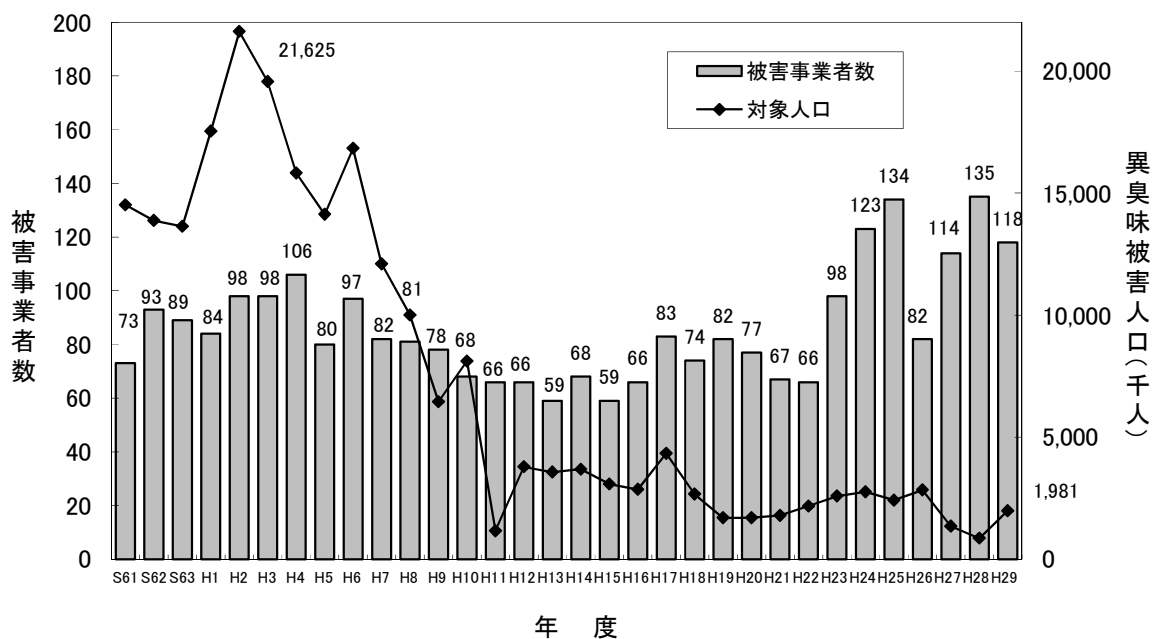


図 3-5 水道における異臭味障害の発生状況経年変化

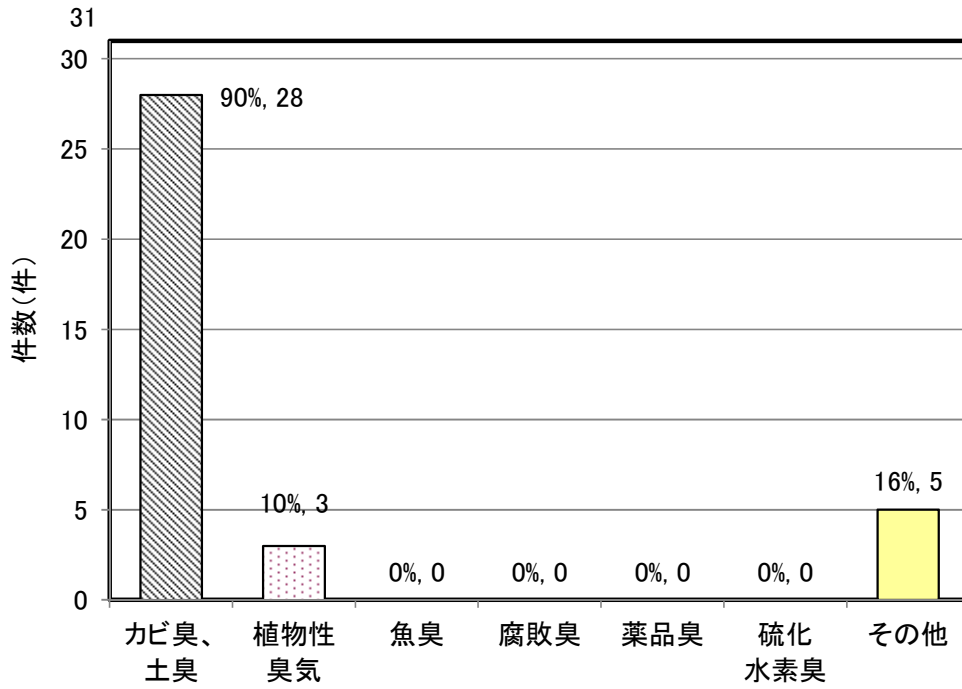


図 3-6 浄水における異臭味被害の種類別内訳（平成 29 年度、全 31 件）

3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～

表 3-8 に示す。

表 3-5 対策指針に基づく予防対策の実施状況（平成 30 年 3 月末現在）

	水道事業		専用水道	合計	(参考) H29年3月末 時点
	上.供	簡易水道			
調査対象浄水施設数	8,134 (100%)	5,343 (100%)	6,849 (100%)	20,326 (100%)	20,218 (100%)
給水人口(人)	120,229,643 (100%)	3,695,187 (100%)	387,583 (100%)	124,312,413 (100%)	124,403,567 (100%)
レベル4施設数	2,247 (28%)	1,613 (30%)	311 (5%)	4,171 (21%)	4,148 (21%)
対応済みの浄水施設数	2,071	1,300	259	3,630	3,594
対策施設を検討中の浄水施設数	176 [24]	313 [42]	52 [8]	541 [74]	554 [128]
給水人口(人)	164,157 (0.1%)	108,307 (2.9%)	31,373 (8.1%)	303,837 (0.2%)	319,348 (0.3%)
レベル3施設数	1,964 (24%)	1,152 (22%)	357 (5%)	3,473 (17%)	3,415 (17%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	884	428	169	1,481	1,368
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	177	61	24	262	262
対策施設を検討中の浄水施設数	903 [161]	663 [88]	164 [17]	1,730 [267]	1,785 [530]
給水人口(人)	2,554,267 (2%)	251,764 (7%)	39,310 (10%)	2,845,341 (2%)	3,099,298 (2%)
レベル2施設数	1,538 (19%)	966 (18%)	1,604 (23%)	4,108 (20%)	4,147 (21%)
レベル1施設数	2,159 (27%)	996 (19%)	3,889 (57%)	7,044 (35%)	6,865 (34%)
レベル不明施設数	226 (3%)	616 (12%)	688 (10%)	1,530 (8%)	1,643 (8%)
指標菌の検査が未実施	84	399	300	783	1,397
地表水で指標菌検出 → レベル4	8	29	0	37	41
地表水以外で指標菌検出 → レベル3	1	22	3	26	21

表 3-6 都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,056	426	40.3%	324	76.1%	102	23.9%
青森県	249	77	30.9%	60	77.9%	17	22.1%
岩手県	420	210	50.0%	172	81.9%	38	18.1%
宮城県	256	116	45.3%	95	81.9%	21	18.1%
秋田県	387	163	42.1%	105	64.4%	58	35.6%
山形県	227	106	46.7%	73	68.9%	33	31.1%
福島県	528	189	35.8%	107	56.6%	82	43.4%
茨城県	419	81	19.3%	68	84.0%	13	16.0%
栃木県	533	104	19.5%	53	51.0%	51	49.0%
群馬県	575	185	32.2%	108	58.4%	77	41.6%
埼玉県	476	95	20.0%	85	89.5%	10	10.5%
千葉県	942	85	9.0%	71	83.5%	14	16.5%
東京都	299	66	22.1%	62	93.9%	4	6.1%
神奈川県	461	87	18.9%	56	64.4%	31	35.6%
新潟県	586	283	48.3%	141	49.8%	142	50.2%
富山県	306	81	26.5%	49	60.5%	32	39.5%
石川県	280	63	22.5%	39	61.9%	24	38.1%
福井県	248	109	44.0%	44	40.4%	65	59.6%
山梨県	540	168	31.1%	72	42.9%	96	57.1%
長野県	866	363	41.9%	186	51.2%	177	48.8%
岐阜県	667	328	49.2%	238	72.6%	90	27.4%
静岡県	914	249	27.2%	122	49.0%	127	51.0%
愛知県	438	127	29.0%	125	98.4%	2	1.6%
三重県	366	164	44.8%	100	61.0%	64	39.0%
滋賀県	183	92	50.3%	76	82.6%	16	17.4%
京都府	391	218	55.8%	186	85.3%	32	14.7%
大阪府	251	58	23.1%	55	94.8%	3	5.2%
兵庫県	505	345	68.3%	281	81.4%	64	18.6%
奈良県	220	99	45.0%	51	51.5%	48	48.5%
和歌山県	202	134	66.3%	125	93.3%	9	6.7%
鳥取県	382	90	23.6%	24	26.7%	66	73.3%
島根県	318	193	60.7%	175	90.7%	18	9.3%
岡山県	315	166	52.7%	138	83.1%	28	16.9%
広島県	372	209	56.2%	180	86.1%	29	13.9%
山口県	235	124	52.8%	90	72.6%	34	27.4%
徳島県	229	119	52.0%	80	67.2%	39	32.8%
香川県	132	94	71.2%	68	72.3%	26	27.7%
愛媛県	445	264	59.3%	215	81.4%	49	18.6%
高知県	338	166	49.1%	111	66.9%	55	33.1%
福岡県	557	138	24.8%	131	94.9%	7	5.1%
佐賀県	192	74	38.5%	69	93.2%	5	6.8%
長崎県	659	299	45.4%	223	74.6%	76	25.4%
熊本県	639	98	15.3%	54	55.1%	44	44.9%
大分県	499	183	36.7%	105	57.4%	78	42.6%
宮崎県	284	175	61.6%	117	66.9%	58	33.1%
鹿児島県	858	326	38.0%	213	65.3%	113	34.7%
沖縄県	81	55	67.9%	51	92.7%	4	7.3%
合計	20,326	7,644	37.6%	5,373	70.3%	2,271	29.7%

表 3-7 クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,264,487	5,136,233	97.6%	128,254	2.4%
青森県	1,263,953	1,223,461	96.8%	40,492	3.2%
岩手県	1,191,427	1,162,043	97.5%	29,384	2.5%
宮城県	2,292,669	2,276,717	99.3%	15,952	0.7%
秋田県	921,611	878,438	95.3%	43,173	4.7%
山形県	1,107,371	1,069,877	96.6%	37,494	3.4%
福島県	1,773,771	1,742,593	98.2%	31,178	1.8%
茨城県	2,735,024	2,726,801	99.7%	8,223	0.3%
栃木県	1,909,241	1,609,051	84.3%	300,190	15.7%
群馬県	1,957,861	1,827,037	93.3%	130,824	6.7%
埼玉県	7,250,288	7,191,441	99.2%	58,847	0.8%
千葉県	5,926,949	5,924,263	100.0%	2,686	0.0%
東京都	13,574,649	13,574,048	100.0%	601	0.0%
神奈川県	9,116,984	9,002,929	98.7%	114,055	1.3%
新潟県	2,275,681	2,190,713	96.3%	84,968	3.7%
富山県	989,238	976,002	98.7%	13,236	1.3%
石川県	1,136,460	1,132,599	99.7%	3,861	0.3%
福井県	764,671	703,488	92.0%	61,183	8.0%
山梨県	830,239	799,117	96.3%	31,122	3.7%
長野県	2,061,763	1,897,078	92.0%	164,685	8.0%
岐阜県	1,937,335	1,856,442	95.8%	80,893	4.2%
静岡県	3,653,931	3,539,167	96.9%	114,764	3.1%
愛知県	7,475,953	7,475,947	100.0%	6	0.0%
三重県	1,837,239	1,681,659	91.5%	155,580	8.5%
滋賀県	1,410,949	1,372,028	97.2%	38,921	2.8%
京都府	2,599,802	2,587,036	99.5%	12,766	0.5%
大阪府	8,831,621	8,817,874	99.8%	13,747	0.2%
兵庫県	5,512,942	5,399,986	98.0%	112,956	2.0%
奈良県	1,356,048	1,265,552	93.3%	90,496	6.7%
和歌山県	957,996	934,290	97.5%	23,706	2.5%
鳥取県	562,524	530,808	94.4%	31,716	5.6%
島根県	667,645	657,710	98.5%	9,935	1.5%
岡山県	1,896,699	1,771,586	93.4%	125,113	6.6%
広島県	2,693,252	2,662,833	98.9%	30,419	1.1%
山口県	1,300,632	1,219,264	93.7%	81,368	6.3%
徳島県	728,072	670,220	92.1%	57,852	7.9%
香川県	966,354	942,397	97.5%	23,957	2.5%
愛媛県	1,311,987	1,205,196	91.9%	106,791	8.1%
高知県	684,564	626,368	91.5%	58,196	8.5%
福岡県	4,788,924	4,783,748	99.9%	5,176	0.1%
佐賀県	797,150	796,962	100.0%	188	0.0%
長崎県	1,345,937	1,252,498	93.1%	93,439	6.9%
熊本県	1,553,872	1,324,596	85.2%	229,276	14.8%
大分県	1,060,929	953,899	89.9%	107,030	10.1%
宮崎県	1,071,852	1,027,386	95.9%	44,466	4.1%
鹿児島県	1,627,921	1,436,109	88.2%	191,812	11.8%
沖縄県	1,427,100	1,418,899	99.4%	8,201	0.6%
合計	124,403,567	121,254,389	97.5%	3,149,178	2.5%

表 3-8 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認後の間歇用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニユア	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		該当なし				
平成27年度	0	該当なし				
平成28年度	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	高感度濁度計を設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成29年度	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	応急対策として別水源から取水、 長期的には紫外線照射設備を検 討	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成30年度	1	山形県 村山市	上水道	塩素消毒のみ	当面、用水供給事業者からの受 水に切替 既設水源の廃止について検討	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
計	39					

3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-7～図 3-12 に示す。

表 3-9 簡易専用水道、小規模受水槽水道の検査における不適合内容

簡易専用水道の検査における不適合内容			小規模受水槽水道の検査における不適合内容			
		平成29			平成29	
施設数		207,687	施設数		830,762	
検査実施施設数		163,408	検査実施施設数		27,750	
施設 の 外 観 検 査	受	水槽の周囲の状態	4,302	受	水槽の周囲の状態	656
		受水槽本体の状態	5,203		受水槽本体の状態	622
	水	受水槽上部の状態	2,534	水	受水槽上部の状態	258
		受水槽内部の状態	4,594		受水槽内部の状態	1,080
		マンホールの状態	7,733		マンホールの状態	1,396
	槽	オーバーフロー管の状態	2,889	槽	オーバーフロー管の状態	736
		通気管の状態	3,993		通気管の状態	640
		水抜き管の状態	3,565		水抜き管の状態	601
		計	30,511		計	5,333
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	2,867	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	271
高置水槽上部の状態		743	高置水槽上部の状態		82	
高置水槽内部の状態		2,818	高置水槽内部の状態		362	
マンホールの状態		4,791	マンホールの状態		713	
オーバーフロー管の状態		1,584	オーバーフロー管の状態		267	
通気管の状態		4,809	通気管の状態		528	
水抜き管の状態		542	水抜き管の状態		64	
計	18,154	計	2,287			
他	給水管等の状態	380	他	給水管等の状態	61	
水 質 検 査	臭気	13	水 質 検 査	臭気	1	
	味	8		味	1	
	色	3		色	2	
	色度	89		色度	28	
	濁度(濁りを含む)	85		濁度(濁りを含む)	25	
	残留塩素	172		残留塩素	102	
	計	370		計	159	
書類の整備保存の状況		10,005	書類の整備保存の状況		2,195	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

水槽周辺の状態	4,302
受水槽	30,511
高置水槽	18,154
給水管等の状態	380
水質検査	370
書類の整備・保存の状況	10,005
その他	1,823
延べ不適合数	65,546

水槽周辺の状態	656
受水槽	5,333
高置水槽	2,287
給水管等の状態	61
水質検査	159
書類の整備・保存の状況	2,195
その他	562
延べ不適合数	11,253

表 3-10 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査対象施設数	216,324	213,386	208,798	207,260	207,687
検査実施施設数	165,416	163,019	163,482	162,543	163,408
受検率	76.5%	76.4%	78.3%	78.4%	78.7%

表 3-11 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	
検査指摘施設数		7,621	7,547	7,343	6,673	6,735	
検査指摘率		28.4%	28.3%	26.9%	25.4%	24.3%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	7.8%	9.4%	8.8%	10.8%	9.7%
		受水槽本体の状態	9.2%	9.3%	9.2%	8.8%	9.2%
		受水槽上部の状態	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%	3.8%
		受水槽内部の状態	19.2%	16.9%	16.6%	11.0%	16.0%
		マンホールの状態	18.4%	20.9%	21.7%	20.6%	20.7%
		オーバーフロー管の状態	11.4%	11.2%	11.5%	9.6%	10.9%
		通気管の状態	8.6%	9.8%	9.7%	9.3%	9.5%
		水抜き管の状態	8.4%	9.8%	9.4%	8.9%	8.9%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	6.4%	6.1%	5.3%	4.8%	4.0%
		高置水槽上部の状態	1.3%	1.4%	1.4%	1.6%	1.2%
		高置水槽内部の状態	7.3%	7.6%	5.7%	5.9%	5.4%
		マンホールの状態	12.8%	12.7%	11.6%	12.0%	10.6%
		オーバーフロー管の状態	5.6%	5.3%	4.9%	5.6%	4.0%
		通気管の状態	12.8%	9.7%	9.5%	10.1%	7.8%
水抜き管の状態		2.8%	4.8%	2.7%	2.5%	1.0%	
他	給水管等の状態	1.3%	1.2%	1.4%	1.3%	0.9%	
水 質 検 査	臭気	0.26%	1.71%	0.08%	0.00%	0.01%	
	味	0.05%	0.39%	0.07%	0.01%	0.01%	
	色	0.07%	1.75%	0.10%	0.03%	0.03%	
	色度	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%	0.4%	
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.5%	0.1%	0.4%	0.4%	
	残留塩素	3.1%	2.7%	2.1%	1.7%	1.5%	
書類の整備保存の状況		40.1%	47.5%	50.3%	38.8%	32.6%	

※1: 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記2・3項目についての指摘を受けた施設である。

※2: 検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表 3-12 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	
報告施設数		694	575	732	1,167	1,831	
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.7%	1.1%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	17.9%	17.0%	19.8%	9.6%	5.4%
		受水槽本体の状態	36.9%	37.9%	36.1%	23.4%	15.2%
		受水槽上部の状態	10.8%	10.4%	16.7%	7.8%	5.0%
		受水槽内部の状態	36.2%	48.2%	51.5%	45.4%	23.4%
		マンホールの状態	34.4%	35.5%	34.4%	24.1%	14.2%
		オーバーフロー管の状態	9.9%	9.4%	9.3%	14.6%	3.9%
		通気管の状態	14.1%	13.7%	15.2%	10.3%	6.9%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	14.6%	20.3%	21.3%	9.8%	7.8%
		高置水槽上部の状態	5.3%	3.5%	4.8%	1.5%	1.8%
		高置水槽内部の状態	13.4%	15.1%	20.4%	18.0%	12.5%
		マンホールの状態	20.6%	18.8%	23.8%	13.1%	9.0%
		オーバーフロー管の状態	10.5%	5.0%	6.6%	3.6%	2.3%
		通気管の状態	13.1%	12.7%	16.3%	9.7%	6.8%
		水抜き管の状態	4.3%	1.6%	2.2%	0.9%	0.7%
他	給水管等の状態	3.0%	1.9%	4.5%	4.1%	1.5%	
水 質 検 査	臭気	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	
	味	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
	色	0.0%	4.9%	0.5%	0.4%	0.1%	
	色度	1.2%	0.9%	1.2%	0.6%	0.5%	
	濁度(濁りを含む)	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%	0.1%	
	残留塩素	20.3%	14.6%	12.0%	9.6%	6.2%	
書類の整備保存の状況		19.3%	17.7%	23.0%	15.8%	15.5%	

表 3-13 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
報告施設数		694	575	732	1,167	1,831
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.7%	1.1%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	16.7%	15.5%	14.3%	12.3%	7.4%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.2%	4.7%	3.8%	4.2%	2.9%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	21.3%	15.3%	13.7%	9.0%	5.4%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	5.0%	6.1%	6.6%	4.5%	4.3%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.9%	61.2%	50.3%	36.1%	28.6%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	10.5%	12.2%	20.4%	34.0%	20.2%

注: 上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。

- ・報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合
- ・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表 3-14 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成28年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	516	82	115	0
保健所設置市を除く市	638	371	299	13
保健所設置市	4,034	788	555	1
特別区	129	33	31	0
合計	5,317	1,274	1,000	14

表 3-15 簡易専用水道の設置状況及び検査（平成 29 年度）

（都道府県（町村のみ））

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	670	409	61.0
青森県	183	169	92.3
岩手県	380	323	85.0
宮城県	606	408	67.3
秋田県	72	66	91.7
山形県	175	113	64.6
福島県	490	272	55.5
茨城県	323	247	76.5
栃木県	292	160	54.8
群馬県	536	460	85.8
埼玉県	606	476	78.5
千葉県	259	216	83.4
東京都	2,605	2,593	99.5
神奈川県	793	620	78.2
新潟県	178	125	70.2
富山県	40	37	92.5
石川県	126	100	79.4
福井県	88	64	72.7
山梨県	209	114	54.5
長野県	280	362	129.3
岐阜県	205	185	90.2
静岡県	486	372	76.5
愛知県	491	348	70.9
三重県	113	92	81.4
滋賀県	86	65	75.6
京都府	208	155	74.5
大阪府	223	181	81.2
兵庫県	291	267	91.8
奈良県	331	141	42.6
和歌山県	168	148	88.1
鳥取県	70	66	94.3
島根県	53	48	90.6
岡山県	102	99	97.1
広島県	222	210	94.6
山口県	26	24	92.3
徳島県	170	107	62.9
香川県	199	168	84.4
愛媛県	131	88	67.2
高知県	162	150	92.6
福岡県	445	346	77.8
佐賀県	151	144	95.4
長崎県	132	114	86.4
熊本県	106	81	76.4
大分県	38	34	89.5
宮崎県	116	86	74.1
鹿児島県	125	117	93.6
沖縄県	647	493	76.2
合計	14,408	11,663	80.9

本表は全市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	室蘭市	102	74	72.5
北海道	釧路市	180	173	96.1
北海道	帯広市	120	113	94.2
北海道	北見市	61	51	83.6
北海道	夕張市	13	12	92.3
北海道	岩見沢市	66	66	100.0
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	留萌市	34	34	100.0
北海道	苫小牧市	236	180	76.3
北海道	稚内市	71	12	16.9
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	江別市	123	106	86.2
北海道	赤平市	12	9	75.0
北海道	紋別市	24	14	58.3
北海道	士別市	22	22	100.0
北海道	名寄市	29	21	72.4
北海道	根室市	27	25	92.6
北海道	千歳市	143	143	100.0
北海道	滝川市	46	42	91.3
北海道	砂川市	9	9	100.0
北海道	歌志内市	6	6	100.0
北海道	深川市	0	0	-
北海道	富良野市	32	5	15.6
北海道	登別市	60	59	98.3
北海道	恵庭市	0	0	-
北海道	伊達市	17	10	58.8
北海道	北広島市	74	40	54.1
北海道	石狩市	53	0	0.0
北海道	北斗市	0	0	-
北海道	三笠市	16	6	37.5
青森県	弘前市	215	140	65.1
青森県	黒石市	12	8	66.7
青森県	五所川原市	29	29	100.0
青森県	森田町	56	43	76.8
青森県	十三沢町	39	35	89.7
青森県	むつ市	39	39	100.0
青森県	つがる市	10	10	100.0
青森県	平川市	14	14	100.0
岩手県	宮古市	64	41	64.1
岩手県	大船渡市	80	74	92.5
岩手県	花巻市	123	91	74.0
岩手県	北上市	123	118	95.9
岩手県	久慈市	30	30	100.0
岩手県	遠野市	28	17	60.7
岩手県	陸前高田市	32	11	34.4
岩手県	釜石市	47	47	100.0
岩手県	二戸市	34	34	100.0
岩手県	八幡平市	32	28	87.5
岩手県	滝沢市	49	35	71.4
岩手県	滝川市	178	117	65.7
宮城県	石巻市	346	137	39.6
宮城県	塩竈市	93	52	55.9
宮城県	気仙沼市	150	85	56.7
宮城県	白石市	40	27	67.5
宮城県	角田市	138	83	60.1
宮城県	角多市	39	25	64.1
宮城県	多賀城市	150	94	62.7
宮城県	沼岩市	82	52	63.4
宮城県	登米市	76	59	77.6
宮城県	栗原市	85	68	80.0
宮城県	東松島市	35	45	128.6
宮城県	大崎市	186	98	52.7
秋田県	能代市	66	65	98.5
秋田県	横手市	75	66	88.0
秋田県	大館市	85	82	96.5
秋田県	男鹿市	36	30	83.3
秋田県	湯沢市	39	39	100.0
秋田県	鹿角市	30	28	93.3
秋田県	由利本荘市	67	67	100.0
秋田県	潟上市	18	17	94.4

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
秋田県	大仙市	52	52	100.0
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	にかほ市	26	20	76.9
秋田県	仙北市	31	26	83.9
山形県	山形市	438	305	69.6
山形県	米沢市	116	19	16.4
山形県	鶴岡市	118	89	75.4
山形県	酒田市	0	0	-
山形県	新庄市	0	0	-
山形県	寒河江市	40	30	75.0
山形県	上山市	35	33	94.3
山形県	上山市	11	9	81.8
山形県	長井市	21	21	100.0
山形県	天童市	88	60	68.2
山形県	南陽市	22	19	86.4
福島県	福島市	639	424	66.4
福島県	会津若松市	288	193	67.0
福島県	白河川市	68	51	75.0
福島県	須賀川市	88	69	78.4
福島県	喜多方市	44	30	68.2
福島県	相馬市	52	25	48.1
福島県	二本松市	73	49	67.1
福島県	田村市	18	14	77.8
福島県	南相馬市	117	4	3.4
福島県	伊達市	44	35	79.5
福島県	本宮市	46	36	78.3
茨城県	水戸市	533	407	76.4
茨城県	日立市	142	111	78.2
茨城県	土浦市	252	176	69.8
茨城県	古河市	143	113	79.0
茨城県	石岡市	58	58	100.0
茨城県	結城市	45	36	80.0
茨城県	龍ケ崎市	68	60	88.2
茨城県	下妻市	44	29	65.9
茨城県	常陸市	67	38	56.7
茨城県	常陸太田市	67	39	58.2
茨城県	高萩市	39	34	87.2
茨城県	北茨城市	54	41	75.9
茨城県	笠間市	93	66	71.0
茨城県	取手市	114	104	91.2
茨城県	牛久保市	63	56	88.9
茨城県	つくば市	368	305	82.9
茨城県	ひたちなか市	225	170	75.6
茨城県	鹿嶋市	73	54	74.0
茨城県	潮来市	27	27	100.0
茨城県	守谷市	55	55	100.0
茨城県	常陸大宮市	54	44	81.5
茨城県	那珂市	51	38	74.5
茨城県	筑西市	74	59	79.7
茨城県	坂東市	53	38	71.7
茨城県	稲敷市	46	29	63.0
茨城県	かすみがうら市	53	28	52.8
茨城県	桜川市	35	29	82.9
茨城県	神栖方市	137	88	64.2
茨城県	行方市	28	25	89.3
茨城県	鉾田市	36	28	77.8
茨城県	つくばみらい市	53	29	54.7
茨城県	小美玉市	42	29	69.0
栃木県	足利市	184	147	79.9
栃木県	栃木市	186	132	71.0
栃木県	野市	161	102	63.4
栃木県	鹿沼市	101	65	64.4
栃木県	日光市	214	109	50.9
栃木県	小山市	212	123	58.0
栃木県	小真山岡市	110	58	52.7
栃木県	大田原市	99	62	62.6
栃木県	矢板市	59	9	15.3
栃木県	那須塩原市	283	129	45.6
栃木県	さくら市	57	27	47.4
栃木県	那須烏山市	25	13	52.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
栃木県	下野市	82	43	52.4
群馬県	桐生市	134	2	1.5
群馬県	伊勢崎市	231	319	138.1
群馬県	太田市	5	10	200.0
群馬県	沼田市	69	46	66.7
群馬県	館林市	30	106	353.3
群馬県	渋川市	1	75	7500.0
群馬県	藤岡市	61	89	145.9
群馬県	富岡市	87	1	1.1
群馬県	みどり市	47	92	195.7
群馬県	安中市	84	124	147.6
埼玉県	ふじみ野市	304	160	52.6
埼玉県	羽生市	76	56	73.7
埼玉県	桶川市	104	79	76.0
埼玉県	加須市	119	93	78.2
埼玉県	吉川市	90	65	72.2
埼玉県	久喜市	219	145	66.2
埼玉県	狭山市	319	191	59.9
埼玉県	熊谷市	373	270	72.4
埼玉県	戸田市	423	340	80.4
埼玉県	幸手市	70	48	68.6
埼玉県	行田市	91	59	64.8
埼玉県	鴻巣市	162	131	80.9
埼玉県	坂戸市	169	134	79.3
埼玉県	三郷市	207	149	72.0
埼玉県	志木市	164	89	54.3
埼玉県	春日部市	364	258	70.9
埼玉県	所沢市	616	438	71.1
埼玉県	上尾市	304	214	70.4
埼玉県	新座市	374	211	56.4
埼玉県	深谷市	216	126	58.3
埼玉県	川口市	1579	1131	71.6
埼玉県	草加市	410	327	79.8
埼玉県	秩父市	92	63	68.5
埼玉県	朝霞市	399	307	76.9
埼玉県	鶴ヶ島市	157	122	77.7
埼玉県	東松山市	154	100	64.9
埼玉県	日高市	53	41	77.4
埼玉県	入間市	294	203	69.0
埼玉県	白岡市	62	46	74.2
埼玉県	八潮市	130	84	64.6
埼玉県	飯能市	152	119	78.3
埼玉県	富士見市	198	140	70.7
埼玉県	北本市	103	73	70.9
埼玉県	本庄市	125	84	67.2
埼玉県	蓮田市	56	40	71.4
埼玉県	和光市	231	173	74.9
千葉県	巖手市	237	141	59.5
千葉県	銚子市	64	42	65.6
千葉県	浦安市	277	129	46.6
千葉県	市川市	719	540	75.1
千葉県	館山市	77	52	67.5
千葉県	木更津市	143	127	88.8
千葉県	松戸市	771	587	76.1
千葉県	野田市	137	123	89.8
千葉県	茂原市	108	103	95.4
千葉県	成田市	199	149	74.9
千葉県	佐倉市	307	226	73.6
千葉県	東金市	55	49	89.1
千葉県	旭市	49	42	85.7
千葉県	習志野市	320	291	90.9
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	289	269	93.1
千葉県	流山市	223	181	81.2
千葉県	八千代市	181	124	68.5
千葉県	我孫子市	168	139	82.7
千葉県	鴨川市	72	66	91.7
千葉県	鎌ヶ谷市	84	72	85.7
千葉県	君津市	98	85	86.7
千葉県	富津市	57	50	87.7

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
千葉県	四街道市	84	76	90.5
千葉県	八街市	30	0	0.0
千葉県	印西市	101	96	95.0
千葉県	白井市	46	40	87.0
千葉県	富里市	49	39	79.6
千葉県	南房総市	57	46	80.7
千葉県	匝瑳市	33	33	100.0
千葉県	香取市	74	67	90.5
千葉県	武取市	0	0	-
千葉県	いすみ市	38	34	89.5
千葉県	大網白里市	32	32	100.0
千葉県	袖ヶ浦市	57	54	94.7
東京都	立川市	354	330	93.2
東京都	武蔵野市	320	271	84.7
東京都	三鷹市	286	224	78.3
東京都	青梅市	197	188	95.4
東京都	昭中市	407	370	90.9
東京都	昭島市	167	155	92.8
東京都	調布市	377	288	76.4
東京都	小金井市	152	136	89.5
東京都	小平市	234	217	92.7
東京都	日野市	166	153	92.2
東京都	東村山市	190	176	92.6
東京都	国分寺市	133	133	100.0
東京都	国立市	111	105	94.6
東京都	福生市	74	70	94.6
東京都	狛江市	69	63	91.3
東京都	東大和市	78	77	98.7
東京都	清瀬市	93	89	95.7
東京都	東久留米市	143	128	89.5
東京都	武蔵村山市	38	38	100.0
東京都	多摩市	184	161	87.5
東京都	稲城市	84	64	76.2
東京都	羽村市	96	88	91.7
東京都	あきる野市	54	53	98.1
東京都	西東京市	268	248	92.5
神奈川県	平塚市	491	324	66.0
神奈川県	鎌倉市	249	133	53.4
神奈川県	小田原市	288	246	85.4
神奈川県	逗子市	89	78	87.6
神奈川県	三浦市	72	43	59.7
神奈川県	秦野市	253	178	70.4
神奈川県	厚木市	426	176	41.3
神奈川県	大和市	436	257	58.9
神奈川県	伊勢原市	154	32	20.8
神奈川県	海老名市	283	180	63.6
神奈川県	座間市	250	210	84.0
神奈川県	南足柄市	42	36	85.7
神奈川県	綾瀬市	122	104	85.2
新潟県	長岡市	394	303	76.9
新潟県	三条市	115	93	80.9
新潟県	柏崎市	132	100	75.8
新潟県	新発田市	150	84	56.0
新潟県	小千谷市	35	31	88.6
新潟県	加茂市	29	29	100.0
新潟県	十日町市	75	42	56.0
新潟県	見附市	28	28	100.0
新潟県	村上市	66	52	78.8
新潟県	燕市	66	59	89.4
新潟県	糸魚川市	37	31	83.8
新潟県	妙高市	73	46	63.0
新潟県	五泉市	36	30	83.3
新潟県	上越市	187	155	82.9
新潟県	阿賀野市	44	36	81.8
新潟県	佐和田市	90	64	71.1
新潟県	魚沼市	37	32	86.5
新潟県	南魚沼市	65	53	81.5
新潟県	胎内市	33	27	81.8
富山県	高岡市	121	99	81.8
富山県	魚津市	30	30	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
富山県	氷見市	43	41	95.3
富山県	滑川市	29	28	96.6
富山県	黒部市	23	19	82.6
富山県	砺波市	45	38	84.4
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	50	50	100.0
富山県	射水市	111	95	85.6
石川県	七尾市	76	45	59.2
石川県	小松市	123	88	71.5
石川県	輪島市	22	15	68.2
石川県	珠洲市	15	10	66.7
石川県	加賀市	117	69	59.0
石川県	羽咋市	15	12	80.0
石川県	かほく市	10	10	100.0
石川県	白山市	47	40	85.1
石川県	能美市	40	32	80.0
石川県	野々市市	50	46	92.0
福井県	坂井市	0	62	-
福井県	福井市	242	232	95.9
福井県	敦賀市	68	56	82.4
福井県	小浜市	26	23	88.5
福井県	大野市	7	5	71.4
福井県	勝山市	10	10	100.0
福井県	鯖江市	80	31	38.8
福井県	あわら市	53	35	66.0
福井県	越前市	43	34	79.1
山梨県	甲府市	498	426	85.5
山梨県	富士吉田市	79	44	55.7
山梨県	都留市	75	10	13.3
山梨県	大月市	41	29	70.7
山梨県	韮崎市	48	48	100.0
山梨県	南アルプス市	81	51	63.0
山梨県	北杜市	131	59	45.0
山梨県	甲斐市	99	49	49.5
山梨県	笛吹市	87	57	65.5
山梨県	甲州市	47	20	42.6
山梨県	中央市	15	5	33.3
長野県	上野原市	32	23	71.9
長野県	松本市	299	260	87.0
長野県	上田市	185	139	75.1
長野県	岡谷市	57	57	100.0
長野県	飯田市	51	42	82.4
長野県	諏訪市	77	73	94.8
長野県	須坂市	96	37	38.5
長野県	小諸市	58	37	63.8
長野県	伊那市	51	48	94.1
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	中野市	27	23	85.2
長野県	大町市	16	14	87.5
長野県	飯山市	0	17	-
長野県	茅野市	76	48	63.2
長野県	塩尻市	67	60	89.6
長野県	佐久市	98	97	99.0
長野県	千曲市	43	34	79.1
長野県	東御市	40	27	67.5
長野県	安曇野市	65	46	70.8
岐阜県	大垣市	132	121	91.7
岐阜県	高山市	96	77	80.2
岐阜県	多治見市	157	136	86.6
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	中津川市	77	70	90.9
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	瑞浪市	39	36	92.3
岐阜県	羽島市	40	36	90.0
岐阜県	恵那市	66	57	86.4
岐阜県	美濃加茂市	51	49	96.1
岐阜県	土岐市	52	48	92.3
岐阜県	各務原市	121	121	100.0
岐阜県	可児市	93	81	87.1
岐阜県	山県市	10	10	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
岐阜県	瑞穂市	30	30	100.0
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	26	22	84.6
岐阜県	郡上市	28	27	96.4
岐阜県	上呂市	41	34	82.9
岐阜県	海津市	23	19	82.6
静岡県	沼津市	495	340	68.7
静岡県	熱海市	249	210	84.3
静岡県	島田市	267	188	70.4
静岡県	三富市	176	106	60.2
静岡県	伊東市	150	100	66.7
静岡県	島田市	101	76	75.2
静岡県	富士市	257	257	100.0
静岡県	磐田市	187	157	84.0
静岡県	焼津市	211	162	76.8
静岡県	掛川市	203	167	82.3
静岡県	藤枝市	195	139	71.3
静岡県	御殿場市	185	130	70.3
静岡県	井田市	137	90	65.7
静岡県	下田市	61	38	62.3
静岡県	裾野市	77	59	76.6
静岡県	湖西市	88	66	75.0
静岡県	伊豆市	67	43	64.2
静岡県	御前崎市	57	47	82.5
静岡県	菊川市	74	56	75.7
静岡県	伊豆の国市	88	65	73.9
静岡県	牧之原市	66	53	80.3
愛知県	瀬戸市	419	277	66.1
愛知県	半田市	187	150	80.2
愛知県	春日井市	467	335	71.7
愛知県	豊川市	182	151	83.0
愛知県	津島市	82	66	80.5
愛知県	南谷市	80	63	78.8
愛知県	刈谷市	284	244	85.9
愛知県	安城市	471	299	63.5
愛知県	西尾市	129	94	72.9
愛知県	蒲郡市	106	75	70.8
愛知県	犬山市	93	75	80.6
愛知県	常滑市	80	56	70.0
愛知県	江南市	97	94	96.9
愛知県	小牧市	296	166	56.1
愛知県	稲沢市	199	128	64.3
愛知県	新城市	47	47	100.0
愛知県	東海市	176	119	67.6
愛知県	大府市	144	129	89.6
愛知県	知多市	86	67	77.9
愛知県	知立市	116	93	80.2
愛知県	尾張旭市	156	127	81.4
愛知県	高浜市	63	44	69.8
愛知県	岩倉市	69	49	71.0
愛知県	豊明市	109	83	76.1
愛知県	日進市	162	110	67.9
愛知県	田原市	72	63	87.5
愛知県	愛西市	42	33	78.6
愛知県	清須市	81	23	28.4
愛知県	名古屋	75	70	93.3
愛知県	富山市	77	39	50.6
愛知県	みよし市	60	15	25.0
愛知県	あま市	63	63	100.0
愛知県	長久手市	80	62	77.5
三重県	津市	469	277	59.1
三重県	伊勢市	120	0	0.0
三重県	松阪市	157	121	77.1
三重県	桑名市	254	169	66.5
三重県	鈴鹿市	228	209	91.7
三重県	名張市	122	64	52.5
三重県	尾鷲市	17	17	100.0
三重県	尾山市	56	0	0.0
三重県	鳥羽市	67	33	49.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
三重県	熊野市	16	2	12.5
三重県	いなべ市	27	17	63.0
三重県	志摩市	111	59	53.2
三重県	伊賀市	98	42	42.9
三重県	彦根市	200	159	79.5
滋賀県	長浜市	125	95	76.0
滋賀県	近江八幡市	241	94	39.0
滋賀県	草津市	463	326	70.4
滋賀県	守山市	117	105	89.7
滋賀県	栗東市	212	17	8.0
滋賀県	甲賀市	122	85	69.7
滋賀県	野洲市	86	76	88.4
滋賀県	湖南市	156	62	39.7
滋賀県	高島市	58	45	77.6
滋賀県	東近江市	118	83	70.3
滋賀県	米原市	52	32	61.5
京都府	福知山市	155	93	60.0
京都府	舞鶴市	166	79	47.6
京都府	綾部市	55	40	72.7
京都府	宇治市	424	306	72.2
京都府	宮津市	42	40	95.2
京都府	亀岡市	116	76	65.5
京都府	城陽市	79	69	87.3
京都府	向日市	97	27	27.8
京都府	長岡京市	139	130	93.5
京都府	八幡市	81	52	64.2
京都府	京田辺市	157	132	84.1
京都府	京丹後市	62	38	61.3
京都府	南丹市	59	34	57.6
京都府	木津川市	76	64	84.2
大阪府	岸和田市	336	247	73.5
大阪府	池田市	311	190	61.1
大阪府	吹田市	676	593	87.7
大阪府	泉大津市	169	102	60.4
大阪府	貝塚市	161	133	82.6
大阪府	守口市	309	180	58.3
大阪府	茨木市	656	408	62.2
大阪府	八尾市	387	252	65.1
大阪府	泉佐野市	218	153	70.2
大阪府	富田林市	174	131	75.3
大阪府	寝屋川市	359	291	81.1
大阪府	河内長野市	159	123	77.4
大阪府	松原市	145	124	85.5
大阪府	大東市	180	120	66.7
大阪府	和泉市	341	225	66.0
大阪府	箕面市	225	165	73.3
大阪府	柏原市	116	85	73.3
大阪府	羽曳野市	113	98	86.7
大阪府	門真市	291	144	49.5
大阪府	摂津市	133	97	72.9
大阪府	高石市	119	105	88.2
大阪府	藤井寺市	92	78	84.8
大阪府	泉南市	76	59	77.6
大阪府	四條畷市	80	36	45.0
大阪府	交野市	82	75	91.5
大阪府	大阪狭山市	130	101	77.7
大阪府	阪南市	49	44	89.8
兵庫県	明石市	719	541	75.2
兵庫県	洲本市	60	49	81.7
兵庫県	芦屋市	440	425	96.6
兵庫県	伊丹市	374	334	89.3
兵庫県	相生市	58	55	94.8
兵庫県	豊岡市	140	64	45.7
兵庫県	加古川市	351	277	78.9
兵庫県	赤穂市	76	75	98.7
兵庫県	西脇市	50	46	92.0
兵庫県	宝塚市	464	435	93.8
兵庫県	三木市	0	100	-
兵庫県	高砂市	86	86	100.0
兵庫県	川西市	287	263	91.6

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
兵庫	小野市	81	75	92.6
兵庫	三田市	238	223	93.7
兵庫	加西市	73	59	80.8
兵庫	篠山市	56	39	69.6
兵庫	養父市	26	19	73.1
兵庫	丹波市	63	63	100.0
兵庫	南あわじ市	52	46	88.5
兵庫	朝来市	22	22	100.0
兵庫	淡路市	67	51	76.1
兵庫	宍粟市	15	15	100.0
兵庫	加東市	96	55	57.3
兵庫	たつの市	98	82	83.7
奈良	大和高田市	106	77	72.6
奈良	大和郡山市	151	129	85.4
奈良	天理市	223	203	91.0
奈良	橿原市	190	139	73.2
奈良	井筒市	76	66	86.8
奈良	桜井市	30	17	56.7
奈良	御所市	27	25	92.6
奈良	香取市	171	165	96.5
奈良	芝城市	85	56	65.9
奈良	葛城市	38	28	73.7
奈良	宇陀市	27	22	81.5
和歌山	海南市	46	46	100.0
和歌山	橋本	59	58	98.3
和歌山	田辺市	14	14	100.0
和歌山	御坊市	34	34	100.0
和歌山	田辺市	61	0	0.0
和歌山	新宮市	25	25	100.0
和歌山	新見市	36	0	0.0
和歌山	岩出市	66	66	100.0
鳥取	鳥取市	371	339	91.4
鳥取	米子市	280	248	88.6
鳥取	倉吉市	66	65	98.5
鳥取	根来市	425	317	74.6
島根	浜田市	92	85	92.4
島根	出雲市	202	202	100.0
島根	益田市	60	51	85.0
島根	大田市	39	34	87.2
島根	根来市	32	28	87.5
島根	津和野市	24	22	91.7
島根	雲南市	25	23	92.0
岡山	津山市	91	83	91.2
岡山	山形市	56	54	96.4
岡山	笠岡市	53	45	84.9
岡山	井原市	21	21	100.0
岡山	総社市	46	46	100.0
岡山	高梁市	32	28	87.5
岡山	新見市	16	16	100.0
岡山	備前市	42	36	85.7
岡山	瀬戸内市	20	20	100.0
岡山	赤磐市	14	14	100.0
岡山	真庭市	25	17	68.0
岡山	美作市	30	24	80.0
岡山	浅口市	20	20	100.0
広島	竹原市	53	40	75.5
広島	三原市	184	147	79.9
広島	尾道市	217	178	82.0
広島	府中市	39	32	82.1
広島	三次市	73	66	90.4
広島	庄原市	64	43	67.2
広島	大竹市	37	33	89.2
広島	東広島市	338	229	67.8
広島	廿日市市	201	180	89.6
広島	安芸高田市	27	19	70.4
広島	江田島市	10	10	100.0
山口	宇部市	143	98	68.5
山口	山口市	248	163	65.7
山口	萩市	42	32	76.2
山口	防府市	154	67	43.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
山口	下松市	57	47	82.5
山口	岩国市	114	84	73.7
山口	光市	23	23	100.0
山口	長門市	24	21	87.5
山口	柳井市	22	22	100.0
山口	美祿市	37	17	45.9
山口	周南市	205	152	74.1
山口	山陽小野田市	47	32	68.1
徳島	徳島市	679	359	52.9
徳島	鳴門市	89	43	48.3
徳島	小松島市	36	20	55.6
徳島	阿波市	74	47	63.5
徳島	吉野川市	0	17	-
徳島	阿波市	0	16	-
徳島	美馬市	43	18	41.9
徳島	三好市	41	24	58.5
香川	丸亀市	196	116	59.2
香川	坂出市	101	88	87.1
香川	善通寺市	47	30	63.8
香川	観音寺市	76	57	75.0
香川	さぬき市	69	44	63.8
香川	かがわ市	44	38	86.4
香川	三豊市	46	35	76.1
愛媛	今治市	227	169	74.4
愛媛	宇和島市	110	74	67.3
愛媛	八幡浜市	60	28	46.7
愛媛	新居浜市	210	167	79.5
愛媛	西条市	72	53	73.6
愛媛	大洲市	100	32	32.0
愛媛	伊予市	48	35	72.9
愛媛	四国中央市	117	57	48.7
愛媛	西予市	33	17	51.5
愛媛	東温市	66	27	40.9
高知	安芸市	14	14	100.0
高知	土佐市	23	23	100.0
高知	須崎市	30	29	96.7
高知	土佐清水市	25	16	64.0
高知	四万十市	0	0	-
高知	室戸市	9	9	100.0
高知	直方市	53	41	77.4
福岡	飯塚市	217	156	71.9
福岡	田川市	82	48	58.5
福岡	柳川市	70	37	52.9
福岡	八女市	22	17	77.3
福岡	筑後市	33	32	97.0
福岡	大川市	67	45	67.2
福岡	行橋市	117	59	50.4
福岡	豊前市	23	18	78.3
福岡	中間市	53	34	64.2
福岡	小郡市	35	26	74.3
福岡	筑紫野市	219	134	61.2
福岡	春日市	296	168	56.8
福岡	大野城市	275	195	70.9
福岡	宗像市	77	63	81.8
福岡	太宰府市	0	0	-
福岡	古賀市	100	67	67.0
福岡	津市	73	67	91.8
福岡	うきは市	1	0	0.0
福岡	宮若市	18	3	16.7
福岡	嘉麻市	44	19	43.2
福岡	朝倉市	25	23	92.0
福岡	みやま市	33	21	63.6
福岡	糸島市	107	77	72.0
佐賀	佐賀市	535	368	68.8
佐賀	唐津市	162	153	94.4
佐賀	鳥栖市	120	111	92.5
佐賀	多久市	22	21	95.5
佐賀	伊万里市	68	66	97.1
佐賀	武雄市	84	66	78.6
佐賀	鹿島市	31	27	87.1

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
佐賀県	小城市	38	32	84.2
佐賀県	嬉野市	31	12	38.7
佐賀県	神埼市	34	34	100.0
長崎県	島原市	27	24	88.9
長崎県	諫早市	141	112	79.4
長崎県	大村市	119	109	91.6
長崎県	平戸市	41	29	70.7
長崎県	松浦市	32	29	90.6
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	23	16	69.6
長崎県	五島市	33	32	97.0
長崎県	西海市	19	19	100.0
長崎県	雲仙市	29	26	89.7
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	八代市	45	45	100.0
熊本県	人吉市	73	43	58.9
熊本県	荒尾市	33	33	100.0
熊本県	水俣市	25	17	68.0
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	菊池市	0	0	-
熊本県	宇土市	9	9	100.0
熊本県	上天草市	8	8	100.0
熊本県	宇城市	23	5	21.7
熊本県	阿蘇市	15	14	93.3
熊本県	天草市	41	41	100.0
熊本県	合志市	0	0	-
大分県	別府市	357	203	56.9
大分県	中津市	73	68	93.2
大分県	日田市	59	54	91.5
大分県	佐伯市	49	45	91.8
大分県	杵津市	39	37	94.9
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	18	18	100.0
大分県	豊後高田市	14	14	100.0
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	35	35	100.0
大分県	豊後大野市	19	19	100.0
大分県	由布市	37	36	97.3
大分県	国東市	23	22	95.7
大分県	延岡市	94	64	68.1
宮崎県	延岡市	124	86	69.4
宮崎県	日南市	65	29	44.6
宮崎県	小林市	17	17	100.0
宮崎県	日向市	79	46	58.2
宮崎県	串間市	10	2	20.0
宮崎県	西都市	16	9	56.3
宮崎県	えびの市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋市	66	64	97.0
鹿児島県	枕崎市	11	9	81.8
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	43	40	93.0
鹿児島県	指宿市	40	38	95.0
鹿児島県	西之表市	22	22	100.0
鹿児島県	垂水市	10	9	90.0
鹿児島県	薩摩川内市	106	99	93.4
鹿児島県	日置市	39	33	84.6
鹿児島県	曾於市	13	13	100.0
鹿児島県	霧島市	157	149	94.9
鹿児島県	いちき串木野市	21	21	100.0
鹿児島県	南さつま市	38	37	97.4
鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
鹿児島県	奄美市	69	68	98.6
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	始良市	44	43	97.7
沖縄県	宜野湾市	196	178	90.8
沖縄県	石垣市	83	83	100.0
沖縄県	浦添市	274	250	91.2
沖縄県	名護市	130	116	89.2
沖縄県	糸満市	104	101	97.1

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
沖縄県	糸満市	225	188	83.6
沖縄県	豊見城市	93	93	100.0
沖縄県	うるま市	153	130	85.0
沖縄県	宮古島市	86	83	96.5
沖縄県	南城市	62	50	80.6
合計		4,698	47,589	1013.0

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,377	2,615	77.4
函館市	439	345	78.6
小樽市	230	214	93.0
旭川市	441	324	73.5
青森市	437	387	88.6
八戸市	239	230	96.2
盛岡市	814	563	69.2
仙台市	3,822	3,174	83.0
秋田市	520	441	84.8
山形市	720	554	76.9
いわき市	479	398	83.1
宇都宮市	1,166	772	66.2
前橋市	566	361	63.8
高崎市	1,208	770	63.7
さいたま市	2,807	1,939	69.1
川越市	1,072	586	54.7
越谷市	474	313	66.0
千葉市	1,606	1,295	80.6
船橋市	968	813	84.0
柏市	581	520	89.5
八王子市	733	626	85.4
町田市	458	418	91.3
横浜市	6,735	6,223	92.4
川崎市	2,794	2,516	90.1
相模原市	1,118	1,027	91.9
横須賀市	490	424	86.5
藤沢市	893	507	56.8
茅ヶ崎市	268	233	86.9
新富山	1,517	1,404	92.6
富山市	477	413	86.6
金沢市	504	472	93.7
長野市	492	418	85.0
岐阜市	427	385	90.2
静岡市	1,732	1,327	76.6
浜松市	1,095	950	86.8
名古屋	5,262	4,684	89.0
豊橋市	571	318	55.7
岡崎市	597	473	79.2
豊田市	612	516	84.3
四日市	260	0	0.0
大津市	697	540	77.5
京都市	3,604	3,219	89.3
大阪市	7,589	6,129	80.8
堺市	1,236	1,098	88.8
中津市	764	668	87.4
高槻市	277	257	92.8
枚方市	810	575	71.0
東大阪市	896	734	81.9
神戸市	2,522	2,080	82.5
姫路市	1,151	1,055	91.7
尼崎市	1,147	706	61.6
西宮市	1,341	1,180	88.0
奈良市	672	576	85.7
和歌山市	682	619	90.8
岡山市	1,197	1,069	89.3
倉敷市	500	463	92.6
広島市	2,623	2,232	85.1
呉市	415	394	94.9
福山市	670	464	69.3
下関市	503	339	67.4
高松市	906	872	96.2
松山市	1,112	619	55.7
高知市	0	472	#DIV/0!
北九州市	2,612	1,662	63.6
福岡市	4,365	4,012	91.9
大牟田市	127	121	95.3
久留米市	352	224	63.6
長崎市	841	704	83.7
佐世保市	498	352	70.7
熊本市	1,235	1,087	88.0
大分市	842	750	89.1
宮崎市	521	454	87.1
鹿児島市	973	880	90.4
那覇市	1,920	880	45.8
合計	94,601	77,434	81.9

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千代田区	914	715	78.2
中央区	1,415	1,042	73.6
港区	1,265	1,188	93.9
新宿区	1,553	575	37.0
文京区	411	303	73.7
台東区	512	409	79.9
墨田区	501	263	52.5
江東区	1,044	863	82.7
品川区	795	588	74.0
目黒区	319	272	85.3
大田区	817	784	96.0
世田谷区	837	820	98.0
渋谷区	1,055	694	65.8
中野区	358	259	72.3
杉並区	405	368	90.9
豊島区	639	451	70.6
北区	454	430	94.7
荒川区	302	258	85.4
板橋区	796	715	89.8
練馬区	782	635	81.2
足立区	821	771	93.9
葛飾区	646	494	76.5
江戸川区	710	553	77.9
合計	17,351	13,450	77.5

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率
都道府県	29,585	23,469	79.3
保健所設置市	94,601	77,434	81.9
保健所設置市を除く市	4,698	47,589	1013.0
特別区	17,351	13,450	77.5
合計	146,235	161,942	110.7
平成27年度	208,798	163,482	78.3

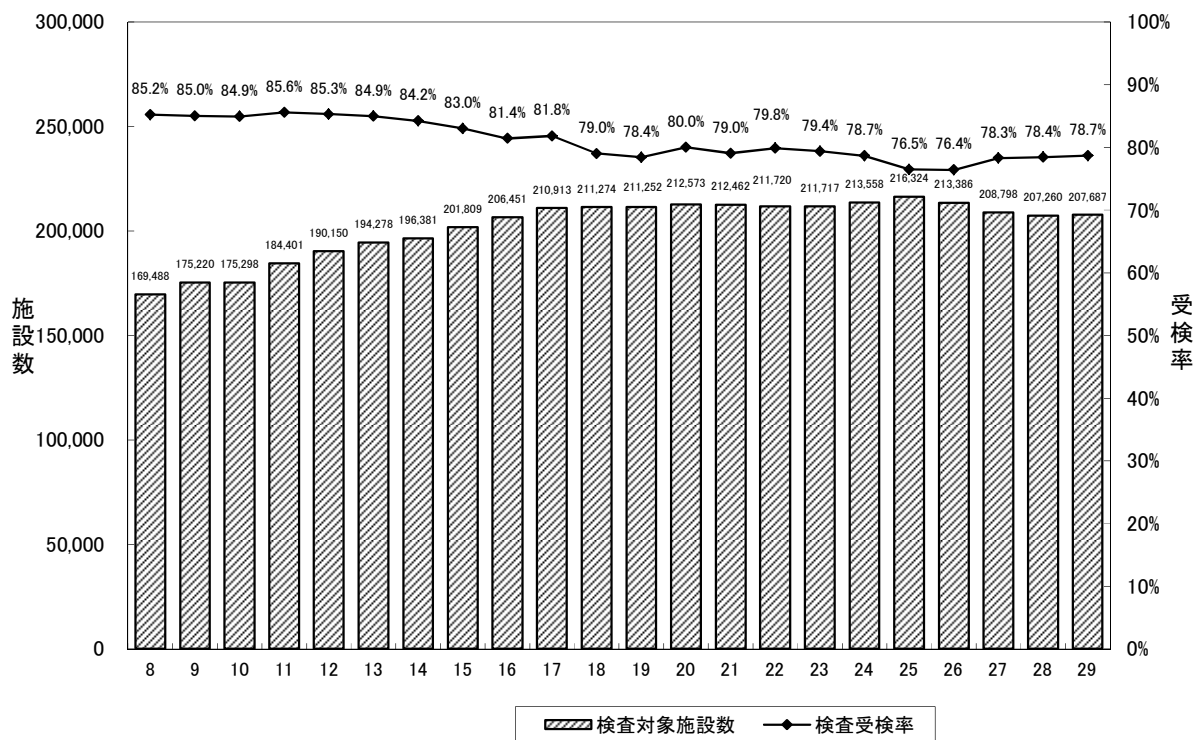


図 3-7 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

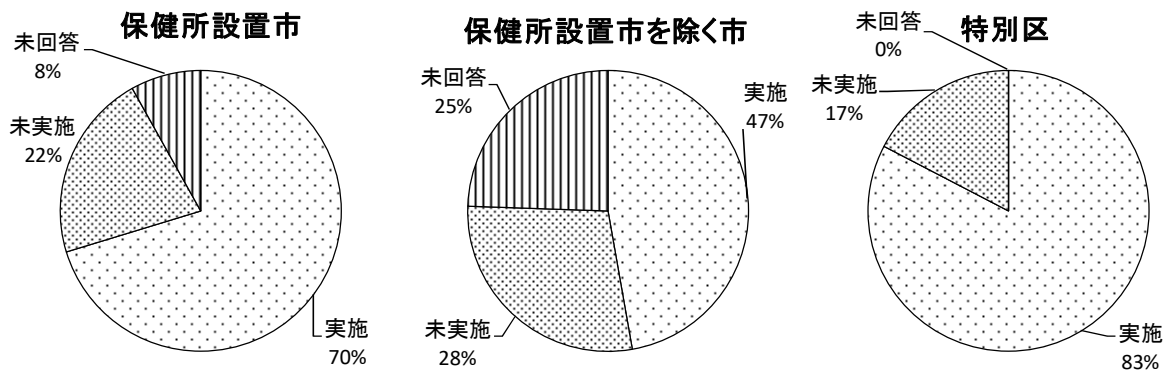
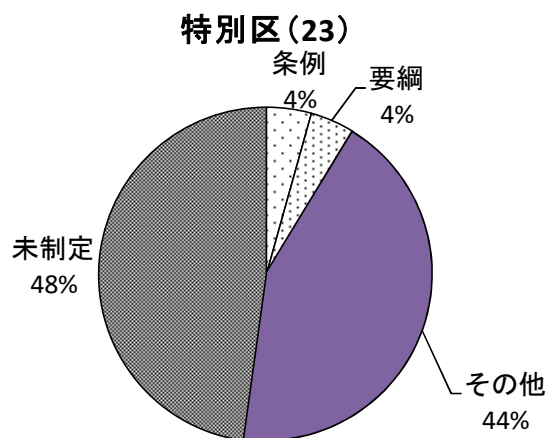
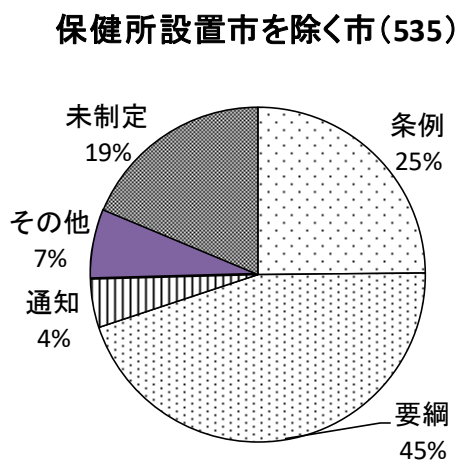
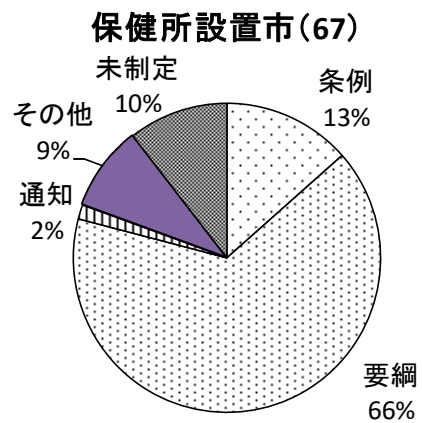
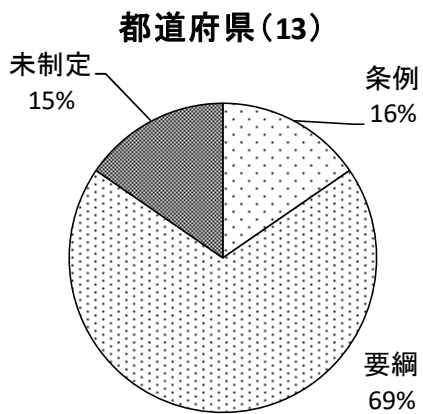


図 3-8 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況



注) 未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図 3-9 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況 (平成 29 年度)

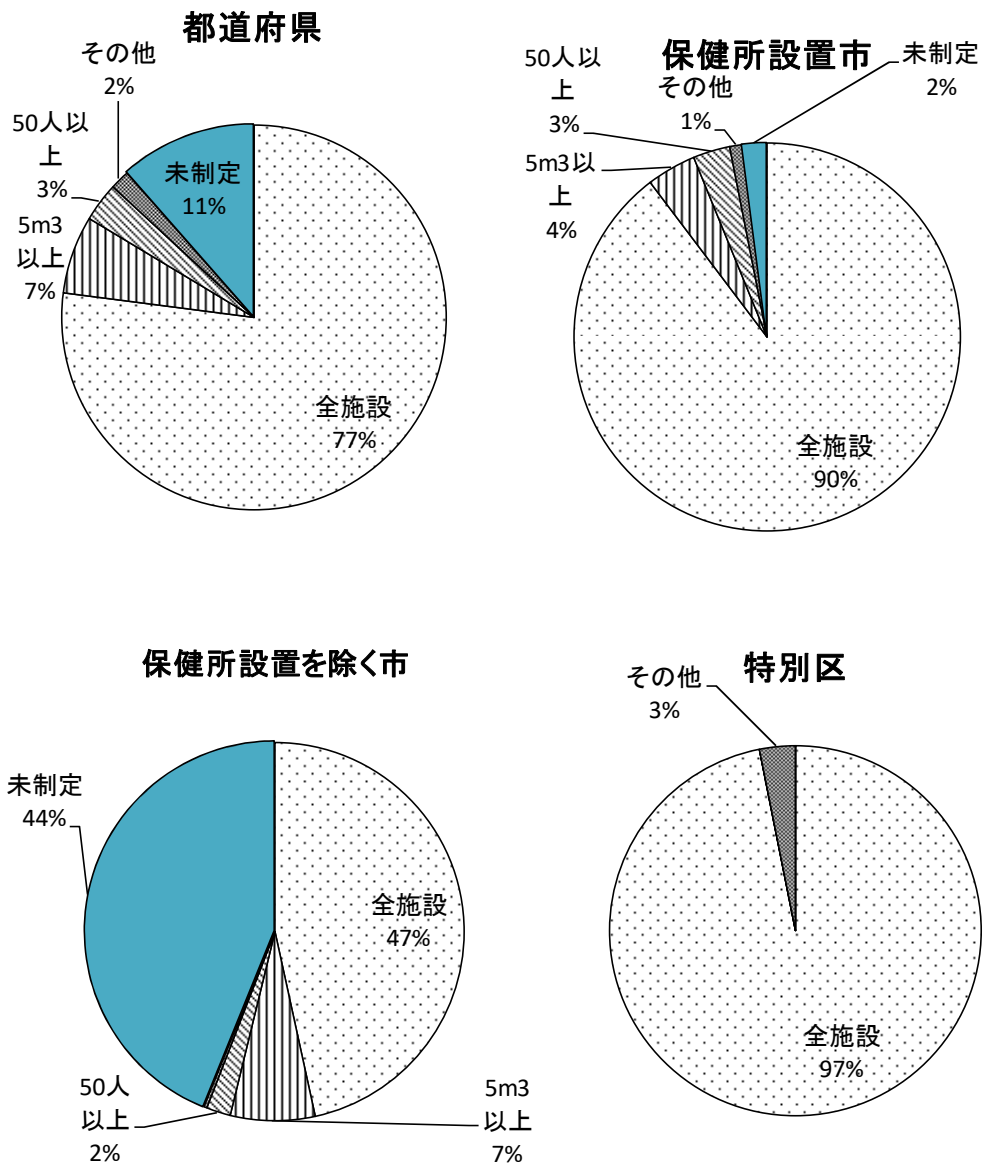


図 3-10 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査対象施設数	905,758	861,707	845,345	840,170	830,762
検査実施施設数	26,789	26,714	27,281	26,304	27,750
受検率	3.0%	3.1%	3.2%	3.1%	3.3%

表 3-17 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29		
検査指摘施設数		7,621	7,547	7,343	6,673	6,735		
検査指摘率		28.4%	28.3%	26.9%	25.4%	24.3%		
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	7.8%	9.4%	8.8%	10.8%	9.7%		
	受水槽	受水槽本体の状態	9.2%	9.3%	9.2%	8.8%	9.2%	
		受水槽上部の状態	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%	3.8%	
		受水槽内部の状態	19.2%	16.9%	16.6%	11.0%	16.0%	
	水槽	マンホールの状態	18.4%	20.9%	21.7%	20.6%	20.7%	
		オーバーフロー管の状態	11.4%	11.2%	11.5%	9.6%	10.9%	
		通気管の状態	8.6%	9.8%	9.7%	9.3%	9.5%	
		水抜き管の状態	8.4%	9.8%	9.4%	8.9%	8.9%	
	高置水槽	高置水槽本体の状態	6.4%	6.1%	5.3%	4.8%	4.0%	
		高置水槽上部の状態	1.3%	1.4%	1.4%	1.6%	1.2%	
		高置水槽内部の状態	7.3%	7.6%	5.7%	5.9%	5.4%	
		水槽	マンホールの状態	12.8%	12.7%	11.6%	12.0%	10.6%
			オーバーフロー管の状態	5.6%	5.3%	4.9%	5.6%	4.0%
			通気管の状態	12.8%	9.7%	9.5%	10.1%	7.8%
水抜き管の状態			2.8%	4.8%	2.7%	2.5%	1.0%	
他	給水管等の状態	1.3%	1.2%	1.4%	1.3%	0.9%		
水質検査	臭気	0.26%	1.71%	0.08%	0.00%	0.01%		
	味	0.05%	0.39%	0.07%	0.01%	0.01%		
	色	0.07%	1.75%	0.10%	0.03%	0.03%		
	色度	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%	0.4%		
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.5%	0.1%	0.4%	0.4%		
	残留塩素	3.1%	2.7%	2.1%	1.7%	1.5%		
書類の整備保存の状況		40.1%	47.5%	50.3%	38.8%	32.6%		

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

表 3-18 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

:今年度記載なし(昨年の記載を残している)
 :今年度調査で新規に記載されたもの
 :記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H11.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
茅ヶ崎市	条例	H24.12.19	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3未満
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
堺市	要綱	H16.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0m ³ <V≤10m ³
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m ³ 以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	V≤10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m ³ 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m ³ 以下
鹿児島市	条例		全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	V≤10m ³
	要綱	H15.3.31	V≤10m ³

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	-
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m ² 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m ³ 以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19 貯水槽水道衛生管理状況一覧表（平成 29 年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易 専用 水道	全体計	207,687	163,408	78.7%	37,180	22.8%	1,965	14,920
	登録検査機関の検査	207,687	155,640	74.9%	36,822	23.7%	1,904	14,833
	地方公共団体の検査		7,768	3.7%	358	4.6%	61	87
小規模貯水槽水道	全体計	830,762	27,750	3.3%	6,735	24.3%	266	2,311

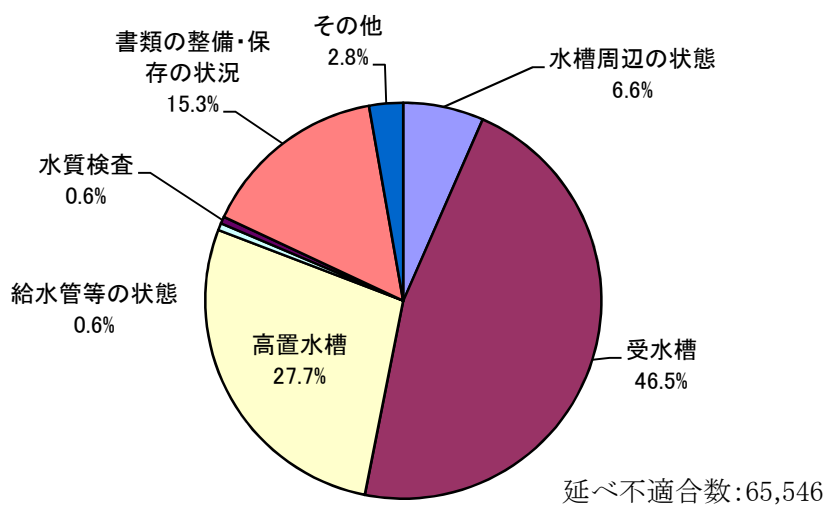


図 3-11 簡易専用水道の不適合項目区分別割合（平成 28 年度）

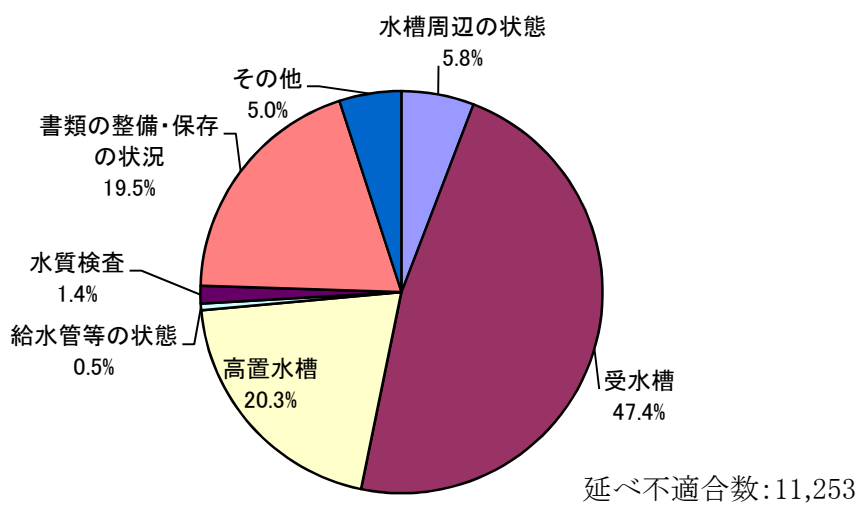


図 3-12 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合（平成 28 年度）

3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～表 3-26、図 3-13～図 3-20 に示す。

表 3-20 一般項目に係る水質検査状況（平成 29 年度）

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査井戸数	38,979	34,552	32,253	32,055	25,368
基準超過井戸数(超過率)	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)	6,788 (21.0%)	6,257 (19.5%)	1,309 (5.2%)
一般細菌	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)	4,017 (12.5%)	3,964 (12.4%)	2,165 (8.5%)
大腸菌(群)	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)	1,608 (5.0%)	1,658 (5.2%)	138 (0.5%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)	933 (2.9%)	770 (2.4%)	386 (1.5%)
その他項目	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)	4,366 (13.5%)	4,226 (13.2%)	2,617 (10.3%)

表 3-21 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 29 年度）

年 度	対 応 状 況									
	専 用 井 戸					併 用 井 戸				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成29	35	212	26	163	436	213	60	14	29	316

表 3-22 トリクロロエチレン等の水質基準超過状況

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査井戸数	6,347	4,914	4,457	4,534	3,937
基準超過井戸数(超過率)	121 (1.9%)	104 (2.1%)	93 (2.1%)	117 (2.6%)	87 (2.2%)
四塩化炭素	27 (0.4%)	27 (0.5%)	27 (0.6%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)
1,4-ジオキサン	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)
1,1-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	13 (0.2%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)	8 (0.2%)	6 (0.2%)
ジクロロメタン	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	76 (1.2%)	47 (1.0%)	53 (1.2%)	43 (0.9%)	60 (1.5%)
トリクロロエチレン	52 (0.8%)	47 (1.0%)	31 (0.7%)	33 (0.7%)	17 (0.4%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 1. 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数にカウントされている場合もある。

2. 超過率は当該項目について検査を行った井戸数に対する割合。なお、検査を行った項目は井戸によって異なる。

3. 同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸としてカウントしている。

4. 対応状況はそれぞれの年度末現在の状況である。

5. 専用井戸とは汚染の判明した時点において、当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とはその時点において水道をひいている等他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

表 3-23 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成 29 年度）

年 度	対 応 状 況							
	専 用 井 戸				併 用 井 戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成27	4	1	35	40	24	1	0	25
平成28	2	1	27	30	26	2	0	28
平成28	23	3	12	38	31	3	0	34

表 3-24 その他項目の水質基準超過状況（平成 29 年度）

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査井戸数	20,966	18,491	16,473	18,016	12,234
基準超過井戸数(超過率)	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)	1,218 (7.4%)	1,436 (8.0%)	2,273 (18.6%)
ヒ素	172 (0.8%)	236 (1.3%)	182 (1.1%)	202 (1.1%)	109 (0.9%)
フッ素	268 (1.3%)	389 (2.1%)	365 (2.2%)	290 (1.6%)	231 (1.9%)
水銀	17 (0.1%)	7 (0.0%)	6 (0.0%)	12 (0.1%)	7 (0.1%)
六価クロム	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)	1,013 (6.1%)	1,136 (6.3%)	594 (4.9%)

表 3-25 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 28 年度）

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50
平成28	2	140	142	79	11	90
平成29	23	425	448	80	595	675

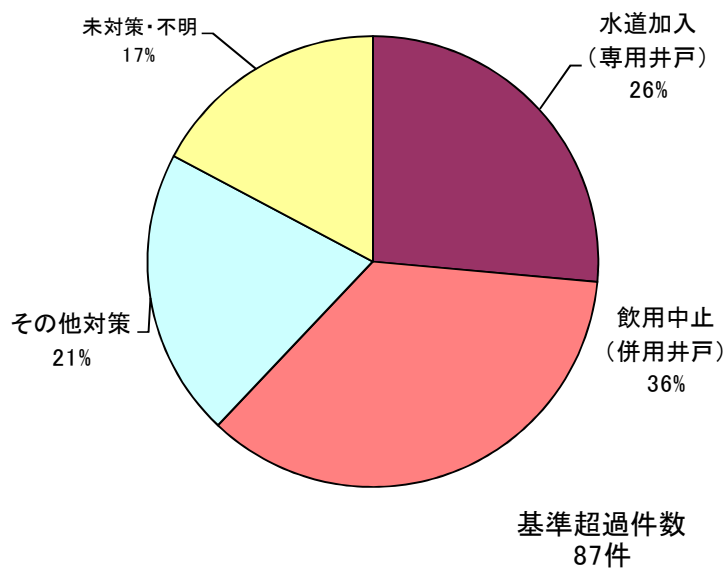
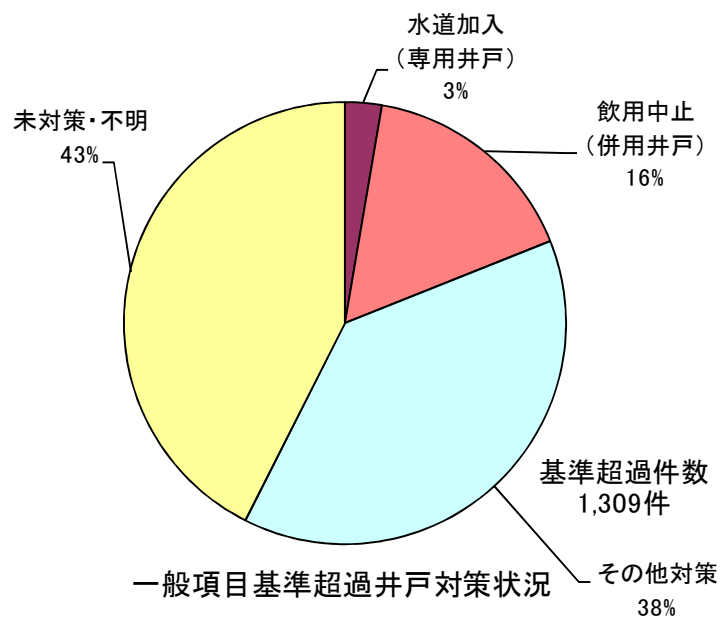
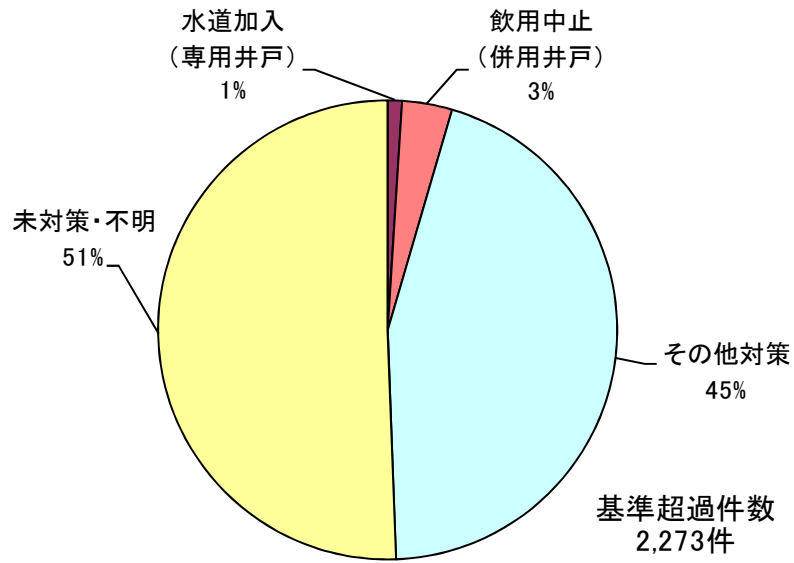
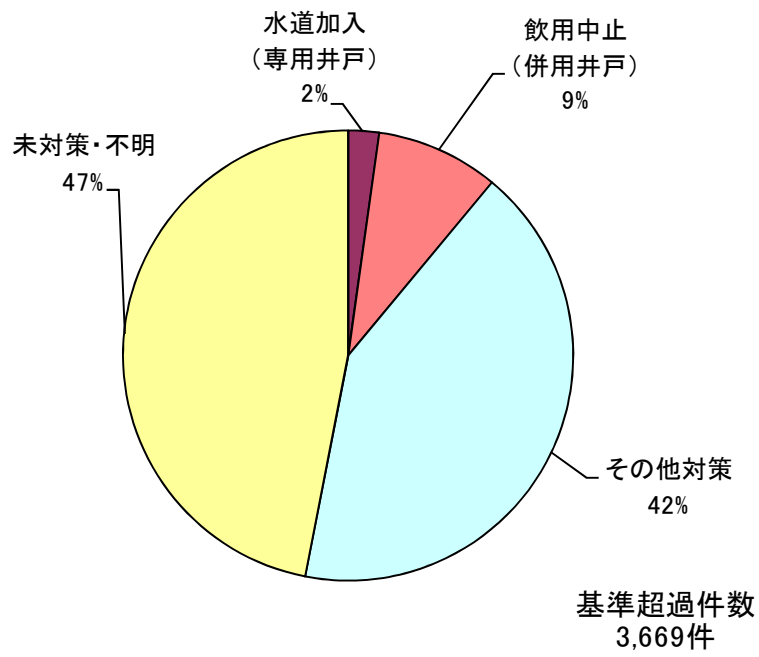


図 3-13 基準超過井戸対策状況(1)



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

図 3-14 基準超過井戸対策状況(2)

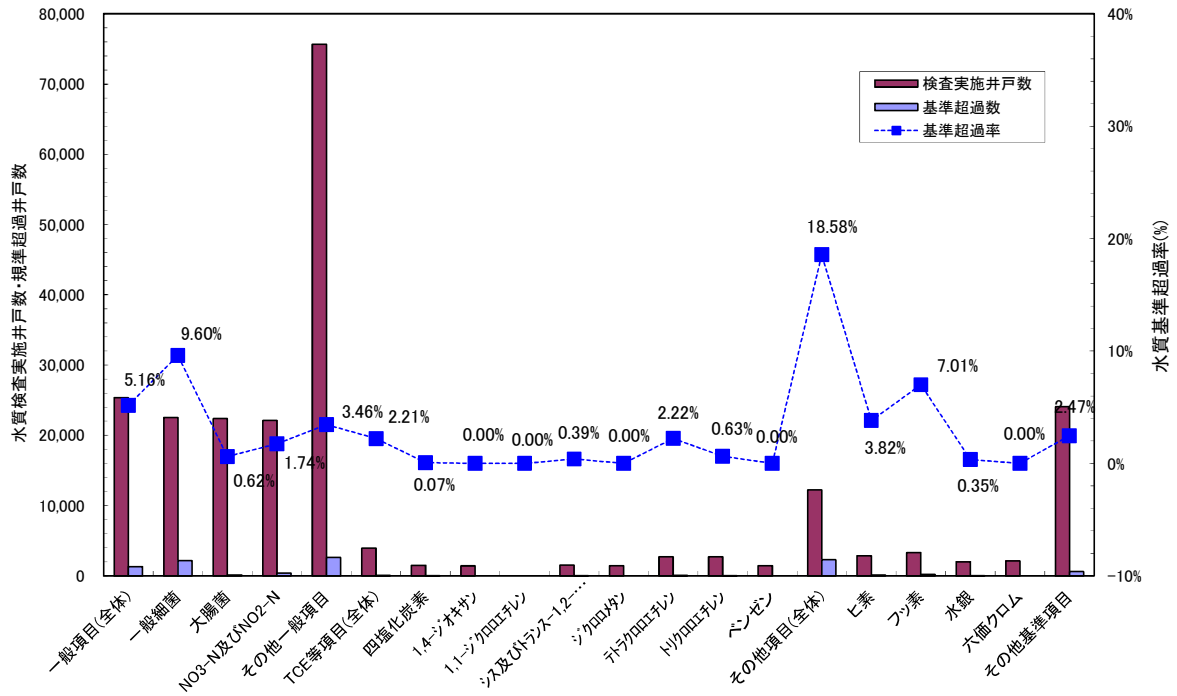


図 3-15 飲用井戸等における項目別水質検査状況（平成 29 年度）

表 3-26 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要綱	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で50人以上100人以下
岩手県	要綱	S62.8.21	全施設
	条例	S33.7.10	100人超過
	要綱	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要綱	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要綱	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要綱	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要綱	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要綱	H14.4.22	全施設
石川県	要綱	S63.4.1	
福井県	要綱	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要綱	H14.12.4	全施設
長野県	要綱	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要綱	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要綱	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3未満のもの
	要綱	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要綱	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要綱	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要綱	H1.4.1	
広島県	要綱	H5.12.1	全施設
山口県	要綱	H21.4.1	全施設
徳島県	要綱	S63.4.1	全施設
香川県	要綱	S63.7.19	全施設
愛媛県	要綱	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要綱	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
	要綱	H16.4.1	全施設
宮崎県	要綱	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要綱	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
京立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要綱	H1.1.20	全施設
旭川市	要綱	H18.4.1	全施設
青森市	要綱	H19.10.1	全施設
八戸市	要綱	H25.4.1	全施設
盛岡市	要綱	S33.7.10	全施設
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要綱	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要綱	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	条例	S38.11.1	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市			
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
川崎市	条例	H7.10.1	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H27.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
	要綱	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要綱	H26.8.22	飲用水の衛生に係る法令の適用外
金沢市	要綱	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要綱	H15.4.1	
名古屋	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要綱	H12.4.1	簡易専用水道以外の貯水槽水道
岡崎市	要綱	H18.9.4	全施設
豊田市	その他	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要綱	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H24.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H26.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要綱	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要綱	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要綱	S62.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
高知市			
北九州市	要綱	S64.1.1	全施設
福岡市	要綱	H11.4.1	全施設
大牟田市			
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
	要綱	H23.4.1	全施設
宮崎市	要綱	H10.4.1	
鹿児島市			
那覇市			

表 3-27 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要綱	H25.10.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	根室市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≦10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.3.18	V≦10
青森県	五所川原市	条例	S47.12.23	100人以下
		要領	H25.4.1	全施設
青森県	十和田市	条例	S47.12.23	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	全施設
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	つがる市	条例	S47.12.23	100人以下
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	北上市	要領	H30.5.1	全施設
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	-
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	-
岩手県	奥州市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	花巻市	要領	H27.2.13	全施設
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要綱	H25.4.1	全施設
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	大仙市	条例	S35.7.1	30人以上
山形県	山形市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	米沢市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	寒河江市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	上山市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	村山市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	長井市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	天童市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	東根市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山形県	尾花沢市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	南陽市	条例	S44.3.5	50人以上
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	-
福島県	福島市	条例	H24.12.27	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	-
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	50人以上
福島県	二本松市	条例	H24.12.25	M33.1.0
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	51人以上
		要領	H26.6.1	全施設
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	50人以下
		要領	H25.4.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	古河市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	石岡市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	龍ヶ崎市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	下妻市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくば市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	那珂市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	筑西市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	稲敷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鉾田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	50人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	太田市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	全施設
群馬県	館林市	条例	-	-
		その他	H25.4.1	30人以上
群馬県	波川市	要綱	H25.4.1	50人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H28.3.18	30人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	川口市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	加須市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	朝霞市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	和光市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	三郷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	幸手市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	白岡市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	100人以下
千葉県	木更津市他	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	松戸市	条例	H24.12.1	50人以上
千葉県	野田市	条例	H26.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	八街市	条例	H10.4.1	-
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	-
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	-
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
		その他	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要領	H25.4.1	全施設
新潟県	新発田市	条例	-	-
新潟県	佐渡市	要領	H.21.4.1	-
石川県	七尾市	要領	H25.4.1	-
石川県	小松市	要領	S63.4.1	-
石川県	加賀市	要領	H27.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	白山市	要領	H.30.1.1	全施設
石川県	能美市	要領	S63.4.1	-
石川県	野々市市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	福井市	要領	H6.4.1	全施設
福井県	敦賀市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	小浜市	条例	S34.12.26	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	大月市	要領	H25.4.1	-
山梨県	富士川市	その他	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	松本市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要領	H25.4.1	-
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長野県	小諸市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	要綱	H25.3.29	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	中野市	条例	H17.4.1	-
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	V≤10
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	その他	S54.7.20	全施設
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	-
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H27.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	新城市	要領	H25.4.1	-
愛知県	東海市	要領	H27.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	-
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	100人以下
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	井戸等自己水施設
愛知県	あま市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要領	H25.4.1	全施設
滋賀県	長浜市	要綱	H17.4.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
		要領	H29.4.1	全施設
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.11.1	全施設
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.1.1	全施設
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H25.4.1	50人未満
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	-
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	生活関連施設を除く
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H28.3.31	-
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
鳥取県	倉吉市	要綱	H9.4.1	全施設
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	-
山口県	美祿市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	丸亀市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H30.4.1	全施設
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
		要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	条例	S38.7.10	50人以上
		要綱	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	条例	S38.7.10	50人以上
		要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.4.1	-
愛媛県	宇和島市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	四国中央市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	伊予市	条例	S38.7.10	50人以上
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	宿毛市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	香美市	要綱	H25.4.1	-
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	唐津市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	伊万里市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	鹿島市	条例	H25.3.28	50人以上100人以下
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	嬉野市	条例	H25.4.1	-
佐賀県	神埼市	条例	-	-
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	全施設
熊本県	人吉市	要領	H26.9.1	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	中津市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	臼杵市	要綱	H25.3.31	全施設
大分県	豊後高田市	その他	H25.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	-
大分県	豊後大野市	要綱	H25.4.1	-
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	条例	H18.1.1	全施設
		要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	延岡市	要綱	H24.12.14	-
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.31	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	要領	H26.6.1	全施設
鹿児島県	日置市	条例	H17.5.1	揚水機口径40ミリ以上
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設
		0	M33.1.0	M33.1.0
		0	M33.1.0	M33.1.0
		0	M33.1.0	M33.1.0

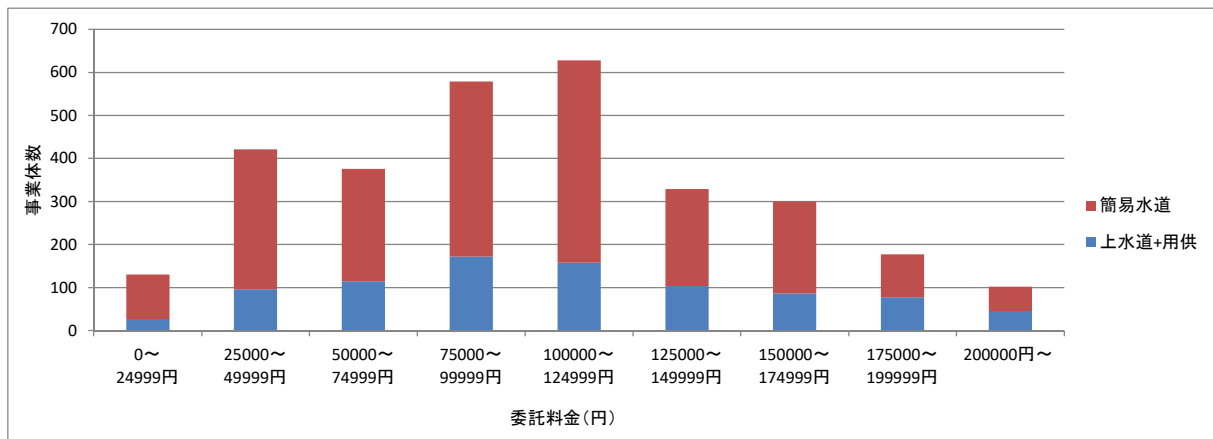


図 3-16 委託料金

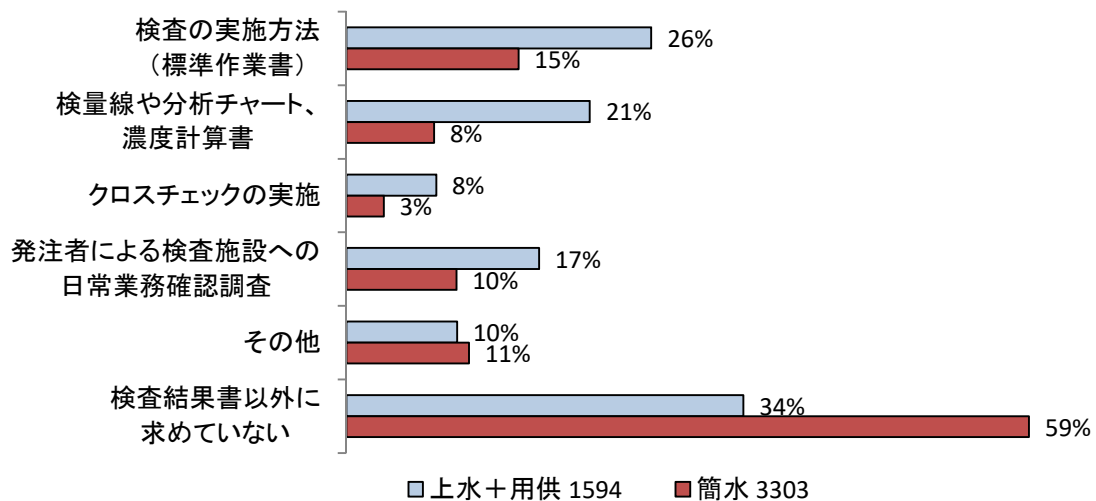


図 3-17 水質検査結果書以外に求めている事項

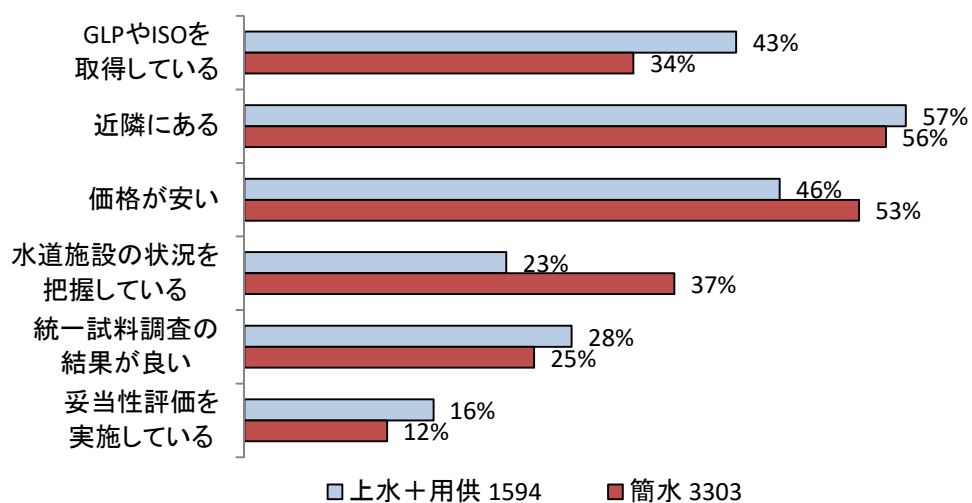
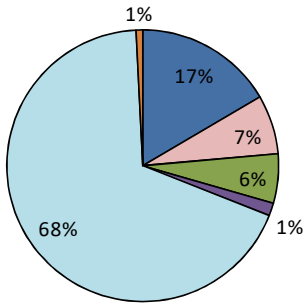
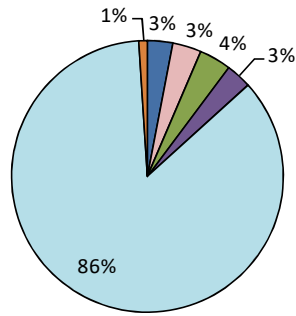


図 3-18 委託先選定の際の留意事項

上水道+用水供給



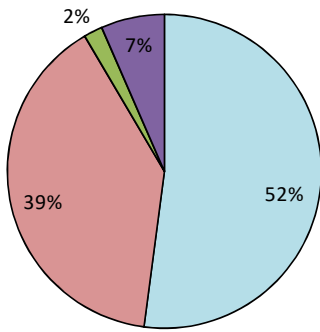
簡易水道



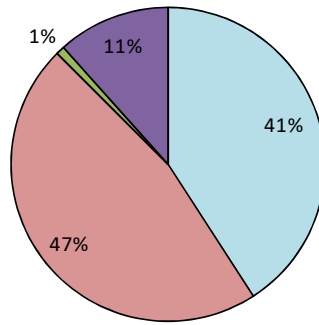
- 自己検査
- 共同検査
(共同で検査施設を設置)
- 他の水道事業者へ委託
- 地方自治体の機関へ委託
- 20条登録水質検査機関へ委託
- その他

図 3-19 水質検査の実施状況

上水道+用水供給



簡易水道



- ①契約内で取り決め有り
- ②その都度契約
- ③自己検査で対応
- ④その他

図 3-20 緊急時の水質検査

3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果を表 3-28～表 3-、図 3-21 に示す。

表 3-28 水安全計画策定状況(1)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道+用水供給
回収状況	事業数	1,464 (100.0%)	4,333 (100.0%)	88 (100.0%)	5,885 (100.0%)	1,552 (100.0%)
	回答あった事業	1,228 (83.9%)	2,886 (66.6%)	87 (98.9%)	4,201 (71.4%)	1,315 (84.7%)
	回答なし	236 (16.1%)	1,447 (33.4%)	1 (1.1%)	1,684 (28.6%)	237 (15.3%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,464 (100.0%)	4,333 (100.0%)	88 (100.0%)	5,885 (100.0%)	1,552 (100.0%)
	着手状況	1,247 (85.2%)	2,890 (66.7%)	87 (98.9%)	2,361 (40.1%)	679 (43.8%)
	策定済	394 (26.9%)	239 (5.5%)	67 (76.1%)	700 (11.9%)	461 (29.7%)
	策定中	93 (6.4%)	80 (1.8%)	7 (8.0%)	180 (3.1%)	100 (6.4%)
	3年以内に着手	760 (51.9%)	2,571 (59.3%)	13 (14.8%)	3,344 (56.8%)	773 (49.8%)
未着手	217 (14.8%)	1,443 (33.3%)	1 (1.1%)	1,661 (28.2%)	218 (14.0%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

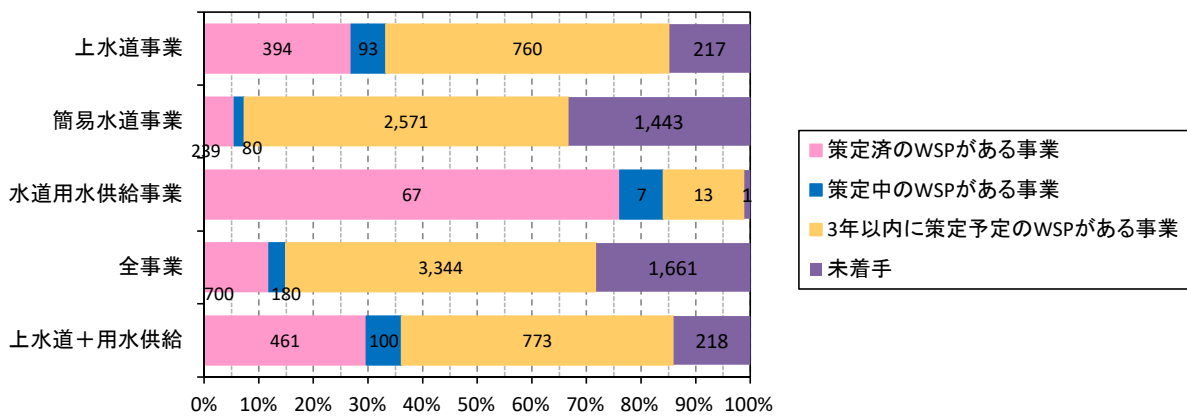


図 3-21 水安全計画策定状況

表 3-29 水安全計画策定状況(2)

		上水道事業 (一事業) のみ経営	上水道事業 (複数事業) のみ経営	上水道事業 のみ経営	簡易水道 事業 (一事業) のみ経営	簡易水道 事業 (複数事業) のみ経営	水道用水 供給事業 のみ経営	上水道事業 と簡易水道 事業を 経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 を 経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 と簡易 水道事業 を 経営	簡易水道 事業と 水道用水 供給事業 を 経営	全事業者	上水道事業 又は 水道用水 供給事業 を 経営	簡易水道 事業 のみ経営
回収状況	事業者数	903 (100.0%)	64 (100.0%)	967 (100.0%)	770 (100.0%)	242 (100.0%)	65 (100.0%)	315 (100.0%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	1 (100.0%)	2,366 (100.0%)	1,354 (100.0%)	1,012 (100.0%)
	回答あり(着手状況)	780 (86.4%)	57 (89.1%)	837 (86.6%)	374 (48.6%)	130 (53.7%)	64 (98.5%)	255 (81.0%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	1 (100.0%)	1,667 (70.5%)	1,163 (85.9%)	504 (49.8%)
	回答なし(着手状況)	123 (13.6%)	7 (10.9%)	130 (13.4%)	396 (51.4%)	112 (46.3%)	1 (1.5%)	60 (19.0%)	0 (0.0%)	0 #DIV/0!	0 (0.0%)	699 (29.5%)	191 (14.1%)	508 (50.2%)
※策定・進捗状況	事業者数	903 (100.0%)	64 (100.0%)	967 (100.0%)	770 (100.0%)	242 (100.0%)	65 (100.0%)	315 (100.0%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	1 (100.0%)	2,366 (100.0%)	1,354 (100.0%)	1,012 (100.0%)
	着手状況	779 (86.3%)	57 (89.1%)	836 (86.5%)	374 (48.6%)	130 (53.7%)	64 (98.5%)	255 (81.0%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	1 (100.0%)	1,666 (70.4%)	1,162 (85.8%)	504 (49.8%)
	策定済	281 (31.1%)	18 (28.1%)	299 (30.9%)	7 (0.9%)	7 (2.9%)	48 (73.8%)	63 (20.0%)	5 (83.3%)	0 #DIV/0!	1 (100.0%)	430 (18.2%)	416 (30.7%)	14 (1.4%)
	策定中	52 (5.8%)	5 (7.8%)	57 (5.9%)	7 (0.9%)	5 (2.1%)	4 (6.2%)	17 (5.4%)	0 (0.0%)	0 #DIV/0!	0 (0.0%)	90 (3.8%)	78 (5.8%)	12 (1.2%)
	3年以内に着手	446 (49.4%)	34 (53.1%)	480 (49.6%)	360 (46.8%)	118 (48.8%)	12 (18.5%)	175 (55.6%)	1 (16.7%)	0 #DIV/0!	0 (0.0%)	1,146 (48.4%)	668 (49.3%)	478 (47.2%)
未着手	124 (13.7%)	7 (10.9%)	131 (13.5%)	396 (51.4%)	112 (46.3%)	1 (1.5%)	60 (19.0%)	0 (0.0%)	0 #DIV/0!	0 (0.0%)	700 (29.6%)	192 (14.2%)	508 (50.2%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あり(着手状況)は策定済、策定中、3年以内に着手の回答があった数

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

(1) 集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 24 年度～30 年度（30 年度は 30 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 24 年度	103 件	
・平成 25 年度	96 件	（原水および浄水で検出の事例：1 件）
・平成 26 年度	64 件	
・平成 27 年度	86 件	
・平成 28 年度（3 月時点）	77 件	
・平成 29 年度（2 月時点）	72 件	
・平成 30 年度（12 月時点）	52 件	

(2) 集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：データベース”FILE02.xls”）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1 リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成24年度	平成24年4月から25年3月	H24年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H25年度_FILE02.xls集計で確認)	平成24年4月から25年3月
平成25年度	平成25年4月から26年3月	H25年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H26年度_FILE02.xls集計で確認)	平成25年4月から26年3月
平成26年度	平成26年4月から27年3月	H26年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H27年度_FILE02.xls集計で確認)	平成26年4月から27年3月
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls	平成27年4月から27年12月
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls	(平成28年4月から28年12月)
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	(平成29年4月から29年12月)
平成30年度	平成29年4月から30年12月	●クリプトスポリジウム等検出状況集計(平成20から30年度)_2019.xlsx	(平成30年4月から30年12月)

(3) 集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2 集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す。

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (1/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H24-001-01		H24.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所						-	0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不備
H24-002-01		H24.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4				37964	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-003-01		H24.04	長野県	長野県	上水道	和見沢川	地表水	沢入浄水場	レベル4				2407	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-004-01		H24.04	長野県	長野県	簡易水道	飯島町日曾利簡易水道 第2水源(南ヶ沢)	地下湧水(深井戸)	日曾利簡易水道	レベル4				153	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-005-01		H24.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4				397004	-	0.1度以下	○	1	○	6	原水						
H24-006-01		H24.04	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1283000	-	0.1度以下		○	1	原水							
H24-007-01		H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	柏井浄水場東側	レベル4	○	○		298332	-	0.1度以下			○	2	原水						
H24-008-01		H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829	-	0.1度以下			○	2	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側: 691/102/ 北総浄水場: 337/727)
H24-009-01		H24.04	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4				12537	-	0.1度以下	○	4			原水						
H24-010-01		H24.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不備
H24-011-01		H24.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野島の集浄水場他)	レベル4	○	○		684744	-	0.1度以下	○	1			原水						給水人口の内訳(ちば野島の集浄水場: 103413/ 栗山浄水場: 491/331)
H24-012-01		H24.05	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曾川水系愛知用水	地表水	尾張東部浄水場	レベル4	○	○		659840	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-013-01		H24.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不備
H24-014-01		H24.06	長野県	佐久水道企業団	上水道	久能水源	地表水	久能配水池	レベル3				200	不明(上流に副産地あり)	不明	○	1.5			原水						3個/20L
H24-015-01		H24.06	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌垣浄水場	レベル4	○	○		1147	-	0.1度以下	○	3			原水						
H24-016-01		H24.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4				2780000	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-017-01		H24.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部第二水道	レベル4				771088	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-018-01		H24.06	長野県	長野県	簡易水道	駒ヶ根市上水道(旧・中山簡易水道)	地表水	中山水源					53	不明(野生動物糞尿と推測)	不明	○	1			原水						浄水施設不備
H24-019-01		H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不備
H24-020-01		H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	1			原水						浄水施設不備
H24-021-01		H24.07	長野県	長野県	上水道	山形村上水道・横吹沢水源	地表水	唐沢浄水場	レベル4				8000	不明(上流に副産地あり)	0.1度以下	○	1			原水						
H24-022-01		H24.07	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1283000	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-023-01		H24.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4				114007	-	0.1度以下	○	3			原水						
H24-024-01		H24.07	兵庫県	西宮市水道局	上水道	酒匂川	地下湧水(深井戸)	鶴尾浄水場	レベル3				28949	-	不明			○	4	原水						地下水(深井戸・深井戸)
H24-025-01		H24.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不備
H24-026-01		H24.08	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-	-	0.1度以下	○	5			原水						浄水施設不備
H24-027-01		H24.08	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4				12537	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-028-01		H24.08	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	古国府浄水場	レベル4				176454	-	0.1度以下			○	3	原水						
H24-029-01		H24.08	大阪府	大阪府健康医療部	その他利用井戸等	不圧地下水(深井戸)		大阪府民の森くらんど園地キャンプ場					200	-	0.1度以下	○	1			原水						浄水施設不備
H24-030-01		H24.08	長野県	長野県	上水道	栗谷沢沢/一の沢/二の沢/黒川水源	地表水	男女沢浄水場	レベル4				15313	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-031-01		H24.08	長野県	長野県	簡易水道			長谷簡易水道 車沢水源					14	不明(付近で近年検出例多発、野生動物糞尿を懸念)	不明			○	1	原水						浄水施設不備
H24-032-01		H24.08	長野県	長野県	小規模水道			上奈良尾簡易給水施設水源					-	不明(付近で近年検出例多発、野生動物糞尿を懸念)	0.1度以下	○	0.5			原水						1個/20L、浄水施設不備
H24-033-01		H24.08	長野県	長野県	上水道		地表水	飯野町上水道 第14水源					-	-	0.1度以下			○	2	原水						浄水施設不備
H24-034-01		H24.09	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	埼玉県吉見浄水場	レベル4	○	○		452918	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-035-01		H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水						浄水施設不備
H24-036-01		H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不備
H24-037-01		H24.09	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○		128000	畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	0.1度以下			○	1	原水						
H24-038-01		H24.09	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌垣浄水場	レベル4	○	○		1147	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-039-01		H24.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4				114007	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-040-01		H24.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部第二水道	レベル4				771088	-	0.1度以下		1	○	1	原水						
H24-041-01		H24.10	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	利根川	地表水	埼玉県行田浄水場	レベル4	○	○		1772455	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-042-01		H24.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1283000	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-043-01		H24.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側: 691/102/ 北総浄水場: 337/727)
H24-044-01		H24.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4				114007	-	0.1度以下	○	4			原水						
H24-045-01		H24.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	12			原水						浄水施設不備
H24-046-01		H24.11	三重県	名張市上下水道部	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222	-	不明	○	5			原水						
H24-047-01		H24.11	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1283000	-	0.1度以下	○	3	○	7	原水						
H24-048-01		H24.11	大阪府	池田市	上水道	猪名川	伏流水	古江浄水場	レベル4	○	○		103153	-	0.1度以下	○	1			原水						伏流水
H24-049-01		H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222	-	不明	○	5			原水						
H24-050-01		H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4				397004	-	0.1度以下			○	5	原水						
H24-051-01		H24.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野島の集浄水場他)	レベル4	○	○		684744	-	0.1度以下	○	1			原水						給水人口の内訳(ちば野島の集浄水場: 103413/ 栗山浄水場: 491/331)
H24-052-01		H24.11	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4				2699000	-	0.1度以下			○	2	原水						

表 4-4 クリプトポリジウム等の検出状況 (2/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H24-053	-01	H24.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明	
H24-054	-01	H24.11	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4				114007	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-055	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4				679798	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-056	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4		○	○	222	-	不明	○	3			原水						
H24-057	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明	
H24-058	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	13	○	1	原水					浄水施設不明	
H24-059	-01	H24.12	大分県	大分市水道局	上水道	大野川	地表水	県利田取水口					148933	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明	
H24-060	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4		○	○	222	-	不明	○	6			原水					原水濁度(取水口付近)/原水本流(4層)	
H24-061	-01	H24.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系馬喰川	地表水	白浜浄水場	レベル4				4952	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-062	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4		○	○	1263000	-	0.1度以下	○	3	○	3	原水						
H24-063	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4		○	○	222	-	不明	○	1			原水						
H24-064	-01	H24.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4				2602000	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H24-065	-01	H24.12	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	春日井浄水場	レベル4		○	○	1140000	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-066	-01	H24.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム	地表水	亀田浄水場	レベル4		○	○	44381	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-067	-01	H25.01	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4				114007	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-068	-01	H25.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	5			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-069	-01	H25.01	愛知県	愛知県企業庁	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	犬山浄水場	レベル4		○	○	922512	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-070	-01	H25.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4		○	○	1031829	-	0.1度以下	○	5	○	7	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:68100/北総浄水場:333727)	
H24-071	-01	H25.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4				62000	-	0.1度以下	○	8	○	3	原水						
H24-072	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4				397004	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水						
H24-073	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4				261598	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-074	-01	H25.02	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4		○	○	128000	-	0.1度以下	○	1			原水					畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	
H24-075	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4				397004	-	0.1度以下	○	7	○	14	原水						
H24-076	-01	H25.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野鳥の里浄水場他)	レベル4		○	○	684744	-	0.1度以下	○	2			原水					給水人口の内訳(ちば野鳥の里浄水場:18341/栗山浄水場:491331)	
H24-077	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4				2059000	-	0.1度以下	○	7			原水						
H24-078	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4				2699000	-	0.1度以下	○	3			原水						
H24-079	-01	H25.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4				4136894	-	0.1度以下	○	6			原水						
H24-080	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	蛇田浄水場他(龍又取水場)	レベル4			○	○	107554	-	不明	○	2		原水					給水人口の内訳(蛇田浄水場:91847/大沼浄水場:15707)	
H24-081	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	須江山浄水場(龍又取水場)	レベル4				64263	-	不明			○	0.5	原水					1個/20L	
H24-082	-01	H25.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4		○	○	149000	-	0.1度以下			○	9	原水						
H24-083	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4				2059000	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-084	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4				2480000	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水						
H24-085	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4				734607	-	0.1度以下			○	1	浄水	健康被害報告無し				検査頻度強化、運転管理のさらなる最適化	
H24-086	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	9	○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-087	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	25			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-088	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	7			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-089	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所					-	-	0.1度以下	○	17			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-090	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4				1224382	-	0.1度以下	○	32			原水						
H24-091	-01	H25.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4		○	○	56000	-	0.1度以下	○	5			原水						
H24-092	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所					-	-	0.1度以下	○	15			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-093	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4		○	○	1224382	-	0.1度以下	○	16			原水						
H24-094	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	13			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-095	-01	H25.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川(長柄ダム)	地表水	長柄浄水場	レベル4				149000	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-096	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4		○	○	1263000	-	0.1度以下	○	7			原水						
H24-097	-01	H25.03	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	稲増浄水場(高滝取水場)	レベル4				230000	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H24-098	-01	H25.03	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	大治浄水場	レベル4				920000	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-099	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	20			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-100	-01	H25.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第二水道	レベル4				771088	-	0.1度以下			○	2	原水						
H24-101	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所					-	-	0.1度以下	○	4			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-102	-01	H25.03	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4				114007	-	0.1度以下	○	3			原水						
H24-103	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所					-	-	0.1度以下	○	2			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H25-001	-01	H25.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所					-	-	0.1度以下			○	3	原水					浄水施設不明	

表 4-5 クリプトポリジウム等の検出状況 (3/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄			
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)									
H25-002	-01	H25.04	千葉県	市原市	上水道	養老川水系高滝ダム	地表水	新井浄水場	レベル4		○				25000	-	○	1			原水								
H25-003	-01	H25.04	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋							-						原水						浄水施設不明、給水人口不明		
H25-004	-01	H25.04	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	○	1			原水									
H25-005	-01	H25.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	○	3			原水									
H25-006	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-				○	1	原水								
H25-007	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-				○	8	原水								
H25-008	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○			400000	-				○	6	原水								
H25-009	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○			1031829	-				○	2	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側:608102/北総浄水場:333727)		
H25-010	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2480000	-				○	1	原水								
H25-011	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2699000	-				○	1	原水								
H25-012	-01	H25.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	○	1		○	1	原水								
H25-013	-01	H25.05	奈良県	桜井市上下水道部	上水道	倉橋沼池	地表水	外山浄水場	レベル4	○	○			37000	-				○	2	原水								
H25-014	-01	H25.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2099000	-				○	1	原水								
H25-015	-01	H25.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-				○	1	原水							給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:153413/栗山浄水場:481331)	
H25-016	-01	H25.05	山口県	下関市上下水道局	上水道	内日貯水池	地表水	長府浄水場他	レベル4	○	○	○		229845	-				○	19	原水							給水人口の内訳(長府浄水場:222344/高尾浄水場:7499)	
H25-017	-01	H25.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2602000	-				○	4	原水								
H25-018	-01	H25.06	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4					114007	-	○	7			原水									
H25-019	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	○	1				原水							浄水施設不明、給水人口不明	
H25-020	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	○	1		○	1	原水								
H25-021	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(間中橋付近)						-	-	○	3				原水							浄水施設不明、給水人口不明	
H25-022	-01	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村						-	-	○	1				原水							飲料水供給施設	
H25-022	-02	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村						-	-	○	2				浄水	不明	島牧村(湧水)によるボリタンク給水実施。	過去の健康被害発生情報に鑑みて連絡体制を確保。	浄水施設設置設置準備中。				飲料水供給施設
H25-023	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	那珂川水系那珂川	地表水	那珂川水系那珂川(那珂川水系那珂川(那珂川水系那珂川))						-	-	○	1				原水							浄水施設不明、給水人口不明	
H25-024	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(清洲橋付近)						-	-	○	3				原水							浄水施設不明、給水人口不明	
H25-025	-01	H25.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-				○	1	原水								
H25-026	-01	H25.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○			1031829	-				○	1	原水							給水人口の内訳(柏井浄水場西側:608102/北総浄水場:333727)	
H25-027	-01	H25.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4		○			1224382	-				○	2	原水								
H25-028	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-				○	1	原水								
H25-029	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-				○	3	原水								
H25-030	-01	H25.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-				○	1	原水							給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:153413/栗山浄水場:481331)	
H25-031	-01	H25.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯塚取水管理事務所			○			-	-				○	1	原水							浄水施設不明、給水人口不明	
H25-032	-01	H25.09	大阪府	大阪府健康医療部	簡易水道	天王川支流	地表水	天王浄水場	レベル4			○		175	-				○	2	原水								
H25-033	-01	H25.09	東京都	八王子市	専用水道	井戸水	地下埋設水(深井戸)	特別養護老人ホーム 小松原園	レベル3					100	-						原水								
H25-034	-01	H25.09	神奈川県	横浜買市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-				○	2	原水								
H25-035	-01	H25.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	藤古川浄水場	レベル4	○	○		○	3000	-				○	1	原水								
H25-036	-01	H25.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所						-	-				○	1	原水							浄水施設不明、給水人口不明	
H25-037	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-				○	1	原水								
H25-038	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-				○	1	原水								
H25-039	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○			400000	-				○	1	原水								給水人口の内訳(柏井浄水場西側:608102/北総浄水場:333727)
H25-040	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○			1031829	-				○	1	原水							給水人口の内訳(柏井浄水場西側:608102/北総浄水場:333727)	
H25-041	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	大川浄水場原水管	地表水	大川浄水場	レベル4					1559	-				○	1	原水								
H25-042	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			398101	-				○	2	原水								
H25-043	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道		地表水	秋ヶ瀬取水場(朝霞浄水場他)	レベル4		○			5900000	-				○	2	原水							給水人口の内訳(朝霞浄水場:2800000/栗山浄水場:2300000/三鷹浄水場:800000)	
H25-044	-01	H25.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工			○			1000000	-				○	1	原水							浄水施設不明	
H25-045	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東部第一水道	レベル4		○			734845	-				○	1	原水								
H25-046	-01	H25.11	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場			○			38956	-				○	1	原水							浄水施設不明	
H25-047	-01	H25.12	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	築島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-				○	2	原水								
H25-048	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水	潮沼川浄水場	レベル4	○	○			136607	-				○	1	原水								
H25-049	-01	H25.12	大阪府	能勢町	簡易水道	簡易水道	地表水	妙見山取水場				○		5	-				○	5	原水							浄水施設不明	
H25-050	-01	H25.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			230000	-				○	2	原水								浄水施設不明
H25-051	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場	レベル4	○	○			264278	-				○	1	原水								
H25-052	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県西水道事務所海道浄水場	レベル4	○	○			231672	-				○	1	原水								

表 4-6 クリプトポリジウム等の検出状況 (4/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウム等の検出		ジアルジア等の検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H25-053	-01	H25.12	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(長柄ダム)	地表水	長柄浄水場	レベル4	○	○		149000		0.1度以下	○	1			原水							
H25-054	-01	H26.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		179000		0.1度以下	○	3			原水							
H25-055	-01	H26.01	千葉県	鞍子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○		67385		0.1度以下	○	3	○	1	原水							
H25-056	-01	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 取水口	レベル4	○	○		264278		0.1度以下	○	1	○	2	原水							
H25-057	-02	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 取水口	レベル4	○	○		231672		0.1度以下	○	1	○	4	原水							
H25-058	03	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 鬼怒川取水口	レベル4	○	○		231672		0.1度以下	○	2			原水							
H25-059	-01	H26.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川取水口	レベル4		○		398101		0.1度以下			○	5	原水							
H25-060	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○		315000		0.1度以下			○	1	原水							
H25-061	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○		1006000		0.1度以下	○	5	○	5	原水							
H25-062	-01	H26.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	池田市古江浄水場猪名川取水口	レベル4	○	○		103000		0.1度以下			○	1	原水							
H25-063	01	H26.01	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4		○		4500000		0.1度以下			○	1	原水							
H25-064	-01	H26.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○		127000		不明			○	2	原水							
H25-065	-01	H26.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取水場			○		62000		0.1度以下	○	24	○	3	原水							
H25-066	-01	H26.02	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口			○		1450000		0.1度以下			○	1	原水							
H25-067	01	H26.02	長野県	長野県企業局	上水道	千曲川	地表水	上田市小牧地籍 上田農水講習工			○		35000		0.1度以下			○	2	原水							
H25-068	-01	H26.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○		2668371		0.1度以下	○	1			原水							
H25-069	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 茨中水道事務所瀧沼川 取水口	レベル4	○	○		136607		0.1度以下			○	1	原水							
H25-070	-01	H26.02	岐阜県	岐阜県	専用水道	支流	地表水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4		○		800		0.1度以下	○	3			原水							水源として「支流」とのみ記載
H25-071	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 取水口			○		264278		0.1度以下			○	14	原水							
H25-072	02	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 取水口			○		231672		0.1度以下	○	1	○	18	原水							
H25-073	03	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 鬼怒川取水口			○		231672		0.1度以下			○	3	原水							
H25-074	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 茨中水道事務所瀧沼川 取水口			○		136607		0.1度以下			○	1	原水							
H25-075	-01	H26.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場			○	○	○	154778		0.1度以下	○	1		原水							
H25-076	-01	H26.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場			○	○	650000		0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H25-077	01	H26.02	東京都	東京都	上水道	-	地表水	余和取水場(東京都葛飾区金町浄水場給水)	レベル4				10400000		0.1度以下	○	3	○	4	原水							・水源記載なし。 ・(給水範囲人口内訳)金町浄水場:2,500,000人、三郷 ・(給水範囲人口内訳)金町浄水場:2,500,000人、三郷
H25-078	02	H26.02	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市栗園)			○		10400000		0.1度以下	○	2	○	7	原水							
H25-079	-01	H26.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千原浄水場(千葉県浦安市浦安浄水場給水)			○		4139442		0.1度以下			○	7	原水							
H25-080	-01	H26.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川取水口				○	398101		0.1度以下			○	14	原水							
H25-081	-01	H26.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分土工			○		114000		0.1度以下	○	26	○	1	原水							
H25-082	-01	H26.03	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		179000		0.1度以下	○	1			原水							
H25-083	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下			○	1	原水							
H25-084	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○	64		0.1度以下	○	2			原水							
H25-085	-01	H26.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川(長柄ダム)	地表水	長柄取水場			○	○	149000		0.1度以下	○	3			原水							
H25-086	01	H26.03	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口			○		1450000		0.1度以下			○	3	原水							
H25-087	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	-	地表水	カロー谷(東京都奥多摩町)				○	3327100		0.1度以下	○	1			原水							
H25-088	-01	H26.03	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川取水口				○	765677		0.1度以下			○	1	原水							
H25-089	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水	谷ヶ原浄水場	レベル4	○	○	○	440000		0.1度以下			○	2	原水							
H25-090	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	-	地表水	沼本ダム(沼本調整池)長沢浄水場	レベル4				700000		0.1度以下	○	1			原水							
H25-091	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	戸谷水源・寄合谷水源	地表水	戸谷水源・寄合谷水源取水施設				○	255		0.1度以下	○	1			原水							
H25-092	-01	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 取水口			○		264278		0.1度以下			○	1	原水							
H25-093	02	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 利根川取水口				○	231672		0.1度以下			○	1	原水							
H25-094	03	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	龍南水道事務所利根川浄水場 鬼怒川取水口				○	231672		0.1度以下			○	2	原水							
H25-095	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	妻川取水事務所	レベル4	○	○		1290000		0.1度以下	○	1			原水							
H25-096	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	妻川取水事務所	レベル4	○	○		1290000		0.1度以下	○	1			原水							
H26-001	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所				○	-		0.1度以下	○	1			原水							給水人口記載なし
H26-002	-01	H26.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川取水口				○	398101		0.1度以下	○	1	○	2	原水							
H26-003	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	妻川浄水場	レベル4	○	○		1280000		0.1度以下	○	2			原水							
H26-004	-01	H26.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場				○	1006000		0.1度以下	○	1			原水							
H26-005	-01	H26.05	岐阜県	岐阜県	簡易水道	谷水	地表水	大崎取水場				○	26		0.1度以下	○	1			原水							
H26-006	-01	H26.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場				○	650000		0.1度以下			○	1	原水							
H26-007	-01	H26.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場				○	50700		0.1度以下			○	1	原水							
H26-008	-01	H26.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 茨中水道事務所瀧沼川 取水口				○	136607		0.1度以下			○	6	原水							

表 4-7 クリプトポリジウム等の検出状況 (5/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H26-009	01	H26.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場	レベル4		○			734845	0.1度以下		○	1	原水								
H26-010	01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	0.1度以下	○	3		原水								
H26-011	01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	コウウレビ谷水源	地表水	コウウレビ谷水源取水施設			○			76	0.1度以下		○	1	原水								
H26-012	01	H26.06	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場 跳滝取水口	レベル4	○	○		21091	0.1度以下		○	1	原水									
H26-013	01	H26.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場	レベル4		○			765677	0.1度以下		○	1	原水								
H26-014	01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	神蛇洞水源	地表水	神蛇洞水源取水施設				○		286	0.1度以下	○	1		原水								
H26-015	01	H26.06	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	地表水	中津川取水場			○	○		60484	0.1度以下	○	1		原水								
H26-016	01	H26.07	大阪府	大阪府	簡易水道	石川系水越川上流支川	地表水	青崩浄水場	レベル4	○	○		90	0.1度以下		○	1	原水									
H26-017	01	H26.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○	○		127,000	不明		○	1	原水								
H26-018	01	H26.07	香川県	琴平町水道事業/琴平町	上水道	堀池水源	不圧地下水(浅井)	五条浄水場	レベル3	○	○		9,000	0.1度以下	○	1		原水									
H26-019	01	H26.07	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	青山ずい道出口				○		210,000	0.1度以下	○	1		原水								
H26-020	01	H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場	レベル4		○			1040000	0.1度以下		○	1	原水								
H26-021	02	H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場				○		1040000	0.1度以下		○	1	原水								
H26-022	01	H26.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場	レベル4		○			398,101	0.1度以下		○	3	原水								
H26-023	01	H26.07	北海道	島牧村	簡易水道	高田の川	伏流水	永豊地区の配水池	レベル3				○	1,500	不明	○	1		浄水								
H26-024	01	H26.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川河川	地表水	栃木県栃木市大光寺橋付近					-	-	0.1度以下	○	2		原水								
H26-025	01	H26.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	3		原水								
H26-026	01	H26.08	北海道	富良野市	用水供給	-	伏流水	富良野市宇山部24線地先				○		93	不明	○	2		原水								
H26-027	01	H26.08	岐阜県	岐阜県	専用水道	貝月谷支流水源	地表水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4		○			800	0.1度以下	○	4	○	2	原水							
H26-028	01	H26.08	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場			○	○		4139442	0.1度以下	○	2	○	2	原水							
H26-029	01	H26.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場			○	○		650000	0.1度以下		○	2	原水								
H26-030	01	H26.08	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場			○	○		50,700	0.1度以下	○	1		原水								
H26-031	01	H26.09	岐阜県	岐阜県	簡易水道	東谷水源	地表水	東谷水源取水施設				○		72	0.1度以下	○	1		原水								
H26-032	01	H26.09	北海道	釧路市	簡易水道	訓子府支流川	地表水	秋田取水場	レベル4		○			195	0.1度以下	○	2		原水								
H26-033	01	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	小山取水場			○	○		231,672	0.1度以下		○	1	原水								
H26-034	02	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	坂戸井取水場			○	○		231,672	0.1度以下		○	3	原水								
H26-035	01	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	稲浦浄水場水質試験室				○		2,025	0.1度以下	○	1		原水								
H26-036	02	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	不圧地下水(浅井)	沖村浄水場蓄水井			○	○		463	0.1度以下		○	1	原水								
H26-037	01	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	権原村 北秋川浄水場取水口				○		2,330	0.1度以下	○	1		原水								
H26-038	01	H26.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	養川取水事務所	レベル4	○	○		1,290,000	0.1度以下		○	1	原水									
H26-039	01	H26.09	長野県	長野県	簡易水道	汀ノ沢(なごのさわ)水源	地表水	水源					○	1,200	0.1度以下		○	1	原水								
H26-040	01	H26.10	群馬県	みどり市	上水道	利根川水系川口川	地表水	塩原浄水場 第1水源取水口	レベル4	○	○		49,624	0.1度以下	○	1		原水									
H26-041	01	H26.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	2		原水								
H26-042	01	H26.10	広島県	広島県	簡易水道	才乙水源	伏流水	才乙水源	レベル3			○		130	0.1度以下		○	1	原水								
H26-043	01	H26.10	栃木県	栃木県	用水供給	鬼怒川河川水	地表水	鬼怒川取水場	レベル4				-	-	0.1度以下	○	2		原水								
H26-044	01	H26.10	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県銚子市黒部川1465番地地先				○	○	66,432	0.1度以下	○	1		原水								
H26-045	01	H26.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	岐阜県関ヶ原町藤古川浄水場(取水施設:浄水場内)	レベル4	○	○		3,000	0.1度以下	○	2		原水									
H26-046	01	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場	レベル4		○			398,101	0.1度以下		○	3	原水								
H26-047	02	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県企業局 渡良瀬川浄水場	レベル4		○			264,689	0.1度以下		○	1	原水								
H26-048	01	H26.10	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場				○		5,900,000	0.1度以下	○	1		原水								
H26-049	01	H26.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○	○		127,000	0.1度以下		○	1	原水								
H26-050	01	H26.10	群馬県	富岡市	上水道	南牧川	地表水	群馬県下仁田町宮室岡首取水口			○	○		46,375	0.1度以下		○	1	原水								
H26-051	01	H26.10	東京都	東京都	上水道	-	地表水	川苜谷(東京都奥多摩町)				○	○	3,629,800	0.1度以下	○	1		原水								
H26-052	01	H26.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		154,000	0.1度以下	○	1		原水									
H26-053	01	H26.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下		○	1	原水								
H26-054	01	H26.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	上水道	江戸川	地表水	北千葉浄水場			○	○		4,139,442	0.1度以下	○	2		原水								
H26-055	01	H26.11	岐阜県	岐阜県	簡易水道	-	不圧地下水(浅井)	中神測第一取水	レベル3		○			927	0.1度以下	○	1		原水								
H26-056	01	H26.11	北海道	北海道	上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地地先				○		75,000	0.1度以下		○	1	原水								
H26-057	01	H26.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局 利根川浄水場 取水口			○	○		260,208	0.1度以下		○	1	原水								
H26-058	01	H26.11	千葉県	九十九里地城水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工			○	○		143,404	0.1度以下		○	5	原水								
H26-059	01	H26.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場	レベル4		○			398,101	0.1度以下		○	3	原水								
H26-060	01	H26.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場 跳滝取水口	レベル4	○	○		21,889	0.1度以下	○	1		原水									

表 4-8 クリプトポリジウム等の検出状況 (6/11)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
H26-061	-01	H26.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2	○	1	原水						・給水人口は記載なし。
H26-062	-01	H26.12	岐阜県	岐阜県	用水供給	高原川支流呑水谷	地表水	呑水谷水源取水施設				○		27	0.1度以下	○	1			原水						
H26-063	-01	H26.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局	群馬県企業局(群馬県企業局)	レベル4		○		765,677	0.1度以下	○	7			原水						
H26-064	-01	H26.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	茨城県企業局	茨城県企業局(茨城県企業局)	レベル4	○	○		195,509	0.1度以下			○	1	原水						
H27-001	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1	○	1	原水						・給水人口は記載なし。
H27-002	-01	H27.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場) 高瀬浄水場(取水場)	レベル4	○	○		1,290,000	0.1度以下	○	6			原水							
H27-003	-01	H27.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系利根川、鬼怒川	地表水	茨城県企業局	茨城県企業局(茨城県企業局)	レベル4	○	○		455,717	0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H27-004	-01	H27.01	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤吉川ダム	地表水	関ヶ原町藤吉川ダム	岐阜県関ヶ原町藤吉川ダム(取水場)	レベル4	○	○		3,000	0.1度以下	○	1			原水						
H27-005	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水、伏流水	寒川浄水場	神奈川県企業庁(神奈川県企業庁)	レベル4	○	○		1,280,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H27-006	-01	H27.01	北海道	北海道(増毛町)	簡易水道	岩老川水系カワキの沢川	地表水	増毛町岩老 道有林12林班	北海道(増毛町)	レベル4		○		31	0.1度以下	○	1			原水						
H27-007	-01	H27.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場	千葉県野田市水道部	レベル4	○	○		127,000	0.1度以下	○	5			原水						
H27-008	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼(湖沼)	地表水	印旛沼取水場	千葉県水道局	レベル1		○		315,000	0.1度以下	○	1			原水						
H27-009	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場	千葉県水道局	レベル4	○	○		1,011,000	0.1度以下			○	1	原水						
H27-010	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県銚子市白石町80番地	千葉県銚子市(千葉県銚子市)	レベル4	○	○		64,580	0.1度以下	○	1			原水						
H27-011	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系高田川	地表水	千葉県銚子市白石町80番地	千葉県銚子市(千葉県銚子市)	レベル4	○	○		64,580	0.1度以下	○	2			原水						
H27-012	-01	H27.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県企業局	群馬県企業局(群馬県企業局)	レベル4		○		406,263	0.1度以下			○	2	原水						
H27-013	-01	H27.01	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三郷浄水場(埼玉県三郷市新和)	東京都(東京都)	レベル4	○	○		4,800,000	0.1度以下	○	8	○	1	原水						
H27-014	-01	H27.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	大久保浄水場	埼玉県(埼玉県)	レベル4	○	○			0.1度以下	○	2			原水						・給水人口は記載なし。
H27-015	-01	H27.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	千葉県九十九里地域水道企業団	千葉県九十九里地域水道企業団(千葉県九十九里地域水道企業団)	レベル4	○	○		61,638	0.1度以下	○	1			原水						
H27-016	-01	H27.01	長野県	(長野町建設水道課)	飲料水供給施設	町沢水源(湧水)	水	町沢水源	長野県(長野県)				○	35	不明	○	1			原水						
H27-017	-01	H27.01	高知県	高知県	専用水道	表流水	地表水	高知県(高知県)	高知県(高知県)	レベル4		○		50	0.1度以下	○	1			原水						
H27-018	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2			原水						・給水人口は記載なし。
H27-019	-01	H27.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場) 高瀬浄水場(取水場)	レベル4	○	○		1,290,000	0.1度以下	○	9	○	1	原水							
H27-020	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	吉見浄水場	埼玉県(埼玉県)	レベル4	○	○			0.1度以下	○	5			原水						・給水人口は記載なし。
H27-021	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	七ヶ浜浄水場(取水場)	一級河川 神測川	地表水	藤生取水場	岐阜県(岐阜県)	レベル4				1,830	0.1度以下			○	1	原水						・浄水処理方法は「膜ろ過」
H27-022	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	2	○	8	原水						・給水人口は記載なし。
H27-023	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川、那珂川	地表水	茨城県企業局	茨城県企業局(茨城県企業局)	レベル4	○	○		758,362	0.1度以下			○	1	原水						
H27-024	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	千葉県北千葉広域水道企業団	千葉県北千葉広域水道企業団(千葉県北千葉広域水道企業団)	レベル4	○	○		4,155,481	0.1度以下	○	4	○	1	原水						
H27-025	-01	H27.02	北海道	北海道(上砂川町)	上砂川町簡易水道	石狩川水系ハンケ歌志内川	地表水	歌志内市字西山44番1地先	北海道(北海道)	レベル4				4,610	0.1度以下	○	1			原水						
H27-026	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	七ヶ浜浄水場(取水場)	堂家水源(浅井戸)	地表水	堂家取水場	岐阜県(岐阜県)	レベル3		○		131	0.1度以下	○	1			原水						
H27-027	-01	H27.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	千葉県九十九里地域水道企業団	千葉県九十九里地域水道企業団(千葉県九十九里地域水道企業団)	レベル4	○	○		143,404	0.1度以下	○	3			原水						
H27-028	-01	H27.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場	宮城県(宮城県)		○	○	○	190,059	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H27-029	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系鬼怒川、利根川	地表水	茨城県企業局	茨城県企業局(茨城県企業局)	レベル4	○	○		455,717	0.1度以下	○	3	○	3	原水						
H27-030	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	千葉県北千葉広域水道企業団	千葉県北千葉広域水道企業団(千葉県北千葉広域水道企業団)	レベル4	○	○		4,155,481	0.1度以下	○	1	○	2	原水						
H27-031	-01	H27.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金野取水場(東京都葛飾区金野浄水場)	東京都(東京都)	レベル4	○	○		4,800,000	0.1度以下	○	1			原水						
H27-032	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸	埼玉県(埼玉県)	レベル4	○	○			0.1度以下	○	4	○	2	原水						・給水人口は記載なし。
H27-033	-01	H27.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	神奈川県横須賀市上下水道局	レベル4	○	○		410,000	0.1度以下	○	2			原水						
H27-034	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	神奈川県企業庁(神奈川県企業庁)	レベル4	○	○		1,280,000	0.1度以下	○	4			原水						
H27-035	-01	H27.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県企業局	群馬県企業局(群馬県企業局)	レベル4		○		398,101	0.1度以下	○	6	○	8	原水						
H27-036	-01	H27.02	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・北部河川・倉敷ダム	地表水	北谷浄水場原水	沖縄県企業局(沖縄県企業局)	レベル4	○	○		400,000	0.1度以下	○	1			原水						
H27-037	-01	H27.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1			原水						・給水人口は記載なし。
H27-038	-01	H27.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県銚子市白石町80番地	千葉県銚子市(千葉県銚子市)	レベル4	○	○		65,922	0.1度以下	○	2			原水						
H27-039	-01	H27.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水	茨城県企業局	茨城県企業局(茨城県企業局)	レベル4	○	○		231,672	0.1度以下			○	4	原水						
H27-040	-01	H27.03	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	宮崎市(宮崎市)	宮崎市(宮崎市)	レベル4	○	○		3,330,000	0.1度以下	○	1			原水						
H27-041	-01	H27.03	岐阜県	飛騨市神岡上水道	上水道	山田川支流穴谷水源	地表水	穴谷水源	岐阜県(岐阜県)				○	6,213	0.1度以下			○	1	原水						
H27-042	-01	H27.03	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市深谷)	東京都(東京都)				○	5,800,000	0.1度以下	○	3	○	1	原水						
H27-043	-01	H27.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	神奈川県横須賀市上下水道局	レベル4	○	○		410,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H27-044	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	神奈川県横浜市水道局	レベル4	○	○		1,290,000	0.1度以下	○	2			原水						
H27-045	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場) 高瀬浄水場(取水場)	レベル4	○	○		1,290,000	0.1度以下	○	1			原水							
H27-046	-01	H27.01	福岡県	北九州市	専用水道	遠賀川、紫川、河内貯水池の混合原水(比)	地表水	新日産住専専用水道 戸畑浄水場	福岡県北九州市(福岡県北九州市)	レベル4				44,500	0.1度以下			○	1	原水						
H27-047	-01	H28.02	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市深谷)	東京都(東京都)				○	5,410,000	0.1度以下	○	3			原水						
H27-048	-01	H27.04	北海道	(南富良野町)	簡易水道	石狩川水系エホロカンベツ川支流一の沢	地表水	南富良野町(北海道南富良野町)	北海道(北海道)	レベル4		○		95	0.1度以下	○	1			原水						

表 4-9 クリプトポリジウム等の検出状況 (7/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H27-049-01		H27.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	栗山浄水場(千葉県山成郡山成町新山成1-11番地)	レベル4	○	○			61,638	0.1度以下		○	1	原水							
H27-050-01		H27.04	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	野山浄水場(東京都目黒区日野1-10番地)	レベル4		○			5,900,000	0.1度以下		○	2	原水							
H27-051-01		H27.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○			-	0.1度以下	○	1	原水						・給水人口は記載なし。		
H27-052-01		H27.05	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	谷町取水場(東京都葛飾区金町浄水場地先)	レベル4		○			4,800,000	0.1度以下		○	1	原水							
H27-053-01		H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県鹿嶋市利根川浄水場 取水口)	レベル4	○	○			260,208	0.1度以下	○	1	原水								
H27-054-01		H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道(千葉県八千代市八千代浄水場)	レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下	○	1	原水								
H27-055-01		H27.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場			○	○		650,000	0.1度以下		○	1	原水							
H27-056-01		H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系鬼怒川河水(原水)	地表水	鬼怒川浄水場(栃木県宇都宮市下都賀3-1-1番地)	レベル4					-	0.1度以下		○	1	原水						・浄水処理方法は記載なし。・給水人口は記載なし。	
H27-057-01		H27.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1	原水								
H27-058-01		H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県鹿嶋市利根川浄水場 取水口)	レベル4	○	○			260,208	0.1度以下	○	1	原水								
H27-059-01		H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○	○		127,000	0.1度以下		○	1	原水							
H27-060-01		H27.08	愛媛県	愛媛県	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4				○		204	0.1度以下		○	1	原水							
H27-061-01		H27.09	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場(東京都板橋区地先)	レベル4		○			5,800,000	0.1度以下		○	1	原水							
H27-062-01		H27.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下		○	1	原水							
H27-063-01		H27.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	2	原水						・給水人口は記載なし。		
H27-064-01		H27.10	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県鹿嶋市利根川浄水場 取水口)	レベル4	○	○			260,208	0.1度以下		○	2	原水							
H27-065-01		H27.10	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、ダム放流水等	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			-	0.1度以下		○	2	原水						・給水人口は記載なし。	
H27-066-01		H27.10	北海道	北海道(増毛町)	増毛町上水道	暑寒別川水系暑寒別川	地表水	増毛町暑寒別川482番地地先水源取水口	レベル4	○	○			4,159	0.1度以下	○	1	原水								
H27-067-01		H27.10	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場(群馬県利根川町利根川浄水場)	レベル4		○			396,347	0.1度以下		○	2	原水							
H27-068-01		H27.10	埼玉県	秩父市	簡易水道	寺沢川	地表水	寺沢配水場				○		30戸	不明		○	1	原水						・給水人口は「30戸」と記載。	
H27-069-01		H27.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4					540,000	0.1度以下		○	2	原水						・浄水処理方法は「緩ろ過」	
H27-070-01		H27.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,326戸	0.1度以下	○	1	原水							・給水人口は「6,326戸」と記載。	
H27-071-01		H27.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	2	原水							・給水人口は記載なし。	
H27-072-01		H27.11	大阪府	河内長野市	上水道	大和川水系 石川支流 石見川	地表水	三田市浄水場 取水口	レベル4	○	○			6,000	0.1度以下	○	2	原水								
H27-073-01		H27.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水	利根川浄水場(茨城県鹿嶋市利根川浄水場)	レベル4	○	○			491,880	0.1度以下		○	2	原水							
H27-074-01		H27.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道(千葉県八千代市八千代浄水場)	レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下		○	1	原水							
H27-075-01		H27.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1	原水								
H27-076-01		H27.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川	地表水	利根川浄水場(群馬県桐生市渡良瀬川浄水場)	レベル4	○	○			76,132	0.1度以下		○	1	原水							
H27-077-01		H27.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場(群馬県利根川町利根川浄水場)	レベル4		○			396,347	0.1度以下		○	3	原水							
H27-078-01		H27.11	北海道	北海道(江別市)	江別市上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地地先	レベル4	○	○			119,897	0.1度以下		○	2	原水							
H27-079-01		H27.11	長野県	伊那市上新山簡易水道	上水道	花平水源	地表水	花平水源	レベル4			○		200	0.1度以下	○	1	原水								
H27-080-01		H27.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	4	原水							・給水人口は記載なし。	
H27-081-01		H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 瀧沼川浄水場 取水口	レベル4	○	○			101,798	0.1度以下	○	1	原水								
H27-082-01		H27.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	3	原水								
H27-083-01		H27.12	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場(東京都板橋区地先)	レベル4		○			5,410,000	0.1度以下		○	2	原水							
H27-084-01		H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	4	原水								
H27-085-01		H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県鹿嶋市利根川浄水場 取水口)	レベル4	○	○			260,208	0.1度以下		○	2	原水							
H27-086-01		H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(神奈川県横浜市中区小瀬4-1-1番地)	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H28-001-01		H28.02	北海道	釧路市簡易水道	簡易水道	湧水	その他	旧12区浄水場				○		2,547	0.1度以下	○	22	○	17	原水						
H28-002-01		H28.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	3	原水							・給水人口は記載なし。	
H28-003-01		H28.04	神奈川県	企業局水道部浄水課	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場			○	○		1,280,000	0.1度以下	○	1	原水								
H28-004-01		H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	地表水	印旛取水場			○	○		320,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-004-02		H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場			○	○		960,000	0.1度以下		○	1	原水							
H28-005-01		H28.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取取水場			○	○		61,000	0.1度以下	○	1	原水								
H28-006-01		H28.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所			○	○			0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-007-01		H28.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場			○	○		710,000	0.1度以下		○	2	原水							
H28-008-01		H28.05	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口			○	○		6,392	0.1度以下		○	1	原水							
H28-009-01		H28.05	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場			○	○		410,000	0.1度以下	○	1	原水								
H28-010-01		H28.06	埼玉県	秩父広域市町村圏総合水道局	上水道	小森川	地表水	煤川浄水場			○	○	○	21	0.1度以下		○	1	原水							
H28-011-01		H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所			○	○			0.1度以下		○	1	原水						・給水人口は記載なし。	
H28-011-02		H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-	0.1度以下	○	2	原水							・給水人口は記載なし。	
H28-012-01		H28.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	黒津谷	地表水	黒津浄水場 黒津谷取水地点				○		294	0.1度以下	○	1	原水								

表 4-10 クリプトポリジウム等の検出状況 (8/11)

処理用連番	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H28-013	-01	H28.06	北海道	北海道(美幌町)	上水道	網走川水系女満別川	地表水	日並浄水場 着水井		○	○			113,180		0.1度以下	○	1			原水						
H28-014	-01	H28.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水						
H28-015	-01	H28.06	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			220,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-016	-01	H28.06	長野県	(原野町建設水道課)	簡易水道	簡易水道	その他	飯沼沢水源					○	68		0.1度以下	○	1			原水						
H28-017	-01	H28.06	長野県	(箕輪町長岡地区住民組合)	簡易水道	簡易水道	その他	細沢水源					○	1,200		0.1度以下			○	1	原水						
H28-018	-01	H28.06	長野県	(原野町建設水道課、箕輪町建設水道課)	上水道	桑沢水源	地表水	桑沢浄水場着水井			○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-019	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-019	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-020	-01	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。	
H28-020	-02	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-021	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-021	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場		○	○			219		0.1度以下	○	1			原水						
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	栗谷沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男女沢浄水場 着水井			○			15,380		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口はFILE02より。	
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場 着水井				○		300		0.1度以下			○	1	原水						
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	4	原水						
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	4	○	2	原水						
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利島村浄水場(貯水池)	表流水	利島村浄水場(貯水池)			○			304		0.1度以下	○	1	○	2	原水						
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川	表流水	福井県新田山田水道		○	○			135,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県東第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	2			原水						
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	不詳地下水(及び井)	伊豆山浄水場(千葉県千葉市若狭町大字)					○	1,869		不明			○	7	原水					濁度記載なし	
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須成水源	表流水	大洲市上須成乙733-1						364		0.1度以下			○	1	原水						
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、ダム放流水等	表流水	吉見浄水場 荒川右岸		○	○			447,492		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口はFILE02より。	
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下			○	1	原水						
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局長谷水道課	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	1			原水						
H28-039	-01	H28.10	長野県	(伊那市高遠長谷水道課)	簡易水道	岩ノ沢水源(湧水)	その他	岩ノ沢水源 原水					○	100		不明			○	1	原水						
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横浜貿易上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口		○	○			730,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	金町浄水場 金町取水塔			○			2,715,000		0.1度以下			○	2	原水						
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	朝霞浄水場 秋ヶ瀬取水塔			○			2,887,000		0.1度以下			○	2	原水						
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	8	○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下			○	1	原水						
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	-	表流水	箕面取水場			○			24,683		0.1度以下			○	10	原水						
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	2			原水						
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	群馬県東部地域水道		○	○			260,208		0.1度以下			○	1	原水						
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	7			原水						
H28-052	-01	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場		○	○			179,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-052	-02	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場		○	○			154,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ヶ原浄水場		○	○			950,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県東第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	群馬県東第二水道		○	○			231,672		0.1度以下			○	1	原水						
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系 高滝ダム	表流水	高滝取水場		○	○			46,902		0.1度以下			○	3	原水						
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸		○	○			1,145,451		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。	
H28-059	-01	H29.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県銚子市黒部川取水場		○	○			62,419		0.1度以下	○	4			原水						

表 4-11 クリプトポリジウム等の検出状況 (9/11)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄		
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)								
H29-060-01		H29.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			179,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水							
H29-060-02		H29.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			154,000		0.1度以下	○	3			原水							
H29-061-01		H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000	不明	○	1	○	1	原水								
H29-062-01		H29.01	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	4			原水							
H29-063-01		H29.01	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水							
H29-064-01		H29.01	東京都	東京都	上水道	-	表流水	東村山浄水場			○			5,887,000		0.1度以下			○	2	原水							
H29-065-01		H29.01	群馬県	群馬企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	3	○	2	原水							
H29-066-01		H29.01	北海道	旭川水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○			224,900		0.1度以下			○	0.25	原水					「ジアルジアの濃度=1個/40L」と記載		
H29-067-01		H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多喜浄水場		○	○			198,064		0.1度以下	○	5			原水							
H29-068-01		H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	行田浄水場		○	○			1,748,900		0.1度以下	○	1	○	1	原水						*給水人口はFILE02より、	
H29-069-01		H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場 小山取水場			○			231,672		0.1度以下			○	1	原水							
H29-070-01		H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場 板戸井取水場			○			231,672		0.1度以下			○	2	原水							
H29-071-01		H29.02	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水							
H29-072-01		H29.02	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	5			原水							
H29-073-01		H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○					0.1度以下	○	1			原水					「給水範囲の戸数=6,392戸」と記載		
H29-074-01		H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下	○	1			原水							
H29-075-01		H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	1	原水							
H29-076-01		H29.02	群馬県	群馬企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	1			原水							
H29-077-01		H29.03	群馬県	群馬企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水							
H29-001-01		H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系	
H29-002-01		H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第1着水井(原水)	レベル4	○	○			1,350,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-003-01		H29.04	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-004-01		H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-004-02		H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-005-01		H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川(表流水) 倉敷ダム(ダム水)・裏手結井戸群(湧井)	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-006-01		H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-007-01		H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-008-01		H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	不圧地下水(湧井)	今須中町浄水場	レベル3	○	○			530	不明	0.1度以下				○	1	原水	健康被害報告なし					関ケ原町、県西濃保健所
H29-009-01		H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-009-02		H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-010-01		H29.07	青森県	青森市	上水道	横内浄水場	表流水	横内浄水場	レベル4		○			92,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし						国立感染症研究所
H29-011-01		H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-011-02		H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-012-01		H29.07	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						市健康部保健所生活衛生課、第一水系
H29-013-01		H29.07	北海道	初山別荘	飲料水供給施設	茂築別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場						3	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						留萌保健所
H29-014-01		H29.07	北海道	羽幌町	上水道	準用河川福寿川	表流水	準用河川福寿会 取水口	レベル4	○				6,650	前日の降雨の影響(推定)	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						留萌保健所
H29-015-01		H29.07	群馬県	群馬企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			396,347	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-016-01		H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし						県総合企画部水政課、第一水系
H29-017-01		H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	房総浄水場東金分工	レベル4	○	○			141,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし						県総合企画部水政課、第一水系
H29-018-01		H29.09	鹿児島県	鹿児島県	高島町西部地区排水水道	指江第4(川内)水源	雑圧地下水(深井戸)	指江第4(川内)水源			○			1,177	ジアルジアの検出	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県川薩保健所
H29-019-01		H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-019-02		H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-020-01		H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,508	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-021-01		H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし						県総合企画部水政課、第一水系
H29-022-01		H29.09	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						市健康部保健所生活衛生課、第一水系
H29-023-01		H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川	表流水	平南川	レベル4	○	○			40,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-024-01		H29.09	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部、市健康部生活衛生課、第一水系
H29-025-01		H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-025-02		H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						県保健福祉部生活衛生課 生活衛生課、第一水系
H29-026-01		H29.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川水系待崎川	表流水	鴨川水道用横津浄水場取水口	レベル4	○	○			6479戸	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし						千葉県総合企画部水政課
H29-027-01		H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ口川	表流水	戸野浄水場	レベル4	○	○			57,000	原水からクリプトポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						新潟県
H29-028-01		H29.10</																										

表 4-12 クリプトポリジウム等の検出状況 (10/11)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
H29-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	磯島取水場(村野浄水場)	レベル4	○	○		3,480,000	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○		320,000	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-029	-02	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○		1,000,000	不明	0.1以下		○	4	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-030	-01	H29.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	光取水場	レベル4	○	○		60,000	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	その他	西谷浄水場	レベル4	○	○		790,000	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部、市健康福祉部、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4	○	○	400(1日最大利用者)		取水施設上流で動物の糞便等	0.1以下		○		原水	健康被害報告なし		西濃保健所	クリプトポリジウムを検出した			
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	美濃川水系美濃川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○		6392戸	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度等の検出				
H29-034	-01	H29.11	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		147,000	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮城県衛生課	ろ過水濁度等の検出				
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地区)	レベル4	○	○		4,220,073	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、県総合企画部水政課	ろ過水濁度等の検出			
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第3着水井	レベル4	○	○		1,150,000	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部、市健康福祉部、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県営第一水道	レベル4	○	○		741,104	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1,190,000	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		700,000	不明	0.1以下		○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1以下	○	13	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-043	-01	H29.12	宮城県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下流浄水場(南田地区取水口)、富吉浄水場(富吉地区取水口)	レベル4	○	○		357,000	不明	0.1以下	○	3	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮城県中央保健所	ろ過水濁度等の検出				
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県営第一水道	レベル4	○	○		767,468	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-045	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部、市健康福祉部、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		220,000	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○		-	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬県水道企業団	上水道	利根川水系渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○		116,915	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1以下	○	6	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水政課	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		46,223	不明	0.1以下	○	6	原水	調査中		調査中	ろ過水濁度等の検出				
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	社家取水管理センター取水口(有馬浄水場)	レベル4	○	○		400,000	不明	0.1以下	○	15	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-053	-01	H30.1	宮城県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下流浄水場(南田地区取水口)、富吉浄水場(富吉地区取水口)	レベル4	○	○		357,000	不明	0.1以下	○	3	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮城県中央保健所	ろ過水濁度等の検出				
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都水道局	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三園浄水場	レベル4	○	○		3,107,000	不明	0.1以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		同一大阪府、都水務局	ろ過水濁度等の検出		
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬企業局	用水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県利根川取水場	レベル4	○	○		677,630	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○		320,000	不明	0.1以下		○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○		1,000,000	不明	0.1以下		○	4	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系 石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○		10,000	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		河内長野市、大阪府衛生課	ろ過水濁度等の検出			
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1以下	○	11	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部、市健康福祉部、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部、市健康福祉部、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○		-	不明	0.1以下		○	5	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	茨城県水道事務所用水濁浄水場 新戸浄水場	レベル4	○	○		231,672	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1以下	○	5	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部、市健康福祉部、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県環境生活部環境健康課水質課	上水道	一本木1号井(深井戸)及び一本木2号井(深井戸)	地下地下水(深井戸)	一本木1号井(深井戸)一本木2号井(深井戸)	レベル3				35,000	不明	不明	○	1	原水	健康被害報告なし		熊本県保健所生活衛生課	調査中のため、暫時的対応を行っている				
H30-001	-01	H30.4	群馬県	群馬企業局	用水供給	利根川水系(渡良瀬川、利根川)	表流水	利根川取水場	レベル4	○	○		新田山田:2722	不明	0.1以下		○	1	原水	健康被害報告なし		群馬県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H30-002	-01	H30.4	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川(表流水)	表流水	石狩川浄水場	レベル4	○	○		旭川市:約217	不明	0.1以下	○	0.5	○	0.75	浄水	健康被害報告なし		旭川市保健所、同一大阪府	10/10検出結果、追加検査結果の結果「第2報」を採用。		
H30-003	-01	H30.4	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H30-004	-01	H30.4	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1以下	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H30-005	-01	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場) 高滝浄水場(取水場)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1以下	○	18	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出		
H30-005	-02	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場) 高滝浄水場(取水場)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出		
H30-006	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1以下		○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H30-006	-02	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1以下	○	6	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出				
H30-007	-01	H30.5	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約70万人(平成)	不明	0.1以下		○	2	原水	健康被害報告なし		千葉県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出			
H30-008	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約118万人	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	ろ過水濁度等の検出	リスクレベルは、「ちば野菊の里浄水場」の値を採用			
H30-009	-01	H30.5	大阪府	河内長野市	上水道	石川水系 石見川支流菜畑谷	表流水	石見川浄水場 原水	レベル4	○	○		321人(平成30年)	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		河内長野市保健所生活衛生課、同一大阪府	10/10検出結果、追加検査結果の結果「第2報」を採用。				
H30-010	-01	H30.6	熊本県	熊本県	上水道(原水)	一本木2号井(深井戸)	地下地下水(深井戸)	一本木1号井(深井戸)	レベル3				約35,000人	不明	0.1以下	○	1	原水	健康被害報告なし		熊本県保健福祉部生活衛生課、同一大阪府	調査中のため、暫時的対応を行っている				
H30-011	-01	H30.6	岐阜県	飛騨市	上水道(上村第一)	上村第一水源(表流水)																				

表 4-13 クリプトポリジウム等の検出状況 (11/11)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H30-012	-01	H30.5	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	朝霞浄水場	レベル4		○			朝霞浄水場:30	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-013	-01	H30.7	長野県	長野県	小継上水、兼野給水	水石水源(湧水)、舟ヶ沢水源(湧水)	表流水	西小継配水池	レベル3				○	小継上水:約870	不明	0.1度以下	○	0.5			浄水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-014	-01	H30.7	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域:利根川(表流水)	表流水		レベル4		○			東部地域:4053	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-015	-01	H30.7	茨城県	茨城県企業局	上水道	沼沼川(表流水)	表流水		レベル4	○	○			67,372人(沼沼川)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-016	-01	H30.7	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川(表流水)	表流水		レベル4	○	○			74,073人(平成28)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-017	-01	H30.7	大阪府	泉佐野市	上水道	大池(表流水)	表流水		レベル4	○	○			約39,000人	クリプトスポリジウム及びジアル	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-018	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-019	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯塚取水管理事務所	-	○	○		-	-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-020	-01	H30.8	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4	○	○			79,668人(3,127世)	不明	0.1度以下			○	6	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-021	-01	H30.8	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水		-	○	○			4,271,696人(H28)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-022	-01	H30.8	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水		レベル4	○	○			740,153人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-023	-01	H30.9	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川(表流水)	表流水	新庄浄水場着水口	レベル4	○	○			62,145人(31,280)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-024	-01	H30.9	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三國浄水場	レベル4	○	○			三國浄水場:76	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-024	-02	H30.9	東京都	東京都	簡易水道	表流水	表流水	御蔵島村浄水場	レベル4	○	○			298人(平成29年)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-025	-01	H30.9	宮城県	石巻地方広域水道企業団	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	データがメールファイル(msg)のみで、不明箇所あり。	
H30-026	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	北谷浄水場 原水	表流水	北谷浄水場	レベル4	○	○			約40万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-027	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川(表流水)	表流水	平南川	-	○	○			約4万人	不明	-			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-028	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯塚取水管理事務所	-	○	○			-	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-029	-01	H30.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	①利根川水系 利根川(表流水)	表流水	①木下取水場	-	○	○			①約100万人(平成28)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-029	-02	H30.10	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川(表流水)	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,392戸(H28年)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-030	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-031	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			-	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-032	-01	H30.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小堤浄水場(取水場) 高層部(利根川)取水場	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-033	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			-	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-034	-01	H30.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水		-	○	○			4,271,696人(H28)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-035	-01	H30.11	山形県	山形県食品衛生課	上水道(田神町浄水場)	湧水	表流水	取水位置:村山市大字岩野	レベル3			○		139世帯 427人	-	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-036	-01	H30.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川(表流水)	表流水		レベル4	○	○			20,207人(平成28)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-037	-01	H30.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水		レベル4	○	○			231,672人(水海)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-038	-01	H30.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約70万人(平成28)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-039	-01	H30.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-040	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-041	-01	H30.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小堤浄水場(取水場) 高層部(利根川)取水場	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-042	-01	H30.12	大阪府	能勢町	上水道	表流水	表流水	妙見山浄水場	レベル4		○			給水人口 5人	原水でのクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-043	-01	H30.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水		レベル4	○	○			21.0万人(下北方)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-044	-01	H30.12	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水		レベル3		○			767,468人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-045	-01	H30.12	広島県	広島県企業局(指定管理) 福永(みどろ)広島	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水		レベル4	○	○			74万人(計画給)	不明	0.1度超			○	9	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-046	-01	H30.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小堤浄水場(取水場) 高層部(利根川)取水場	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-047	-01	H30.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小堤浄水場(取水場) 高層部(利根川)取水場	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	
H30-048	-01	H30.12	岐阜県	高山市	上水道(三ツ谷)	三ツ谷水源(表流水)	表流水	三ツ谷水源取水堰	レベル4		○			10戸	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		東京都健康・安全・防災局、東京都水道局 表流水源(湧水、舟ヶ沢水源(湧水))	浄水処理方法「膜ろ過」	

5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理

5-1. 各国における薬品基準等の概要

1) 日本

わが国では、主要な水道用薬品について日本水道協会（JWWA）規格と日本工業規格（JIS）がある。水道事業者は、これらの規格がある水道用薬品については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」や通知（「水道に使用する凝集剤、薬品等の取り扱いについて」昭和48年7月環水第88号厚生省環境衛生局水道課長通知）に基づき規格品を使用している。

日本水道協会規格は水道事業者等の要請に基づき制定される自主規格であるが、水道の技術的問題に配慮して規定されており、水道事業者の購入仕様等において採用されている。

日本工業規格は工業標準化法に基づく国家規格であり、水道用硫酸アルミニウム及びポリ塩化アルミニウムについては主成分と重金属等について規格値を定めている。

(1) 日本水道協会（JWWA）規格

JWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-1 に示す。（取り消し線は削除された規格）

表 5-1 水道用薬品に関する日本水道協会（JWWA）規格

記号・番号	名 称	制定・改正	備 考
K103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	1979/4/26改正	
K107:2005	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K108:2005	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K110:1975	水道用メタリン酸ナトリウム	1975/6/21改正	
K111:1967	水道用ベントナイト試験方法	1967/8/22制定	
K113:2005-2	水道用粉末活性炭	2014/4/1改正	一部改正*
K120:2008-2	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2014/4/1改正	一部改正*
K121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975/12/19制定	
K122:2005	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）	2014/4/1改正	一部改正*
K126:1980	水道用ポリアクリルアミド	1980/6/28制定	
K134:2005	水道用濃硫酸	2014/4/1改正	一部改正*
K154:2016	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2016/8/9改正	
K155:2005	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2014/4/1改正	一部改正*
K159:2010	水道用ポリシリカ鉄	2010/4/1制定	

*一部改正：水道水質基準の改正に伴う改正である

(2) 日本工業規格 (JIS)

水道用薬品についての JIS は、表 5-2 に示す硫酸アルミニウムとポリ塩化アルミニウムがある。

表 5-2 水道用薬品に関する日本工業規格 (JIS)

記号・番号	名 称	制定・改正
K1475	水道用ポリ塩化アルミニウム (水道用塩基性塩化アルミニウム)	2006/3/25改正
K1450	水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)	2006/3/25改正

2) アメリカ

アメリカでは、主要な水道用薬品についてアメリカ水道協会 (AWWA) 及び NSF (National Sanitation Foundation International : アメリカ衛生財団) が規格を定めており、これらの規格がアメリカ規格協会 (ANSI) で採用され国家標準となっている。

(1) アメリカ水道協会 (AWWA) 規格

AWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-3 に示す。ANSI/AWWA 規格では、主成分や外観、形状、比重等の物理的性状が規定されており、重金属類の安全性については ANSI/NSF 規格で規定されている。

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会 (AWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
B200	塩化ナトリウム	2017
B201	ソーダ灰	2013
B202	生石灰、消石灰	2013
B300	次亜塩素酸	2018
B301	液体塩素	2018
B302	硫安	2016
B303	亜塩素酸ナトリウム	2018
B304	液体酸素	2013
B305	無水アンモニア	2015
B306	アクアアンモニア (液体水酸化アンモニウム)	2015
B402	硫酸鉄	2018
B403	硫酸アルミニウム	2016
B404	液体ケイ酸ナトリウム	2014
B405	アルミン酸ナトリウム	2016
B406	硫酸鉄	2014
B407	液体塩化第二鉄	2018
B408	液体ポリ塩化アルミニウム	2018
B451	ポリジアリルジメチルアンモニウムクロライド	2016

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会 (AWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
B452	EPI-DMA ポリアミン	2014
B453	ポリアクリルアミド	2013
B501	水酸化ナトリウム (苛性ソーダ)	2013
B502	ポリリン酸ナトリウム (ヘキサメタリン酸ナトリウム)	2017
B503	トリポリリン酸ナトリウム	2017
B504	リン酸一ナトリウム (無水)	2018
B505	リン酸二ナトリウム (無水)	2018
B506	オルトリン酸亜鉛	2018
B510	二酸化炭素	2018
B511	水酸化カリウム	2017
B512	二酸化硫黄	2015
B550	塩化カルシウム	2017
B600	粉末活性炭	2016
B601	メタ重亜硫酸ナトリウム	2017
B602	硫酸銅	2017
B603	過マンガン酸塩	2016
B604	粒状活性炭	2018
B605	再生粒状活性炭	2018
B701	フッ化ナトリウム	2018
B702	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	2018
B703	ヘキサフルオロケイ酸	2011

(2) NSF 規格

NSF で制定している水道用薬品規格を表 5-4 に示す。

NSF は第三者認証や試験・規格開発を行う、ミシガン州法に基づく非営利の法人組織である。規格開発に関しては、製造事業者や規制当局、消費者の代表で構成される委員会で策定されている。

水道用薬品の NSF 規格は ANSI/NSF60 (飲料水処理用薬品－健康影響) である。この規格は、浄水処理薬品から飲料水に直接添加される化学物質や汚染物質及び不純物について、健康影響にかかわる最小要件とその評価手法を定めており、JIS や後述の EN 規格のように化学物質等の許含有量を定めるものではない。また、浄水処理薬品としての性能や臭味の要件を定めるものでもない。この規格で扱われている薬品は、凝集剤及びフロック形成剤、軟化剤、沈殿剤、金属イオン封鎖剤、pH 調整剤、腐食又はスケール防止剤、消毒及び酸化剤、処理薬品及び給水のための薬品が記載されているが、記載されたものに限定されるわけではなく、その他の水道用に使用される薬品類について適用可能である。

なお、粉末活性炭については ANSI/NSF61 (飲料水処理システム構成要素－健康影響) で規定されている。

アメリカの多くの州でこれら規格に適合する薬品の使用が義務づけられている。なお、わが国の給水装置の浸出性能基準は、NSF61 に準拠しつつ、わが国の水道水質や給水装置の使用実態、試験の簡便性等を考慮して修正が加えられている。

表 5-4 水道用薬品等に関する NSF 規格

記号・番号	名 称	改正
NSF60	Drinking Water Treatment Chemicals - Health Effects (飲料水処理用薬品－健康影響)	2016
NSF61	Drinking Water System Components- Health Effects (飲料水処理システム構成要素－健康影響)	2016

3) ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては EN (European Norm) 規格がある。この規格は CEN (European Committee for Standardization : ヨーロッパ標準化委員会) により制定される地域規格であるが、CEN 構成国 (表 5-5 参照) においては、競合する国家規格を廃止して EN 規格を採用することが義務付けられている。従って、硫酸アルミニウムを例にすると、イギリス規格の「BS EN 878」とドイツ規格の「DIN EN 878」の内容は全く同一である。

水道用薬品に関する EN 規格を表 5-6 に示す。

表 5-5 CEN (ヨーロッパ標準化委員会) 構成国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、マケドニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス (2017年10月現在)

表 5-6 水道用薬品に関する EN 規格

記号・番号	名 称	改正	記号・番号	名 称	改正
EN878	硫酸アルミニウム	2016/3	EN883	ポリ塩化アルミニウム	2004/11
EN896	水酸化ナトリウム	2012/11	EN897	炭酸ナトリウム	2012/11
EN900	次亜塩素酸カルシウム	2014/7	EN899	硫酸	2009/3
EN901	次亜塩素酸ナトリウム	2013/5	EN973	食塩	2009/8
EN12903	粉末活性炭	2009/3	EN1209	ケイ酸ナトリウム	2003/12
EN939	塩酸	2016/5	EN937	液化塩素	2016/5
EN12386	硫酸銅	2012/10	EN12672	過マンガン酸カリウム	2016/5
EN888	塩化第二鉄	2004/11	EN890	硫酸第二鉄	2012/8
EN1407	ポリアクリルアミド (アニオン)	2008/1	EN1410	ポリアクリルアミド (カチオン)	2008/1
EN12671	二酸化塩素	2016/5	EN938	亜塩素酸ナトリウム	2016/5

EN12120	亜硫酸水素ナトリウム	2012/11	EN12124	亜硫酸ナトリウム	2012/11
---------	------------	---------	---------	----------	---------

4) 中国

中国では、SAC (Standardization Administration of China : 中国標準化管理委員会) により作成される GB 規格 (Guojia Biaozhun : 国家標準) がある。GB 規格は強制力の異なる次の 2 種類がある。

- ・ GB : 強制規格
- ・ GB/T : 推奨 (任意) 規格

水処理用薬品に関する GB 規格を表 5-7 に示す。飲料水処理用の薬品については、強制規格としてポリ塩化アルミニウム (GB 15892) が制定されているのみである。なお、表 5-7 に挙げた規格に限らず、国際規格や他国規格と整合が図られている規格も多く、ポリ塩化アルミニウム (GB 15892) については JIS との整合が図られている。(取り消し線は削除された規格)

表 5-7 水処理用薬品に関する GB 規格

規格番号	名称	改正・制定	備考	国際整合
GB 15892	ポリ塩化アルミニウム	2009/4/8 改正	飲料水処理用	JIS K 1475:2006
GB 4482	塩化第二鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	ANSI/AWWA-B407-1998
GB 10531	硫酸鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	
GB 14591	ポリ硫酸鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	
GB 17514	ポリアクリルアミド	2008/9/18 改正	水処理用*	

※これらには I 類と II 類があり、I 類が飲用水処理用である。

【出典】SAC HP GB database

(<http://220.194.5.109/stdlinfo/servlet/com.sac.sacQuery.GjbzcxServlet>)

5) 韓国

韓国では、飲水管理法第 36 条に基づき、環境省告示 (第 2017-116 号) により水処理剤の基準・規格が定められている。環境省告示により性状や成分含有量等が定められている薬品は表 5-8 に示すとおりである。このほかでは、韓国水道協会 (KWWA) 規格がある (表 5-9 参照)。また、わが国の JIS に相当する KS 規格 (Korean Industrial Standards : 韓国工業規格) もあるが、水処理用薬品の成分量や含有物質量を規定する規格は存在しない。(取り消し線は削除された規格)

表 5-8 韓国環境省告示で規格・基準が定められている水処理薬品

ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム、アルギン酸ナトリウム、ポリ硫酸ケイ酸アルミニウム、ポリアルミニウムヒドロキシクロロケイ酸塩、硫酸鉄、塩化第二鉄 (液体)、EPI-DMA (ポリアミン)、ポリ水酸化塩化硫酸アルミニウム、高濃度次亜塩素酸、液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、オゾン、オンサイト生成オキシダント、過酸化水素、腐食抑制剤、水酸化カルシウム、活性炭、硫酸銅、水酸化ナトリウム、ゼオライト、イライト、硫酸、安定化二酸化塩素、

表 5-9 水道用薬品に関する韓国水道協会 (KWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
M 100	水道用アルギン酸ソーダ	2009/6/18
M 102	水道用ソーダ灰	2009/6/18
M 103	水道用メタリン酸ナトリウム	2009/6/18
M 104	水道用ベントナイト試験方法	2009/6/18
M 105	水道用粉末活性炭試験方法	2009/6/18
M 106	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2009/6/18
M 107	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	2009/6/18
M 108	水道用ポリアクリル アミド	2009/6/18
M 109	水道用濃硫酸	2009/6/18
M 110	水道用二酸化塩素溶液	2009/6/18
M 111	水道用液体塩素	2009/6/18
M 112	水道用硫酸銅	2009/6/18

5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格

各国における水道用薬品の現行基準・規格を一覧にして表 5-10～表 5-12 に示す。

表 5-10 水道用薬品の規格値 (1)

【凝集剤 (アルミニウム系)】

水道用薬品		硫酸アルミニウム										ポリ塩化アルミニウム									
No.		JWWA K155	JIS K1450	AWWA B403	EN878			韓国環境省告示2017-116		JWWA K154	JIS K1475	AWWA B408	EN883			韓国環境省告示2017-116	GB15892				
年		2005	2006	2009	2016			2013		2016	2006	2010	2004			2013	2009				
	最大値	固体	液体	固体	液体	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	液体	固体			
ヒ素	最大値	-	-	4 ppm	2 ppm	-	-	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	-	1 ppm	-	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	5 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %
カドミウム	最大値	-	-	2.0 ppm	1.0 ppm	-	-	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	4 mg/kg	2 mg/kg	-	1 ppm	-	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	2 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %
クロム	最大値	-	-	10 ppm	5 ppm	-	-	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	-	5 ppm	-	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.0005 %	0.0005 %
水銀	最大値	-	-	0.2 ppm	0.1 ppm	-	-	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.4 mg/kg	0.2 mg/kg	-	0.1 ppm	-	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.2 mg/kg	1E-05 %	1E-05 %
ニッケル	最大値	-	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	-	-	-
鉛	最大値	-	-	10 ppm	5 ppm	-	-	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	-	5 ppm	-	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.001 %	0.001 %
アンチモン	最大値	-	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-
セレン	最大値	-	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-	-	-	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	-	-	-
シアン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンモニア性窒素	最大値	-	-	300 ppm	100 ppm	-	-	-	-	-	0.03 %	0.01 %	-	100 ppm	-	-	-	-	0.01 %	-	-
硫酸イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5 %	3.5 %	-	-	-	-	3.5 %	-	-
鉄	最大値	-	-	600 ppm	200 ppm	-	-	-	-	-	1 %	0.3 %	-	100 ppm	-	-	-	-	0.01 %	-	-
マンガン	最大値	-	-	25 ppm	15 ppm	-	-	-	-	-	50 mg/kg	25 mg/kg	-	15 ppm	-	-	-	-	25 mg/kg	-	-
ふっ素イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		外観 酸化アルミニウム: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化アルミニウム: 8.0-8.2%以上 pH値: 3.0以上	酸化アルミニウム: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化アルミニウム: 8.0-8.2%以上 pH値: 3.0以上	アルミニウム: 9%以上 (酸化アルミニウム: 17%以上) 不溶分: 0.5%以下	アルミニウム: 4.23%以上 (酸化アルミニウム: 17%以上) 不溶分: 0.2%以下	不溶分: 23g/kg以下 Iron free: Fe 1.6mg/kg of Al Low iron: 1.6Fe ≤ 115	性状、確認試験 酸化アルミニウム: 16.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.3%以下	性状、確認試験 酸化アルミニウム: 8.0%以上 pH値: 3.0以上	外観 比重(20℃): 1.19以上 酸化アルミニウム: 10.0-11.0% 塩基度: 45-75% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	外観 比重(20℃): 1.19以上 酸化アルミニウム: 10.0-11.0% 塩基度: 45-65% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	アルミニウム: 2.5-13% 酸化アルミニウム: 5-25% 塩基度: 10-83% 濁度: 50NTU以下	各金属はアルミニウム(mg/kg)あたりの値			性状、確認試験 比重(20℃): 1.19以上 酸化アルミニウム: 1.12g/cm以上 pH値 塩基度: 35%以上	酸化アルミニウム: 10.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 密度(20℃): 1.12g/cm以上 不溶分: 0.2%以下 pH値: 3.5-5.0	酸化アルミニウム: 29.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 不溶分: 0.6%以下 pH値: 3.5-5.0		

【凝集剤 (鉄系、ポリマー)、凝集助剤】

水道用薬品		塩化第二鉄					硫酸第二鉄					ポリアクリルアミド			ケイ酸ナトリウム					
No.		AWWA B407	EN888			韓国環境省告示2017-116	AWWA B406	EN890			韓国環境省告示2017-116	JWWA	EN1407	KWWA M108	JWWA K121	AWWA B404	EN1209	KWWA M107		
年		2005	2004			2013	2006	2012			2013	1980	2008	2009	1975	2008	2003	2009		
	最大値	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	液体	液体	液体	液体	液体	液体	液体	液体		
ヒ素	最大値	-	20 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	80 mg/kg	-	-	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg	-	-	-	-	5 ppm	-	9 mg/kg	5 ppm
カドミウム	最大値	-	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg	-	-	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg	2 ppm	-	2 mg/kg	2 ppm	-	-	15 mg/kg	2 ppm
クロム	最大値	-	50 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	80 mg/kg	-	-	100 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg	-	-	-	-	-	-	9 mg/kg	-
水銀	最大値	-	0.3 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	3 mg/kg	-	-	0.1 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	2 mg/kg	1 ppm	-	1 mg/kg	0.2 ppm	-	-	3 mg/kg	0.2 ppm
ニッケル	最大値	-	60 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	300 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	-	-	-	-	9 mg/kg	-
鉛	最大値	-	35 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	80 mg/kg	-	-	10 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg	20 ppm	-	20 mg/kg	10 ppm	-	-	30 mg/kg	10 ppm
アンチモン	最大値	-	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	-	-	-	-	-	-	-	33 mg/kg	-
セレン	最大値	-	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg	-	-	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg	-	-	-	-	-	-	60 mg/kg	-
シアン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15 mg/kg	-
アンモニア性窒素	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	750 mg/kg	-
鉄	最大値	2.5 %	-	-	-	9.6~16.2 %	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02 %	-	300 mg/kg	0.02 %
マンガン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素イオン	最大値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150 mg/kg	-
その他		塩化第二鉄: 28-47% 塩化水素: 1%以下 不溶分: 0.2%以下	グレード1 0.5%	グレード2 1%	グレード3 2%	性状、確認試験 鉄(II): 2.5%以下 遊離酸: 1.0%以下 硫酸: 4.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1%鉄(III)イオン	鉄(III)イオン: 18%以上 鉄(II)イオン: 1.5%以下 不溶分: 6.5%以下 硫酸: 4.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1%鉄(III)イオン	鉄(III)イオン: 10%以上 鉄(II)イオン: 0.5%以下 不溶分: 0.1%以下 硫酸: 3.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1%鉄(III)イオン	グレード1 0.5%	グレード2 1%	グレード3 2%	性状、確認試験 鉄(III): 18%以上 鉄(II): 3%以上 遊離酸: 4.5%以下 不溶分: 6.5%以下	ポリアクリルアミド: 0.05%	ポリアクリルアミド: 200mg/kg	ポリアクリルアミド: 0.05%	比重(20℃): 1.38以上 二酸化ケイ素: 28-30% 酸化ナトリウム: 9-10% 不溶分: 0.2%以下	二酸化ケイ素: 28%以上 (酸化ナトリウム比: 3.25±0.03)	比重(20℃): 1.38以上 二酸化ケイ素: 28-30% 酸化ナトリウム: 9-10% 不溶分: 0.2%以下		

表 5-11 水道用薬品の規格値 (2)

【アルカリ剤、酸剤】

水道用薬品	水酸化ナトリウム																炭酸ナトリウム				水酸化カルシウム				硫酸				塩酸	
	No.	JWWA K122	AWWA B501		EN896		韓国環境省告示 2017-116	JWWA K108	EN897	JWWA K107	AWWA B202	韓国環境省告示2017-116		JWWA K134	EN899	韓国環境省告示 2017-116	KWWA 2009	EN939												
		年	2005	2013		2013		2013	2005	2013	2005	2007	2013		2005	2009	2013	2009	2016											
				無水	液体	タイプ1	タイプ2						タイプ1	タイプ2						タイプ1	タイプ2									
ヒ素	最大値	—	—	—	2 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	—	2 mg/kg	—	—	5 mg/kg	5 ppm	—	0.4 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg											
カドミウム	最大値	—	—	—	1 mg/kg	5 mg/kg	2 mg/kg	—	2 mg/kg	—	—	5 mg/kg	5 ppm	—	0.1 mg/kg	2 mg/kg	1 mg/kg	1 mg/kg	5 mg/kg											
クロム	最大値	—	—	—	1 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	—	2 mg/kg	—	—	50 mg/kg	50 ppm	—	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg											
水銀	最大値	—	—	—	0.1 mg/kg	1 mg/kg	0.2 mg/kg	—	0.1 mg/kg	—	—	0.2 mg/kg	0.2 ppm	—	0.1 mg/kg	0.4 mg/kg	0.1 mg/kg	0.5 mg/kg	3 mg/kg											
ニッケル	最大値	—	—	—	2 mg/kg	10 mg/kg	—	—	2 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 mg/kg											
鉛	最大値	—	—	—	5 mg/kg	20 mg/kg	10 mg/kg	—	2 mg/kg	—	—	20 mg/kg	20 ppm	—	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	20 mg/kg											
アンチモン	最大値	—	—	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	—	—	1 mg/kg											
セレン	最大値	—	—	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	5 mg/kg	10 mg/kg											
鉄	最大値	—	—	—	—	—	—	—	20 mg/kg	—	—	—	—	—	100 mg/kg	200 mg/kg	200 mg/kg	170 mg/kg	170 mg/kg											
二酸化硫黄	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
その他	外観 水酸化ナトリウム: 45%以上 塩化ナトリウム: 1.5%以下	酸化ナトリウム: 74.4%以上 水酸化ナトリウム: 96%以上 炭酸ナトリウム: 2%以下	水酸化ナトリウム: 50%程度	塩化ナトリウム: 2.4%以下 炭酸ナトリウム: 0.4%以下 塩素酸ナトリウム: 0.7%以下	性状、確認試験 水酸化ナトリウム 塩化ナトリウム: 1.5%以下	外観 全7%割 (Na ₂ CO ₃ として): 99%以上 加熱減量: 5%以下	不溶分: 200mg/kg以下	外観 酸化カルシウム: 72%以上 ふるい残分: 5%以下	酸化カルシウム: 80%以上 不溶分: 5%以下 水酸化カルシウム: 62%以上	性状、確認試験 水酸化カルシウム: 92%以上 ふるい残分: 5%以下	性状、確認試験 水酸化カルシウム	硫酸分: 93%以上	性状、確認試験 硫酸 強熱残留物: 0.05%以下	硫酸: 93%以上	有機ハロゲン化合物 (塩素換算): 17mg/kg以下															

【塩素剤、食塩 (生成次亜塩素酸ナトリウム原料)】

水道用薬品	次亜塩素酸カルシウム						次亜塩素酸ナトリウム						食塩	
	No.	EN900		韓国環境省告示2017-116		IWWA 1120		EN901		韓国環境省告示2017-116	KWWA M106	AWWA B200	EN973	
		年	2014		2013		2008		2013		2013	2009	2007	2009
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2	一級	二級	三級	タイプ1	タイプ2			
ヒ素	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	1 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	—	13 mg/kg
カドミウム	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	—	1.3 mg/kg
クロム	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	2 mg/kg	2 mg/kg	—	13 mg/kg
水銀	最大値	5 mg/kg of Cl	7 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	3.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	0.2 mg/kg	0.2 mg/kg	—	0.26 mg/kg
ニッケル	最大値	8 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	13 mg/kg
鉛	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	—	13 mg/kg
アンチモン	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	—	—	2.6 mg/kg
セレン	最大値	20 mg/kg of Cl	20 mg/kg of Cl	—	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	—	—	2.6 mg/kg
臭素酸	最大値	2.1 g/kg of Cl	4.2 g/kg of Cl	—	—	50 mg/kg	100 mg/kg	100 mg/kg	—	—	12 mg/kg	—	—	—
塩素酸	最大値	—	—	—	—	4,000 mg/kg	10,000 mg/kg	10,000 mg/kg	—	—	2,000 mg/kg	—	—	—
塩化ナトリウム	最大値	—	—	—	—	4 %	4 %	12.5 %	—	—	—	—	—	—
臭素酸ナトリウム	最大値	—	—	—	—	—	—	—	2.5 g/kg of Cl	5 g/kg of Cl	—	—	—	—
その他		単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 70%以上	性状、確認試験 有効塩素: 60%以上	製品 I は有効塩素 12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。	製品 I は有効塩素 12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。	製品 I は有効塩素 12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。	単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 12%以上 遊離アルカリ: 2%以下	有効塩素: 5%以上 遊離アルカリ: 2%以下 不溶分: 0.01%以下	色度 水分: 0.2%以下 カルシウム・マグネシウム: 0.15%以下 硫酸イオン: 0.35%以下 不溶分: 0.05%以下 不純物: 0.5%以下 油分: 0.01%以下 塩化ナトリウム: 99.5%以上 pH: 5-9.5	

表 5-12 水道用薬品の規格値 (3)

【酸化剤】

水道用薬品	過酸化水素	過マンガン酸カリウム	二酸化塩素			亜塩素酸ナトリウム		
			No.	韓国環境省告示2017-116	EN12671	韓国環境省告示2017-116	KWWA M110	EN938
			年	2013	2016	2016	2013	2009
						タイプ 1	タイプ 2	
ヒ素 最大値	1 mg/kg	20 mg/kg	—	—	1 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
カドミウム 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1 mg/kg	1.5 mg/kg	7.5 mg/kg	
クロム 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
水銀 最大値	1 mg/kg	10 mg/kg	—	—	0.1 mg/kg	1.1 mg/kg	3.7 mg/kg	
ニッケル 最大値	—	50 mg/kg	—	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
鉛 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
アンチモン 最大値	—	50 mg/kg	—	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
セレン 最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg	
その他	性状、確認試験 過酸化水素 遊離酸：0.05%以下 蒸発残留物：300mg/kg以下 リン酸塩：60mg/kg以下 安定性：97%以上		原材料による	使用基準	二酸化塩素：3%以上 (溶液中) 比重(20℃)：1.0-1.2 pH値：6.0-8.0 不溶分：0.01%以下	塩素酸ナトリウム：40g/kg以下 硝酸ナトリウム：1g/kg以下		

【還元剤、その他】

水道用薬品	亜硫酸水素ナトリウム	亜硫酸ナトリウム	粉末活性炭					硫酸銅						
			No.	EN12120	EN12124	JWWA K113	VA B600	EN12903	韓国環境省告示2017-116	KWWA M105	AWWA 602	EN12386	韓国環境省告示2017-116	KWWA M112
			年	2012	2012	2005	2010	2009	2013	2009	2008	2012	2013	2009
ヒ素 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	10 mg/kg as dry	2 mg/kg	2 mg/kg	—	5 mg/kg	3 mg/kg	3 mg/kg			
カドミウム 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	5 mg/kg as dry	1 mg/kg	0.5 mg/kg	—	10 mg/kg	—	—			
クロム 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	50 mg/kg as dry	—	—	—	5 mg/kg	—	—			
水銀 最大値	1 mg/kg※	0.5 mg/kg	—	—	1 mg/kg as dry	—	—	—	0.1 mg/kg	—	—			
ニッケル 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	20 mg/kg as dry	—	—	—	100 mg/kg	—	—			
鉛 最大値	5 mg/kg※	2 mg/kg	—	—	10 mg/kg as dry	10 mg/kg	5 mg/kg	—	70 mg/kg	10 mg/kg	10 mg/kg			
アンチモン 最大値	1 mg/kg※	2 mg/kg	—	—	5 mg/kg as dry	—	—	—	1 mg/kg	—	—			
セレン 最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	—	—	10 mg/kg as dry	—	—	—	1 mg/kg	—	—			
シアン 最大値	—	—	—	—	50 mg/kg as dry	—	—	—	—	—	—			
多環芳香族炭化水素 最大値	—	—	—	—	0.2 mg/kg as dry	—	—	—	—	—	—			
鉄 最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	200 mg/kg	0.1%	0.1%			
その他	※単位は、40%NaHSO ₅ 1kgあたりmg		フェノール価：25以下 ABS価：50以下 メチレンブルー脱色力：150ml/g以上 よう素吸着性能：900mg/g以上 pH値：4-11 塩化物イオン：0.5%以下 電気伝導率：900μS/cm以下 乾燥減量：50%以下 ふるい残分：10%以下	水分：8%以下 見かけ密度：0.2-0.75g/cc ふるい残分 よう素吸着性能：500mg/g以上	灰分：15%以下 水分：5%以下 水溶物質：3%以下 亜鉛：0.002%以下	性状、確認試験 pH値 ふるい残分 乾燥減量：50%以下 塩化物：0.5%以下 亜鉛：50mg/kg以下 フェノール価：25以下 ABS樹脂：50以下 メチレンブルー脱色力：150ml/g以上 よう素吸着性能：950mg/g以上	ふるい残分：10以下(75μm, %) 電気伝導率：900μS/cm以下 フェノール価：25以下 ABS(界面活性剤)：50以下 よう素吸着性能：950mg/g以下 メチレンブルー脱色力：150ml/g以下 pH値：4-11 亜鉛：50mg/kg以下 塩化物：0.5%以下	硫酸銅(Ⅱ)：63.92%以下 結晶水：36.08%以下 銅25.45%以下 硫酸イオン：38.47%以下 不溶分：0.5%以下	不溶分：0.5%以下 水分：0.5%以下 遊離硫酸：0.2%以下	性状、確認試験 硫酸銅一水和物：98.5%以上 不溶分：0.5%以下	比重(20℃)：2.28以下 硫酸銅(Ⅱ)五水和物：98.5%以下 不溶分：0.5%以下			

6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他

6-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質

平成 30 年 3 月以降、平成 31 年 2 月 28 日までに内閣府食品安全委員会による評価結果が公表された水質基準項目等は表 6-1 に掲げた 23 物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDI や ADI 等の根拠とされた動物実験の概要等を表 6-2 にまとめた。

入手 URL: <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

表 6-1、6-2 は平成 30 年 11 月 15 日開催の水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある。

また、過去の評価結果（H29 年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表 6-3 に基準値・目標等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。農薬類は、平成 30 年 2 月 15 日厚生科学審議会（生活環境水道部会）に基づき、平成 30 年 4 月 1 日から、対象農薬 2 物質がその他農薬へ変更されることにより、物質数は対象農薬：120 物質から 118 物質、その他農薬：84 物質から 86 物質となる。その他農薬に変更された 2 物質は仮番号(他-085、086)とした。

「7-1. 水質基準等の見直しの動向」で述べるように、平成 31 年 4 月 1 から、対象農薬類（エディフェンホス、エトリジアゾール、カルプロパミド及びメチルダイムロン）の除外農薬への移行及び要検討農薬にイプフェンカルバゾンの追加並びに除外農薬（イプロジオン）「要検討農薬」への移行が審議されているが、今回の農薬類分類(対象、要検討、その他)は平成 30 年 4 月 1 日時点に則った。

表 6-1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						
			評価品目名(評価書版No.)	CAS番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI, ARfD, TDI等)
1	基-008	六価クロム化合物	六価クロム(清涼飲料水)	7440-47-3	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011 mg/kg 体重/日
2	対-001	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	1,3-ジクロロプロベン(農薬第3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI	0.02 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.2 mg/kg 体重
								ADI	0.1 mg/kg 体重/日
3	対-015	インプロチオラン(IP T)	インプロチオラン(農薬・動物用医薬品第4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ARfD	①0.5 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.12 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
4	対-021	エトフェンブロックス	エトフェンブロックス(農薬第5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI	0.031 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
5	対-030	カルバリル(NAC)	カルバリル(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI	0.0073 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.01 mg/kg 体重
								ADI	0.1 mg/kg 体重/日
6	対-034	キャプタン	キャプタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ARfD	①3 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.3 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
7	対-040	クロルピリホス	クロルピリホス(農薬第4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI	0.001 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.1 mg/kg 体重
8	対-041	クロロタロニル(TP N)	クロロタロニル(農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22 H29.7.21	H30.3.27	ADI	①クロロタロニル:0.018 ②代謝物:0.0083 mg/kg 体重/日
								ARfD	①クロロタロニル:0.6 mg/kg 体重 ②代謝物:0.025 mg/kg 体重
								ADI	0.01 mg/kg 体重/日
9	対-090	フルアジナム	フルアジナム(農薬第2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ARfD	①0.5 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.02 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
10	対-093	プロチオホス	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12 H30.5.17	H30.10.23	ADI	0.0027 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.05 mg/kg 体重
11	対-096	プロベナゾール	プロベナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI	0.01 mg/kg 体重/日
								ARfD	2 mg/kg 体重
12	他-004	MCPB	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI	0.012 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.2 mg/kg 体重
13	他-031	ジフェノコナゾール	ジフェノコナゾール(農薬第4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI	0.0096 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.25 mg/kg 体重
14	他-036	シベルメトリン	シベルメトリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52315-07-8	農薬・動物用医薬品	H30.3.7	H30.3.27	ADI	0.022 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.04 mg/kg 体重
								ADI	0.0085 mg/kg 体重/日
15	他-037	シメコナゾール	シメコナゾール(農薬第6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ARfD	①0.2 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.09 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
16	他-042	セトキシジム	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI	0.088 mg/kg 体重/日
								ARfD	1.8 mg/kg 体重
17	他-043	チアクロプリド	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12 H23.3.25 H23.10.11	H30.10.23	ADI	0.012 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.031 mg/kg 体重
18	他-049	テトラコナゾール	テトラコナゾール(農薬第2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI	0.004 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.05 mg/kg 体重
19	他-052	トリフルミゾール	トリフルミゾール(農薬第3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI	0.015 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.25 mg/kg 体重
20	他-067	フラメトビル	フラメトビル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI	0.007 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.3 mg/kg 体重
								ADI	0.0044 mg/kg 体重/日
21	他-068	フルアジホップ	フルアジホップ(農薬第2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ARfD	0.02 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
22	他-069	プロパニル(DCP A)	プロパニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI	0.016 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.57 mg/kg 体重
								ADI	0.01 mg/kg 体重/日
23	他-085	ジチアノン	ジチアノン(農薬第2版)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ARfD	0.1 mg/kg 体重

農薬類: 対;水質管理目標設定項目15の対象農薬、要;要検討農薬、他;その他農薬類

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
1	基-008	六価クロム化合物	0.05(六価クロムの量に関して)	六価クロム (清涼飲料水の規格基準の改正)	TDI : 0.0011 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性試験	マウス	2年間	飲水投与	十二指腸びまん性上皮過形成	BMDL10	0.11	100(種差10、個体差10、-)	H30.9.18
					<p>実験動物等では、非発がん影響については、げっ歯類を用いた試験において、十二指腸のびまん性上皮過形成や貧血等がみられている。発がん影響については、げっ歯類を用いた飲水投与試験において、マウスでは小腸で、ラットでは口腔粘膜及び舌で、発がん頻度の有意な増加がみられていることから、六価クロムは発がん物質であると考えられた。遺伝毒性については、in vitro 試験及び飲水投与以外のin vivo 試験の多くで陽性を示したことから、六価クロムは遺伝毒性を有すると考えられるが、飲水投与条件での遺伝毒性は十分に明らかではないと考えられた。最も低用量でみられたマウスの小腸腫瘍の発がんメカニズムについては、高濃度の六価クロムに長期間ばく露されることで、六価クロムが小腸上皮細胞に持続的に損傷を与え、陰窩での過形成が起こり、その結果腫瘍形成が促進されるものと考えられた。また、トランスジェニック動物(マウス及びラット)を用いた飲水投与試験において、発がん標的組織における遺伝子突然変異の増加がみられていないこと等から、六価クロムの飲水投与試験において認められた腫瘍発生は、遺伝毒性によるものとは考え難いと判断した。ヒトでは、一般集団を対象とした非職業性ばく露に関する疫学研究においては、ばく露量とがん発生率との関連に一貫した傾向はみられておらず、職業性ばく露に関する疫学研究においては、肺癌等の影響がみられているが、経口からのばく露量のみを推定することが困難であった。よって、一般集団を対象とした非職業性ばく露及び職業性ばく露に関する疫学研究の結果を用いて六価クロムの飲料水からのばく露についての定量評価を行うことは困難であると判断した。以上のことから、六価クロムの飲料水からのばく露に係る評価においては、動物実験の結果を用いて耐容一日摂取量(TDI)を設定することが適切であると判断した。TDI 設定について、2年間飲水投与試験にベンチマークドーズ(BMD)法を適用して検討した結果、雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成で最も低いBMD10 値及びBMDL10 値が算出された。本結果及び飲水投与における六価クロムの発がんメカニズムの考察から、マウスにみられた小腸のびまん性上皮過形成は小腸腫瘍の前がん病変であると考えられたため、非発がん影響と発がん影響とを分けずに評価を行うこととした。以上から、2年間飲水投与試験においてみられた雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成に基づき算出したBMDL10 値0.11 mg/kg 体重/日を基準点とし、不確実係数100 を適用して、六価クロムのTDI を1.1 μg/kg 体重/日とした。食品中のクロムは三価クロムの状態で存在していると考えられるため、ミネラルウォーター及び水道水を六価クロムの摂取源と仮定し、日本人における六価クロムの一日摂取量を推定した結果、平均的な見積りでは約0.04 μg/kg 体重/日、高摂取量の見積りでは0.290 μg/kg 体重/日であった。これらの値はいずれもTDI 1.1 μg/kg 体重/日より低かったことから、現状のミネラルウォーター及び水道水の検出レベルにおいては健康影響が生じるリスクは低いと考えられる。</p> <p>NTP: (National Toxicology Program). Technical report on the toxicology and carcinogenesis studies of sodium dichromate dihydrate (CAS No.7789-12-0) in F344/N rats and B6C3F1 mice (drinking water studies) 2008</p>									
2	対-001	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05(-)	1,3-ジクロロプロペン(農薬第3版)	ADI : 0.02 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	強制経口投与	雌雄: 前胃の扁平上皮過形成及び角化亢進等(発がん性は認められない)	NOAEL	2	100(種差10、個体差10、-)	H30.3.27
					ARFD : 0.2 mg/kg 体重	亜急性毒性試験	イヌ	2週間	強制経口投与	雌雄: 嘔吐の発現頻度増加(投与2日以降)	NOAEL	20	100(種差10、個体差10、-)	
<p>1,3-ジクロロプロペン投与による影響は、主に胃(前胃扁平上皮過形成及び角化亢進)、膀胱(移行上皮過形成)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、生体において問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。発がん性試験において、雌雄のラットで肝細胞腺腫及び前胃の扁平上皮乳頭腫の発生頻度増加が認められ、また、雌雄のマウスで細気管支肺胞腺腫、前胃の扁平上皮乳頭腫及び膀胱移行上皮癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質を1,3-ジクロロプロペン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験①の2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.02 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、1,3-ジクロロプロペンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2週間亜急性毒性試験の20 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 1,3-ジクロロプロペン(殺線虫剤)(平成23年4月6日改訂): 1,3-D 技術協議会、一部公表; D-D のイヌを用いた嗜好性及び2週間予備的毒性試験(GLP 対応): ダウ・ケミカル日本株式会社、1991年、未公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
3	対-015	イソプロチオラン(IPT)	0.3(-)	イソプロチオラン(農業・動物用医薬品第4版)	ADI: 0.1 mg/kg 体重/日 ARfD: ①0.5 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.12 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル経口投与	雌雄: ALP 上昇等	NOAEL	10	100(種差10、個体差10、-)	H30.8.28
				イソプロチオラン投与による影響は主に体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加等)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験においてラットに皮膚角化棘細胞腫の増加が認められたが、遺伝毒性が認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露対象物質をイソプロチオラン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた90日間急性毒性試験の3.4 mg/kg 体重/日であったが、より長期の2年間慢性毒性/発がん性併合試験の10.9 mg/kg 体重/日が、ラットにおける無毒性量としてより適切であると判断した。したがって、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。イソプロチオランの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量12 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に毒性影響が認められない用量における骨化遅延(胸椎等)であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.12 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた発生毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の無毒性量である50 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg 体重をARfDと設定した。	①発生毒性試験; 一般薬理試験②発生毒性試験	①ラット; マウス②ラット	①妊娠6~19日; 単回②妊娠6~19日	①強制経口; 強制経口②強制経口	①母動物: 体重増加抑制; 雄: 自発運動低下等 ②胎児: 骨化遅延(胸椎等)	NOAEL	①50②12	100(種差10、個体差10、-)		
農業抄録イソプロチオラン(殺菌剤): 平成 21 年 10 月 2 日改訂: 日本農業株式会社、一部公表														
4	対-021	エトフェンプロックス	0.08(-)	エトフェンプロックス(農業第5版)	ADI: 0.031 mg/kg 体重/日 ARfD: 1 mg/kg 体重	発がん性試験	マウス	2年間	混餌投与	雌雄: 腎尿細管好塩基性変化(発がん性は認められない)	NOAEL	3.1	100(種差10、個体差10、-)	H30.7.24
				エトフェンプロックス投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(尿管好塩基性変化等)、甲状腺(微小胞増加等: ラット)及び血液(貧血等: マウス)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をエトフェンプロックス(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた2年間発がん性試験の3.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.031mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、エトフェンプロックスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験②の100 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。	発生毒性試験	ウサギ	単回投与	強制経口	母動物: 体重減少(妊娠6~9日)及び摂取量減少(妊娠6~8日以降)	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)		
				農業抄録エトフェンプロックス(殺虫剤)(平成 21 年 1 月 26 日改訂): 三井化学株式会社、一部公表 : JMPR : Etofenprox (Pesticide residues in food : evaluation Part II Toxicology) (1993)										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
5	対-030	カルバリル (NAC)	0.05(-)	カルバリル (農業・動物 用医薬品)	ADI : 0.0073 mg/kg 体重/日	発がん性試験	マウス	2年間	混餌投与	雄: 血管腫瘍、雌: 膀胱移行上皮細胞質内タンパク様滴 (雌雄で血管腫瘍、雄で尿管腫瘍、雌で肝臓の腫瘍の増加)	LOAEL	14.7	2000(種差10、個体差10、最小毒性量に基づくことによる追加係数2、最小毒性量で腫瘍性病変が認められたことによる追加係数10)	H30.9.4
					ARFD : 0.01 mg/kg 体重	a: 亜急性神経毒性試験、b: 発達神経毒性試験①、c: 急性神経毒性試験②及び③、d: ChE感受性比較試験の総合評価	ラット	a: 90日間、b: 妊娠6日～哺育10日、c: 単回、d: 単回	強制経口	a: 雌雄: 脳及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上)、b: 母動物: 脳及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上)等、c: 雌雄: 脳及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上)、d: 雄: 赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	1		
					<p>カルバリル投与による影響は主にChE 活性阻害、肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎盂移行上皮過形成等)、膀胱(移行上皮過形成: ラット、移行上皮細胞質内タンパク様滴: マウス)、甲状腺(ろ胞細胞肥大: ラット)及び血液(貧血: マウス)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットでは膀胱、肝臓、甲状腺及び腎臓、マウスでは肝臓、腎臓及び血管(主に肝臓及び脾臓)に腫瘍の増加又は増加傾向が認められたが、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することが可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をカルバリル(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた90日間亜急性神経毒性試験及び発達神経毒性試験①の無毒性量1.0 mg/kg 体重/日であった。これを根拠に安全係数100で除した場合、一日摂取許容量(ADI)として0.01 mg/kg 体重/日が算出される。一方、マウスを用いた発がん性試験において最低用量の雄(14.7 mg/kg 体重/日)で血管腫瘍が認められ、無毒性量が設定できなかった。本試験の最小毒性量を根拠にADIを設定した場合、最小毒性量を用いることに加え、最小毒性量で腫瘍性病変が認められたことから、追加の安全係数として20を適用することが妥当であると考えられる。この場合、ADIは0.0073 mg/kg 体重/日となり、ラットを用いた90日間亜急性神経毒性試験及び発達神経毒性試験①の無毒性量を根拠とした0.01 mg/kg 体重/日より低くなる。以上から、食品安全委員会は、マウスを用いた発がん性試験における最小毒性量14.7 mg/kg 体重/日を根拠とし、安全係数2,000(種差10、個体差10、最小毒性量に基づくことによる追加係数2、最小毒性量で腫瘍性病変が認められたことによる追加係数10)で除した0.0073 mg/kg 体重/日をADIと設定した。また、カルバリルの単回投与等により生ずる可能性のある毒性影響について、最も感受性が高いと考えられるChE 活性阻害を用いて検討を行った。ラットを用いた急性神経毒性試験②及び③並びにChE 感受性比較試験において脳又は赤血球ChE 活性阻害の無毒性量が設定できなかったが、より低用量まで実施されたラットを用いた90日間亜急性神経毒性試験及び発達神経毒性試験①において無毒性量1.0 mg/kg 体重/日が得られていることから、食品安全委員会は、ラットへの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を1.0 mg/kg 体重/日とすることが妥当と判断した。したがって、これを根拠として、安全係数100で除した0.01 mg/kg 体重/日を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農業抄録「NAC」(殺虫剤)(平成21年12月8日改訂): TKI JAPAN 株式会社、未公表; Health Canada: Proposed Re-evaluation decision, Carbaryl, 2009; EPA: ARBARYL IRED FACTS, 2004; EFSA: Conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance, carbaryl, EFSA Scientific Report 80: 1-71, 2006; Health Canada: Consultation document on Carbaryl, 2009; JMPR: Pesticide residues in food - 2001 evaluations. PartII: Toxicology. CARBARYL(addendum); APVMA: The reconsideration of registrations of products containing carbaryl and their approved associated labels, Part1, 2007; EPA: Reregistration Eligibility Decision (RED) for Carbaryl, 2007; 農業抄録「NAC」(殺虫剤)(平成29年12月1日改訂): TKI JAPAN 株式会社、一部公表; カルバリル コメント回答書(平成29年12月1日): TKI JAPAN 株式会社、未公表</p>									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(4)

No	基準項目 等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体 重/日)
6	対-034	キャプタン	0.3(-)	キャプタン (農薬第2版)	ADI : 0.1 mg/kg体 重/日	発生毒性試験	ウサギ	妊娠7~19 日	経口投与	母動物: 体重増加抑制、 胎児: 骨格変異(催奇形 性は認められない)	NOAEL	10	100(種差10、個体 差10、-)	H30.7.24
				ARFD : ①3 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.3 mg/kg 体重 (妊婦又は妊娠して いる可能性のある 女性)	①一般薬理試験 ②発生毒性試験	①マウ ス ②ウサ ギ	①単回 ②妊娠7~19 日	①経口投 与 ②強制経 口投与	①雄: 自発運動低下及び 軟便 ②母動物: 着床後損失割 合及び死亡胚数増加; 胎 児: 外表異常、内臓異 常、骨格異常	NOAEL	①300 ②30	100(種差10、個体 差10、-)		
<p>キャプタン投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び小腸(十二指腸粘膜過形成等: マウス)に認められた。繁殖能に対する影響は認められなかった。マウスでは十二指腸に腺腫及び腺癌が認められたが、トランスジェニックマウスを用いた遺伝子突然変異試験において陰性の結果が得られたことも含め、遺伝毒性試験の結果を総合的に勘案した結果、キャプタンは、in vitro では遺伝毒性を示すが、生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられ、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ウサギ及びハムスターを用いた発生毒性試験において母動物に影響が認められている用量で外表異常、内臓異常及び骨格異常が認められた。ラットにおいては催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をキャプタン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験②及び③の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。キャプタンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験③の30 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物で認められた着床後損失割合及び死亡胚数増加並びに胎児で認められた外表異常、内臓異常及び骨格異常であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARFD)は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、マウスを用いた一般薬理試験の最大無作用量である300 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100 で除した3 mg/kg 体重をARFDと設定した。</p> <p>JMPR: "CAPTAN (addendum)", Pesticide residues in food - 2004. Report of the Joint Meeting of the FAO Panel of Experts on Pesticide Residues in Food and the Environment and the WHO Expert Group on Pesticide Residues.; EPA: Amendment to the 1999 Captan RED,2004; EFSA: Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance captan, 2009; 農薬抄録「キャプタン」(殺菌剤)(2016年9月4日改訂): アリスタライフサイエンス株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							種類			値(mg/kg 体 重/日)
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体 重/日)				
7	対-040	クロルピリホ ス	0.003(オキ ゾン体の濃 度と合計し て算出する こと)	クロルピリホ ス(農薬第4 版)	ADI : 0.001 mg/kg 体重/日	①慢性毒性/発が ん性併合試験 ② 繁殖試験 ③発生 毒性試験 ④慢性 毒性試験	①ラット ②ラット ③マウ ス ④イ ヌ	①2年間 ②2 世代 ③妊娠 6 ~15日 ④1及 び2年間	①混餌投 与 ②混餌 投与 ③強 制経口投 与 ④混餌 投与	①雄: 体重増加抑制、赤 血球中 ChE活性低下 雌: 体重増加抑制、脳 ChE活性低下(発がん性 は認められない) ②親動 物雌雄: 赤血球ChE 活性 阻害(20%以上) 児動物: 生存率低下及び体重増 加抑制(繁殖能に対する 影響は認められない) ③ 母動物: 赤血球 ChE活性 低下(催奇形性は認めら れない) ④雌雄: 赤血球 ChE活性低下	NOAEL	0.1	100(種差10、個体 差10、-)	H30.7.24		
				ARFD : 0.1 mg/kg 体重	単回投与	ヒト	単回	経口投与	赤血球AChE 活性阻害 (20%以上)	NOAEL	1	10(種差1、個体差 10、-)				
<p>クロルピリホス投与による主な影響は脳及び赤血球ChE 活性阻害であった。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類における暴露評価対象物質をクロルピリホス(親化合物のみ)と設定した。各試験の無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験及び2 世代繁殖試験、マウスを用いた発生毒性試験並びにイヌを用いた慢性毒性試験の0.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.001 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。また、クロルピリホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、幼若及び成熟ラットにおけるChE 活性阻害の比較試験及びイヌにおけるAChE 活性阻害試験で得られた赤血球ChE 活性阻害に対する無毒性量の0.5 mg/kg 体重であったが、ヒトにおける単回投与②で赤血球AChE 活性阻害に対する無毒性量として1.0 mg/kg 体重が得られており、赤血球AChE 活性阻害は最も感受性が高いと考えられたことから、これを根拠として、安全係数10(ヒトの試験であるため種差: 1、個体差: 10)で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>①ラットを用いた飼料混入による2 年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験(GLP 対応): ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー レイク・ジャクソン研究所、1988 年、未公表 ②ラットを用いた2 世代繁殖毒性試験(GLP 対応): The Toxicology Research Laboratory, Health and Environmental Sciences, The Dow Chemical Company、1991 年、未公表 ③クロルピリホス経口投与によるマウスの胎芽及び胎仔に及ぼす影響: ダウ・ケミカルUSA 環境衛生科学部毒性研究所、1979 年、未公表 ④2 年間の混餌中投与試験(ビーグル犬): ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー生化学研究所、1971 年、未公表 ; 農薬抄録クロルピリホス(殺虫剤)(平成28 年4 月26 日改訂): ダウ・ケミカル日本株式会社、2016 年、一部公表 ; ヒトを用いた二重盲検法による用量漸増毒性試験(GLP 対応): MDS Health、1999 年、未公表</p>																

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
8	対-041	クロロタロニ ル(TPN)	0.05(-)	クロロタロニ ル(農業)	ADI : ①クロロタロ ニル:0.018 ②代謝物:0.0083 mg/kg体重/日	①発がん性試験 ②慢性毒性試験	①マウ ス②イ ヌ	①2年間②1年 間	①混餌投 与②混餌 投与	①雄:前胃粘膜角化亢進 及び扁平上皮過形成(発 がん性は認められない) ②雄:RBC 減少等;雌: 体重増加抑制等	NOAEL	①1.86② 0.83	100(種差10、個体 差10、-)	H30.3.27
					ARfD : ①クロロタロ ニル:0.6 mg/kg 体 重 ②代謝物:0.025 mg/kg 体重	①単回経口投与 毒性試験②発生 毒性試験	①ラッ ト②ウサ ギ	①1、2、3 又は 4 日間②妊娠 6~18 日	①強制経 口②強制 経口	①雄:毒性所見なし;雌: 近位尿細管上皮細胞空 胞化②胎児:早期吸収胚 数の増加	NOAEL	①60②2.5	100(種差10、個体 差10、-)	
					<p>クロロタロニル投与による影響は、主に腎臓(近位尿細管上皮過形成等)及び前胃(粘膜上皮過形成、角化亢進等)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となるような遺伝毒性は認められなかった。ラット及びマウスにおいて前胃乳頭腫及び扁平上皮癌並びに腎臓細管腺腫及び膀胱癌の発生頻度の増加がそれぞれ認められたが、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。代謝物Iを用いた各種毒性試験の結果、代謝物I 投与による影響は主に血液(貧血)、肝臓(肝細胞壊死:イヌ)及び腎臓(尿細管変性:イヌ、重量増加)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となるような遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、暴露評価対象物質を農産物中ではクロロタロニル(親化合物のみ)、畜産物中ではクロロタロニル及び代謝物I (2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシイソフタロニル)と設定した。</p> <p>クロロタロニルについて、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた2 年間発がん性試験②の1.86 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.018 mg/kg 体重/日を一日許容摂取量(ADI)と設定した。また、クロロタロニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響について、ラットを用いた腎臓の病理組織学的検査②及び③において175 mg/kg 体重で腎臓の病理組織学的所見が認められ無毒性量が得られなかったが、ラットを用いた単回投与毒性試験①及び②の総合評価において無毒性量 60 mg/kg 体重が得られていることから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.6 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。代謝物I については、クロロタロニルより最小の無毒性量が低く、毒性プロファイルが異なることから、クロロタロニルに加え、代謝物I に関してのADI 及びARfDを設定することが適当と考えられた。代謝物I に関し、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた3 世代繁殖試験の0.75 mg/kg 体重/日であり、最小毒性量は4.5 mg/kg 体重/日であった。一方、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の無毒性量は0.83 mg/kg 体重/日であり、最小毒性量は1.8 mg/kg 体重/日であったことから、食品安全委員会はこれらの試験で認められた毒性所見及び用量の差を総合的に評価し、無毒性量を0.83 mg/kg 体重/日とするのが妥当であると判断し、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0083 mg/kg 体重/日をADI と設定した。また、代謝物I の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量 2.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.025 mg/kg 体重をARfD と設定した。</p> <p>JMPR: "Chlorothalonil", Pesticide residues in Food-2009 Evaluations Part II-Toxicological: 103-154 (2009) ; US-EPA: Reregistration Eligibility Decision for Chlorothalonil ; 農業抄録 クロロタロニル(殺菌剤)(平成28 年2 月15 日改訂): 株式会社 エス・ディー・エス バイオテック、一部公表</p>									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(7)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	食品安全委員会評価 試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体 重/日)
9	対-090	フルアジナム	0.03(-)	フルアジナム (農薬第2 版)	ADI : 0.01 mg/kg体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル 経口投与	雌雄: WBC 及びNeu増加 等	NOAEL	1	100(種差10、個体 差10、-)	H31.2.5
					ARFD : ①0.5 mg/kg 体重(一般 の集団) ②0.02 mg/kg 体重 (妊婦又は妊娠して いる可能性のある 女性)	①急性神経毒性 試験、発生毒性試 験 ②発生毒性試 験	①ラット、 ラット ② ウサギ	①単回投与、妊 娠6～19日 ② 妊娠6～19日	①強制経 口投与、強 制経口投 与 ②強制 経口投与	①雌雄: 軟便 雌: 運動能 の低下、母動物: 体重増 加抑制及び摂餌量減少 ②胎児: 着床後胚死亡率 上昇	NOAEL	①50 ②2	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>フルアジナムによる影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺腫瘍、マウスで肝細胞腫瘍の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。イヌを用いた慢性毒性試験及びマウスを用いた発がん性試験において、中枢神経系白質空胞化が認められた。原体及び高純度標品を用いた試験から、空胞化への原体混在物5の関与が示唆された。また、メカニズム試験の結果、この白質空胞化は可逆的である可能性が示唆された。ラットを用いた発生毒性試験①において、最高用量群の胎児で小型胎児、上顎裂、変形口蓋等の外表異常の発生頻度が有意に増加したが、これらを確認するために実施されたラットの発生毒性試験②においては、胸骨分節の未骨化等の骨格変異が認められたものの、同様の所見は得られなかった。したがって、再現性に乏しいことから、これらの外表異常は本剤投与により直接的に誘発された奇形ではないと考えられた。さらに、ウサギを用いた発生毒性試験においては、奇形及び変異の増加は認められなかった。以上より、フルアジナムに催奇形性はないと考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をフルアジナム(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.38 mg/kg 体重/日であったが、当該試験の最小毒性量は3.82 mg/kg 体重/日であり、ラットを用いた2年間慢性毒性試験においては1.9 mg/kg 体重/日の用量で毒性は認められておらず、2世代繁殖試験の無毒性量は1.49 mg/kg 体重/日であった。この差は用量設定の違いによるもので、ラットにおける無毒性量は1.49 mg/kg 体重/日と考えられ、一日摂取許容量(ADI)の根拠には、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量1 mg/kg 体重/日が妥当と考えられた。以上より、食品安全委員会は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量1 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.01 mg/kg 体重/日をADIと設定した。フルアジナムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①の2 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児における着床後胚死亡率の上昇であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARFD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性神経毒性試験及び発生毒性試験②の50 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg 体重をARFDと設定した。なお、これらのADI及びARFDは、原体混在物5について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として設定されるものである。</p> <p>農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成18年1月26日改訂改訂): 石原産業株式会社、一部公表、EPA①: Pesticide Fact Sheet, Fluazinam (2001)、Health Canada①: Regulatory Note, Fluazinam. REG2003-12 (2003. 10. 27)、Australia: Australian Pesticides & Veterinary Medicines Authority, Australian Residues Monograph for Fluazinam (1993)、農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成19年10月9日改訂): 石原産業株式会社、一部公表、農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成21年4月30日改訂): 石原産業株式会社、一部公表、農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成24年11月21日改訂): 石原産業株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(8)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	食品安全委員会評価 試験/根拠データ					不確実係数	評価結果 通知日		
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント			種類	値(mg/kg 体重/日)
10	対-093	プロチオホス	0.004(オキソンの濃度と合計して算出すること)	プロチオホス(農薬)	ADI : 0.0027 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 赤血球ChE 活性阻害(20%以上) (発がん性は認められない)	NOAEL	0.27	100(種差10、個体差10、-)	H30.10.23
					ARfD : 0.05 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雌雄: 赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	5	100(種差10、個体差10、-)	
<p>プロチオホス投与による影響は、主に脳及び赤血球ChE活性阻害、神経系(振戦等)並びに体重(増加抑制)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性の認められる用量で眼瞼開存、肋骨屈曲、大腿骨形成異常等の発生頻度増加が認められた。ラットにおいて催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をプロチオホス(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.27 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した0.0027 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、プロチオホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の5 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として安全係数100 で除した0.05 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 プロチオホス(殺虫剤)(平成29年12月4日改訂)、アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表</p>														
11	対-096	プロベナゾール	0.05(-)	プロベナゾール(農薬)	ADI : 0.01 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル経口	雌雄: 肝小肉芽腫等	NOAEL	1	100(種差10、個体差10、-)	H30.3.27
					ARfD : 2 mg/kg 体重	亜急性毒性試験	ラット及びマウス	90日間	強制経口	雌雄: 体重減少、摂餌量減少	NOAEL	200	100(種差10、個体差10、-)	
<p>プロベナゾール投与による影響は、主に肝臓(重量増加、肝細胞空胞化等)及び血液(貧血)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ラットの発生毒性試験では母体毒性の生じる最高用量において、胸骨核等の骨化遅延及び胸腺頸部残留が認められたが、胎児の発育遅延に起因するものと考えられた。ウサギにおいて催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をプロベナゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.01 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、プロベナゾールの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、90日間亜急性毒性試験(ラット②及び③並びにマウス①及び②)で得られた200 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 プロベナゾール(殺菌剤)(2010年2月23日改訂): 明治製菓株式会社、未公表 ; 農薬抄録 プロベナゾール(殺菌剤)(2016年3月31日改訂): Meiji Seika ファルマ株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(9)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										評価結果 通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
12	他-004	MCPB	0.08(-)	MCPBエチル(農業)	ADI : 0.012 mg/kg 体重/日	2世代繁殖試験	ラット	2世代	混餌	<親動物>雄: 副腎絶対及び比重量減少; 雌: 体重増加抑制 <児動物>毒性所見なし(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	1.24	100(種差10、個体差10、-)	H30.9.4
					ARFD : 0.2 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6~18日	強制経口	母動物: 体重減少、うずくまり姿勢等	NOAEL	20	100(種差10、個体差10、-)	
<p>MCPB エチル投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び腎臓(重量増加等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性影響の認められる用量で心室中隔欠損の増加が認められた。ウサギを用いた発生毒性試験において、催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をMCPB エチル並びに代謝物B及びCと設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験①の1.24 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.012 mg/kg 体重/日を一日許容摂取量(ADI)と設定した。また、MCPB エチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験で得られた20 mg/kg 体重/日であったことから、これを安全係数100で除した0.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 MCPB(除草剤)(2017年7月12日改訂): 日本化薬株式会社、一部公表; MCPB エチルのラットにおける2世代繁殖毒性試験、GLP対応:(株)化合物安全性研究所、2016年、未公表; 農薬抄録 MCPB(除草剤)(2011年12月12日作成): 日本化薬株式会社、未公表</p>														
13	他-031	ジフェノコナゾール	0.02(-)	ジフェノコナゾール(農業第4版)	ADI : 0.0096 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 肝細胞肥大等	NOAEL	0.96	100(種差10、個体差10、-)	H30.5.2.2
					ARFD : 0.25 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雄: 前肢握力低下	NOAEL	25	100(種差10、個体差10、-)	
<p>ジフェノコナゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障: イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、生体にとって問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。マウス18か月間発がん性試験において肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットの急性及び亜急性神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下が認められた。各種試験結果から、暴露評価対象物質は、農産物ではジフェノコナゾール(親化合物のみ)、畜産物ではジフェノコナゾール及び代謝物Dと設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.96 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、全係数100で除した0.0096 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ジフェノコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成21年4月1日改訂): シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表 ・農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成26年8月8日改訂): シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(10)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										不確実係数	評価結果通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ									
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)			
14	他-036	シベルメトリン	0.1(-)	シベルメトリン(農薬・動物用医薬品第2版)	ADI: 0.022 mg/kg 体重/日	亜急性毒性試験 (alpha-シベルメトリン)	イヌ	13週間	混餌投与	雌雄: 振戦等	NOAEL	2.25	100(種差10、個体差10、-)	H30.3.27	
					ARfD: 0.04 mg/kg 体重	急性神経毒性試験 (alpha-シベルメトリン)	ラット	単回	強制経口	雌雄: 痙攣、振戦等	NOAEL	4			100(種差10、個体差10、-)
<p>シベルメトリン、alpha-シベルメトリン、zeta-シベルメトリンの投与による影響は、主に神経系(振戦等)及び体重(増加抑制)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をシベルメトリン(親化合物のみ: alpha-シベルメトリン及びzeta-シベルメトリンを含む)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、alpha-シベルメトリンのイヌを用いた13週間亜急性毒性試験の2.25 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.022 mg/kg 体重/日をシベルメトリン(alpha-シベルメトリン及びzeta-シベルメトリンを含む)の一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、シベルメトリン(alpha-シベルメトリン及びzeta-シベルメトリンを含む)の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、alpha-シベルメトリンのラットを用いた急性神経毒性試験の4 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.04 mg/kg 体重をシベルメトリン(alpha-シベルメトリン及びzeta-シベルメトリンを含む)の急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>・JMPR ①: "Cypermethrin (including alpha- and zeta-cypermethrin)", Pesticide residues in food 2006, evaluations. Part II-Toxicological (2006) ・US EPA③: Alpha-Cypermethrin Human Health Risk Assessment for the New Active Ingredient (2012)</p>															
15	他-037	シメコナゾール	0.02(-)	シメコナゾール(農薬第6版)	ADI: 0.0085 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 近位尿管管褐色色素沈着等(雄で肝細胞腺腫増加)	NOAEL	0.85	100(種差10、個体差10、-)	H30.5.22	
					ARfD: ①0.2 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.09 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	①発生毒性試験 ②繁殖試験	ラット	①妊娠6~15日 ②2世代	①強制経口 ②混餌	①母動物: 体重減少(妊娠6~7日) ②児動物: 腎盂拡張	NOAEL	①20 ②9.00	100(種差10、個体差10、-)		
<p>シメコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)に認められた。遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雄ラット及び雌雄マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代繁殖試験において、出産率の低下及び児動物の腎盂拡張が認められた。追加で実施された「胎児又は哺育児の腎臓に及ぼす影響に関する試験(1世代繁殖試験)」等の結果、腎盂拡張については、妊娠(胎生)後期に発現することが知られているレニン/アンジオテンシン系に及ぼす影響に起因する可能性が示唆された。また、発生毒性試験において、ラットでは骨格変異の増加が認められたが、奇形の増加は認められなかった。ウサギでは胎児に影響は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をシメコナゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.85 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.0085 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。シメコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の9.00 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は児動物の腎盂拡張であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.09 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量である20 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.2 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>農薬抄録シメコナゾール(殺菌剤)(平成18年12月21日改訂):三共アグロ株式会社、一部公表</p>															

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(11)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
16	他-042	セトキシジム	0.4(-)	セトキシジム(農薬)	ADI : 0.088 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雌雄: ALP 増加等	NOAEL	8.86	100(種差10、個体差10、-)	H30.12.4
					ARFD : 1.8 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~15日	強制経口投与	母動物: 体重減少、歩行失調等; 胎児: 外表異常(無尾、索状尾、鎖肛)及び骨格異常(仙椎、尾椎欠損等)	NOAEL	180	100(種差10、個体差10、-)	
					<p>セトキシジム投与による影響は、主に肝臓(重量増加、肝細胞肥大、肝細胞脂肪変性等)、体重(増加抑制)、血液(貧血: イヌ)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットの発生毒性試験において、母動物に重篤な毒性の認められる用量で胎児に外表異常及び骨格異常が認められたが、ウサギにおいて催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をセトキシジム、代謝物B、C、H 及びK(いずれも抱合体を含む)、畜産物中の暴露評価対象物質をセトキシジム、代謝物B 及びC 並びに魚介類中の暴露評価対象物質をセトキシジム(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の8.86 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した 0.088 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、セトキシジムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の無毒性量 180 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した1.8 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 セトキシジム(除草剤)(平成23年4月28日作成): 日本曹達株式会社、未公表; EPA②: HED chapter of the reregistration eligibility decision (RED) document. (2005); セトキシジムの食品健康影響評価に係る追加提出資料: 日本曹達株式会社、2013年、未公表; 農薬抄録 セトキシジム(除草剤)(平成25年10月28日改訂): 日本曹達株式会社、未公表; セトキシジムの食品健康影響評価に係る追加提出資料: 日本曹達株式会社、2016年、未公表; 農薬抄録 セトキシジム(除草剤)(平成30年5月18日改訂): 日本曹達株式会社、一部公表; EPA①: Reregistration eligibility decision (RED) for sethoxydim. List [B]. Case No. 2600 (2005)</p>									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(12)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										評価結果通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
17	他-043	チアクロプリド	(-)	チアクロプリド(農業)	ADI: 0.012 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 甲状腺ろ細胞腺腫、雌: 子宮腺癌発生頻度増加	NOAEL	1.2	100(種差10、個体差10、-)	H30.10.23
					ARfD: 0.031 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雄: 毒性所見なし; 雌: 運動能及び移動運動能低下	NOAEL	3.1	100(種差10、個体差10、-)	
<p>チアクロプリド投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大等)及び副腎(X 帯空胞化域拡張: マウス)に認められた。発達神経毒性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。発がん性試験において、雄ラットで甲状腺ろ細胞腺腫、雌ラットで子宮腺癌、雌マウスで卵巣黄体腫の発生頻度増加が認められた。機序検討試験の結果から、子宮腺癌の発現には、本剤のアロマターゼ活性誘導作用によるエストロゲンの増加が関連している可能性が示唆された。また、卵巣黄体腫及び甲状腺ろ細胞腺腫の発生機序については明らかにならなかったが、いずれも腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。繁殖試験において、ラットで死産及び難産が散見された。発生毒性試験において、母体毒性がみられる用量でラット胎児に骨格異常及び変異の発現頻度増加が認められた。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をチアクロプリド(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した0.012 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、チアクロプリドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の総合評価による無毒性量3.1 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した0.031 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農業抄録チアクロプリド(殺虫剤)(平成23年7月1日改訂): パイエルクロップサイエンス株式会社、未公表; JMPR: "Thiacloprid", Pesticide residues in food-2006. Report of the Joint Meeting of the FAO Panel of Experts on Pesticide Residues in Food and the Environment and the WHO Core Assessment Group on Pesticide Residues. p.230-256 (2006); JMPR: "Thiacloprid", Pesticide residues in food-2006 Evaluations, Part II. Toxicological. p.451-556 (2006); APVMA: Japanese Positive List Response in Support of Australian MRLs for: THIACLOPRID (2008); US EPA: Federal Register / Vol. 78, No. 25: p.8410 - 8416 (2013); EC: Review report for the active substance thiacloprid (2004); 農業抄録チアクロプリド(殺虫剤)(平成29年12月20日改訂): パイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表</p>														
18	他-049	テトラコナゾール	(-)	テトラコナゾール(農業第2版)	ADI: 0.004 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄: 小葉中心性から中間帯肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.4	100(種差10、個体差10、-)	H30.3.6
					ARfD: 0.05 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~15日	強制経口	母動物: 体重増加抑制、胎児: 水腎症	NOAEL	5	100(種差10、個体差10、-)	
<p>テトラコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿細管上皮細胞肥大等: イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)に認められた。遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において、自発運動量の減少が認められた。発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。繁殖試験において妊娠期間の延長が認められた。ラットにおける発生毒性試験で母動物に影響が認められた用量で水腎症及び尿管の発生数が増加した。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をテトラコナゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.004 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、テトラコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.05 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農業抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成19年4月27日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表; US EPA: Tetraconazole Human Exposure and Risk Assessment for the Section 3 Time-Limited Tolerance on Sugarbeets (2005); 農業抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成24年5月11日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表; 農業抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成27年1月13日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
19	他-052	トリフルミゾール	(-)	トリフルミゾール(農薬第3版)	ADI : 0.015 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 肝絶対及び比重量増加等/ 雌: 小葉中心性肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	LOAEL	4.6	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	H30.3.27
					ARfD : 0.25 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雌雄: 活動性低下、前肢握力低下等	NOAEL	25		
<p>トリフルミゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大、脂肪変性、肝細胞壊死等)に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、活動性低下、常同活動の減少等が認められたが、90 日間亜急性神経毒性試験においては神経毒性は認められなかった。ラットを用いた繁殖試験及び発生毒性試験において胎盤重量増加等が認められた。機序検討試験において血中エストロゲン濃度の低下傾向やテストステロン上昇が認められた。これらの影響はイミダゾール系殺菌剤にみられるアロマターゼ阻害による可能性が示唆された。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をトリフルミゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄の無毒性量3.7 mg/kg 体重/日であった。これを根拠に安全係数100 で除した場合、一日摂取許容量(ADI)として0.037 mg/kg 体重/日が算出される。一方、2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は4.6 mg/kg 体重/日であった。この最小毒性量で観察された肝毒性の程度が軽度であるため、この最小毒性量を根拠にADI を設定した場合の追加の安全係数は3 が適当であると考えられ、ADI は0.015 mg/kg 体重/日と算出される。この値は2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄を根拠にした場合の0.037 mg/kg 体重/日より低い値であることから、食品安全委員会は2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量を用いてADI を設定することが適切であると判断した。したがって、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量である4.6 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数300(種差: 10、個体差: 10、最小毒性量を用いたことによる追加係数: 3)で除した0.015 mg/kg 体重/日をADI と設定した。また、トリフルミゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成22年3月8日改訂): 日本曹達株式会社、一部公表; 農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成25年5月31日改訂): 日本曹達株式会社、2013 年、一部公表</p>														
20	他-067	フラマトピル	0.02(-)	フラマトピル(農薬第2版)	ADI : 0.007 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 体重増加抑制、肝比重量増加、小葉中心性肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.7	100(種差10、個体差10、-)	H31.2.5
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重	①急性毒性試験 ②一般薬理試験	①ラット ②マウス	①単回投与② 単回投与	①強制経口投与② 強制経口投与	①雌雄: 自発運動低下等 ②自発運動量減少	NOAEL	30	100(種差10、個体差10、-)	
<p>フラマトピル投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)に認められた。発がん性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、200 mg/kg 体重/日投与群で内臓変異の発生頻度増加が認められたが、奇形の増加は認められず、また、ウサギにおいては奇形及び変異の増加は認められなかった。これらのことから、フラマトピルに催奇形性はないと考えられた。各種毒性試験の結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をフラマトピル(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.7 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.007 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、フラマトピルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の30 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録フラマトピル(殺菌剤)(平成20 年10 月31 日改訂): 住友化学株式会社、一部公表; 農薬抄録フラマトピル(殺菌剤)(平成20 年10 月31 日改訂): 住友化学株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(14)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
21	他-068	フルアジホップ	0.03(-)	フルアジホップ(農業第2版)	ADI : 0.0044 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験(フルアジホップブチル)	ラット	2年間	混餌	雌雄:慢性腎症等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.44	100(種差10、個体差10、-)	H30.3.6
					ARfD : 0.02 mg/kg 体重(妊娠又は妊娠している可能性のある女性)	発生毒性試験(フルアジホップブチル)	ラット及びウサギ	妊娠6~15日(ラット);妊娠7~19日(ウサギ)	強制経口	胎児:骨化遅延(ラット);胎児:骨化遅延(胸骨分節)(ウサギ)	NOAEL	2	100(種差10、個体差10、-)	
					<p>フルアジホップブチル投与による影響は、主に肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加、慢性腎症等)、精巣(重量減少、精細管精上皮萎縮等)及び眼(白内障:イヌ)に認められた。神経毒性、発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代及び3世代繁殖試験において、妊娠期間延長、着床数及び受胎率の減少等が認められた。発生毒性試験において、ラットでは横隔膜ヘルニア、水腎等が認められ、ウサギでは母毒性の認められない用量では、催奇形性は認められなかった。フルアジホップブチル投与による影響は、主に肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加等)、精巣(精細管変性等:ハムスター)及び眼(白内障:ハムスター)に認められた。発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、300 mg/kg 体重/日投与で催奇形性を示唆する結果は得られなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をフルアジホップブチル、フルアジホップブチル及び代謝物Dと設定した。食品安全委員会は、フルアジホップブチル及びフルアジホップブチルについて、生体内での同等性が示唆されていることから、それぞれを用いた各試験で得られた無毒性量のうち最小値をフルアジホップの一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の設定根拠とすることが適当であると判断した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、フルアジホップブチルを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)の0.44 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0044 mg/kg 体重/日をADIと設定した。フルアジホップブチル及びフルアジホップブチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、フルアジホップブチルのラット及びウサギを用いた発生毒性試験の2 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児の体重低下を伴わない骨化遅延であったことから、妊娠又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDは、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対する最小値はフルアジホップブチルのラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である948 mg/kg 体重であり、カットオフ値(500 mg/kg 体重)以上であったことから、ARfDは設定する必要がないと判断した。</p> <p>農業抄録フルアジホップ フルアジホップP(平成24年10月3日改訂):石原産業株式会社、一部公表</p>									
ADI : 0.016 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雌雄:RBC及びHb減少等	NOAEL	5	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	H30.12.4					
ARfD : 0.57 mg/kg 体重	MetHb に対する影響検討試験	ラット	17日間	混餌投与	雌雄:MetHb 増加への影響なし	NOAEL	57	100(種差10、個体差10、-)						
22	他-069	プロパニル(DCPA)	0.04(-)	プロパニル(農業)	<p>プロパニル投与による影響は主に体重(増加抑制)、血液(MetHb血症、溶血性貧血等)、肝臓(重量増加等)及び腎臓(近位尿管上皮細胞褐色色素沈着等)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫の発生頻度増加、雌で肝細胞腺腫の発生頻度の増加傾向が認められ、マウスを用いた2年間発がん性試験において、雌で悪性リンパ腫(脾臓)の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をプロパニル(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の最小毒性量である5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した0.016 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、プロパニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いたMetHbに対する影響検討試験の無毒性量57 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.57 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農業ドシエ プロパニル(除草剤)(2017年):ユーピーエルジャパン株式会社、一部公表; One year oral toxicity study in dogs with propanil (GLP): WIL Research laboratories, Inc., 1993年、未公表; A Repeated Dose 30-Day Oral (Diet) Toxicity Study in Rats (GLP): WIL Research laboratories, Inc., 2002</p>									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(15)

No	基準項目 等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										評価結果 通知日
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確か係数	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体 重/日)		
23	他-085	ジチアノン	0.03(-)	ジチアノン (農薬第2版)	ADI : 0.01 mg/kg体 重/日	慢性毒性/発がん 性併合	ラット	2年間	混餌投与	雄: GGT 及びGlu増加, 雌: 慢性腎症; 雌で腎細 胞腺腫発生増加	NOAEL	1	100(種差10、個体 差10、-) / H30.12.4	
					ARFD : 0.1 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6~18日	強制経口 投与	母動物: 体重増加抑制等	NOAEL	10		
<p>ジチアノン投与による影響は、主に腎臓(慢性腎症、尿管拡張等)及び肝臓(肝細胞肥大等)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌に腎腫瘍の発生が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をジチアノン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.01 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ジチアノンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①及び②の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録ジチアノン(殺菌剤)(平成21年9月11日改定): BASF アグロ株式会社、一部公表; JMPR: Dithianon: Pesticide residues in food - 1992 evaluations. Part II Toxicology. (1992); JMPR: Dithianon: Pesticide residues in food - 2010 evaluations. Part II Toxicological. (2010); 農薬抄録ジチアノン(殺菌剤)(平成30年6月5日改訂): BASF ジャパン株式会社、2018年、一部公表; ジチアノンの食品健康影響評価に係る追加提出資料(平成30年4月26日): BASFジャパン株式会社、2018年、未公表</p>														

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TDI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TDI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TDI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TDI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として (非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
8	基-008	六価クロム化合物(清涼飲料水)	7440-47-3	化学・汚染	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011
9	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
10	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045 (シアンイオンとして)
11	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
12	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
13	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の 水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
14	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
15	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
16	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
17	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
18	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
19	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料 水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
20	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス 体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
21	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
22	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
23	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
24	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニトリック	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
26	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんユ ニトリック	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
27	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
28	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニトリック	2.5×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
29	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
30	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
31	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の水質 基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
32	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
33	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改 正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125 (非発がん影響)
34	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改 正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129 (発がん影響)
35	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改 正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんユ ニトリック	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
36	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水 質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125 (非発がん影響)
37	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水 質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129 (発がん影響)
38	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水 質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんユ ニトリック	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
39	基-025	ジブromクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
40	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
41	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニトリック	2.8×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
42	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
43	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (発がん影響)
44	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (非発がん影響)
45	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水 質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (発がん影響)
46	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水 質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (非発がん影響)
47	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
48	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
49	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
50	基-032	亜鉛(対象外物質)(動物薬)(清涼飲料水の規格基準の改正)(肥料・飼料等)	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
51	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量(アルミニウムとして)	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、2.1
52	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
53	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
54	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
55	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
56	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
57	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
58	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャーJ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
59	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
60	基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)(清涼飲料水の規格基準の改正)	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
61	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))	-	化学・汚染	H20.5.22	-	-	回答文書
62	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
63	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
64	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
65	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
66	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	6.3×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
67	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
68	目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
69	目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
70	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
71	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
72	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
73	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
74	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
75	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
76	目-021	メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
77	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
78	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
79	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
80	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
81	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
82	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21	-	安全性に懸念がない
83	対-001	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
84	対-001	1, 3-ジクロロプロペン (農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARID	0.02 0.2
85	対-001	1, 3-ジクロロプロペン (農薬3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI ARID	0.02 0.2

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
86	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
87	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
88	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
89	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARfD	0.0014 0.0066
90	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
91	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
92	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
93	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
94	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
95	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARfD	0.36 3
96	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
97	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
98	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.0024 0.1
99	対-009	アミノホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
100	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
101	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
102	対-010	アミトラスを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
103	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
104	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
105	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
106	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARfD	0.002 0.003
107	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・0.5(一般の集団) ・0.12(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
108	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
109	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
110	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
111	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
112	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
113	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
114	対-016	イソペンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
115	対-018	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
116	対-018	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
117	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
118	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
119	対-019	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
120	対-021	エトフェンブロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
121	対-021	エトフェンブロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
122	対-021	エトフェンブロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
123	対-021	エトフェンブロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
124	対-021	エトフェンブロックス(農薬5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.031 1
125	対-024	オキサジクロメホソ(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
126	対-024	オキサジクロメホソ(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
127	対-025	オキシ銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
128	対-026	オリサストロピン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
129	対-026	オリサストロピン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
130	対-027	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
131	対-027	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
132	対-027	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
133	対-027	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
134	対-028	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
135	対-030	カルバリル(NAC)(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI ARfD	0.0073 0.01
136	対-031	カルプロミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(4)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARd:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
137	対-034	キャブタン(農薬)	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARd	ADI:0.1 ARd: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
138	対-034	キャブタン(農薬)	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARd	ADI:0.1 ARd: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
139	対-034	キャブタン(農薬)	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARd	ADI:0.1 ARd: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
140	対-034	キャブタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARd	ADI:0.1 ARd: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
141	対-035	クミロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
142	対-036	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
143	対-036	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
144	対-036	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統(飼料用)	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はない、ヒトの健康を損なうおそれはない
145	対-037	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
146	対-037	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
147	対-037	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
148	対-037	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
149	対-038	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
150	対-040	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
151	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
152	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
153	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
154	対-040	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
155	対-040	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
156	対-040	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI ARd	0.001 0.1
157	対-041	クロロタロニル(TPN)(農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22	H30.3.27	ADI ARd	ADI:クロロタロニル 0.018 ARd:代謝物 0.0083
158	対-041	クロロタロニル(TPN)(農薬)	1897-45-6	農薬	H29.7.21	H30.3.27	ADI ARd	
159	対-042	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARd	0.00053 0.045
160	対-043	シアノホス(CYAP)	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARd	0.001 0.01
161	対-045	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
162	対-049 (他-085に変更)	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
163	対-050	ジチオビル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
164	対-053	ジメタトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
165	対-056	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
166	対-056	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
167	対-056	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
168	対-056	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
169	対-056	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARd	0.001 0.025
170	対-057	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
171	対-058	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARd	0.004 0.028
172	対-058	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARd	0.005 0.03
173	対-058	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARd	0.0075 0.021
174	対-058	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARd	0.004 0.1

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(5)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
175	対-059	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
176	対-063	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
177	対-063	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
178	対-068	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
179	対-068	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
180	対-069	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
181	対-072	ピベロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
182	対-073	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
183	対-073	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
184	対-076	ビリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
185	対-077	ビリダチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
186	対-078	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARID	0.019 0.2
187	対-079	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
188	対-079	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
189	対-079	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
190	対-079	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARID	0.00019 0.02
191	対-080	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
192	対-080	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
193	対-080	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
194	対-080	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARID	0.0049 0.036
195	対-080	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
196	対-080	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
197	対-081	フェノプロカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
198	対-081	フェノプロカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
199	対-081	フェノプロカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
200	対-081	フェノプロカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
201	対-081	フェノプロカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
202	対-081	フェノプロカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
203	対-082	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
204	対-082	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
205	対-083	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
206	対-083	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
207	対-084	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
208	対-084	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
209	対-085	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
210	対-085	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
211	対-087	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
212	対-088	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
213	対-089	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
214	対-089	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
215	対-089	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARID	0.009 0.5
216	対-090	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
217	対-090	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
218	対-090	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
219	対-090	フルアジナム(農薬第2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ADI ARID	ADI:0.01 ARID: ・0.5(一般の集団) ・0.02(妊婦又は妊娠して いる可能性のある女 性)
220	対-091	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
221	対-092	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
222	対-093	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12	H30.10.23	ADI ARID	0.0027 0.05
223	対-093	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H30.5.17	H30.10.23	ADI ARID	0.0027 0.05
224	対-092	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARID	ADI:0.035 ARID: ・0.3(一般の集団) ・0.035(妊婦又は妊娠 している可能性のある女 性)
225	対-094	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
226	対-094	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
227	対-094	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARID	0.019 0.3
228	対-095	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
229	対-095	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
230	対-096	プロバナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI ARID	0.01 2
231	対-097	プロモプチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
232	対-099	ペンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
233	対-100	ペンピシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
234	対-101	ペンフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
235	対-103	ベンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
236	対-103	ベンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
237	対-105	ペンフルラン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
238	対-106	ペンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
239	対-108	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARID	0.29 1.5
240	対-108	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARID	0.29 1.5
241	対-111	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
242	対-111	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
243	対-111	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
244	対-111	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARID	0.08 0.5
245	対-114	トミノストロビン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
246	対-116	メフェナセート(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
247	対-117	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
248	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
249	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
250	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARID	0.071 0.1
251	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
252	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
253	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
254	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARID	0.057 0.1
255	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARID	0.057 0.1
256	要-003	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
257	要-003	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
258	要-003	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
259	要-003	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
260	要-004	クロビクリン(クロピクリン)(農薬)		農薬	H29.6.15	未通知		
261	要-005	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
262	要-005	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
263	要-005	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
264	要-005	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARID	0.029 0.3
265	要-010	プロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARID	0.019 0.2
266	要-011	ベントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
267	要-012	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
268	要-013	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARID	0.022 0.3
269	要-013	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
270	要-013	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
271	要-013	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
272	要-013	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
273	要-013	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
274	要-014	メトラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
275	他-004	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI ARID	0.012 0.2
276	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARID	0.077 0.5
277	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARID	0.077 0.5
278	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARID	0.077 0.5
279	他-006	アジムスフロロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
280	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
281	他-008	アトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
282	他-012	エトキシスルホン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
283	他-013	エトベンザエド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
284	他-014	エンドタール(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
285	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
286	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
287	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
288	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
289	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
290	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
291	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
292	他-018	キサロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
293	他-018	キサロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
294	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
295	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
296	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
297	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
298	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
299	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARID	0.097 0.6

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(7)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg体重/日)(ARID:mg/kg体重)
300	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
301	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
302	他-024	ジクロフェンチオン(ECCP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
303	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
304	他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARID	0.036 0.3
305	他-029	シノスルフロ	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
306	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
307	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARID	0.22 1.2
308	他-030	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
309	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
310	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
311	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
312	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
313	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
314	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
315	他-030	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
316	他-031	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
317	他-031	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARID	0.0096 0.25
318	他-031	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARID	0.0096 0.25
319	他-031	ジフェノコナゾール(農薬4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARID	0.0096 0.25
320	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
321	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
322	他-035	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
323	他-036	シベルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARID	0.022 0.04
324	他-036	シベルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	動物用医薬品	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARID	0.022 0.04
325	他-036	シベルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H29.1.25	H30.2.13	ADI ARID	0.022 0.04
326	他-036	シベルメリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52315-07-8	農薬	H30.3.7	H30.3.27	ADI ARID	0.022 0.04
327	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
328	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
329	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
330	他-037	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
331	他-037	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARID	ADI:0.0085 ARID: ・0.2(一般の集団) ・0.09(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
332	他-037	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARID	ADI:0.0085 ARID: ・0.2(一般の集団) ・0.09(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
333	他-039	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
334	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
335	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
336	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	H30.1.23		
337	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
338	他-041	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
339	他-041	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
340	他-042	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI ARID	0.088 1.8
341	他-043	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12	H30.10.23	ADI ARID	0.012 0.031
342	他-043	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.3.25	H30.10.23	ADI ARID	0.012 0.031
343	他-043	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.10.11	H30.10.23	ADI ARID	0.012 0.031
344	他-044	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
345	他-044	チアメトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
346	他-044	チアメトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARID	0.018 0.5
347	他-046	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
348	他-046	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARID	0.014 0.25

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(8)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
349	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
350	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
351	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
352	他-049	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
353	他-050	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
354	他-050	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
355	他-051	トリネキサバクエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
356	他-051	トリネキサバクエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
357	他-052	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
358	他-052	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
359	他-052	トリフルミゾール(農薬3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI ARfD	0.015 0.25
360	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
361	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
362	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
363	他-054	ナプロアニド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
364	他-055	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
365	他-055	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
366	他-056	バクプロトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
367	他-056	バクプロトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
368	他-059	ビメトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
369	他-060	ピラゾスルプロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
370	他-061	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
371	他-063	ビレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19	未通知		
372	他-065	フェンバレード(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
373	他-065	フェンバレード(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
374	他-065	フェンバレード(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
375	他-067	フラメトビル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
376	他-067	フラメトビル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI ARfD	0.007 0.3
377	他-068	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
378	他-068	フルアジホップ(農薬2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ADI ARfD	0.0044 0.02
379	他-069	プロパニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI ARfD	0.016 0.57
380	他-070	プロバホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
381	他-071	プロバルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
382	他-074	プロメトリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI ARfD	0.03 1.5
383	他-077	ペンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
384	他-079	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
385	他-079	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
386	他-079	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
387	他-079	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
388	他-079	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
389	他-081	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
390	他-081	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3
391	他-085	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.5	H22.6.17	ADI	0.01
392	他-085	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ADI ARfD	0.01 0.1
393	他-086	ジメピバレード	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書

*網掛け: H30年度追加

*化学・汚染: 化学物質・汚染物質

6-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理

6-2-1. 基準値等の更新

平成 29 年度調査業務において調査された（表 6-4）を対象に、基準値等の改訂の動向を調査した。なお、過年度調査業務と同様に収集の対象は消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目（色、臭気、味）は除いた。

その結果、1 機関の更新・改訂があった。その他の機関では平成 29 年度調査業務以降に更新・改訂は行われていない。

・豪州：Australian Drinking Water Guidelines 6 (2011) Version 3.4: Updated October 2017； lanthanum 値が追加されたが、対象物質ではない。

国内外の基準値等のまとめを、表 6-5～6-10 に示す。網掛けは H30 年度に更新した内容である。

表 6-4 基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

国・機関	調査対象規則等
1 米国	National Primary Drinking Water Regulations: NPDWRs
	National Secondary Drinking Water Regulations: NSDWRs
	Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination: CCL 4 (Final CCL 4 Chemical Contaminants)
2 欧州	Drinking Water Parameters: Microbiological, Chemical and Indicator Parameters in the 2014 Drinking Water Regulations 2014
3 カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality – Summary Table: February 2017
4 豪州	Australian Drinking Water Guidelines 6 (2011) Version 3.4: Updated October 2017
5 韓国	飲料水水質基準解説書 2017 – 飲料水水質基準及び検査周期 (먹는물 수질기준 및 검사주기)
6 中国	中華人民共和國國家標準 GB 5749-2006「生活飲用水衛生標準」
7 WHO	Guidelines for Drinking-Water Quality: Fourth edition incorporating the first addendum (2017)

6-2-2. 国内の基準値等との比較及び毒性情報の整理

海外諸国・機関の基準値等の更新状況及び後述の国内の基準値等の変更（平成 30 年 2 月 15 日厚生科学審議会（生活環境水道部会）を踏まえ、国内と諸外国の基準値等の比較を行い、諸外国の基値が国内に基準値等よりも厳しい物質を抽出し表 6-11 に示す。黄色の網掛けは 29 年度に更新した内容である。

海外諸国・機関の基準値等の更新はない。日本の基準値更新は平成 30 年 2 月 15 日厚生科学審議会にて提案されているが、この基準値更新は比較対象物質ではない。

H30 年度の内閣府食品安全委員会による評価結果から次の 2 物質が比較対象物質である。

① クロロタロニル(T P N)(対-041)(H30.3.27 通知)

比較対象国は中国であり、基準値は日本/中国=0.05/0.01 mg/L である。中国の根拠

となる評価書が不明のため、比較解析はできなかった。なお、クロロタロニル(TP N)は WHO では除外物質となっている。

② カルバリル (NAC) (対-030)(H30.9.4 通知)

比較対象国は豪州で基準値は、日本/豪州=0.05/0.03 mg/L である。評価値(ADI)は、日本/豪州=0.0073/0.006 mg/Kg 体重/日である。比較内容を表 6-12 に示した。最小毒性量(LOAEL)は、日本/オーストラリア=14.7/16.0 mg/Kg 体重/日で日本の値は豪州より小である。また安全係数は同じである。評価値(ADI) : 0.0073 mg/Kg 体重/日を用いて、1日 2L 摂取、体重 50Kg、寄与率 10%として基準値を算出すると、0.02 mg/L となり、豪州(0.03 mg/L)より小となる。「7-1.水質基準等の見直しの動向」で述べるように、H31.4.1 から基準値 : 0.02 mg/L が適用される。

表 6-12 カルバリル評価値の違い

カルバリル(NAC) (対-030) : CAS (No.63-25-2)

基準値	水質基準値: 0.05 mg/L	オーストラリア飲料水ガイドライン(第6版V3.4) Health: 0.03 mg/L
評価値	ADI: 0.0073 mg/kg 体重/日	ADI: 0.008 mg/kg 体重/日
設定根拠試験	発がん性試験	Carcinogenicity Study
動物種/期間	マウス/2年間	2-year dietary study in mice
最小毒性量	14.7 mg/kg 体重/日 (LOAEL)	16.0 mg/kg/日 (LOEL)
安全係数	2,000(種差10、個体差10、最小毒性量に基づくことによる追加係数2、最小毒性量で腫瘍性病変が認められたことによる追加係数10)	2000(10 for interspecies extrapolation, 10 for intraspecies variation, an additional factor of 10 for the use of a LOEL, an additional factor of 2 for the uncertainty as to the mode/mechanism of vascular tumour formation and for the inability to dismiss the relevance of vascular tumours to humans.)
評価概要	マウスを用いた発がん性試験において最低用量の雄(14.7 mg/kg 体重/日)で血管腫瘍が認められ、無毒性量が設定できなかった。本試験の最小毒性量を根拠にADIを設定するとした場合、最小毒性量を用いることに加え、最小毒性量で腫瘍性病変が認められたことから、追加の安全係数として20を適用することが妥当であると考えられる。	16.0 mg/kg body weight per day is the LOEL for the formation of vascular tumours observed in a long-term (2-year) dietary study in mice. 0.03 mg/L = (16.0 mg/kg bodyweight/day x 70 kg x 0.1) / (2 L/day x 2000)
文献	農薬抄録「NAC」(殺虫剤)(平成21年12月8日改訂):TKI JAPAN 株式会社、未公表; Health Canada: Proposed Re-evaluation decision, Carbaryl, 2009; EFSA: conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance, carbaryl, EFSA Scientific Report 80: 1-71, 2006; JMPR: Pesticide residues in food - 2001 evaluations. PartII: Toxicology. CARBARYL(addendum); APVMA: The reconsideration of registrations of products containing carbaryl and their approved associated labels, Part1, 2007; 農薬抄録「NAC」(殺虫剤)(平成29年12月1日改訂):TKI JAPAN 株式会社、一部公表;カルバリル コメント回答書(平成29年12月1日):TKI JAPAN 株式会社、未公表	NOTE: The toxicological information used in developing this fact sheet is from reports and data held by the Department of Health and Ageing, Office of Chemical Safety and Environmental Health.
考察	14.7 mg/kg 体重/日 (LOAEL)、体重:50kg、摂取水量:2 L/dayを使用して基準値を計算すると、0.018 mg/L となる。最小毒性量(LOAEL)は、豪州より小で、また安全係数は同じであり、基準値計算式の違いと判断される。	

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等 (その 1/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国							
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCLA	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※6	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較					
基-001	一般細菌	-	100個/ml											No abnormal change											100 CFU/ml					
基-002	大腸菌	-	不検出											0/100ml												試料100mL中に検出していない				試料100mL中に検出していない
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	0.003	0.003			0.005						0.005	0.005		0.005									0.005				0.005	
基-004	水銀及びその化合物	7439-97-6	0.0005	0.006			0.002						0.001	0.001		0.001									0.001				0.001	
基-005	セレン及びその化合物	7782-49-2	0.01	0.04	P		0.05						0.01	0.05		0.01									0.01				0.01	
基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	0.01	0.01	AT		TT Action Level=0.015						0.01	0.01		0.01									0.01				0.01	
基-007	ヒ素及びその化合物	7440-38-2	0.01	0.01	AT		0.01						0.01	ALARA: 0.01 (as low as reasonably achievable)		0.01									0.01				0.01	
基-008	六価クロム化合物	7440-47-3	0.05	0.05 (総クロムとして)	P		0.1 (as total chromium)						0.05 (as Chromium)	0.05 (as Chromium)		0.05 (as Chromium)									0.05 (as Chromium)				0.05 (as Chromium)	
基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	0.04	3 (亜硝酸イオンとして)			1 (nitrite measured as nitrogen)						0.5 (as Nitrite)	1 (3 as nitrite)		3 (as nitrite)									1 (as nitrite)				1 (as nitrite)	
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン※1	-	0.01	設定なし			0.2						0.05	0.2		0.08									0.01				0.05	
	塩化シアン	506-77-4	0.01	設定なし											AO: ≤250															0.07
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	10	設定なし										10											10					
	硝酸	14797-55-8	10	50 (硝酸イオンとして)			10 (measured as Nitrogen)						50	45		50									10 as N(NO ₃ -N)				10 (硝酸塩として) 地下水源は20	
基-012	フッ素及びその化合物	7782-41-4	0.8	1.5			4						0.8	1.5		1.5									1.5				1	
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-9	1	2.4									1	5		4									1				0.5	
基-014	四塩化砒素	56-23-5	0.002	0.004			0.005						1	0.002		0.003									0.002				0.002	
基-015	1,4-ジオキサン	123-91-1	0.05	0.05	a																				0.05				0.05	
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	540-59-0	0.04	0.05												0.06													0.05	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	0.04											0.07																
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	0.04											0.1																
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	0.02	0.02			0.005									0.05									0.02				0.02	
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	0.01	0.04			0.005							0.01 (Tetrachloroethene/Trichloroethene)		0.01									0.01				0.04	
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	0.01	0.02	P		0.005							0.01 (Tetrachloroethene/Trichloroethene)		0.005									0.03				0.07	
基-020	ベンゼン	71-43-2	0.01	0.01	a		0.005							0.001		0.005									0.01				0.01	
基-021	塩素酸	7790-93-4	0.6	0.7	D									CCLA(as chlorate)		1(as chlorate)									0.7 (水質監視基準)				0.7 (塩素酸塩として)	
基-022	クロロ酢酸	79-11-8	0.02	0.02			0.06(酢酸5種合計), MCLG=0.07										0.15								0.06					
基-023	クロロホルム	67-66-3	0.06	0.3			総トリハロメタンに含まれる, MCLG=0.07																		0.08					
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	0.03	0.05	D, a		0.06(酢酸5種合計), MCLG=0									0.1									0.05					
基-025	ジブロモクロロメタン	124-48-1	0.1	0.1			総トリハロメタンに含まれる, MCLG=0.06																		0.1				0.1	
基-026	臭素酸	7789-31-3	0.01	0.01	AT, a		0.01						0.01	0.01		0.02									0.01				0.01 (臭素酸塩として)	
基-027	総トリハロメタン	0.1		ガイドライン値に対する個々の濃度の比の和が1を超えない			0.08以下						0.1	0.1		0.25 e									0.1				化合物中の種々の化合物の測定された濃度の合計が1.0より小さいそれぞれの濃度の限界は、1を超えない	
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	0.03	0.2			0.06(酢酸5種合計), MCLG=0.02										0.1								0.1				0.1	
基-029	ブロモジクロロメタン	75-27-4	0.03	0.06	a		総トリハロメタンに含まれる, MCLG=0																		0.03				0.06	
基-030	ブromoホルム	75-25-2	0.09	0.1			総トリハロメタンに含まれる, MCLG=0																		0.1 (水質監視基準)					
基-031	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.08	設定なし												None required									0.5				0.9	

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等 (その 2/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本				WHO				米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国			
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※6	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較					
基-032	亜鉛及びその化合物	7440-66-6	1	設定なし													AO: ≤5.0		c		3				3			1		
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	0.2	設定なし							●		0.2							●	c		0.2			0.2		0.2		
基-034	鉄及びその化合物	7439-89-6	0.3	設定なし									0.3								c		0.3			0.3		0.3		
基-035	銅及びその化合物	7440-50-8	1		2			TT Action Level=1.3	1			2										2	1		1		1			
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	200	設定なし								200										設定不要	180	●			200			
基-037	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.05	設定なし								0.05	CCL4									0.5	0.1			0.05		0.1		
基-038	塩化物イオン	16887-00-6	200	設定なし								250										c	250			250		250		
基-039	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		300	設定なし																		設定不要	200 (as CaCO3)	●		300		450		
基-040	蒸発残留物		500																							500				
基-041	陰イオン界面活性剤		0.2																							500				
基-042	ジェオスミン	19700-21-1	0.0001																							0.0002 (水質監視基準)		0.0001		
基-043	2-メチルイソボルネオール	2371-42-8	0.0001																							0.0002 (水質監視基準)		0.0001		
基-044	非イオン界面活性剤		0.02																										●	
基-045	フェノール類		0.005																							0.005		0.002		
基-046	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)		3																										5	
基-047	pH値		5.8-8.6	設定なし																							6.5-8.5		6.5-8.5	
基-048	味			異常でないこと																										
基-049	臭気			異常でないこと																										
基-050	色度			5度以下																										
基-051	濁度			2度以下																										

※1 諸外国の基準値等はシアンとしての値

※2 表中の記号は次のとおり。P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値、C: その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。

a. 発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10⁻⁵の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度で含む飲料水を、70年間摂取し続けることにより、10万人に1人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の濃度である。

10⁻⁵および10⁻⁶の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けること、および、ガイドライン値を10で割ることによって求めることができる。

※3 「比較」の欄の●とは、諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質の意味である。以降の表も全て同様。

※4 表中の記号は次のとおり。MCLG (Maximum Contaminant Level Goal): The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.

TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.

※5 表中の記号は次のとおり。AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives、OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values、ALARA: as low as reasonably achievable

※6 表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations、f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOGdwq4thJWeb_all20130423.pdf、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf、<http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/1122/made/en/pdf>

米国: <https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one>、<https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary>、<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

カナダ: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html>

豪州: https://www.nhmrc.gov.au/files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_verson_3_3_2.pdf、韓国: <http://library.me.go.kr/search/DetailView.aspx?id=1&cid=5636646>、中国: <https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准>

表 6-6 「水質管理目標設定項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本			WHO			米国※2				EU			カナダ※3			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)※4	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較		
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	0.02	0.02					0.006		●	0.005		●	0.006		●	0.003		●	0.02(水質監視基準)			0.005		●	
目-002	ウラン及びその化合物	7440-61-1	0.002(暫定)	0.03	P				0.03						0.02			0.017			0.03(水質監視基準)						
目-003	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	0.02	0.03	P									0.02				0.02						0.02			
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.004	0.03	A				0.005					0.003		●		0.005						0.003			
目-008	トルエン	108-88-3	0.4	0.7	C				1						0.06	AO: 0.024	●	0.8	0.025		●	0.7		0.7			
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	0.08	0.008		●			0.006		●							0.01		●	0.08(水質監視基準)			0.008		●	
目-010	亜塩素酸	13898-47-0	0.6	0.7	D				1						1			0.8					0.7(亜塩素酸塩として)				
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	0.6	設定なし					0.8 (MRDL)						None required			c	0.4	●							
目-013	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	0.01(暫定)	0.02	P													c									
目-014	抱水コロラール	302-17-0	0.02(暫定)	設定なし											Exposure levels in Canada far below concentration that would cause health effects; levels above 0.2 mg/L may indicate a concern for health effects and should be investigated.		0.1 e				0.03			0.01		●	
目-015	農薬類	-	検出値と目標値の比の和として、1以下											0.0005		●											
目-016	残留塩素	7782-50-5	1	5	C				4 (MRDL)						None required			5	0.6	●	4						
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10-100	設定なし											None required			設定不要	200			300		450			
目-018	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.01	設定なし					0.05	CCL4				0.05				AO: ≤ 0.05	0.5	0.1		0.05		0.1			
目-019	遊離酸	-	20																								
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	71-95-6	0.3	設定なし					0.2		●							c			0.1		●	2			
目-021	メチル tert-ブチルエーテル	1634-04-4	0.02	設定なし						CCL4								AO: ≤ 0.015	●								
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	3																			10		3			
目-023	臭気強度 (TON)	-	3以下												3 threshold odor number												
目-024	蒸発残留物		30-200																							500	
目-025	濁度		1度												Acceptable to consumers and no abnormal change			●	c	5 NTU		0.5NTU	●	1NTU			
目-026	pH値		7.5程度	設定なし	pH値				6.5-8.5						≥ 6.5 and ≤ 9.5			7.0-10.5	c	6.5-8.5		5.8-8.5		6.5-8.5			
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-	—1程度以上とし、極力0に近づける						noncorrosive																		
目-028	従属栄養細菌	-	2,000/ml以下(暫定)						TT= No more than 500 bacterial colonies per milliliter		●																
目-029	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	0.1	設定なし					0.007		●									●	0.03	●	0.03	●	0.03	●	
目-030	アルミニウム及びその化合物		0.1	設定なし					0.05 to 0.2		●			0.2						c	0.2		0.2		0.2		

※1 表中の記号は次のとおり、P:健康影響評価の観点からの暫定、I:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値、C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。
 ※2 a: 発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10⁶の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度で含む飲料水を、70年間摂取し続けることにより、10万人に1人ががんにならなことを意味する)の上限に相当する飲料水中の濃度である。
 ※3 10⁶および10⁷の慢性発生過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けたこと、および、ガイドライン値を10で割ることによって求められることができる。
 ※4 表中の記号は次のとおり、MCL: Maximum Contaminant Level Goal: The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.
 TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.
 ※5 表中の記号は次のとおり、AC: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives, OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values, ALARA: as low as reasonably achievable
 ※6 表中の記号は次のとおり、c: insufficient data to set a guideline value based on health considerations. E No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.
 e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimized by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).
 Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.
 ※7 WHO: <http://www.aish.gov.sg/sohki/sido/pdf/324wbgwq/WHOdeqhtPwebJL20130423.pdf>、EU: <http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/20150421ParameterStandaloneDoc.pdf>、<http://www.irishstatutebook.ie/6/2014/si/122/made/en/pdf>
 ※8 米国: <https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations-one>、<https://www.epa.gov/dwreguldrinking-water-quality-guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html>
 カナダ: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality-guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html>
 韓国: https://www.hillm.gov.au/files/default/06/publications/nmrc_nmrc_dwg_v6_version_3_3_2.pdf、韓国: <http://library.nmrc.go.kr/Search/DetailView.aspx?tblId=963640>、中国: <http://bahe.jiahu.com/Item/生活饮用水卫生标准>

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本		WHO				米国			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration	比較	health (mg/L)※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較		
対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	542-75-6	0.05	0.02		●																					
対-002	ダラボン	75-99-0	0.08						0.2																		
対-003	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	94-75-7	0.02	0.03					0.07						0.1										0.03(水質監視基準)		0.03
対-004	EPN	2104-64-5	0.004																								
対-005	MCPA	94-74-6	0.005	0.002		●									0.1												
対-006	アシュラム	3337-71-1	0.9																								
対-007	アセフェート	30560-19-1	0.006																								
対-008	アトラジン	1912-24-9	0.01	0.1(Atrazine and its chloro-s- triazine metabolites)					0.003						0.005											0.002	●
対-009	アニロホス	64249-01-0	0.003																								
対-010	アミトラズ	33089-61-1	0.006	除外																							
対-011	アラクロール	15972-60-8	0.03	0.02 a					0.002																0.02(水質監視基準)		●
対-012	イソキサチオン	18854-01-8	0.005																								
対-013	イソフェンホス	25311-71-1	0.001																								
対-014	イソプロカルブ (MIPC)	2631-40-5	0.01																								
対-015	イソプロチオラン	50512-35-1	0.3																								
対-016	イプロベンホス	26087-47-8	0.09																								
対-017	イミダジン酢酸塩	57520-17-9	0.006																								
対-018	インダノファン	133220-30-1	0.009																								
対-019	エスプロカルブ	85785-20-2	0.03																								
対-020	エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	17109-49-8	0.006																								
対-021	エトフェンプロックス	80844-07-1	0.08																								
対-022	エトリアゾール (エクロメゾール)	2593-15-9	0.004																								
対-023	エンドスルファン (ベンゾエビン)	115-29-7	0.01	設定なし																							
対-024	オキサジクロメホン	153197-14-9	0.02																								
対-025	オキシ銅	10380-28-6	0.03																								
対-026	オリサストロビン	248593-16-0	0.1																								
対-027	カズサホス	95465-99-9	0.0006																								
対-028	カフェンストロール	125306-83-4	0.008																								
対-029	カルタップ	15263-53-3	0.3																								
対-030	カルバリル (NAC)	63-25-2	0.05	設定なし											0.09										0.07		
対-031	カルプロバミド	104030-54-8	0.04																								
対-032	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	1563-66-2	0.005	0.007					0.04						0.09												0.007
対-033	ACN	2797-51-5	0.005																								
対-034	キャプタン	133-06-2	0.3																								
対-035	クミロン	99485-76-4	0.03																								
対-036	グリホサート	1071-83-6	2	設定なし					0.7						0.28											0.7	●
対-037	グルホシネート	77182-82-2	0.02																								
対-038	クロメプロップ	84496-56-0	0.02																								
対-039	クロルニトロフェン	1836-77-7	0.0001																								
対-040	クロルピリホス	2921-88-2	0.003												0.09												0.03
対-041	クロタロニル (TPN)	1897-45-6	0.05	除外																							0.01
対-042	シアナジン	21725-46-2	0.001	0.0006		●									撤廃												●
対-043	CYAP	2636-26-2	0.003																								
対-044	ジウロン (DCMU)	330-54-1	0.02												0.15												
対-045	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	0.03																								

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 2/3)

対-046	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7	0.008	設定なし										0.005		●			0.001		●
対-047	ジクワット	85-00-7	0.003	設定なし			0.02						0.07								
対-048	エチルチオストン	298-04-4	0.004																		
	ジチアノン(その他農薬に変更)	3347-22-6	0.03																		
対-049	ジチオカルバメート系農薬	-	0.005																		
対-050	ジチオビル	97886-45-8	0.009																		
対-051	シハロホップチル	122008-85-9	0.006																		
対-052	シマジシ (CAT)	122-34-9	0.003		0.002		●		0.004					0.01							0.02
対-053	ジメタトリン	22936-75-0	0.02																		
対-054	ジメトエート	60-51-5	0.05	0.006			●						0.02		●						0.07
対-055	シメトリン	1014-70-6	0.03																		
	ジメビベレート(その他農薬に変更)	61432-55-1	0.003																		
対-056	ダイアジン	333-41-5	0.003	除外									0.02								0.02
対-057	ダイムロン	42609-52-9	0.8																		
対-058	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート		0.01											for MITC: 0.001							●
対-059	チアジニル	223580-51-6	0.1																		
対-060	チウラム	137-26-8	0.02																		0.007
対-061	チオジカルブ	59669-26-0	0.08							CCL4											
対-062	チオファネートメチル	23564-05-8	0.3							CCL4											
対-063	チオベンカルブ	28249-77-6	0.02																		0.04
対-064	テプリルトリオン	473278-76-1	0.002																		
対-065	テルブカルブ (MBPMC)	1918-11-2	0.02																		
対-066	トリクロビル	55335-06-3	0.006																		0.02
対-067	トリクロホン (DEP)	52-68-6	0.005	除外																	0.007
対-068	トシクラゾール	41814-78-2	0.1																		
対-069	トリフルラリン	1582-09-8	0.06	0.02			●						0.045								0.09
対-070	ナプロパミド	15299-99-7	0.03																		
																					0.4
対-071	バラコート	4685-14-7	0.005											0.01 as paraquat dichloride; 0.007 as paraquat ion							0.02
対-072	ピバロボス	24151-93-7	0.0009																		
対-073	ピラクロニル	158353-15-2	0.01																		
対-074	ピラノキシフェン	71561-11-0	0.004																		
対-075	ピラノレート	58011-68-0	0.02																		
対-076	ピリダフェンチオン	119-12-0	0.002																		
対-077	ピリプチカルブ	88678-67-5	0.02																		
対-078	ピロキロン	57369-32-1	0.05																		
対-079	フィプロニル	120068-37-3	0.0005																		0.0007
対-080	フェントロチオン (MEP)	122-14-5	0.01	設定なし																	0.007
対-081	フェノブカルブ (BPMC)	3766-81-2	0.03																		●
対-082	フェリムゾン	89269-64-7	0.05																		0.04
対-083	フェンチオン (MPP)	55-38-9	0.006																		
対-084	フェントエート	2597-03-7	0.007																		
対-085	フェントラザミド	158237-07-1	0.01																		
対-086	フサライド	27355-22-2	0.1																		
対-087	ブタクロール	23184-66-9	0.03																		
対-088	ブタミホス	36335-67-8	0.02																		
対-089	ブプロフェジン	69327-76-0	0.02																		
対-090	フルアジナム	79622-59-6	0.03																		

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 3/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCLA	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration	比較	health (mg/L)※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
対-091	ブレチラクロール	51218-49-6	0.05																							
対-092	ブロンミドン	32809-16-8	0.09																							
対-093	プロチオホス	34643-46-4	0.004																							
対-094	プロピコナゾール	60207-90-1	0.05														0.1									
対-095	プロピザミド	23950-58-5	0.05													0.07										
対-096	プロベナゾール	27605-76-1	0.05																							
対-097	プロモブチド	74712-19-9	0.1																							
対-098	ペナル	17804-35-2	0.02														0.09									
対-099	ベンシクロン	66063-05-6	0.1																							
対-100	ベンゾビシクロン	156963-66-5	0.09																							
対-101	ベンゾフェナップ	82692-44-2	0.005																							
対-102	ベンタゾン	25057-89-0	0.2	設定なし													0.4						0.3			
対-103	ベンディメタリン	40487-42-1	0.3	0.02		●										0.4										
対-104	ベンフラカルブ	82560-54-1	0.04																							
対-105	ベンフルラリン	1861-40-1	0.01																							
対-106	ベンフレゼート	68505-69-1	0.07																							
対-107	ホスチアゼート	98886-44-3	0.003																							
対-108	マラソン (マラチオン)	121-75-5	0.7	設定なし										0.19	●	0.07		●					0.25		●	
対-109	メコプロップ (MCPP)	7085-19-0	0.05	0.01		●																				
対-110	メソミル	16752-77-5	0.03	除外													0.02		●							
	カニバム	144-54-7	0.01													for MITC: 0.001		●								
対-111	タラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	0.06																							
対-112	メチダチオン (DMTP)	950-37-8	0.004													0.006										
対-113	メチルダイムロン	42609-73-4	0.03																							
対-114	メトミストロピン	133408-50-1	0.04																							
対-115	トリブジン	21087-64-9	0.03											0.08		0.07										
対-116	メフェナゼット	73250-68-7	0.02																							
対-117	メブロニル	55814-41-0	0.1																							
対-118	モリネート	2212-67-1	0.005	0.006				CCLA								0.004		●								

※1 表中の記号は次のとおり。P:健康影響評価の観点からの暫定値、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値、C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。

a: 発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10⁻⁶の生涯発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度で含む飲料水を、70年間摂取し続けることにより、10万人に1人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の濃度である。

10 "および10"の推定生涯発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けること、および、ガイドライン値を10で割ることによって求めることができる。

※2 表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: <https://www.who.int/ipeds/data/indicators/indicators/WHO%20drinking%20water%20regulation%20doc.pdf>、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_Parameters%20and%20Doc.pdf、<http://www.irishtatbook.ie/en/2014/si/122/made/en/pdf>

米国: <https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations>、<https://www.epa.gov/dwregds/drinking-water-regulations-and-contaminants-secondary>、<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

カナダ: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-ministry-table-health-canada-2012.html>

豪州: https://www.nhmrc.gov.au/files/nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf、韓国: <http://library.me.go.kr/search/DetailView.aspx?id=1&cid=5636646>、中国: <https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准>

表 6-9 「要検討農薬」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO		US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国				
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considerati on (mg/L)	比較	health (mg/L)※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響	感覚影響 (mg/)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
要-001	アセタミプリド	135410-20-7	0.2																						
要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	0.1																						
要-003	エチプロール	181587-01-9	0.01																						
要-004	クロロピクリン	76-06-2	-	設定なし												c									
要-005	テブコナゾール	107534-96-3	0.07					CCL4																	
	テフルトリオン	473278-76-1	0.002																						
要-006	パラチオンメチル (メチルパラチオン)	298-00-0	0.04	設定なし												0.0007		●				0.02		●	
要-007	ヒドロキシシソキサゾール	10004-44-1	0.1																						
要-008	ピラクロホス	77458-01-6	-																						
要-009	フルスルファミド	106917-52-6	-																						
要-010	プロマシル	314-40-9	0.05													0.4									
要-011	ペントキサゾン	110956-75-7	0.6																						
要-012	ホサロン	2310-17-0	0.005																						
要-013	メタアルデヒド	108-62-3	0.06													0.02		●							
	メチルイソチオシアネート	556-61-6	0.01													0.001 (Metham for MTIC)		●							
要-014	メトラクロール	51218-45-2	0.2	0.01		●		CCL4					0.05		●										

※1 表中の記号は次のとおり、c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. E: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: <https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOGdwq4thjPweball20130423.pdf>、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_0421_ParametersStandaloneDoc.pdf、<http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf>
 米国: <https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one>、<https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary>、<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>
 カナダ: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html>
 豪州: https://www.nhmrc.gov.au/files/nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf、韓国: <http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646>、中国: <https://baiko.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准>

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/2)

項目 番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国				
			評価値 (mg/L)	ガイドライ ン値 (mg/L)	位置 づけ等	比較	NPD WR (mg/	NSD WR (mg/	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有 害影響 (mg/L)	感覚 影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較			
他-001	MCPM	17639-93-9	-																									
他-002	2, 4-DB	94-82-6	-	0.09																								
他-003	DBEDC	-	-																									
他-004	MCPBエチル	10443-70-6	0.08	除外																								
他-005	アシベンゾラルSメチル	126448-41-7	0.2																									
他-006	アジムスルフロ	120162-55-2	0.2																									
他-007	アミトロール	61-82-5	0.003												0.009													
他-008	アマトリン	834-12-8	0.2												0.07		●											
他-009	イナベンフィド	82211-24-3	0.3																									
他-010	イマノスルフロ	122548-33-8	0.2																									
他-011	ウニコナゾールP	83657-17-4	0.04																									
他-012	エトキシスルフロ	126801-58-9	0.1																									
他-013	エトベンザニド	79540-50-4	0.1																									
他-014	エンドター	145-73-3	-					0.1							0.1													
他-015	オキサジアルギル	39807-15-3	0.02																									
他-016	オキサミル	23135-22-0	0.05	除外				0.2							0.007		●											
他-017	オキシリニック塩	14698-29-4	0.05																									
他-018	キサロホップエチル	76578-14-8	0.02																									
他-019	クロチアニジン	210880-92-5	0.2																									
他-020	クロマフェノジド	143807-66-3	0.7																									
他-021	クロタルジメチル(TCTP)	1861-32-1	-																									
他-022	クロルピリホスメチル	5598-13-0	0.03																									
他-023	シクロスルファミロン	136849-15-5	0.08																									
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	0.006																									
他-025	シクロプロトリン	63935-38-6	0.008																									
他-026	ジクロメジン	62865-36-5	0.05																									
他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	0.09	0.1											0.1													
他-028	ケルゼン(ジコホル)	115-32-2	0.06												0.004		●											
他-029	シノスルフロ	94593-91-6	0.2																									
他-030	ジノテフラン	165252-70-0	0.6																									
他-031	ジフェノコナゾール	119446-68-3	0.02																									
他-032	シフルトリン	68359-37-5	0.05																									
他-033	ジフルベンズロン	35367-38-5	0.05	設定なし											0.05													
他-034	シプロコナゾール	94361-06-5	0.02												0.07													
他-035	シプロジニル	121552-61-2	0.07																									
他-036	シベルメトリン	52315-07-8	0.1	除外											0.09													
他-037	シメコナゾール	149508-90-7	0.02												0.2													
他-038	ジメチルピホス	2274-67-1	0.01																									
他-039	シラフルオフェン	105024-66-6	0.3																									
他-040	シンメチリン	87818-31-3	0.1																									
他-041	スピノサド	168316-95-8	0.06	設定なし																								
他-042	セトキシジム	74051-80-2	0.4																									
他-043	チアクロプリド	111988-49-9	-																									
他-044	チアマトキサム	153719-23-4	0.05																									
他-045	チオシクラム	31895-21-3	0.03																									

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 2/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
他-046	チフルザミド	130000-40-7	0.04																						
他-047	テクロフタラム	76280-91-6	0.1																						
他-048	CVMP(テトラクロルピソス)	22248-79-9	0.01																						
他-049	テトラコナゾール	112281-77-3	0.01														0.1 f								
他-050	テブフェンジド	112410-23-8	0.04					CCL4																	
他-051	トリネキサバクエチル	95266-40-3	0.01																						
他-052	トリフルミゾール	99387-89-0	0.04																						
他-053	トルフェンピラド	129558-76-5	0.01																						
他-054	ナブプロアニリド	52570-16-8	0.02																						
他-055	ニテンピラム	150824-47-8	1.3																						
他-056	バクロプロトラゾール	76738-62-0	0.05																						
他-057	バリダマイシン	37248-47-8	-																						
他-058	ビスピリバクナトリウム塩	125401-75-4	0.03																						
他-059	ピメロジン	123312-89-0	0.03																						
他-060	ピラゾスルフロンエチル	93697-74-6	0.03																						
他-061	ピリミノバクメチル	136191-64-5	0.05																						
他-062	ピリホスメチル	29232-93-7	0.06	設定なし												0.09									
他-063	ピレトリン	8003-34-7	0.1																						
他-064	フェニキサニル	115852-48-7	0.02																						
他-065	フェンバレレート	51630-58-1	0.04													0.06									
他-066	フラチオカルブ	65907-30-4	0.008																						
他-067	フラトピル	123572-88-3	0.02																						
他-068	フルアジホップP	83066-88-0	0.01																						
他-069	プロパニル	709-98-8	0.04	設定なし											0.7										
他-070	プロバホス	7292-16-2	0.001																						
他-071	プロバルギット又はBPPS	2312-35-8	0.02												0.007		●								
他-072	プロヘキサジオンカルシウム塩	88805-35-0	0.5																						
他-073	プロボキスル (PHC)	114-26-1	0.2	除外																					
他-074	プロマトリン	7287-19-6	0.08																						
他-075	パルマトリン	52645-53-1	0.1	設定なし				CCL4							0.2										
他-076	ペンスタルトップ	17606-31-4	0.09																						
他-077	ペンダイオカルブ	22781-23-3	0.009																						
他-078	ホキシム	14816-18-3	0.003											撤廃											
他-079	ボスカリド	188425-85-6	0.1																						
他-080	チアジアジン	3773-49-7	-																						
他-081	メタミドホス	10265-92-6	0.001	除外				CCL4																	
他-082	メチルイソシアネート	624-83-9	0.006																						
他-083	モノクロトホス	6923-22-4	0.002	除外																					
他-084	リニユロン	330-55-2	0.02												0.002 f										

※1 表中の記号は次のとおり。 c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOGdwq4tjPweb_all20130423.pdf、EU: <http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015.04.21.ParametersStandaloneDoc.pdf>、<http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf>
 米国: <https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one>、<https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary>、<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>
 カナダ: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html>
 豪州: https://www.nhmrc.gov.au/files/nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf、韓国: <http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646>、中国: <https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准>

表 6-11 「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」とその過年度の検討状況

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度			食安委評価状況 評価結果通知日等
			過年度(～ H28)	H29	H30	
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	○			H20.9.25
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	○			H24.8.6
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	○			H20.11.6
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	○			H20.11.6
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	○			H22.9.2
基-020	ベンゼン	71-43-2	○			H20.11.6
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	○			H26.10.7
基-025	ジプロモクロロメタン	124-48-1	○			H21.8.20
基-027	総トリハロメタン	-	○			H21.8.20
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	○			H26.10.7
基-029	プロモジクロロメタン	75-27-4	○			H21.8.20
基-030	プロモホルム	75-25-2	○			H21.8.20
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	○			-
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	○			-
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-		○		H29.4.25
基-045	フェノール類	-				-
基-051	濁度	-				-
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	○			H24.8.6
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○			H20.11.6
目-008	トルエン	108-88-3	○			H20.11.6
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○			H25.4.15
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	○			H20.6.19
目-014	抱水クロール	302-17-0	整理不可			H19.3.15
目-015	農薬類	-				-
目-016	残留塩素	7782-50-5	○			H19.3.15
目-020	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	○			H20.4.17
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4	○			H20.4.17
目-028	従属栄養細菌	-				-
目-029	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	○			H20.5.29
検-004	モリブデン	7439-98-7				-
検-005	アクリルアミド	79-06-1				-
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4				-
検-010	エピクロヒドリン	106-89-8				-
検-011	塩化ビニル	75-01-4				-
検-016	スチレン	100-42-5				-
検-017	ダイオキシン類	-				-
検-020	ビスフェノールA	80-05-7				評価要請 H20.7.8
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	整理不可			H26.6.10
検-040	キシレン	1330-20-7				-
検-044	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	62-75-9				-
検-047	トリクロロベンゼン	12002-48-1				-
対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	542-75-6	○			H27.10.20
対-005	MCPA	94-74-6	○(H25)			H23.3.16
対-006	アシュラム	3337-71-1	○			H26.10.21
対-008	アトラジン	1912-24-9				評価要請 H23.10.11
対-011	アラクロール	15972-60-8	○			H25.3.18
対-030	カルバリル (NAC)	63-25-2			○	H30.9.4
対-036	グリホサート	1071-83-6	○			H28.7.12
対-041	クロタロニル (TPN)	1897-45-6			○	H30.3.27
対-042	シアナジン	21725-46-2	○			H29.2.28
対-045	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	整理不可			H26.7.1
対-046	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7				評価要請 H21.3.24
対-052	シマジン (CAT)	122-34-9				評価要請 H25.1.30
対-054	ジメトエート	60-51-5				評価要請 H25.6.12
対-058	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオンアネート	533-74-4	○			H27.3.24
対-060	チウラム	137-26-8				-
対-069	トリフルラリン	1582-09-8	○			H24.1.26
対-080	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5		○		H29.8.22
対-103	ペンディメタリン	40487-42-1	○			H24.8.6
対-108	マラソン (マラチオン)	121-75-5	○			H27.3.17
対-109	メブロップ (MCPP)	7085-19-0				評価要請 H24.9.18
対-110	メソミル	16752-77-5				-
対-118	モリネート	2212-67-1	○			H25.3.4
要-006	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0				評価要請 H21.3.24
要-013	メタアルデヒド	108-62-3	○			H29.2.14
要-014	メトラクロール	51218-45-2	○			H21.7.30
他-008	アマトリン	834-12-8	○			H19.9.13
他-016	オキサミル	23135-22-0				評価要請 H25.3.12
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2				-
他-071	プロバルギット又はBPPS	2312-35-8	○			H24.10.29

注: 目-030アルミニウム及びその化合物については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

注: 目-025濁度については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

6-3. 海外の浄水処理等の情報収集

海外諸国(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、他)における、浄水処理への紫外線適用の状況と原水及び浄水の水質等について情報収集を行い、また、それらの地域における耐塩素性病原生物の検出及び水系感染症発生の状況についても情報収集を行った。

6-3-1. 浄水処理への紫外線適用状況

浄水処理における紫外線 (UV) 適用の状況を、病原性原生動物の除去、不活性化の観点から、主にクリプトスポリジウムに関する規定と UV 処理の位置づけについて、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU 及び英国の法規及びガイドラインから情報を収集した。併せて、実際の導入状況に関する情報を収集したが、これは次項にまとめた。

6-3-1-1. 米国

米国では、特にクリプトスポリジウムのさらなる低減を目的とした規則「長期第二次地表水処理強化規則 (The Long Term 2 Enhanced Surface Water Treatment Rule : LT2ESWTR) の中で、紫外線処理が、地表水及び地表水の影響を直接受ける地下水を原水の不活性化処理のオプションの一つとして提示されている。

LT2ESWTR は、地表水及び地表水の影響を直接受ける地下水を原水としているすべての公共水道施設に適用される。

この規則では、まず原水のクリプトスポリジウムのモニタリングを義務付け、測定値に応じて 4 カテゴリー (bin) に分類し、各カテゴリに対し、既存のろ過処理設備の有無、及びその種類に応じて追加の浄水処理のレベルが設定されている (表 7-1、表 7-2)。要求レベルは 1-log、2.5-log のように示されているが、この値は処理後の残存率の逆数の対数である (例えば、1-log であれば、 $\log(10/1)$ であり処理前の 0.1 すなわち 10% 残存、除去率では 90%、2-log であれば $\log(100/1)$ すなわち 99% 除去、2.5-log であれば $\log(1000/3)$ すなわち 99.7% 除去に相当する)。

要求レベルの達成に向けてとるべき手段については、「微生物対策ツールボックス (microbial toolbox)」(表 7-3) にさまざまなオプションが示されている。それぞれのオプションに対し、除去性能の認定値 (credit) が設定されており、単独またはいくつかのオプションの組み合わせで処理の要件を達成すればよい (認定値の合計が対策処理の要件を満たせばよい)。ただし、ろ過を行っていない水道システムについては、不活性化処理が必須である。

UV 処理は不活性化処理のオプションの一つとして提示されている。

表 7-1 地表水規則、暫定地表水処理強化規則及び長期第一次地表水処理強化規則（該当する場合）に完全に適合している以下のろ過処理を行っている水道システムに対する、追加のクリプトスポリジウム対策処理

カテゴリ (bin) 【原水のクリプトスポリジウム濃度 (オーシスト/L)】	在来型ろ過 (軟水化を含む。)	直接ろ過	緩速砂ろ過又は珪藻土ろ過	代替ろ過技術
bin 1 【< 0.075】	追加処理は不要	追加処理は不要	追加処理は不要	追加処理は不要
bin 2 【0.075 ≤ , < 1.0】	1-log の処理	1.5-log の処理	1-log の処理	(*1)
bin 3 【1.0 ≤ , < 3.0】	2-log の処理	2.5-log の処理	2-log の処理	(*2)
bin 4 【3.0 ≤】	2.5-log の処理	3-log の処理	2.5-log の処理	(*3)

- (*1) クリプトスポリジウムの除去・不活化は少なくとも合計 4.0-log として、州が決定
 (*2) クリプトスポリジウムの除去・不活化は少なくとも合計 5.0-log として、州が決定
 (*3) クリプトスポリジウムの除去・不活化は少なくとも合計 5.5-log として、州が決定

表 7-2 ろ過処理を行っていない水道システムに要求される浄水処理

原水のクリプトスポリジウム濃度 (オーシスト/L)	処理	処理の要件
≤ 0.01	2-log の処理	・クリプトスポリジウム対策に関しては二酸化塩素、オゾン、または UV を使用しなければならない。 ・少なくとも 2 種類の消毒手段を用い、すべての消毒要件（クリプトスポリジウム、ジルジア (3-log)、及びウィルス (4-log)）に適合しなければならない。
0.01 <	3-log の処理	・それぞれの消毒手段は、3 種の感染源のうちの一つに対して要求されている処理要件を、単独で達成できるものでなければならない。

表 7-3 微生物対策ツールボックス（選択肢と認定単位）（要件は略）

ツールボックスの選択肢 (Toolbox option)	認定単位 (credit)
水源管理・見直し	
流域管理計画	0.5-log
代替水源／取水管理	なし
前ろ過	
凝集を行う前沈殿池	0.5-log
2 段石灰軟水化処理	0.5-log

バンクフィルトレーション	0.5～1.0-log
処理性能	
ろ過系統性能	0.5-log
個別のろ過性能	0.5-log (系統性能に追加)
性能の実証	実証値に基づき認定
追加ろ過	
バグ又はカートリッジフィルター(個別のフィルター)	～2.0-log (実証値に基づき認定)
バグ又はカートリッジフィルター(シリーズ)	～2.5-log (実証値に基づき認定)
膜ろ過	実証値に基づき認定
二段ろ過	0.5-log
緩速砂ろ過フィルタ	2.5～3.0-log
不活性化	
二酸化塩素	0.25～3.0-log (濃度・接触時間に基づき認定)
オゾン	0.25～3.0-log (濃度・接触時間に基づき認定)
紫外線	0.5～4.0-log (UV 照射量に基づき認定)

6.3.1.2. カナダ

カナダにおける飲料水水質は、連邦・州・準州の健康・環境委員会が策定した「カナダ飲料水水質ガイドライン (Guidelines for Canadian Drinking Water Quality : GCDWQ)」で規定されている。水質パラメータの一つに、「腸内原生動物 (enteric protozoa) : ジアルジア及びクリプトスポリジウム」が設けられ、さらに、別途ガイドライン技術文書 (Guideline Technical Document : GTD) が作成されており、これら原生動物の生態・汚染源とばく露、分析法、処理技術、健康影響、及びリスク評価について詳細に説明されている。この中で、UV 照射は、クリプトスポリジウム等の原生生物除去/不活性化の有効な手段として位置づけられている。

腸内原生動物 (enteric protozoa) : ジアルジア及びクリプトスポリジウムについては、GTD では、以下のように述べられている：「腸内原生動物の処理が必要な場合、ジアルジア及びクリプトスポリジウムのガイドラインは、最低限 3 log のシスト及びオーシストの除去及び/又は不活化という、健康に基づく処理目標である。原水の水質

によってはさらに大きな log 除去/不活性化が必要となることもある。原水が糞便汚染を受けやすい場合、又は過去の水由来の疾病流行の原因がジアルジアまたはクリプトスポリジウムであった場合は、水由来の疾病のリスクを低減する措置として、処理技術ならびに水源流域又は地下水水源の保護対策を実施し、維持しなければならない。

GTD では、飲料水中の腸内原生動物及びその他の水由来病原体の低減には、マルチバリアアプローチが最善であるとし、特に原生動物は一般的に用いられている塩素に対し抵抗性があるため、その低減には、物理的除去（例えばろ過）と消毒による不活性化（例えば UV 照射）が最も効果的であると説明している。

このように UV 照射は、クリプトスポリジウム等の原生生物除去/不活性化の有効な手段として位置づけられている。UV 処理を適用する原水の種類については、特に制限は設けられておらず、原水の水質によるとされているが、地表水を原水とする場合は、多くの場合はより大きな log 除去/不活性化が必要となるであろうとしている。

必要な log 除去/不活性化については、米国では原水水質、ろ過処理の有無により要求される log 除去率が法で規定されているが、GTD では、「微生物に関する定量的リスク評価 (QMRA)」により必要 log 除去率の算出または現状施設の要求満足度の検証する手法が説明されている点で特徴的である。以下に GTD における原生動物の QMRA に関する記載を要約した。

QMRA では、リスクの定量的尺度として、WHO の水道水質ガイドラインに提示されている DALY (disability-adjusted life year : 障害調整生存年数) を用いている。DALY は、微生物等による悪影響を受けた状態で生活する年数または逸失した年数を、悪影響の重みづけをしたうえで算出するものである。すなわち影響を、軽度 (下痢) ~ 重篤 (死亡) に分類し、影響が発生した場合のそれぞれの重篤度の影響の発生割合、重篤度の重みづけ、影響の継続期間 (死亡の場合は逸失年数 : 生存期待値と当該影響による死亡時平均年齢との差) を掛け合わせたものである。これに微生物等で汚染された飲料水を摂取することにより何らかの影響を受ける確率を乗じて、一人当たり年間あたりの DALY を算出し、DALY の目標値と比較してリスクを判定する。

GTD では、DALY については、両原生動物に対し、健康影響を中等度の下痢、死亡に分け、その発生割合を 0.99999 対 0.00001、影響の継続期間を下痢の場合は 7 日 (0.01918 年)、死亡の場合は逸失年数として 41.52 年 (カナダにおける生存期待年数 78.4 年と死亡時平均年齢 36.88 歳の差) とし、重篤度の重みづけ係数を下痢は 0.067、死亡は 1 として、それぞれのケースの DALY を算出している。下痢に関する DALY は 1.29×10^{-3} 、死亡の場合は 4.15×10^{-4} と算出され、何らかの影響を受けた場合の DALY は、下痢と死亡の合計として 1.70×10^{-3} と算出している。

一方、原生動物汚染飲料水を摂取した場合に感染する確率を、感染力のある原生動物の濃度と摂取量を変数とした対数モデルにより算出し、これに感染した場合に発症

する確率（文献値に基づきクリプトスポリジウムの場合は 0.7、ジアルジアの場合は 0.24 と設定）を乗じて、汚染飲料水摂取時に影響を受ける確率としている。

GTD においては、許容できるリスクとして、WHO で提示されている 10^{-6} DALY/人/年を採用している。

GTD におけるリスク評価例では、クリプトスポリジウムが 13 オーシスト/100 L の原水を除去率 3 log で処理した場合、処理後の濃度は 1.3×10^{-2} オーシスト/100 L となり、これを 1 日当たり 1 L 摂取すれば摂取オーシストは 1.3×10^{-4} オーシストであり、感染する確率は対数モデルから 2.3×10^{-6} 、1 年間摂取した場合の感染確率は 8.5×10^{-4} と算出される。この感染確率に発症確率 0.7 を乗じて、何らかの影響（下痢または死亡）を発症する確率は 6.0×10^{-4} 、これに上記の下痢および死亡を合計した DALY 1.70×10^{-3} を乗じて、クリプトスポリジウム汚染飲料水摂取による DALY として 1.0×10^{-6} /人/年を得る。これと許容 DALY 値 10^{-6} /人/年との比較により、この飲料水摂取によるクリプトスポリジウムのリスクは許容できると判定される。一方、1300 オーシスト/100 L の原水であれば、5 log の処理が必要とされることが判る。

6.3.1.3. オーストラリア

オーストラリアでは、河川水・海水、飲料水、農業用水、下水処理排水などの水質は、州、準州、地方自治体が策定した戦略、計画、法規により管理されているが、全国的に合意された水質管理へのアプローチとして、全国水質管理戦略（National Water Quality Management Strategy : NWQMS）が策定されている。オーストラリア政府が、州や準州政府の協力を得て策定したもので、法的拘束力はないが、すべての行政レベルや、産業界、一般家庭で活用されている。

NWQMS の一環としてさまざまな水質管理ガイドラインが策定されている。これらのガイドラインは、水のさまざまな使用目的や水の利用者に、それぞれの状況で水質を管理するためのグッドプラクティス（優れた取り組み）を提示している。

オーストラリア飲料水質ガイドライン（Australian Drinking Water Guideline : ADWG）も拘束力はないものの、飲料水供給に関わるすべての組織での活用が意図されている。紫外線消毒については、「飲料水の微生物リスク低減に向けたマルチバリアアプローチにおける処理オプションの一つである」と位置付けられている。

ADWG では、病原性微生物が飲料水消費者にとっての最大のリスクであるとしているが、クリプトスポリジウムのガイドライン値については、特に定めがなく、以下のように記載されている：

「クリプトスポリジウムについては、飲料水中のヒト感染性株を同定するためのルーチンで実施可能な方法がないため、ガイドライン値は設定されていない。もしガイ

ドラインが確立された場合、1 リットルあたり 1 個体をはるかに小さい値となるであろうし、また検査に非実用的なほど大量の水が必要とすることとなろう。クリプトスポリジウム汚染のリスクを最小限に抑えるためには、集水域から蛇口までのマルチバリアアプローチが勧告される。人や動物の排泄物から集水域を保護することが優先事項である。各バリアの汚染除去性能を担保するため、その操作状況をモニターすべきである。クリプトスポリジウムのルーチンのモニタリングは推奨しないが、汚染リスクの増大の可能性がある事象（例：豪雨、濁度の上昇、処理の失敗）に対応するための調査試験が必要な場合はある。クリプトスポリジウムが飲料水中で検出された場合は、直ちに該当する保健機関に連絡すること。公衆衛生上のリスクを評価し最小化するために必要なすべての措置は、可及的速やかに実施すること。

ADWG では、一般的に用いられている消毒剤/消毒法として、塩素、クロラミン、二酸化塩素、オゾン及び紫外線を挙げている。

この中で、紫外線消毒については、「飲料水の微生物リスク低減に向けたマルチバリアアプローチの処理オプションの一つである」と位置付け、「紫外線消毒は、塩素耐性病原体（例えば、クリプトスポリジウムおよびジアルジア）を不活化するための一次消毒剤として使用することができる」としている。これにより消毒剤を使用する際の消毒副生物の形成を減少させることが可能であるが、微生物リスクの管理には他にも以下のような考慮すべき点がいくつかあり、紫外線消毒は化学的消毒剤の使用を完全に置換できるものではない、としている。

- ・ 供給システム内での消毒剤残留。
- ・ 味および臭気物質の管理
- ・ シアノバクテリアの防除
- ・ 紫外線だけでは処理が困難なウィルスの不活化
- ・ 飲料水システム全体として適切なマルチバリアアプローチの確保

ADWG では、UV 照射装置は比較的信頼性が高く、技術的には比較的シンプルであるとされているが、可能であればバリデートされた装置を使用すべきであり、中でも US EPA のガイドラインに準拠してバリデートされた装置を採用することが好ましいとし、その他のバリデーションのガイドラインとして、DVGW、ONORM、NWRI を例示している。

ただし、UV 処理における要求事項（原水の種類、処理性能（米国における 2-log、3-log など））は示されていない。

6.3.1.4. ニューージーランド

ニューージーランドでは、健康法(Health Act 1956)のもとで、飲料水供給者に対し、ニュージ

ーランド飲料水標準(Drinking Water Standards for New Zealand:DWSNZ)を遵守するべくすべての実際的な措置を取ることを要求している。DWSNZは最低限の飲料水品質を定めたもので、法的強制力を有している。このほか自発的な標準として、Guidelines for the Management of Drinking-Water Quality in New Zealand が策定されている。

UV 処理はさまざまな地表水処理の一つの手法として位置づけられている。

クリプトスポリジウム、ジアルジアなどの病原性原生動物は、E. coli、ウイルスとともに、第1種品質決定要因(primary detaminand)に指定されている。第1種品質決定要因とはその存在が急速かつ重大な疾病の大流行を引き起こす可能性があるものである。これらについてのガイドライン値は、EColi(1未満/100 mL)、ウイルス(数値設定なし)、総病原性原生動物(感染性(オー)シスト 1未満/100 L)と設定されている。ただし、総病原性原生動物については、MAVは設定されているものの、原生動物を補足する方法や感染性を評価する方法はルーチンのモニタリングには適していない旨が注記されている。

ガイドラインの総論では、MAVが適合判定の尺度として用いることができない場合(または用いられていない場合)は、代替法として処理の効率を用いるとしている。

DWSNZにおける病原性原生動物に関する各論では、「処理施設出口の水は、クリプトスポリジウムを確実に除去または不活性化する手法で処理、または安全な井戸から取水されたものでなければならない」とされ、MAVへの適合性判定には、クリプトスポリジウムの定常的なモニタリングに代え、さまざまな浄水処理上の要求事項が用いられ、用いられている処理プロセスに対して特定されている性能要求に合致していれば、要求事項に適合しているとされている。

要求事項は処理プロセスごとに定められ、以下のものが挙げられている:濁度または粒子数(凝集処理とろ過)、直接的完全性試験(膜ろ過)、間接的完全性試験(膜、バグフィルター、カートリッジろ過)、差圧(バグフィルター、カートリッジろ過)、UV照射強度、Ct値(処理剤濃度×処理時間;オゾン、二酸化塩素消毒)。

原生動物除去の一連の処理プロセスに関する加算効果を考慮するため、クリプトスポリジウムを指標生物とした「対数性能値(log credit)」が用いられている。連続した処理設備の累積での処理効果は、使用中の全プロセスのlog creditを加算して算出する。

原水の種類(地下水、地表水など)と原水中のクリプトスポリジウム数により、要求されるlog creditが定められている。

地表水に対する要求log creditは下表(表7-4)のとおりである。

表 7-4 ニュージーランドにおける地表水に対するlog credit

原水中クリプトスポリジウム オーシスト/10 L	log credit
0.75 以上	4
0.75 未満	3

種々の処理プロセスに対する log credit が、それぞれのプロセスへの詳細な要求事項とともに DWSNZ 中に示されている。UV 処理についても、UV 照射強度、UV 処理工程に入る際の水質（ろ過済みであること、濁度）、UV 透過率などの要求事項、バリデーションの方法（US EPA のガイドダンスなど）、モニタリング（流量、濁度、UV 強度、透過率、ランプの作動）が規定されている。UV 処理に付与される log credit は明確に記載されていないが、所望する log credit に対するバリデーションのガイドラインが示され、種々の log credit に対しては US EPA のガイドライン、3 log credit の場合には、DVGWT（ドイツ）、öNORM（オーストリア）、NSF/ANSI（米国）などのガイドラインの要求事項に合致することが規定されている。

6.3.1.5. EU

EU における飲料水は、「ヒトが消費することを目的として水の品質に関する理事会指令 98/83/EC」において、加盟国は、ヒト消費用の水が確実に「安全かつ清浄（wholesome and clean）」であるようにするための措置を講じなければならないと規定され、安全かつ清浄とは、以下のように定義されている：

- a. 人の健康に対し潜在的な危害を及ぼすような個数または濃度で、すべての微生物及び寄生虫、ならびにすべての物質を含有していない。かつ、
- b. 指令の付属書で規定している最低限の要求事項に適合している。

付属書では、飲料用水道水に関して、微生物に関するパラメータは大腸菌と腸球菌の個数（両者とも、0 個/100 mL）が定められ、また病原体（クリプトスポリジウムが例示されている）に関する水質指標としてウェルシュ菌（*Clostridium perfringens*）の個数（0 個/100 mL）が設定されている。なお、ウェルシュ菌については、原水が地表水またはその影響を受けない場合は測定不要とされ、また設定値を逸脱した場合は、加盟国は、病原体による人健康への危険性について調査しなければならないとされている。

ただし、この指令では、具体的な手法（ろ過、消毒剤、UV 処理等）についての言及はない。

6.3.1.6. 英国

英国では、EU の指令に基づき、飲料水供給（飲料水水質）規則 2016 で、飲料水の水質が規定されている。この中で、水道水供給業者は消毒をしなければならないこと、必要に応じて消毒の前処理（消毒の妨げとなる物質・性質の除去・低減）を行う

ことが定められている。

この規則では、処理や消毒プロセスの選定についての規定はなく、事業者が自由に行うことが可能である。そこで、飲料水監察事務所（Drinking Water Inspectorate）は、事業者向けのガイダンスを作成し、さらに特に UV 照射についてのガイダンスを別途作成している。

このガイダンスの中で、UV 照射について、多くの機関のガイダンスと同様、波長が 200~300 nm の紫外線は、殺生物性があり、広い温度範囲にわたり病原体の不活性化に効果的であること、病原体により感受性が異なり、従って所望のレベルの不活性化を達成するための紫外線照射条件はさまざまであること、飲料水で最もかかわりのある病原体の中で、波長範囲の紫外線に対す感受性は原生動物が最も高く、次いで細菌であり、ウィルスは抵抗力が最も強いことが述べられている。

水道水供給業者は、飲料水規則で、消毒方法が堅実で適切であることを示さなければならないと規定されており、UV 処理を用いる際も、原水の物理的、化学的性質を考慮しつつ、特定されたハザードを制御できるように設備をデザインしなければならないとされている。このためには、原水中の病原体の存在数、その不活性化に必要な UV 照射流束（fluence）、装置バリデーション（要求性能に常時合致していることなど）に関するエビデンスなどの裏付けとなる証拠が必要であるとしている。

このように、UV 処理は消毒の一つ手段として位置づけられ、原水に応じた性能が求められているが、このガイダンスでは具体的な数値目標は述べられていない。

6.3.1.7. アイルランド

アイルランドも英国同様、EU の指令に基づく飲料水規則で飲料水水質を規定しているが、概ね EU の指令と同内容である。原性動物の処理方法や UV 処理に関するガイダンスは公表されていないが、飲料水を管轄する HSE（Health Service Executive）のウェブサイトでは、クリプトスポリジウムオーシスト除去には、ろ過による除去、及び UV 処理による消毒（死んだオーシストは疾病を引き起こさない）が主要な手段である旨が記載されている。

6.3.2. UV 処理設備の設置例

6.3.2.1. 概況

米国では 2013 年までに、2~20 千 m³/日の 162 施設、20~200 千 m³/日の 99 施設、200~2000 千 m³/日の 11 施設、及び 2000 千 m³/日超の 2 施設で UV 処理が導入されている。ニューヨーク市では 2013~2014 年に 8000 千 m³/日の UV 処理設備が導入された。なお、EPA が作成した UV 処理に関するガイドライン（UVDGM）では、UV 設備においては第 3 者検定を受けた UV 装置を使用するように規定されている。カナダでも同様の要件が定められている。

欧州では 1960 年以降 UV 殺菌が導入されている。オーストリアとドイツではそれぞれの試験期間にて合格した UV 装置を使用しなければならない。

地表水への適用は豪州およびニュージーランドでも広範囲に行われている。

英国では 2010 年 2 月に UK Drinking Water Inspectorate が、「公共水道水の消毒処理としての UV 照射の使用ガイダンス (UKDWI 2010)」を公表し、英国においても表流水中のクリプトスポリジウム処理に UV が認められることとなった。

以上のうち、ニューヨーク市の設備については、詳細情報が得られ、またサウスオーストラリア州の全浄水設備における UV 処理設備の導入状況の情報が得られたので、以下の記した。

6.3.2.2. ニューヨーク市

ニューヨーク市は、約 5,200km² の流域に散在する 19 の貯水池と 3 つの調節湖からなる地表水システムから水道水を得ている。水源地は流域は概ねデラウェア州の面積に相当し、ニューヨーク市の北部及び西部に約 200km に広がっている。

キャッツキル/デラウェア系 (CATSKILL/DELAWARE SUPPLY)

キャッツキル/デラウェア系は非常に良質であることから、浄水処理方法としてろ過を必要としない地表水を水源とする水道として、ニューヨーク市は米国の 5 大都市のうちの一つでとなっている。キャッツキル/デラウェア系はろ過回避決定 (FAD : Filtration Avoidance Determination) のもとに運転しており、供給される水は微生物学的リスクを減らすために 2 つの方法の消毒を用いて処理されている。最初に、水はキャッツキル/デラウェア紫外線消毒設備 (Catskill/Delaware Ultraviolet (UV) Disinfection Facility) に到着する前に塩素で消毒される。塩素は、細菌を殺すとともに細菌が管内で増殖することを抑制するために加えられる一般的な消毒剤である。紫外線消毒設備はウェストチェスター郡のマウント・プレザント (Mount Pleasant) 町及びグリーンバーグ (Greenburgh) 町に位置する世界最大の設備であり、合計 11,760 本の大型紫外線ランプを含む 56 の紫外線消毒ユニットで構成されている。設備は 1 日当たり 757 万 m³ を超える水を消毒できるように設計されており、紫外線消毒設備において、水は紫外線によって再び消毒される。紫外線への暴露により、クリプトスポリジウムやジアルジアのような有害性微生物は不活化される。紫外線処理は、エネルギー以外は何も加えないので、水を化学的に変化させることはない。

クロトン系 (CROTON SUPPLY)

クロトンろ過施設 (Croton Water Filtration Plant) は、ブロンクス区 (Bronx) の地下に位置し、クロトン系の水をろ過している。クロトンろ過施設は、1 日当たり

最大約 110 万 m³ の水道水を生産する能力を有している。

水がろ過施設に到着すると、不純物を除去するために浄水処理が行われる。浄水プロセスは、凝集、溶解空気浮上、ろ過及び消毒が含まれる。水は、有害性微生物から保護するため、塩素及び紫外線によって消毒される。

6.3.2.3. サウスオーストラリア州

サウスオーストラリア州の水処理設備のうち、井戸水を原水としている場合、および河川水を原水とし膜ろ過処理を行っている設備は塩素（ガス、または液体）で消毒しているが、河川水を原水とし従来タイプのろ過処理を行っている設備は塩素処理に加えて UV 処理を行っている（表 7-5、表 7-6）。

表 7-5 サウスオーストラリア州の飲料水処理施設と原水及び処理方法（その 1）

Water supply system	Supply source	Treatment					Primary Disinfection				Fluoridation
		Conventional water treatment plant	Iron removal plant	Desalination plant	Membrane plant	MIEX® pre-treatment	Cl ₂		NH ₂ Cl	UV	
							Gas (G)	Liquid (H)			
Barmera WTP	RM	✓ (RW)					✓ (G)			✓	✓
Barossa WTP*	Res/RM	✓ (AW)					✓ (G)				✓
Beachport IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (G)				
Berri WTP	RM	✓ (RW)					✓ (G)			✓	✓
Blanchetown WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Bordertown	Bores						✓ (G)				
Cadell WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Coffin Bay	Bores						✓ (G)				
Cowirra WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Elliston	Bores						✓ (G)				
Eyre South ¹	Bores						✓ (G)				
Eyre South /Morgan WTP ²	Bores/RM	✓ (SAW) (Morgan WTP)					✓ (G) (at Eyre South bores)	✓ (G) (at Morgan WTP)			✓ (at Morgan WTP)
Geranium	Bores						✓ (H)				
Glossop WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Happy Valley WTP*	Res/RM/ADP	✓ (AW)					✓ (G)				✓
Hawker Desalination WTP	Bores			✓ (SAW)			✓ (G)				
Kalangadoo IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (H)				
Kanmantoo WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Kingston SE IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (G)				
Lameroo IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (H)				
Leigh Creek Desalination WTP	Bores			✓ (SAW)			✓ (G)				
Loxton WTP	RM	✓ (RW)						✓ (G)	✓	✓	✓
Lucindale IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (G)				
Mannum WTP	RM	✓ (RW)					✓ (G)			✓	✓
Melrose	Bores						✓ (G)				
Middle River WTP	Res	✓ (SAW)				✓	✓ (G)			✓	
Millicent	Bores						✓ (G)				
Moorook WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Morgan WTP	RM	✓ (SAW)						✓ (G)			✓
Morgan/Swan Reach WTP ³	RM	✓ (Morgan WTP, SAW; Swan Reach WTP, RW)						✓ (G)		✓ (at Swan Reach WTP)	✓
Mt Burr	Bores						✓ (H)				
Mt Compass	Bores						✓ (H)				

表 7-6 サウスオーストラリア州の飲料水処理施設と原水及び処理方法（その2）

Water supply system	Supply source	Treatment					Primary Disinfection			Fluoridation	
		Conventional water treatment plant	Iron removal plant	Desalination plant	Membrane plant	MIEX® pre-treatment	Cl ₂		NH ₂ Cl		UV
							Gas (G)	Liquid (H)			
Mt Gambier	Blue Lake / Bores						✓ (G)			✓ (Blue Lake source only)	
Mt Pleasant WTP ⁴	RM	✓ (SAW)			✓ (SAW)	✓	✓ (G)			✓	
Murray Bridge WTP	RM	✓ (RW)					✓ (G)		✓	✓	
Mypolonga WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Myponga WTP [#]	Res	✓ (AW)					✓ (G)			✓	
Nangwarry	Bores						✓ (H)				
Naracoorte	Bores						✓ (G)				
Orroroo	Bores						✓ (G)				
Padthaway	Bores						✓ (H)				
Palmer WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Parachilna	Bores						✓ (H)				
Parilla IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (H)				
Penneshaw WTP	Seawater			✓ (SAW)	✓		✓ (H)				
Penola IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (G)				
Pinnaroo IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (G)				
Port MacDonnell	Bores						✓ (G)				
Quom	Bores						✓ (G)				
Renmark WTP	RM	✓ (RW)					✓ (G)		✓	✓	
Robe IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (G)				
Summit WTP	RM	✓ (RW)						✓ (G)	✓	✓	
Swan Reach WTP	RM	✓ (RW)						✓ (G)	✓	✓	
Swan Reach Town WTP	RM				✓ (SAW)		✓ (H)				
Tailem Bend WTP	RM	✓ (RW)						✓ (G)	✓	✓	
Tarpeena IRP	Bores		✓ (SAW)				✓ (H)				
Waikerie WTP	RM	✓ (RW)					✓ (G)		✓	✓	
Warooka	Bores						✓ (G)				
Wilmington	Bores						✓ (G)				
Woolpunda WTP	RM				✓ (SAW)			✓ (H)			

Supplies both country and metropolitan systems

1 Eyre South – supplied by Lincoln Basin, Uley South and Uley Wanilla bore fields

2 Eyre South/Morgan WTP primarily supplied by Lincoln Basin, Uley South and Uley Wanilla bore fields and supplemented by Morgan WTP system

3 Morgan/Swan Reach WTP system supplied from Morgan WTP and Swan Reach WTP

4 Mount Pleasant has two streams of treatment

ADP ADELAIDE DESALINATION PLANT
 AW OPERATED BY ALLWATER
 CL₂ CHLORINE
 G CHLORINE GAS
 H CHLORINE LIQUID (SODIUM HYPOCHLORITE)
 IRP IRON REMOVAL PLANT
 MIEX® MAGNETIC ION EXCHANGE

NH₂Cl CHLORAMINE
 Res RESERVOIR
 RM RIVER MURRAY
 RW OPERATED BY RIVERLAND WATER
 SAW OPERATED BY SA WATER
 UV ULTRAVIOLET
 WTP WATER TREATMENT PLANT

6.2.3. 原水、浄水におけるクリプトスポリジウムの検出状況

原水、浄水におけるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況について、ニューヨーク市及びカナダでの情報が得られた。

6.2.3.1. ニューヨーク市

原水および貯水池出口におけるクリプトスポリジウムおよびジアルジアの測定値

(2017年)は以下(表7-7)のとおりであった。

表7-7 ニューヨーク市の飲料水水源における原生動物の検出状況

パラメータ	貯水池出口	サンプル数	陽性 サンプル数	範囲	推定汚染源
クリプトスポリジウム (オーシスト/50 L)	Kensico	52	3	0-1	動物排泄物
	Hillview	52	2	0-1	
	Jerome Park	9	2	0-2	
ジアルジア (シスト/50 L)	Kensico	52	26	0-4	動物排泄物
	Hillview	52	9	0-3	
	Jerome Park	9	3	0-2	

6.2.3.2. カナダ

1991年から1995年にカナダの72の自治体で行われた調査では、原水サンプルの4.1%、浄水サンプルの3.5%、未処理下水サンプルの6.1%にクリプトスポリジウムオーシストが検出された。

カナダの地表水中のクリプトスポリジウムの調査では、多くの例で1~100オーシスト/100Lの範囲であった(表7-8参照)。10300シスト/100Lという高濃度も報告されているが、これは記録的な春の溢流と関連していた。

カナダの処理水中のクリプトスポリジウムについては、ほとんど評価されていないが、1993年から2009年に散発的に行われた調査では、オーシストとはほとんどの例で未検出または極めて少数個であった。例外として、未ろ過地表水を原水としている場所で、原水の極端な汚染事象が発生した際に処理水から検出されている。例えば、1997年には、アルバータ州エドモントンで、大規模な春季の溢流により、処理水に80オーシスト/1000Lが検出された事例がある。

表 7-8 カナダの地表水中のクリプトスポリジウム検出状況

Province	Site/watershed	Unit of measure	<i>Cryptosporidium</i> concentration (oocysts/100 L) ^c	Reference
Alberta	Not available	Single sample	34	LeChevallier et al., 1991a
Alberta	North Saskatchewan River, Edmonton	Annual geometric mean	6–83	Gammie et al., 2000
		Maximum	10 300 ^d	
Alberta	North Saskatchewan River, Edmonton	Annual geometric mean	9	EPCOR, 2005
		Maximum	69	
British Columbia	Black Mountain Irrigation District	Geometric mean	3.5	Ong et al., 1996
	Vernon Irrigation District		9.2	
	Black Mountain Irrigation District	Range	1.7–44.3	
	Vernon Irrigation District		4.8–51.4	
British Columbia	Seymour	Average	0.0	Metro Vancouver, 2009
	Capilano		2.4	
	Coquitlam		2.0	
	Seymour	Maximum	0.0	
	Capilano		4.0	
	Coquitlam		2.0	
Ontario	Grand River	Median	15	Van Dyke et al., 2006
	Grand River	Maximum	186	
Ontario	Ottawa River	Average	6.2	Douglas, 2009
Quebec	ROS Water Treatment Plant, Thousand Islands River, Montreal	Geometric mean	742	Payment and Franco, 1993
	STE Water Treatment Plant, Thousand Islands River, Montreal		<2	
	REP Water Treatment Plant, Assumption River, Montreal		<2	
Quebec	Saint Lawrence River	Geometric mean	14	Payment et al., 2000

^a The occurrence of *Cryptosporidium* in groundwaters in Canada has not been studied.

^b It is important to consider that the sampling and analysis methods employed in these studies varied, and, as such, it may not be appropriate to compare oocyst concentrations. It is also important to consider that the viability and infectivity of oocysts were rarely assessed; as such, little information is available regarding the potential risk to human health associated with the presence of *Cryptosporidium* in these samples.

^c Units were standardized to oocysts/100 L. However, the text references concentrations/units as they were reported in the literature.

^d Associated with heavy spring runoff.

6.2.4. 耐塩素性病原生物の検出及び水系感染症発生の状況

上述の浄水処理への UV 適用状況の調査を行った地域における耐塩素性病原生物の検出及び水系感染症発生の状況について、米国、カナダ、オーストラリアにおける情報が得られたので、以下にまとめた。なお EU、英国についてはごく簡単な情報しか得られず、またニュージーランドでは情報が得られなかった。

6.2.4.1. 米国

米国では、1984 年から 2000 年の間で、飲料水中のクリプトスポリジウムによる疾病の大流行が 10 件発生している。罹患者は総数で 421000 人であり、その大部分（403000 人）は 1993 年のミルウォーキーにおける大発生に係るものであった。

2001~2002 年の飲料水関連の感染症は 17 件発生していたが、クリプトスポリジウム関連は、1 件のみであった。

2013~2014 年の集計では、飲料水関連の感染症は 42 件発生し、原因がクリプトスポリジウムであるケースが 5 件（罹患者 279 名、このうち入院 2 名）、ジアルジアのケースは 3 件（罹患者 10 名、入院者なし）であった（表 7-9）。

表 7-9 2013~2014 年における飲料水中の原生動物による感染症発症例

State/ Jurisdiction	Month	Year	Etiology	Predominant illness	No. of cases	No. of hospital- izations	No. of deaths	Type of water system**	Water source	Setting
Alaska	Aug	2014	Giardia duodenalis††	AGI	5	0	0	Community	River/Stream	Community/Municipality
Idaho	Sep	2014	Giardia duodenalis	AGI	2	0	0	Unknown	Unknown	Hotel/Motel/Lodge/Inn
Indiana	Jul	2013	Cryptosporidium sp.	AGI	7	0	0	Community	Unknown	Mobile home park
Ohio	Oct	2014	Cryptosporidium sp. (S)****	AGI	100	0	0	Individual	River/Stream	Farm/Agricultural setting
Oregon	Jun	2013	Cryptosporidium parvum IIaA15G2R1	AGI	119	2	0	Community	Lake/Reservoir/ Impoundment	Community/Municipality
Tennessee	Jul	2013	Cryptosporidium parvum	AGI	34	0	0	Transient, noncommunity	Spring	Camp/Cabin setting
Virginia	Jun	2013	Cryptosporidium sp.	AGI	19	0	0	Individual	Well	Farm/Agricultural setting
Wisconsin	Aug	2014	Giardia duodenalis	AGI	3	0	0	Nontransient, noncommunity	Other	National forest

AGI = acute gastrointestinal illness

** Community and noncommunity water systems: public water systems that have ≥ 15 service connections or serve an average of ≥ 25 residents for ≥ 60 days per year.

A community water system: serves year-round residents of a community, subdivision, or mobile home park.

A noncommunity water system: serves an institution, industry, camp, park, hotel, or business and can be nontransient or transient.

Nontransient systems: serve ≥ 25 of the same persons for ≥ 6 months of the year but not year-round (e.g., factories and schools) whereas transient systems provide water to places in which persons do not remain for long periods of time (e.g., restaurants, highway rest stations, and parks).

Individual water systems: small systems not owned or operated by a water utility that have < 15 connections or serve < 25 persons.

6.2.4.2. カナダ

1991年から1995年にカナダの72の自治体で行われた調査では、原水サンプルの4.1%、浄水サンプルの3.5%、未処理下水サンプルの6.1%にクリプトスポリジウムオーシストが検出された。カナダの地表水中のクリプトスポリジウムの調査では、多くの例で1~100 オーシスト/100 Lの範囲であった（表参照）。10300 シスト/100 Lという高濃度も報告されているが、これは記録的な春の溢流と関連していた。

カナダの処理水中のクリプトスポリジウムについては、ほとんど評価されていないが、1993年から2009年に散発的に行われた調査では、オーシストとはほとんどの例で未検出または極めて少数個であった。例外として、未ろ過地表水を原水としている場所で、原水の極端な汚染事象が発生した際に処理水から検出されている。例えば、1997年には、アルバータ州エドモントンで、大規模な春季の溢流により、処理水に80 オーシスト/1000 Lが検出された事例がある。

6.2.4.3. オーストラリア

オーストラリアにおける飲料水汚染で大きな影響を及ぼした事例は、シドニーで1998年7月から9月に発生した。大量のクリプトスポリジウムとジアルジアが処理水に検出され、沸騰水通知が300万人の住民に発出された。ただし、疫学的調査を十分に行ったにもかかわらず、汚染に関連した疾病の増加は認められなかった。この事例は、発生当時の検査法では、検出された病原体が人に対する感染性を有するかどうかを判定できなかったことを示している。

飲料水に関係した疾病の発生事例としては、1992年のビクトリア州において、私設給水設備の浄化槽からのオーバーフローによるクリプトスポリジウムとジアルジア汚染による感染の一事例のみである。

なお、1998年から2001年にかけてアデレードとメルボルンで散発的に発生した症例についての症例対照研究では、感染の最大の要因は、人と人との接触、及び公共のプールであることが示されている。

6.2.3.5. EU 及び英国

EUでは加盟国（EEA参加国を含む）のクリプトスポリジウム症の発生件数のまとめと解析が行われている。ただし、発生要因（飲料水由来か否か）についての情報は得られなかった。

2015年のクリプトスポリジウム症発症の確認例は、10,915件であり、2014年(7,768件)に対し41%増であった。英国(54%)、ドイツ(16%)、オランダ(8%)の三か国で78%を占めていた。

人口10万人当たりの報告数は、3.1で、2014年(2.4)に対し295増であった。年齢別にみると、0~4歳のグループが最も高く、男12.6、女11.1であったが、アイル

ランドでは 58.9、英国では 29.6 とかなり高かった。男女比は年齢層により異なるが、全年齢層で見ると、0.9:1 であった。

月別では、例年同様のパターンを示し、晩夏から秋一杯がピークであった。英国では春にもピークが見られた。

EU/EEA 加盟国のうち、25 か国がクリプトスポリジウム症を報告しているが、この中の 13 か国は合計しても 25 例であるので、実際の発症数はさらに大きいと思われる。10 万人当たりの症例数は 3.1 であり、最近では、2012 年と同等の発症比率である。特に晩夏のピーク時の発症数が例年よりも多かった。オランダ、英国、ドイツでは、大雨があった夏に、2012 年同様の長くかつ大きなピークを示していた。全報告件数の半分以上が英国であったが、英国では 2015 年および 2016 年初頭に大雨に伴う洪水に数回見舞われており、これが大きな発症数の要因となっている可能性があるという。

6.2.3.6. 英国

英国では、2016 年のイングランドとウェールズにおけるクリプトスポリジウム症の流行件数は 13 件であったがいずれも非食品（水泳プールなど）に起因するものであり、食品に起因する発症例はなかった。

なお、英国はクリプトスポリジウムのモニタリングを精力的に行っているが、感染リスクの 50%は水泳プールに起因し、20%が水道水によるという情報が EU の飲料水規則改定に向けての作業用文書に記載されている。

7. 水質基準等に関する情報の更新

7-1. 水質基準等の見直しの動向

平成30年度水質基準逐次改正検討会（第1回、平成30年11月15日）の検討結果及び第20回厚生科学審議会(生活環境水道部会)(平成31年3月13日)の審議結果に係る概要を、表7-1に示す(本業務に係る内容に限り抜粋)。また、その結果を過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、平成30年2月28日時点での情報に更新して表7-2~7-7に取りまとめた。表中、網掛け部分が今回更新した情報である。

表7-1 第20回厚生科学審議会（H31.3.13）等での審議の概要

水質基準等の見直しについて(案)				
2-1. 食品健康影響評価の結果を踏まえた見直し				
(1) 水質基準項目				
内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに厚生科学審議会水道部会で未検討のものは以下のとおり。				
○六価クロム化合物(基08)				
平成30年9月18日の内閣府食品安全委員会の答申により、新しいTDIとして1.1 μ g/kg体重/日が示された。現行評価値の設定根拠(平成15年の厚生科学審議会答申)及び食品健康影響評価の結果並びに対応方針(案)は、以下に掲げるとおり。(参考資料1「食品安全委員会六価クロム評価書」)				
項目	番号	物質名	現行(H15年答申)	食安委の評価内容(H30.9.18)
水質基準項目	8	六価クロム化合物	1958年のWHOのInternational Standard for Drinking Waterで六価クロムの健康影響に基づく最大耐容濃度(Maximum allowable concentration)として、0.05mg/Lが提案された。その後も、評価値算出にかかわる新たな毒性情報は報告されていない。 ・評価値：0.05mg/L クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当であることから、現行のとおり水質基準を維持することが適当である。	六価クロムの発がんメカニズムの考察から、発がん影響と非発がん影響とを分けずに評価を行った。 2年間飲水投与試験においてみられた雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成に基づき算出したBMDL10値 0.11mg/kg体重/日を基準点とし、不確実係数100を適用して、六価クロムのTDIを1.1 μ g/kg体重/日とした。 BMDL10=0.11mg/kg体重/日 TDI=1.1 μ g/kg体重/日 (UF=100) (種差10、個体差10として算出)
・対応方針(案)				
平成30年11月15日に開催された水質基準逐次改正検討会における以下のような検討を踏まえて、現行評価値0.05mg/Lを0.02mg/Lに強化することが適当と考えられる。				
(新評価値案設定に関する検討)				
食品安全委員会評価書では、食品中のクロムは三価の状態が存在すると考えられ、食事中からの六価クロムの摂取量については推計対象外としている。一方、水道中では残留塩素の影響で水中のクロムはほぼ六価となるとしている。				
※なお、食品安全委員会評価書には水道水における総クロム中の六価クロムが約7割などの報告もあるが、測定数は限られており、また、安全側の観点からはほぼ六価として扱うことが適当と考えられる。				
【参照】食品安全委員会評価書p16「5. 一日摂取量の推定」 別添p39「8. 水道水浄化処理による生成」				
食品安全委員会評価書(p16「5. 一日摂取量の推定」抜粋)				
なお、食事由来の摂取については、以下の理由から食品中のクロムは三価クロムの状態で存在していると考えられるため、食品中に六価クロムは含まれないと仮定し、本推計の対象としなかった。				

飲料水以外からの摂取がない確かなデータがある場合、割当率はWHO やUSEPAで示されている上限の80%となる。食品安全委員会評価書では、食品中のクロムは三価の状態が存在するとされているが、飲料水以外からの六価クロムの摂取経路が確かに無いとは言えないため、割当率は60%とするのが適当と考えられる。

このTDIより、1日2L 摂取、体重50kg、寄与率60%として算出される新評価値は0.02mg/L となり、現評価値0.05mg/L と異なるため、見直しが必要な項目であると考えられる。

・ 給水栓における新評価値に対する検出状況

H28 水道統計水質編のデータ(全6,329 地点)を確認した結果、新評価値50% (0.01mg/L) 超の地点はなく、遵守可能と考えられる(表1)。

表1 H28 水道統計六価クロム化合物データ(給水栓水_最高値)

濃度(mg/L)	nd	0.001	0.002	0.004	0.005	0.006	0.009	0.01 ~
地点数	5,967	57	8	2	293	1	1	0

(2) 農薬類

内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が既に示され、これまでに厚生科学審議会生活環境水道部会において未検討のものを表2に示す。表2の網掛けの部分は、現行評価値と異なる評価値が得られたことから、見直しを実施すべき項目である。

表2 食品健康影響評価結果(農薬類)

略号*1	項目	食品安全委員会 評価結果通知	評価内容:ADI (mg/kg 体重/日)	新評価値 ※2 (mg/L)	現行評価値 (mg/L)	対応方針
対-001	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	H30.3.27	0.02	0.05	0.05	
対-015	イプロチオラン(IPT)	H30.8.28	0.1	0.3	0.3	
対-021	エトフェプロックス	H30.7.24	0.031	0.08	0.08	
対-030	カルバリル(NAC)	H30.9.4	0.0073	0.02	0.05	強化
対-034	キャプタン	H30.7.24	0.1	0.3	0.3	
対-040	クロルピリホス	H30.7.24	0.001	0.003	0.003	
対-041	クロロタロニル(TPN)	H30.3.27	0.018	0.05	0.05	
対-043	シアノホス	H29.10.17	0.001	0.003	0.003	
対-056	ダイアジノン	H29.12.12	0.001	0.003	0.003	
対-096	プロベナゾール	H30.3.27	0.01	0.03	0.05	強化
対-111	メタラキシル	H29.10.17	0.08	0.2	0.06	緩和
他-004	MCPB	H30.9.4	0.012	0.03	0.08	強化
他-005	アジベンゾラル-S-メチル	H30.2.13	0.077	0.2	0.2	
他-032	ジフェノコナゾール	H30.5.22	0.0096	0.02	0.02	
他-037	シベルメトリン	H30.3.27	0.022	0.06	0.1	強化
他-038	シメコナゾール	H30.5.22	0.0085	0.02	0.02	
他-051	テトラコナゾール	H30.3.6	0.004	0.01	0.01	
他-054	トリフルミゾール	H30.3.27	0.015	0.04	0.04	
他-070	フルアジポップ	H30.3.6	0.0044	0.01	0.01	

※1 略号について 対: 対象農薬リスト掲載農薬類 他: その他農薬類

※2 新評価値について

食品安全委員会が設定したADIを用いて、1日2L 摂取、体重50kg、寄与率10%として評価値を算出。

2-2. 代謝物、分解性、検出状況に関する知見を踏まえた見直し

(1) 代謝物、分解性に関する知見を踏まえた見直し

対象農薬リスト掲載農薬類であるオリサストロビンについて、代謝物である(5Z)-オリサストロビンも測定し、原体の濃度と代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出することとする。

除外農薬であるイブロジオンについては、代謝物であるイブロジオン代謝物を測定し、原体の濃度と、代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出することとする。また、分解物を含めた検出状況を把握するため、除外農薬から「要検討農薬」に移行する。目標値は、H15 年答申において設定されている0.3mg/L とする。

(2) 検出状況に関する知見を踏まえた見直し

対象農薬リスト掲載農薬類であるエディフェンホス、エトリジアゾール、カルプロパミド、メチルダイムロンについては、登録が失効した農薬であり、平成28年度までに原水中での検出実態がないことから、「除外農薬」に移行する。

厚労科研の成果より、近年原水において検出傾向が見られるイプフェンカルバゾンについては「要検討農薬」へ追加し、継続して検出状況の知見を収集することとする。また、食品安全委員会により平成24年10月29日付でADIを0.00099mg/kg体重/日が設定されていることから、1日2L摂取、体重50kg、寄与率10%として算出される評価値0.002mg/Lを目標値として設定する。

2-3. 見直し方針(案)

(1) 水質基準項目

六価クロム化合物の新評価値(案)の設定については、食品安全基本法の規定に基づき、内閣府食品安全委員会の意見を聴くこととする。その後、パブリックコメント手続き等を経て新基準値を設定し、2020(平成32)年4月1日から適用予定。

(2) 農薬類

対象農薬リスト掲載農薬類については、パブリックコメント手続きを実施したところであり(別紙参照)、要検討農薬、以下のとおりの変更を平成31年4月1日から適用する。

- ・対象農薬リスト掲載農薬類(カルバリル、プロベナゾール及びメタラキシル)に係る新評価値の設定
- ・対象農薬リスト掲載農薬類(オリサストロビン)に代謝物の測定及び原体への合算の追加
- ・対象農薬リスト掲載農薬類(エディフェンホス、エトリジアゾール、カルプロパミド及びメチルダイムロン)の除外農薬への移行

要検討農薬、その他農薬及び除外農薬については、以下のとおりの変更を平成31年4月1日から適用する。

- ・要検討農薬にイプフェンカルバゾンの追加及び目標値の設定。
- ・その他農薬(MCPB、シペルメリン)に係る新評価値の設定
- ・除外農薬(イプロジオン)の分解物の測定及び原体への合算の追加、並びに「要検討農薬」への移行

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-002	大腸菌	不検出							糞便汚染の指標として適当	
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006(2005)	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイスグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04		意見募集終了(H24.7.20縮切)	WHO第4版暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H.24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)後の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20縮切)
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		審議中(専門調査会)自ら評価	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的減低を図るとした。	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T	H.25.12.16 答申済み	WHO第4版暫定とした理由変更A,T←P		発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.05		1.1	0.05 P(全Cr)	H31.3.13	H30.9.18 答申済み	WHO第4版追加予定→追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくクロムが必須元素か疑わしい。 ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H30.9.18) →TDI=1.1
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9 (Nitriteとして)	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版:ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)		H24.10.29 答申済み	WHO第4版変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値設定せず←0.2P	亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版第2次追補版追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)	2.4		意見募集終了(H24.7.20縮切)	WHO第4版変更2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20縮切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4-ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05 (2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	H19.10.26	H19.3.15 (シス体) H20.5.29 (トランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年 以来基準値超の例もあり、継続性の観点から 水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17 (トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17 (シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地 点で60%を超えており継続性の観点から水質 基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安 全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安 全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準 値を超えていた例もあり、継続性の観点から 当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標 設定項目から 移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄 水処理に使用される場合が想定されることか ら水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水 処理に使用される場合の指針として活用され べき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申(H26.10.7)はTDI=3.5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ であり、過去の評価結果 と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9 (非発がん) (TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10 ⁻⁵ リスク相 当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申(H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブromクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4 (非発がん) (TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申(H26.10.7) →TDI=6

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-029	プロモジクロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)
基-030	プロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時)			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムとして)			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	
基-043	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		H21.4.1 3 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標						水質基準として維持	
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標							

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 1/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更 なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P.T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H.24.7.23) →TDI=4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更 なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7 (C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更 なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更 なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4 mg/L と設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-015	農薬類	検出値/目標 値の総和が1 以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィブロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1 mg/L 以上)	H15からの変更 なし	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 2/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-021	メチル-tertブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20℃7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1-ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があることから知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20 (ヒトNOAEL 0.21 (mg/kg 体重/日)、UF 10)
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず← 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10 ⁻⁵		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 mg/L 以下を設定	
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.003 10 ⁻⁵		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.002 mg/L を設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	
検15	N,N-ジメチルアニリン	-									施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$								
検18	トリエチレンテトラミン	-									施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005 mg/L 以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、 安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検26	マイクロシチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)		0.04	0.001 P (AF=80%)					
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)		11	0.07 (AF=20%)					
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない ・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179		179	0.5(C)					

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 (μ g/kg/日)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> 米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μg/lを定めている(RFD:0.7μg/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 mg/kg/d (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 mg/kg/d PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-										<ul style="list-style-type: none"> 英国COTがTDI: 3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-										<ul style="list-style-type: none"> 英国COTがTDI: 0.3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中
検44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μg/l)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	TDI=7 μ g/kg/日 IRIS: 10 ⁻⁵	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加			0.02	設定せず (健康に基づく 評価値=0.02 TDI=7.7)	WHO(参考値)	H24.3.5			
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加			0.2 (TDI=10)		WHO(ガイドライン値)	H24.3.5			

※ P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。
 ※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
 ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H31.3.13	H25.2.18 H27.10.20 H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27) → ADI = 20
対-002	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08		30		H30.2.15	H29.3.28 答申済み		・平成29年3月28日府食第199号
対-003	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.02	H30.4.1 より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中(H25.7.10) ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1 より 0.006→0.004	1.4		H30.2.15	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更	・食安委答申(H23.6.6, H26.7.29) → ADI = 1.9
対-006	アシユラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H30.2.15	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請(H23.10.11)
対-009	アニロホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-010	アミラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申(H19.5.17) → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申(H23.8.25, H25.3.18) → ADI = 10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1 より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001			0.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01			4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-015	イゾプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H31.3.13	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 H30.8.28 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28) → ADI = 100
対-016	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H20.1.10, H22.9.9) → ADI = 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
対-020	エディフェンホス(エジフェン ホス、EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-021	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの 変更なし	30		H31.3.13	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24) → ADI = 31
対-022	エトリジアゾール(エクロメゾー ル)	殺菌剤	0.004		1.6					
対-023	エンドスルファン(ベンゾエビ ン)	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-024	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申 (H20.8.21) → ADI = 9.1
対-025	オキシシン銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申 (H25.4.22) → ADI = 10
対-026	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H17.12.8, H20.3.27) → ADI = 52

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-027	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新規設定	0.25		H30.2.15	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25
対-028	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3
対-029	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3	H15年答申	100					
対-030	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05		20		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申 (H30.9.4) → ADI = 7.3
対-031	カルプロバミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13) → ADI = 14
対-032	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事H: 23.12.26部会)
対-033	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申 (H25.10.7) → ADI = 2.1
対-034	キャプタン	殺菌剤	0.3		125		H31.3.13	H29.3.7 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H29.3.7, H30.7.24) → ADI = 100
対-035	クミロン	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) → ADI = 10
対-036	グリホサート	除草剤	2	H30.2.15 現 行値を継続	1		H30.2.15	H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H28.7.12) → ADI = 1000
対-037	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29) → ADI = 9.1
対-038	クロメブロップ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申 (H21.7.23) → ADI = 6.2
対-039	クロロニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001		設定せず					
対-040	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H31.3.13	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加 (30 $\mu\text{g}/\text{L}$)
対-041	クロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI = クロタロニル: 18, 代謝物: 8.3

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-042	シアナジン	除草剤	0.001	H30.4.1より 0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申 (H29.2.28) → ADI = 0.53
対-043	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	H15年答申	1		H31.3.13	H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 1
対-044	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-045	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申 (H26.7.1) → ADI = 10
対-046	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請 (H21.3.24)
対-047	ジクワット	除草剤	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-048	ジスルホトン(エチルチオト ン)	殺虫剤	0.004		1.4					
	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請 (H29.8.31) ・その他農薬に変更
対-049	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新 規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-050	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 3.6
対-051	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-052	シマジン(CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-053	ジメタメリン	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申 (H23.12.22) → ADI = 9.4
対-054	ジメエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-055	シメリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄 水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意 見書提出 ・その他農薬に変更

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-056	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H31.3.13	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申(H26.8.19, H29.12.12) → ADI = 1 ・評価要請(H29.5.24)
対-057	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 300
対-058	ダゾメット、メタム及びメチルイ ソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新 規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4
対-059	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40
対-060	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-061	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-062	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-063	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H19.12.13, H22.8.5) → ADI = 9
対-064	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対 象農薬に格上 げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19答 申済み		・食安委答申(H21.2.19) → ADI = 0.8
対-065	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄 水、原水からの検出が確認されたため)
対-066	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-067	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-068	トリンクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 50
対-069	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) → ADI = 24
対-070	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-071	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-072	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-073	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.8.2, H23.6.2) → ADI = 4.4
対-074	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26
対-075	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-076	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-077	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申 (H20.9.11) → ADI = 8.8
対-078	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19
対-079	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H28.4.5) → ADI = 0.19
対-080	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H30.2.15	H26.6.3 H29.8.22 答申済み		・食安委答申 (H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9
対-081	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13
対-082	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申 (H20.11.13, H24.2.2) → ADI = 19
対-083	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H25.9.30) → ADI = 2.3
対-084	フェントエート(PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申 (H23.10.6, H25.1.21) → ADI = 2.9
対-085	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2
対-086	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-087	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25) → ADI = 10
対-088	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申 (H21.2.12) → ADI = 8

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-089	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H30.2.15	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13) → ADI = 9
対-090	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H31.2.5) → ADI = 10
対-091	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18
対-092	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H30.2.15	H26.1.20 H29.5.30 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H29.5.30) → ADI = 35
対-093	プロチオホス	殺虫剤	0.004	オキソン体の 濃度と合計し て算出すること (H30.4.1より)	1.5		H30.2.15	H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定 し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体 に換算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申(H30.10.23) → ADI = 2.7
対-094	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H30.2.15	H26.4.8 H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19
対-095	プロビザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 19
対-096	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H30.3.27) → ADI = 10
対-097	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 40
対-098	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-099	ベンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI = 53
対-100	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新 規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 34
対-101	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 2
対-102	ベントザン	除草剤	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-103	ペンディメタリン	除草剤 植物成長 調整剤	0.3	H25.4.1 より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H22.10.7, H24.8.6) → ADI = 120
対-104	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15					

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 8/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-105	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI = 5
対-106	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更 なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23
対-107	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査 会幹事会に報告することとなった。ただし、確 認事項に対する回答について評価部会で確 認することとなった。(最近の議事:H24.9.12 評価第三部会)
対-108	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) → ADI = 290
対-109	メクロプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-110	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイ ソチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新 規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5 ⇒対-060に統合設定
対-111	メトラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H31.3.13	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI = 22 (メトラキシル及びメフェノキサムとして)
対-112	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-113	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討
対-114	メミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI = 16
対-115	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-116	メフェナセート	除草剤	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7
対-117	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更 なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 50
対-118	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 1/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57
要-003	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申 (H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-004	クロロピクリン	殺虫剤	-							・評価要請 (H29.6.15)
要-005	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29
要-006	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請 (H21.3.24)
要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請 (H25.8.20)
要-008	ピラクロホス	殺虫剤	-	-	-					
要-009	フルスルフアミド	殺菌剤	-	-	-					・評価要請 (H24.8.21)
要-010	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より 新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 19
要-011	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 2/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-012	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より 新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申(H26.3.10) → ADI= 2
要-013	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H30.2.15	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイ ソチオシアネート:メチルイソ チオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より 新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4
要-014	メラクロール	除草剤	0.2	H15から変 更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申(H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	農薬等原料	-		-		H25.3.19	H24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H24.10.29) → ADI = 9.8
他-002	2, 4-DB	除草剤	-		-	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-		-					
他-004	MCPB	除草剤 植物成長調整 剤	0.08	H15年答申	33		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申 (H30.9.4) → ADI = 12
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H31.3.13	H27.3.24 H30.2.13 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24, H30.2.13) → ADI = 77
他-006	アジメスルフロン	除草剤	0.2	H15から変 更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申 (H21.4.9) → ADI = 95
他-007	アミロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アメリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申 (H19.9.13) → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整 剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整 剤	0.04	H15から変 更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 答申済み		・食安委答申 (H19.5.31) → ADI = 16
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から 変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申 (H25.10.21) → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 44
他-014	エンドタール	除草剤	-					H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申 (H19.10.11) → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12
他-017	オキシリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から 変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11) → ADI = 21

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変 更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18, H24.5.24) → ADI = 270
他-021	クロルタルジメチル(TCT P)	除草剤	-		-					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルフアムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H19.10.12部会)
他-027	ジクロロプロップ	植物成長調整 剤	0.09	H30.4.1より 0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36
他-028	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補 版変更 設定せず← 0.006	
他-029	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-030	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H30.2.15	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220
他-031	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H31.3.13	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 H30.5.22 答申済み		・食安委答申 (H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28, H30.5.22) → ADI = 9.6
他-032	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20					
他-033	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申 (H27.7.28) → ADI = 20
他-034	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-035	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H24.9.24) → ADI = 27
他-036	シペルメトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	50		H31.3.13	H30.2.13 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.2.13, H30.3.27) → ADI = 22
他-037	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H31.3.13	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 H30.5.22 答申済み		・食安委答申 (H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23, H30.5.22) → ADI = 8.5
他-038	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-039	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変 更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申 (H24.2.9) → ADI = 110
他-040	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-041	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24
他-042	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 88
他-043	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	-					H30.10.23 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 12

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-044	チアトキシサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申 (H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18
他-045	チオシクラム	殺虫剤	0.03	H15年答申	12					
他-046	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.10.1, H28.1.26) → ADI = 14
他-047	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-048	テトラクロルピソス(CVM P)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-049	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より 新規設定	4		H31.3.13	H27.8.18 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18, H30.3.6) → ADI = 4
他-050	テブフェンジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8, H28.5.17) → ADI = 16
他-051	トリネキサパックエチル	植物成長調整 剤	0.01	H15から変 更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9
他-052	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H31.3.13	H25.11.11 H28.5.17 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H28.5.17, H30.3.27) → ADI = 15
他-053	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10) → ADI = 5.6
他-054	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-055	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 530
他-056	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20
他-057	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	-							
他-058	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-059	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申 (H22.9.9) → ADI = 13
他-060	ピラズスルフロリエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申 (H26.5.20) → ADI = 10
他-061	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申 (H22.4.1) → ADI = 20
他-062	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03mg/ kg/日			WHO/GD WQ第3版 第2次追補 版追加	
他-063	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請 (H29.4.19)
他-064	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 7
他-065	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) → ADI = 17
他-066	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-067	フラメピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7			H23.11.17 H31.2.5 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17, H31.2.5) → ADI = 7
他-068	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H31.3.13	H27.7.7 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.7.7, H30.3.6) → ADI = 4.4
他-069	プロパニル(DCPA)	除草剤	0.04	H15年答申	17			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 16
他-070	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-071	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 21
他-072	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.5	H15年答申	180					
他-073	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-074	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-075	ペルメリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず			WHO第4版 変更 設定せず ← 0.3	・評価要請 (H30.4.18)
他-076	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09	H15年答申	34					
他-077	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15年から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5
他-078	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請 (H21.2.3)
他-079	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤	-							
他-081	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56
他-082	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間体	0.006	H15年答申	2.5					
他-083	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-084	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					
他-085	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請 (H29.8.31) ・その他農薬に変更
他-086	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更

※網掛けは昨年度からの変更箇所

7-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

7-2-1. 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が記載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 7-8 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。平成 30 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

表 7-8 情報収集の対象とする物質(H26 年度文献調査業務の表 25)

物質グループ		物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

*各グループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

1) 収集するデータ項目の整理・拡充・更新

平成 30 年度文献調査業務では表 7-8 の対象物質の更新を実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は黄色の網掛けを付した。

①更新フィールド

- ・ CODE 対応：ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）、化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）、水道統計、化審法に対応する項目を更新
- ・ 農薬出荷量：2015、2016 農業年度を更新

- ・化学物質の製造・輸入数量(経済産業省)：2015、2016 年度を更新
- ・水道水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬、要検討農薬、その他農薬：厚生科学審議会(H31.2)での審議を基に更新
- ・ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：2015、2016 年度を更新
- ・水道統計：2015 年度、要調査項目存在状況調査：2016、2017 年度を更新
- ・化審法：第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質を追加、更新
- ・化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：2015、2016 年度を更新
- ・水質基準項目等の審議履歴、安全性評価履歴、水質基準項目等の基準値等の設定状況、農薬類の目標値の設定状況：2017、2018、2018 年度を更新

②過年度のデータ活用

- ・薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
- ・WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
- ・有害性情報
- ・農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧

2) 検索要領：出力(物質別)

検索要領：出力(物質別)は下記とする。

1. 物質名或いは CAS 番号を入力する。CAS 番号の方が物質の特定が有効である。
2. 物質名で別名や異性体等がある場合は、登録物質シートで該当名称を検索して入力する。

例：1,2-ジクロロエチレン→対象物質名：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3 検索要領：出力(物質別)」と基本的に同じであるので省略した。

8. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質（母集団物質リスト候補物質）に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質（過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む）について、平成 29 年度の環境中で各物質の検出状況（平成 28 年度化学物質環境調査結果及び平成 29 年度要調査項目等存在状況調査）から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を検討した。

8-1. 要検討項目への追加候補物質の検討

8-1-1. 検討対象となる物質

過年度業務からの継続性を考慮し、環境省が実施している「化学物質環境実態調査(水質調査)」及び「要調査項目等存在状況調査」の河川、湖沼における調査結果を用いて検討を行った。本業務では、平成 28 年度化学物質環境実態調査及び平成 28 年度要調査項目等存在状況調査における物質のうち、表 8-1 に示す基礎情報収集対象物質（表 8-3）に該当する物質を検討対象とした。なお、アンモニアは平成 29 年度と同様検討外とする。

表 8-1 に示すように対象物質は 15 物質(アンモニア除く)、その内 5 物質は過年度検討済、未検討は 10 物質、この内 3 物質は未検出なので実質的には未検討は 7 物質となる。表 8-1 には過年度検討結果概要を付記した。過年度検討済を含むこれら 12 物質について検討対象物質の可能性について検討した。

表 8-1 平成 28、29 年度水質調査実施の基礎情報収集対象物質

実測調査名	水質調査が行われた基礎情報収集対象物質		過年度の 検討状況	過年度の検討結果の概要
	番号	物質名		
平成28年度化学 物質環境調査結 果	4	アニリン	未実施	
	8	2-イミダゾリジンチオン	未実施	
	10	エチルベンゼン	H22 (H26)	□要調査項目等存在状況調査(H19 年度)では全国 89 地点中3カ所で検出された。 □検出濃度の最大は 0.4 μg/L であり、当該物質の 仮評価値の10%の値(=30 μg/L)を超えないことから、 追加の候補としない。
	11	エチレンオキシド	未実施	
	12	エチレングリコール	未実施	
	23	クロロメタン	未実施	
	37	1,2-ジクロロベンゼン	H22	□化学物質環境実態調査(H14 年度)では全国19 地 点中3カ所で検出された。 □検出濃度の最大は 0.004 μg/L であり、当該物質 の仮評価値の10%の値(=60 μg/L)を超えないことか ら、追加の候補としない。
	38	1,3-ジクロロベンゼン	未実施	
	39	1,4-ジクロロベンゼン	H22	□要調査項目等存在状況調査(H17 年度)等では全 国94地点中5カ所で検出された。 □検出濃度の最大は 2.9 μg/L であり、当該物質の 仮評価値の10%の値(=7.5 μg/L)を超えないことか ら、追加の候補としない。
	57	テレフタル酸	未実施	
	58 (122)	トリエチルアミン	H25	□要調査項目等存在状況調査(H24 年度)では全国 47 地点中15カ所で検出した。検出濃度は0.3~23 μg/L である。 □当該物質の有害性情報は把握できず仮評価値と の比較はできないものの、検出地点数が多いことか ら追加の候補とする。
	75	二硫化炭素	未実施	
96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)	H26 H27 H28	□有害性の情報が得られる個別物質(2,2,4,4-テトラ クロロジフェニルエーテル等)のデータを利用して判 定した。 □いずれの物質も検出頻度は非常に高いと言える が、当該物質の10%仮評価値と比べて検出濃度のレ ベルが十分に低いことから、追加候補とはしない。	
平成29年度要調 査項目等存在状 況調査	6	アンモニア	H22	□要調査項目等存在状況調査(H19 年度)では全国 45 地点中37カ所で検出した。 □検出濃度の最大は11 μg/L であり、当該物質の仮 評価値の10%の値(=50 μg/L)を超えないことから、追 加の候補としない。
	32	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	未実施	
	124	N,N-ジメチルドデカン-1-イルアミン	未実施	

注1:上記の実測調査はいずれも環境省で実施されている調査である。

注2:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

注3:「過年度の検討状況」の年度は、過年度に「要検討項目への追加」の可能性について検討された
年度を示す。

8-1-2. 検討対象物質の水質検査検出状況等

検討対象物質について、平成 28 年度化学物質環境実態調査及び平成 29 年度要調査
項目等存在状況調査を表 8-2 に整理した。

表 8-2 検討対象物質の水質検査状況

検討対象物質の水質検査状況 (平成28年度化学物質環境調査結果 H16-H28(13年間))

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	検出下限値 ($\mu\text{g/L}$)
				検体	地点		
4	アニリン	62-53-3	H17	20/121	11/42	0.060~0.49	(0.040)
			H28	23/28	23/28	0.017~0.16	(0.013)
8	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	H28	0/15	0/15	—	(0.018)
10	エチルベンゼン	100-41-4	H24	16/25	16/25	0.02~0.05	(0.02)
			H28	1/32	1/32	0.01	(0.010)
11	エチレンオキシド	75-21-8	H28	0/15	0/15	—	(8.5)
12	エチレングリコール	107-21-1	H28	17/20	17/20	0.070~7.1	(0.045)
23	クロロメタン (別名:塩化メチル)	74-87-3	H28	5/20	5/20	0.0031~0.017	(0.0030)
37	1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1	H17	0/24	0/8	—	(0.007)
			H23	5/31	5/31	0.0075~0.10	(0.0074)
			H28	0/24	0/24	—	(0.0074)
38	1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1	H28	0/24	0/24	—	(0.0062)
39	1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7	H17	7/24	3/8	0.011~0.055	(0.010)
			H28	6/24	6/24	0.0069~0.044	(0.0065)
57	テレフタル酸	100-21-0	H28	22/22	22/22	0.0083~0.39	(0.0072)
58 (122)	トリエチルアミン	121-44-8	H28	淡水域 13/13	淡水域 13/13	淡水域 0.031~2.7	(淡水域 0.0041)
		121-44-8	H28	海水域 7/7	海水域 7/7	海水域 0.026~0.49	(海水域 0.026)
75	二硫化炭素	75-15-0	H28	18/20	18/20	0.024~0.41	(0.0053)
96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) (臭素数が4から10までのもの)	(臭素数が4から10までのもの)	H21	28/49	28/49	0.00025~0.0041	(0.00024*)
			H22	31/49	31/49	0.00013~0.014	(0.00011*)
			H23	47/49	47/49	0.000019~0.059	(0.000031*)
			H24	32/48	32/48	0.00024~0.012	(0.00024*)
			H26	47/48	47/48	0.000023~0.0062	(0.00021*)
			H27	48/48	48/48	0.00016~0.013	(0.000014*)
			H28	48/48	48/48	0.000017~0.038	(0.000014*)

*は同族体その他該当物質ごとの検出下限値の合計とした。

検討対象物質の水質検査状況 (平成29年度要調査項目等存在状況調査)

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	定量下限値 ($\mu\text{g/L}$)
				検体	地点		
32	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1	H28	47/47	47/47	<0.02~0.53	0.02
124	N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5	H28	47/47	47/47	<0.002~0.19	0.002

注:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

表 8-3 基礎情報収集対象物質(1/3)

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-1	8	基礎情報収集対象物質	1	基礎情報-001		アクロレイン	107-02-8
8-2	8	基礎情報収集対象物質	2	基礎情報-002		アジピン酸ジ(2-エチルヘキシル)	103-23-1
8-3	8	基礎情報収集対象物質	3	基礎情報-003		アセトアミド	60-35-5
8-4	8	基礎情報収集対象物質	4	基礎情報-004		アニリン	62-53-3
8-5	8	基礎情報収集対象物質	5	基礎情報-005		2-アミノエタノール	141-43-5
8-6	8	基礎情報収集対象物質	6	基礎情報-006		アンモニア	7664-41-7
8-7	8	基礎情報収集対象物質	7	基礎情報-007		p-イソプロピルトルエン(p-シメン)	99-87-6
8-8	8	基礎情報収集対象物質	8	基礎情報-008		2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
8-9	8	基礎情報収集対象物質	9	基礎情報-009		ウレタン	51-79-6
8-10	8	基礎情報収集対象物質	10	基礎情報-010		エチルベンゼン	100-41-4
8-11	8	基礎情報収集対象物質	11	基礎情報-011		エチレンオキシド	75-21-8
8-12	8	基礎情報収集対象物質	12	基礎情報-012		エチレングリコール	107-21-1
8-13	8	基礎情報収集対象物質	13	基礎情報-013		エチレンジアミン	107-15-3
8-14	8	基礎情報収集対象物質	14	基礎情報-014		塩化ベンジル	100-44-7
8-15	8	基礎情報収集対象物質	15	基礎情報-015		オクチルフェノール	1806-26-4
8-16	8	基礎情報収集対象物質	16	基礎情報-016		4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
8-17	8	基礎情報収集対象物質	17	基礎情報-017		ε-カプロラクタム	105-60-2
8-18	8	基礎情報収集対象物質	18	基礎情報-018		カリウム	7440-09-7
8-19	8	基礎情報収集対象物質	19	基礎情報-019		キノリン	91-22-5
8-20	8	基礎情報収集対象物質	20	基礎情報-020		クメンヒドロペルオキシド	80-15-9
8-21	8	基礎情報収集対象物質	21	基礎情報-021		クロアセトン類	—
8-22	8	基礎情報収集対象物質	22	基礎情報-022		クロアルカン(C10-C13)	85535-84-8
8-23	8	基礎情報収集対象物質	23	基礎情報-023		クロメタン	74-87-3
8-24	8	基礎情報収集対象物質	24	基礎情報-024		クロム及び三価クロム化合物	—
8-25	8	基礎情報収集対象物質	25	基礎情報-025		クロラン	10599-90-3
8-26	8	基礎情報収集対象物質	26	基礎情報-026		ゲルマニウム	7440-56-4
8-27	8	基礎情報収集対象物質	27	基礎情報-027		コバルト	7440-48-4
8-28	8	基礎情報収集対象物質	28	基礎情報-028		酸化プロピレン	75-56-9
8-29	8	基礎情報収集対象物質	29	基礎情報-029		ジイソプロピルエーテル	108-20-3
8-30	8	基礎情報収集対象物質	30	基礎情報-030		ジエチレントリアミン	111-40-0
8-31	8	基礎情報収集対象物質	31	基礎情報-031		ジクロラミン	473-34-7
8-32	8	基礎情報収集対象物質	32	基礎情報-032		1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1
8-33	8	基礎情報収集対象物質	33	基礎情報-033		1,1-ジクロロプロペン	563-58-6
8-34	8	基礎情報収集対象物質	34	基礎情報-034		1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
8-35	8	基礎情報収集対象物質	35	基礎情報-035		1,3-ジクロロプロパン	142-28-9
8-36	8	基礎情報収集対象物質	36	基礎情報-036		2,2-ジクロロプロパン	594-20-7
8-37	8	基礎情報収集対象物質	37	基礎情報-037		1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1
8-38	8	基礎情報収集対象物質	38	基礎情報-038		1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1
8-39	8	基礎情報収集対象物質	39	基礎情報-039		1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
8-40	8	基礎情報収集対象物質	40	基礎情報-040		2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
8-41	8	基礎情報収集対象物質	41	基礎情報-041		2,6-ジニトロトルエン	606-20-2
8-42	8	基礎情報収集対象物質	42	基礎情報-042		2,4-ジニトロフェノール	51-28-5
8-43	8	基礎情報収集対象物質	43	基礎情報-043		1,3-ジニトロベンゼン	99-65-0
8-44	8	基礎情報収集対象物質	44	基礎情報-044		1,2-ジフェニルヒドラジン	122-66-7
8-45	8	基礎情報収集対象物質	45	基礎情報-045		N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
8-46	8	基礎情報収集対象物質	46	基礎情報-046		ジルコニウム	7440-67-7
8-47	8	基礎情報収集対象物質	47	基礎情報-047		ストロンチウム	7440-24-6
8-48	8	基礎情報収集対象物質	48	基礎情報-048		セシウム	7440-46-2
8-49	8	基礎情報収集対象物質	49	基礎情報-049		タリウム	7440-28-0
8-50	8	基礎情報収集対象物質	50	基礎情報-050		タングステン	7440-33-7
8-51	8	基礎情報収集対象物質	51	基礎情報-051		チオ尿素	62-56-6
8-52	8	基礎情報収集対象物質	52	基礎情報-052		1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
8-53	8	基礎情報収集対象物質	53	基礎情報-053		1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
8-54	8	基礎情報収集対象物質	54	基礎情報-054		テトラクロロテレフタル酸	2136-79-0
8-55	8	基礎情報収集対象物質	55	基礎情報-055		テトラクロロフタル酸	887-54-7
8-56	8	基礎情報収集対象物質	56	基礎情報-056		テルル	13494-80-9
8-57	8	基礎情報収集対象物質	57	基礎情報-057		テレフタル酸	100-21-0
8-58	8	基礎情報収集対象物質	58	基礎情報-058		トリエチルアミン	121-44-8
8-59	8	基礎情報収集対象物質	59	基礎情報-059		トリクロラミン	10025-85-1
8-60	8	基礎情報収集対象物質	60	基礎情報-060		1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
8-61	8	基礎情報収集対象物質	61	基礎情報-061		トリクロロベンゼン類	—
8-62	8	基礎情報収集対象物質	62	基礎情報-062		1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
8-63	8	基礎情報収集対象物質	63	基礎情報-063		—	—
8-64	8	基礎情報収集対象物質	64	基礎情報-064		1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6
8-65	8	基礎情報収集対象物質	65	基礎情報-065		トリメチレントリニトドラミン	121-82-4

表 8-3 基礎情報収集対象物質(2/3)

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-66	8	基礎情報収集対象物質	66	基礎情報-066		o-トルイジン	95-53-4
8-67	8	基礎情報収集対象物質	67	基礎情報-067		トルエンジイソシアネート	26471-62-5
8-68	8	基礎情報収集対象物質	68	基礎情報-068		ニトログリセリン	55-63-0
8-69	8	基礎情報収集対象物質	69	基礎情報-069		N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	621-64-7
8-70	8	基礎情報収集対象物質	70	基礎情報-070		N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5
8-71	8	基礎情報収集対象物質	71	基礎情報-071		N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6
8-72	8	基礎情報収集対象物質	72	基礎情報-072		N-ニトロソピロリジン	930-55-2
8-73	8	基礎情報収集対象物質	73	基礎情報-073		ニトロベンゼン	98-95-3
8-74	8	基礎情報収集対象物質	74	基礎情報-074		—	—
8-75	8	基礎情報収集対象物質	75	基礎情報-075		二硫化炭素	75-15-0
8-76	8	基礎情報収集対象物質	76	基礎情報-076		バナジウム	7440-62-2
8-77	8	基礎情報収集対象物質	77	基礎情報-077		ビスフェノールS	80-09-1
8-78	8	基礎情報収集対象物質	78	基礎情報-078		ビスフェノールS-monoP	95235-30-6
8-79	8	基礎情報収集対象物質	79	基礎情報-079		1,2-ビス(3-メチルフェノキシ)エタン	54914-85-1
8-80	8	基礎情報収集対象物質	80	基礎情報-080		ビフェニル	92-52-4
8-81	8	基礎情報収集対象物質	81	基礎情報-081		ピペラジン	110-85-0
8-82	8	基礎情報収集対象物質	82	基礎情報-082		ピリジン	110-86-1
8-83	8	基礎情報収集対象物質	83	基礎情報-083		1-ブタノール	71-36-3
8-84	8	基礎情報収集対象物質	84	基礎情報-084		ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	25013-16-5
8-85	8	基礎情報収集対象物質	85	基礎情報-085		sec-ブチルベンゼン	135-98-8
8-86	8	基礎情報収集対象物質	86	基礎情報-086		n-プロピルベンゼン	103-65-1
8-87	8	基礎情報収集対象物質	87	基礎情報-087		2-プロペン-1-オール	107-18-6
8-88	8	基礎情報収集対象物質	88	基礎情報-088		プロモベンゼン	108-86-1
8-89	8	基礎情報収集対象物質	89	基礎情報-089		フロン22; ジフルオロクロロメタン	75-45-6
8-90	8	基礎情報収集対象物質	90	基礎情報-090		ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4
8-91	8	基礎情報収集対象物質	91	基礎情報-091		ヘキサクロブタジエン	87-68-3
8-92	8	基礎情報収集対象物質	92	基礎情報-092		ヘキサン	110-54-3
8-93	8	基礎情報収集対象物質	93	基礎情報-093		ベリリウム	7440-41-7
8-94	8	基礎情報収集対象物質	94	基礎情報-094		ベンジル2-ナフチルエーテル	613-62-7
8-95	8	基礎情報収集対象物質	95	基礎情報-095		ベンゾフェノン	119-61-9
8-96	8	基礎情報収集対象物質	96	基礎情報-096		ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	—
8-97	8	基礎情報収集対象物質	97	基礎情報-097		無機すず	—
8-98	8	基礎情報収集対象物質	98	基礎情報-098		メタクリル酸	79-41-4
8-99	8	基礎情報収集対象物質	99	基礎情報-099		メタクリル酸メチル	80-62-6
8-100	8	基礎情報収集対象物質	100	基礎情報-100		メタノール	67-56-1
8-101	8	基礎情報収集対象物質	101	基礎情報-101		3-メチルピリジン	108-99-6
8-102	8	基礎情報収集対象物質	102	基礎情報-102		N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
8-103	8	基礎情報収集対象物質	103	基礎情報-103		2-メチルフェノール	95-48-7
8-104	8	基礎情報収集対象物質	104	基礎情報-104		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
8-105	8	基礎情報収集対象物質	105	基礎情報-105		4,4'-メチレンビスアニリン	101-77-9
8-106	8	基礎情報収集対象物質	106	基礎情報-106		2-メトキシエタノール	109-86-4
8-107	8	基礎情報収集対象物質	107	基礎情報-107		メラミン	108-78-1
8-108	8	基礎情報収集対象物質	108	基礎情報-108		モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	108-90-7
8-109	8	基礎情報収集対象物質	109	基礎情報-109		モノプロモアセテート	68-10-0
8-110	8	基礎情報収集対象物質	110	基礎情報-110		リチウム	7439-93-2
8-111	8	基礎情報収集対象物質	111	基礎情報-111		りん酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
8-112	8	基礎情報収集対象物質	112	基礎情報-112		りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)	13674-84-5
8-113	8	基礎情報収集対象物質	113	基礎情報-113		りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	78-51-3
8-114	8	基礎情報収集対象物質	114	基礎情報-114		ルビジウム	7440-17-7
8-115	8	基礎情報収集対象物質	115	基礎情報-115		硫酸塩	14808-79-8
8-116	8	基礎情報収集対象物質	116	基礎情報-116		ヨウ素	7553-56-2
8-117	8	基礎情報収集対象物質	117	基礎情報-117		ラジウム226及びプラジウム228	7440-14-4
8-118	8	基礎情報収集対象物質	118	基礎情報-118		ラドン	10043-92-2
8-119	8	基礎情報収集対象物質	119	基礎情報-119		ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
8-120	8	基礎情報収集対象物質	120	基礎情報-120		N,N-ジメチルアニリン	121-69-7
8-121	8	基礎情報収集対象物質	121	基礎情報-121		ジメチルアミン	124-40-3
8-122	8	基礎情報収集対象物質	122	基礎情報-122		トリエチルアミン	121-44-8
8-123	8	基礎情報収集対象物質	123	基礎情報-123		2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8
8-124	8	基礎情報収集対象物質	124	基礎情報-124		N,N-ジメチルジシラン	112-18-5
8-125	8	基礎情報収集対象物質	125	基礎情報-125		1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
8-126	8	基礎情報収集対象物質	126	基礎情報-126		メチルアミン	74-89-5
8-127	8	基礎情報収集対象物質	127	基礎情報-127		トリメチルアミン	75-50-3
8-128	8	基礎情報収集対象物質	128	基礎情報-128		テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	110-18-9
8-129	8	基礎情報収集対象物質	129	基礎情報-129		1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン(TMT)	6130-87-6
8-130	8	基礎情報収集対象物質	130	基礎情報-130		3,5-ジメチルピラゾール	67-51-6
8-131	8	基礎情報収集対象物質	131	基礎情報-131		シクロヘキシルアミン	108-91-8
8-132	8	基礎情報収集対象物質	132	基礎情報-132		4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド)(HDMS)	69938-76-7
8-133	8	基礎情報収集対象物質	133	基礎情報-133		1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-(メチレンジ-p-フェニレン)ジセミカルバジド(TMDS)	85095-61-0

表 8-3 基礎情報収集対象物質(3/3)

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-134	8	基礎情報収集対象物質	134	基礎情報-134		N,N-ジメチルエチルアミン	598-56-1
8-135	8	基礎情報収集対象物質	135	基礎情報-135		ジメチルアミノエタノール	108-01-0
8-136	8	基礎情報収集対象物質	136	基礎情報-136		1,1-ジメチルグアニジン	6145-42-2
8-137	8	基礎情報収集対象物質	137	基礎情報-137		ジエチルメチルアミン	616-39-7
8-138	8	基礎情報収集対象物質	138	基礎情報-138		1-メチルピペリジン	626-67-5
8-139	8	基礎情報収集対象物質	139	基礎情報-139		1,1-ジメチルセミカルバジド	22718-49-6
8-140	8	基礎情報収集対象物質	140	基礎情報-140		2-ホルミル-1,1-ジメチルヒドラジン	3298-49-5
8-141	8	基礎情報収集対象物質	141	基礎情報-141		ジメチルスルファミド	3984-14-3
8-142	8	基礎情報収集対象物質	142	基礎情報-142		1,1,3,3-テトラメチルグアニジン	80-70-6
8-143	8	基礎情報収集対象物質	143	基礎情報-143		ジメチルジチオカルバミン酸	79-45-8
8-144	8	基礎情報収集対象物質	144	基礎情報-144		1-メチルピラゾール	930-36-9
8-145	8	基礎情報収集対象物質	145	基礎情報-145		1,3,5-トリメチルピラゾール	1072-91-9
8-146	8	基礎情報収集対象物質	146	基礎情報-146		テトラメチルアンモニウム	51-92-3
8-147	8	基礎情報収集対象物質	147	基礎情報-147		グリシン	56-40-6
8-148	8	基礎情報収集対象物質	148	基礎情報-148		トリメチルアミン-N-オキシド	1184-78-7
8-149	8	基礎情報収集対象物質	149	基礎情報-149		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2
8-150	8	基礎情報収集対象物質	150	基礎情報-150		アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2
8-151	8	基礎情報収集対象物質	151	基礎情報-151		ヘキサブROMONクロドデカン	25637-99-4
8-152	8	基礎情報収集対象物質	152	基礎情報-152		アセトンジカルボン酸	542-05-2
8-153	8	基礎情報収集対象物質	153	基礎情報-153		1,3-ジハイドロキシルベンゼン	108-46-3
8-154	8	基礎情報収集対象物質	154	基礎情報-154		1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	108-73-6
8-155	8	基礎情報収集対象物質	155	基礎情報-155		アセチルアセトン	123-54-6
8-156	8	基礎情報収集対象物質	156	基礎情報-156		2'-アミノアセトフェノン	551-93-9
8-157	8	基礎情報収集対象物質	157	基礎情報-157		3'-アミノアセトフェノン	99-03-6
8-158	8	基礎情報収集対象物質	158	基礎情報-158		臭化カリウム	7758-02-3
8-159	8	基礎情報収集対象物質	159	基礎情報-159		ナフタレン	91-20-3
8-160	8	基礎情報収集対象物質	160	基礎情報-160		フェニルメチルエーテル	100-66-3
8-161	8	基礎情報収集対象物質	161	基礎情報-161		イソ吉草酸メチル	556-24-1
8-162	8	基礎情報収集対象物質	162	基礎情報-162		エチルアルコール	64-17-5
8-163	8	基礎情報収集対象物質	163	基礎情報-163		アクリル酸2-エチルヘキシル	103-11-7
8-164	8	基礎情報収集対象物質	164	基礎情報-164		ポリアクリル酸ブチル	9003-49-0
8-165	8	基礎情報収集対象物質	165	基礎情報-165		重炭酸アンモニウム	1066-33-7
8-166	8	基礎情報収集対象物質	166	基礎情報-166		チオ硫酸ナトリウム	7772-98-7
8-167	8	基礎情報収集対象物質	167	基礎情報-167		スルファミン酸	5329-14-6
8-168	8	基礎情報収集対象物質	168	基礎情報-168		硫酸アルミニウム	10043-01-3
8-169	8	基礎情報収集対象物質	169	基礎情報-169		水酸化ナトリウム	1310-73-2
8-170	8	基礎情報収集対象物質	170	基礎情報-170		ポリプロピレングリコール	25322-69-4

8-1-3. 検討対象物質の有害性等評価値

過年度の評価指標の考え方と同様とした。詳細は次の通りである。

基礎情報収集対象物質は我が国においては評価未公開のため、Web 等で公開されている一般情報や WHO 飲料水水質ガイドライン（第4版）をはじめ、海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査対象とする国・機関で設定されている場合は、設定されている値の最小値を採用した。

基準値等が設定されていない場合は、ADI、TDI 又は RfD を用いて試算した仮評価値を用いることとし、さらに ADI 等が得られない場合は、NOAEL 又は LOAEL と不確実係数を用いて ADI 等を算出することとした。

ADI 等を用いての仮評価値の試算における条件は、15 年答申における評価値の算出方法における基本条件と同一とし、飲水量 2 L/日、体重 50 kg、飲料水経由の暴露割合を ADI 等の 10%とした。

また、NOAEL 等から ADI 等の算出には、不確実係数（又は相当値）が記載されている場合はその値を用い、記載のない場合は不確実係数 100（種間差及び個体差）を用いた。

仮評価値及び参照値の算出方法を以下にまとめた。

表 8-4 仮評価値及び参照値の算出方法

仮評価値の算出
<p>・仮評価値 [mg/L]=参照値×(飲料水経由の暴露割合/100)×体重/飲水量 参照値(ADI, TDI, RfD): [mg/kg体重/日] 飲料水経由の暴露割合:10 [%] 体重:50 [kg] 飲水量:2 [L/日] 飲料水経由の暴露割合、体重、飲水量の設定値は、いずれも15年答申で設定されている値である。</p>
参照値の算出
<p>・参照値 [mg/kg体重/日]=NOAEL(又はLOAEL)/不確実係数 NOAEL(無毒性量): [mg/kg体重/日] LOAEL(最小毒性量): [mg/kg体重/日] 不確実係数: [-] 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の100を用いる。 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の100を用いる。</p>

8-2. 追加すべき候補物質の検討

前述の検出状況と毒性値に基づく評価指標との比較を行い、要検討項目への追加可能性について検討を行った。判断基準については、下記の過年度業務と同様とする。なお、毒性値に基づく評価指標（ここでは、「仮評価値」と表記する。）は前述した。

<要検討物質への追加候補となる物質の条件>

- 基礎情報収集対象物質に含まれていること
- 過去13年間のモニタリング調査(環境省が実施している要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査)における検出濃度が有害性を踏まえた仮評価値の10%の値を超えること
- 検出頻度がある程度あり、一部地域における偏りや単年度での特異現象等ではないこと

8-2-1. 評価値及び参照値の算出

①アニリン (CAS: 62-53-3) (基礎情報収集対象物質番号 4)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 28 ヶ所にて測定、23 ヶ所で検出
検出範囲: H17: 0.060~0.49 $\mu\text{g/L}$
H28: 0.017~0.16 $\mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値= 7/0.7 $\mu\text{g/L}$
- 根拠:ラット 104 週間経口 (混餌) 投与試験:LOAEL 7 mg/kg/日(初期リスク評価書(2007/08))、不確実係数:1000
- ・検出最大値/仮評価値:0.49/7X100=7% (10%以下)
- ・判断:最大検出値 0.49 $\mu\text{g/L}$ (H17)、0.16 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10%(0.7 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。

②エチルベンゼン (CAS: 100-41-4) (基礎情報収集対象物質番号 10)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 32 ヶ所にて測定、1 ヶ所で検出
検出範囲: H24: 0.02~0.05 $\mu\text{g/L}$
H28: 0.01 $\mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値=H26 年度検討;300/30 $\mu\text{g/L}$
- ・検出最大値/仮評価値:0.05/300X100=0.02% (10%以下)
- ・判断:最大検出値 0.05 $\mu\text{g/L}$ (H24)、0.01 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10%(30 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、H26 検討と同様に追加候補とはしない。

③エチレングリコール (CAS: 107-21-1) (基礎情報収集対象物質番号 12)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 20 ヶ所にて測定、17 ヶ所で検出
検出範囲: 0.070~7.1 $\mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値=400/40 $\mu\text{g/L}$
- 根拠:ラット 2 年間経口投与試験:NOAEL 40 mg/kg/日(初期リスク評価書(2007/01))、不確実係数:100
- ・検出最大値/仮評価値:7.1/400X100=1.8% (10%以下)
- ・判断:最大検出値 7.1 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10%(40 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。

④クロロメタン(CAS: 74-87-3) (基礎情報収集対象物質番号 23)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 20 ヶ所にて測定、5 ヶ所で検出
検出範囲: 0.0031~0.017 $\mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値=31/3.1 $\mu\text{g/L}$
- 根拠:マウス 2 年間吸入暴露試験:LOAEL 50 ppm (103 mg/m³) (換算値: 31 mg/kg/日)(初期リスク評価書(2005/05))、不確実係数:1000
- ・検出最大値/仮評価値:0.017/31X100=0.05% (10%以下)
- ・判断:最大検出値 0.017 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10%(3.1 $\mu\text{g/L}$)を超えない。しかし、経口

での適切な評価値は得られていないので、経口での無毒性量の判定後、判断のこととする。

⑤1,2-ジクロロベンゼン(CAS: 95-50-1) (基礎情報収集対象物質番号 37)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 24 ヶ所にて測定、検出なし
- 検出範囲: H23:0.0075~0.10 μ g/L
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値=H22 年度検討:600/60 μ g/L
- ・検出最大値/仮評価値:0.10/600 \times 100=0.02% (10%以下)
- ・判断:最大検出値0.10 μ g/L(H23)は、仮評価値の 10%を超えない、また H28 年は検出されていないことから、H22 検討と同様に追加候補とはしない。

⑥1,4-ジクロロベンゼン(CAS: 106-46-7) (基礎情報収集対象物質番号 39)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 24 ヶ所にて測定、6 ヶ所で検出
- 検出範囲: H17: 0.011~0.055 μ g/L
H28:0.0069~0.044 μ g/L
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値=H22 年度検討:75/7.5 μ g/L
- ・検出最大値/仮評価値:0.055/75 \times 100=0.7% (10%以下)
- ・判断:最大検出値0.055 μ g/L(H17)、0.044 μ g/L(H28)は、仮評価値の 10%(7.5 μ g/L)を超えないことから、H22 検討と同様に追加候補とはしない。

⑦テレフタル酸 (CAS: 100-21-0) (基礎情報収集対象物質番号 57)

- ・検出状況(平成 28 年度):全国 22 ヶ所にて測定、22 ヶ所で検出
- 検出範囲: H28: 0.0083~0.39 μ g/L
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値= 1420/142 μ g/L
根拠:ラット 2 年間混餌投与試験:膀胱結石を指標とした NOAEL 142 mg/kg/日(初期リスク評価書(2008/06))、不確実係数:100
- ・検出最大値/仮評価値:0.39/1420 \times 100=0.03% (10%以下)
- ・判断:最大検出値 0.39 μ g/L(H28)は、仮評価値の 10%(142 μ g/L)を超えないことから、追加候補とはしない。

⑧トリエチルアミン (CAS: 121-44-8) (基礎情報収集対象物質番号 58)

- ・検出状況(平成 28 年度):淡水域:全国 13 ヶ所にて測定、13 ヶ所で検出
海水域:全国 7 ヶ所にて測定、7 ヶ所で検出
- 検出範囲: H28: 淡水域: 0.031~2.7 μ g/L
海水域: 0.026~0.49 μ g/L
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値= 2.39/0.239 μ g/L
根拠:ラット 28 週間吸入試験:NOAEL 103 mg/m³(ばく露状況で補正:18 mg/m³)(化学物

質の環境リスク初期評価(平成 20 年 5 月)、経口換算値=2.39 mg/kg/日、不確実係数:1000

- ・検出最大値/仮評価値: $2.7/2.39 \times 100 = 113\%$ (10%以上)
- ・判断: 最大検出値 $2.7 \mu\text{g/L}$ (H28 淡水域)、 $0.49 \mu\text{g/L}$ (H28 海水域)は、仮評価値の 10% ($0.239 \mu\text{g/L}$) を超えることから、追加候補となる。しかし、経口での適切な評価値は得られていないので、経口での無毒性量の判定後、判断のこととする。

⑨二硫化炭素 (CAS: 75-15-0) (基礎情報収集対象物質番号 75)

- ・検出状況(平成 28 年度): 全国 20 ヶ所にて測定、18 ヶ所で検出
- 検出範囲: H28: $0.024 \sim 0.41 \mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値 = $11/1.1 \mu\text{g/L}$
根拠: ラット 3 か月間吸入反復暴露試験: NOAEL 3.2 ppm (換算値: 1.1mg/kg/日) (初期リスク評価書(2007/01))、不確実係数: 100
- ・検出最大値/仮評価値: $0.41/11 \times 100 = 1.3\%$ (10%以下)
- ・判断: 最大検出値 $0.41 \mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10% ($1.1 \mu\text{g/L}$) を超えない。しかし、経口での適切な評価値は得られていないので、経口での無毒性量の判定後、判断のこととする。

⑩ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE) (基礎情報収集対象物質番号 96)

- ・検出状況(平成 28 年度): 全国 48 ヶ所にて測定、48 ヶ所で検出
- 検出範囲: H26: $0.000023 \sim 0.0062 \mu\text{g/L}$
H27: $0.00016 \sim 0.013 \mu\text{g/L}$
H28: $0.000017 \sim 0.038 \mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値 = H26 年度検討: $0.25 \sim 17.5/0.025 \sim 1.75 \mu\text{g/L}$
- ・最大検出値: $0.038/17.5 \times 100 = 0.2\%$ (10%以下)
- ・判断: 最大検出値 $0.0062 \mu\text{g/L}$ (H26)、 $0.013 \mu\text{g/L}$ (H27)、 $0.038 \mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10% (最大 $1.75 \mu\text{g/L}$) を超えないことから、H26、H27、H28 検討と同様に追加候補とはしない。

⑪1,3-ジクロロ-2-プロパノール (CAS: 96-23-1) (基礎情報収集対象物質番号 32)

- ・検出状況(平成 28 年度): 全国 47 ヶ所にて測定、47 ヶ所で検出
- 検出範囲: H28: $<0.02 \sim 0.53 \mu\text{g/L}$
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値 = $7.1/0.71 \mu\text{g/L}$
根拠: ラット 13 週間経口投与試験: NOAEL 1mg/kg/日 (換算値: 0.71mg/kg/日) (初期リスク評価書(2008/03))、不確実係数: 100
- ・検出最大値/仮評価値: $0.53/7.1 \times 100 = 7.5\%$ (10%以下)
- ・判断: 最大検出値 $0.53 \mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10% ($0.71 \mu\text{g/L}$) を超えないことから、追加候補とはしない。

⑫N,N-ジメチルドデカン-1-イルアミン (CAS:112-18-5) (基礎情報収集対象物質番号 124)

・検出状況(平成 28 年度):全国 47 ヶ所にて測定、47 ヶ所で検出

検出範囲: H28: <0.002~0.19 $\mu\text{g/L}$

・仮評価値/仮評価値の 10%値= 4/0.4 $\mu\text{g/L}$

根拠:ラット 28 日間強制経口投与試験:NOAEL 4 mg/kg/day(雄の心臓の限局性心筋変性/線維化、雌の前胃粘膜のび漫性の扁平上皮増生)(第8巻:化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート(平成 22 年 3 月))、不確実係数:1000

・検出最大値/仮評価値:0.19/4X100=4.8% (10%以下)

・判断:最大検出値 0.19 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の 10%(0.4 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。

上記内容を表 8-5 に示す。

表 8-5 要検討項目の追加可能性に係る検討結果

No	物質名	過年度の検討状況	検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	仮評価値/仮評価値の10%値	H30年度の検討結果の概要
4	アニリン	未検討	H17:0.060~0.49 H28:0.017~0.16	・7/0.7 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット104週間経口(混餌)投与試験:LOAEL 7 mg/kg/日(初期リスク評価書(2007/08))、不確実係数:1000	最大検出値0.49 $\mu\text{g/L}$ (H17)、0.16 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(0.7 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。
8	2-イミダゾリジンチオン	未検討	H28:検出なし	-	-
10	エチルベンゼン	H22 H26	H24:0.02~0.05 H28:0.01	H26年度検討:300/30 $\mu\text{g/L}$	最大検出値0.05 $\mu\text{g/L}$ (H24)、0.01 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(30 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、H26検討と同様に追加候補とはしない。
11	エチレンオキシド	未検討	H28:検出なし	-	-
12	エチレングリコール	未検討	H28:0.070~7.1	・400/40 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット2年間経口投与試験:NOAEL 40 mg/kg/日(初期リスク評価書(2007/01))、不確実係数:100	最大検出値7.1 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(40 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。
23	クロロメタン	未検討	H28:0.0031~0.017	・31/3.1 $\mu\text{g/L}$ 根拠:マウス2年間吸入暴露試験:LOAEL 50 ppm (103 mg/m ³) (換算値: 31 mg/kg/日)(初期リスク評価書(2005/05))、不確実係数:1000	最大検出値0.017 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(3.1 $\mu\text{g/L}$)を超えない。しかし、経口での適切な評価値は得られていないので、経口での無毒性量の判定後、判断のこととする。
37	1,2-ジクロロベンゼン	H22	H23:0.0075~0.10 H17, H28:検出なし	H22年度検討:600/60 $\mu\text{g/L}$	最大検出値0.10 $\mu\text{g/L}$ (H23)は、仮評価値の10%を超えない、またH28年は検出されていないことから、H22検討と同様に追加候補とはしない。
38	1,3-ジクロロベンゼン	未検討	H28:検出なし	-	-
39	1,4-ジクロロベンゼン	H22	H17:0.011~0.055 H28:0.0069~0.044	H22年度検討:75/7.5 $\mu\text{g/L}$	最大検出値0.055 $\mu\text{g/L}$ (H17)、0.044 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(7.5 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、H22検討と同様に追加候補とはしない。
57	テレフタル酸	未検討	H28:0.0083~0.39	・1420/142 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット2年間混餌投与試験:膀胱結石を指標としたNOAEL 142 mg/kg/日(初期リスク評価書(2008/06))、不確実係数:100	最大検出値0.39 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(142 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。

58 (122)	トリエチル アミン	H25	H28:淡水域 0.031~2.7 H28:海水域 0.026~0.49	・2.39/0.239 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット28週間吸入試験:NOAEL 103 mg/m ³ (ばく露状況で補正:18 mg/m ³)(化学物質の環境リスク初期 評価(平成20年5月))、経口換算値 =2.39 mg/kg/日、不確実係数:1000	最大検出値2.7 $\mu\text{g/L}$ (H28淡水域)、0.49 $\mu\text{g/L}$ (H28海水域)は、仮評価値の10%(0.239 $\mu\text{g/L}$)を超えることから、追加候補となる。しかし、経口での適切な評価値は得られていないので、経口での無毒性量の判定後、判断のこととする。
75	二硫化炭 素	未検討	H28:0.024~ 0.41	・11/1.1 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット3か月間吸入反復暴露 試験:NOAEL 3.2 ppm(換算値:1.1 mg/kg/日)(初期リスク評価書 (2007/01))、不確実係数:100	最大検出値0.41 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(1.1 $\mu\text{g/L}$)を超えない。しかし、経口での適切な評価値は得られていないので、経口での無毒性量の判定後、判断のこととする。
96	ポリ臭素化 ジフェニル エーテル (PBDE)	H26 H27 H28	H26:0.000023 ~0.0062 H27:0.00016~ 0.013 H28:0.000017 ~0.038	H26年度検討:0.25~17.5/0.025~ 1.75 $\mu\text{g/L}$	最大検出値0.0062 $\mu\text{g/L}$ (H26)、0.013 $\mu\text{g/L}$ (H27)、0.038(H28) $\mu\text{g/L}$ は、仮評価値の10%(最大1.75 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、H26、H27、H28検討と同様に追加候補とはしない。
32	1,3-ジクロロ -2-プロパ ノール	未検討	H28:<0.02~ 0.53	・7.1/0.71 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット13週間経口投与試 験:NOAEL 1 mg/kg/日(換算値: 0.71 mg/kg/日)(初期リスク評価書 (2008/03))、不確実係数:100	最大検出値0.53 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(0.71 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。
124	N,N-ジメチ ルドデカン -1-イルアミ ン	未検討	H28:<0.002~ 0.19	・4/0.4 $\mu\text{g/L}$ 根拠:ラット28日間強制経口投与試 験:NOAEL 4 mg/kg/day(雄の心臓 の限局性心筋変性/線維化、雌の前 胃粘膜のび漫性の扁平上皮増生) (第8巻:化学物質の健康影響に関 する暫定的有害性評価シート(平成 22年3月))、不確実係数:1000	最大検出値0.19 $\mu\text{g/L}$ (H28)は、仮評価値の10%(0.4 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加候補とはしない。

注:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

8-2-2. 追加すべき候補物質のまとめ

「判断基準:評価値の10%以上」となるのは、H25に検討済のトリエチルアミンである。しかし、吸入経路における無毒性量に基づいた判断であり、経口径路での無毒性量の判明後、候補物質の判断としたい。